

豊島区の保健衛生

事業概要（令和8年版）

豊 島 区

健康部・豊島区保健所

《 目 次 》

— 総 説 —

1 . 沿 革	1	9 . 女性のしなやか健康づくり	90
2 . 保健所・健康相談所の位置と管轄区域 . . .	4	10 . が ん 対 策	95
3 . 保健所関係施設の概要	5	11 . 母 子 保 健	108
4 . 組織と分掌事務	6	12 . 精 神 保 健	127
5 . 職 員 配 置	7	13 . 歯 科 保 健	136
6 . 人口のあらまし	9	14 . 栄 養 指 導	144
7 . 歳入・歳出決算	12	15 . 健 康 危 機 管 理	150

— 業務の概要 —

1 . 衛 生 統 計	14	19 . 難 病 対 策	193
2 . 食 品 衛 生	29	20 . 公害健康被害補償	198
3 . 環 境 衛 生	47	21 . 保 健 師 活 動	204
4 . 衛生害虫対策等	63	22 . 保 健 所 実 習	208
5 . 薬 事	66	23 . 休日・平日準夜診療	209
6 . 医 務	69	24 . 在宅医療の推進	212
7 . 獣 医 衛 生 等	72	25 . 豊島健康診査センター	215
8 . 生活習慣病予防と健康づくり	75		

— 附属機関等 —

1 . 附属機関等一覧	218
2 . 財政補助団体一覧	220

凡 例

表中の表章記号は次のとおりである。

(令和3年度～令和7年度)

計数のない場合	0
事業のない場合	/

総 説

1. 沿 革

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
昭和 15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設 19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称 23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足 28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称 40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる 48. 12. 6 豊島池袋保健所改築 50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区長崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置 50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定 53. 3. 12 衛生部分庁舎完成 53. 3. 31 長崎保健所改築 62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設 63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除 平成 元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室） 2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室） 3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設 5. 4. 1 介護相談センター開設 6. 10. 3 池袋保健所“ＡＩＤＳ知ろう館”開設 8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設 10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設） 10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）	昭和 12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行 22. 9. 5 保健所法（昭22年法律第101号）施行 23. 1. 1 食品衛生法（昭22年法律第233号）施行 23. 7. 1 予防接種法（昭23年法律第68号）施行 41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行 58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行 63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行 平成 元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元年第2号）施行 6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正） 7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行 8. 4. 1 らい予防法廃止 8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）

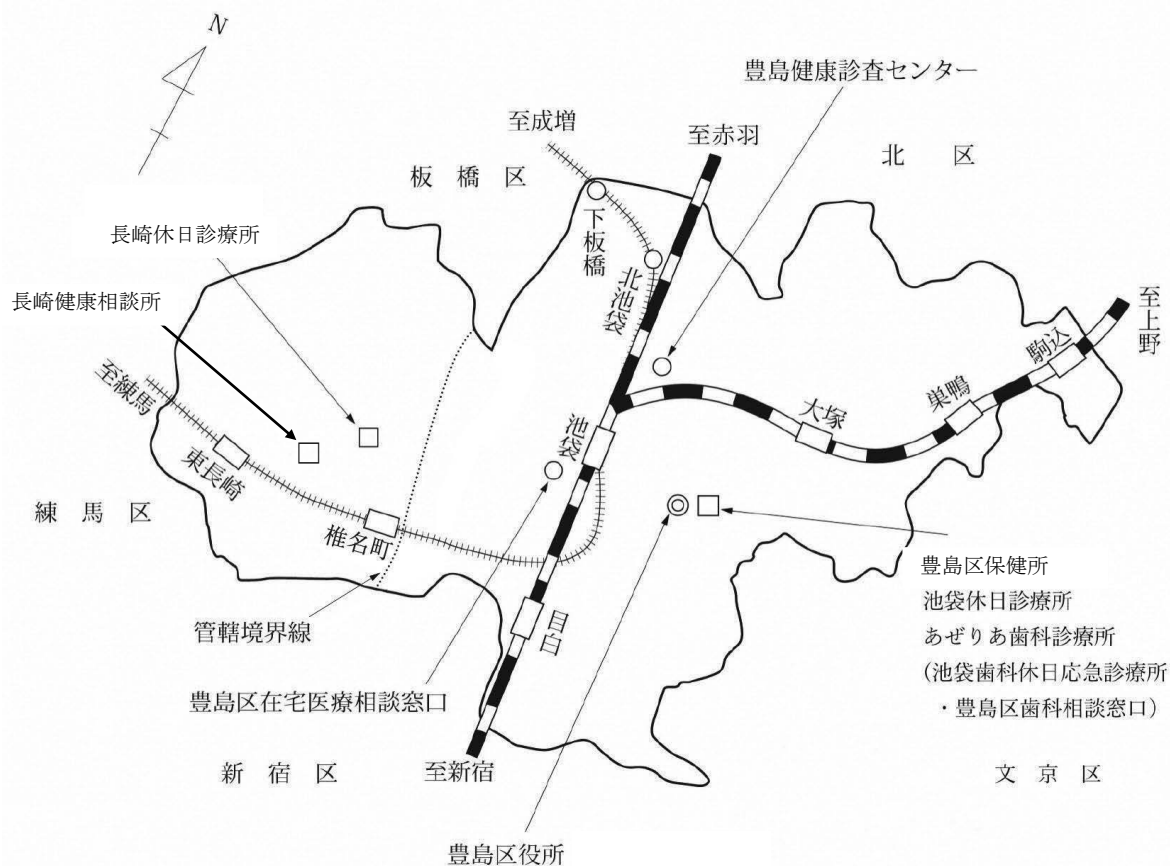
豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成	
11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設 歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設	平成
11. 4. 1 口腔保健センター開設 (障害者等歯科診療事業開始) 組織改正 (衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係)	11. 4. 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 施行 (伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の統合・改正)
11. 9. 1 豊島健康診査センター開設	
12. 4. 1 組織改正 (衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更)	12. 4. 1 介護保険法 (平成9年法律第123号) 施行
12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部) 分庁舎改修	
14. 4. 1 組織改正 (池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置)	
	15. 5. 1 健康増進法 (平成14年法律第103号) 施行 (栄養改善法廃止)
	17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (医療観察法) (平成15年法律第110号) 施行
	17. 7. 15 食育基本法(平成7年政令第235号) 施行
18. 4. 1 事務移管 (共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管)	18. 4. 1 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 施行
	18. 10. 28 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) 施行
18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設	
19. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編)	19. 4. 1 がん対策基本法 (平成18年法律第98号) 施行 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律第106号) 施行 (結核予防法廃止、改正法に統合)
20. 4. 1 組織改正 (生活衛生課・健康推進課において係再編)	20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律 (平成18年法律第83号) 施行 (老人保健法の一部改正)
21. 4. 1 組織改正 (地域保健課・健康推進課において係再編)	
22. 4. 1 組織改正(がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合)	22. 1. 1 肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号) 施行
23. 4. 1 組織改正 (生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止) 豊島区がん対策推進条例施行	
	23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律第95号) 施行
24. 4. 1 組織改正 (がん対策担当課を地域保健課に統合。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。)	25. 4. 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成24年法律第51号) 施行 (障害者自立支援法名称変更)
25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行	25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 施行

豊島区の保健衛生	主な衛生関係法令
平成 25. 4. 13 豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行 27. 5. 7 池袋保健所“鬼子母神plus”開設 27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設 27.11.11 池袋保健所健康情報発信スペース“鬼子母神plus”リニューアルオープン 30. 5. 7 長崎健康相談所改築工事に伴う仮移転（長崎3丁目6番24号⇒長崎2丁目27番18号） 30. 6. 15 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行 31. 4. 1 組織新設（地域保健課に移転計画担当係長設置）令和 元.10.15 池袋保健所仮移転（元. 9. 30竣工）（東池袋1丁目20番9号⇒東池袋4丁目42番16号） 2. 4. 7 豊島区新型コロナ対策室開設 3. 1. 15 組織新設（新型コロナウイルスワクチン接種担当課長） 3. 2. 22 組織新設（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長） 5. 1. 30 新長崎健康相談所開設（令和4年11月8日竣工） 5. 4. 1 組織改正（保健予防課を設置。感染症担当係長、精神保健担当係長、医務担当係長を健康推進課より移行、予防対策担当係長を設置。健康推進課は小児慢性担当係長を廃止、医療費助成担当係長を設置。） 6. 4. 1 組織改正（保健福祉部が、健康部と福祉部に分割。保健所設置準備担当課を設置。保健所設置準備担当係長を設置。地域保健課は移転準備係長を廃止、災害時医療対策係長を設置。健康推進課と長崎健康相談所に母子継続支援担当係長設置。） 7. 4. 1 組織改正（地域保健課に保健施策推進係長を設置。生活衛生課は生活衛生係長を管理・事業係長に名称変更。保健予防課及び長崎健康相談所は医務係長を医師業務係長に名称変更。） 8. 4. 1 組織改正（地域保健課はがん対策・健康計画係長を廃止。健康づくり支援係長を設置。） 8. 5. 7 池袋保健所から豊島区保健所に改称。豊島区保健所移転（8. 3. 27竣工）。（東池袋4丁目42番16号⇒南池袋2丁目1番1号）	平成 25.12.13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行 27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行 27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律一部施行 27.12.25 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）施行 28. 4. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条権限移譲 30.6. 13 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）公布 30. 6. 15 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）施行 令和 2. 2. 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行（令和3年2月13日廃止） 2. 4. 1 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）全面施行 東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）全面施行 3. 2. 13 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（施行通知） 4. 6. 1 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（犬猫マイクロチップ装着義務化） 5. 5. 8 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」から「5 類感染症」に位置づける

- - 【令和7年度の主な取り組み】

7. 4. 1 妊婦のための支援給付事業開始

2. 保健所・健康相談所の位置と管轄区域



豊島区保健所	所在地・電話	〒171-0022 豊島区南池袋2丁目1番1号 地域保健課 03(3987)4203 保健所設置準備担当課 03(4566)4085 生活衛生課 03(3987)4175 保健予防課 03(4566)2231 健康推進課 03(3987)4173
	健康推進課 管轄区域 (9,641km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、 南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、 南池袋1～4丁目、西池袋1～5丁目、池袋1～4丁目、 池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、 目白1～5丁目
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号 03(3957)1191
	管轄区域 (3,369km ²)	南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、 要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

3. 保健所関係施設の概要

1. 豊島区保健所 豊島区南池袋2-1-1

建物竣工年月日：令和8年3月27日

建物面積	1 階	602.17 m ²	あぜりあ歯科診療所、池袋あうる薬局、駐輪場
	2 階	2,612.26 m ²	池袋休日診療所、わたしメンテラボ、会議室、総合窓口、衛生検査室、男女更衣室、倉庫、診察室、歯科相談室、臨床検査室、X線室、講堂、健康教育室
	3 階	1,443.71 m ²	所長室、事務室、会議室、相談室
	計	4,658.14 m ²	※地下2階、地上52階（うち保健所部分は1～3階）

2. 長崎健康相談所 豊島区长崎3-6-24（豊島区児童相談所・長崎健康相談所複合施設地階1階）

建物竣工年月日：令和4年11月8日

建物面積	地 階	488.85 m ²	倉庫、事務室、更衣室
	1 階	609.09 m ²	講堂、計測室、受付、予診室、診察室、栄養相談室、面談室、心理相談室
	計	1,097.94 m ²	

3. 休日診療所・休日調剤薬局

施設名	電 話	所 在 地	施設床面積	
池袋休日診療所	050(3146)4578	豊島区南池袋2-1-1 （豊島区保健所2階）	診療所 待合室	112.47 m ²
長崎休日診療所	050(3146)4577	豊島区长崎2-27-18 （区民ひろば長崎複合施設1階）	診療所 待合室	115.65 m ²
池袋歯科休日応急診療所	03(5985)5577	豊島区南池袋2-1-1 （豊島区保健所1階 あぜりあ歯科診療所内）	診療所 待合室	264.11 m ²
池袋あうる薬局	03(3984)7540	豊島区南池袋2-1-1 （豊島区保健所1階）	調剤室 待合室	87.33 m ²

4. 組織と分掌事務

令和8年4月1日現在

健康部	地域保健課	管理グループ	予算・決算のまとめ、保健所の連絡調整、条例・規則の立案請求、保健所の維持管理、休日診療所の管理運営、平日準夜間小児初期診療事業、衛生統計、三師会等との連絡調整、健康危機管理の総合調整
		保健施策推進グループ	保健施策の調整、豊島健康診査センターの運営計画関係、がん対策の推進、がん対策推進条例及びがん対策推進計画、がん対策基金、屋内の受動喫煙防止対策、健康プランの進捗管理、地域医療体制の整備
		保健事業グループ	成人保健、人口動態調査、障害者等歯科診療、口腔保健センター関係事務
		公害保健グループ	公害健康被害者の認定更新等事務、補償給付事務、公害保健福祉事業、予防事業、大気汚染による健康障害者医療費助成認定に関する事務、石綿健康被害救済申請事務
		災害時医療対策グループ	災害時医療に関すること
		健康づくり支援グループ	健康づくり支援に関すること、食育事業
	保健所設置準備担当課	保健所設置準備グループ	新保健所設置に関すること、議会・委員会用資料作成、保健所作業部会の運営、移転に伴う三師会との連絡調整、外部業者との連絡調整
	生活衛生課	管理・事業グループ	予算・決算、獣医師会等との連絡調整、狂犬病予防、動物愛護思想の普及・啓発、獣医衛生
		医務・薬事グループ	診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所・薬局・医療機器等の許可、届出受理、監視指導、毒劇物販売業者等の登録、立入検査、有害物質含有家庭用品の試買検査、診療所等医療施設及び薬局等の不利益処分、医師・看護師・准看護師等免許事務
		環境衛生グループ	旅館・興行場・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所・墓地等の許可等及び監視指導、特定建築物・水道施設の届出受理及び監視指導、クリーニング師の免許事務、旅館等営業の停止命令、理容所・美容所等の閉鎖命令、特定建築物・水道施設の使用制限命令、住居衛生、水質及び環境等の検査、ねずみ・衛生害虫等の防除
		住宅宿泊対策グループ	住宅宿泊事業の届出受理、監視指導、業務改善、業務停止及び廃止命令
		食品衛生グループ	飲食店・飲食物製造販売等の営業許可及び監視指導、食中毒の予防及び調査、営業停止命令等、食品等の検査
	保健予防課	管理・感染症事務グループ	予算・決算、結核・感染症・エイズ予防に関する事務、先天性風しん抗体検査、新型インフルエンザ等対策事務、光化学スモッグ
		予防接種グループ	予防接種
		感染症保健指導グループ	感染症予防、結核予防、性感染症及びエイズ予防、新型インフルエンザ等対策、放射線検査
		精神保健グループ	精神保健・自殺うつ予防、精神入院同意
		医師業務グループ	保健予防（他課の所管に属するものを除く）、健康危機管理、研修医指導等
池袋保健所	健康推進課	管理・事業グループ	予算・決算、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、養育医療費助成
		保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・難病・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育、
		母子継続支援グループ	妊産婦の保健指導及び要支援妊婦の相談支援
		栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業
		支援計画グループ	在宅人工呼吸器使用者の把握、災害時個別支援計画作成
		医療費助成グループ	自立支援・精神・難病・小児慢性特定疾病等の医療助成
		統括保健師グループ	保健師及び保健活動の部署横断的調整（災害時含む）
		健康管理システム標準化グループ	健康管理システム標準化に関すること
	長崎健康相談所	管理・事業グループ	予算・決算、施設管理、成人保健、健康づくり、母子保健、歯科保健、予防接種、光化学スモッグ・養育・育成・精神・難病小児慢性疾病等の医療助成
		保健指導グループ	乳幼児・妊産婦・精神・生活習慣病・その他の保健指導及び家庭訪問指導、健康相談、健康教育
		母子継続支援グループ	妊産婦の保健指導及び要支援妊婦の相談支援
		栄養グループ	栄養相談及び指導、健康教育、栄養指導講習会、給食施設指導、食育推進事業
		医師業務グループ	保健予防、健康増進

5. 職 員 配 置

令和8年4月1日現在 (単位：人)

課別 職種	総数		地域保健課 (保健所設置準備担当 含む)		生活衛生課		保健予防課		健康推進課		長 崎 健康相談所	
総 数	134	(18)	33	(11)	35	(1)	21	－	31	(6)	14	－
		3		－		1		－		1		1
		43		11		15		4		10		4
事 務	53	(11)	24	(9)	4	－	10	－	10	(2)	5	－
		1		－		－		－		1		－
		20		4		11		2		3		－
医 師	4	－	1	－	－	－	3	－	－	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		－		－		－		－		－		－
衛 生 監 視	29	(1)	－	－	29	(1)	－	－	－	－	－	－
		1		－		1		－		－		－
		4		－		4		－		－		－
検 査 技 術	2	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		－		－		－		－		－		－
診療放射線	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		1		－		－		1		－		－
保 健 師	39	(4)	5	－	－	－	7	－	18	(4)	9	－
		－		－		－		－		－		－
		3		3		－		－		－		－
栄 養 士	5	(2)	3	(2)	－	－	－	－	2	－	－	－
		1		－		－		－		－		1
		2		1		－		－		1		－
歯科衛生士	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		2		1		－		－		－		1
環 境 技 能	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		－		－		－		－		－		－
心 理	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		－		－		－		－		－		－
福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		1		－		－		1(※)		－		－
業 務	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－		－		－		－		－		－
		－		－		－		－		－		－

課別 職種	総数		地域保健課 (保健所設置準備担当 含む)		生活衛生課		保健予防課		健康推進課		長 崎 健康相談所	
助 産 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		10		1		-		-		6		3
看 護 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		1		1		-		-		-		-
建 築 技 術	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		-

(注1) 健康部長（事務）及び豊島区保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 各欄上段：（ ）内は兼務職員で外数。中段：再任用で外数。下段：会計年度任用職員で外数。

(注3) 長崎健康相談所長が医師業務係長事務取扱。

(※) 精神保健福祉士。

6. 人口のあらまし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口（単位：人）

年 次	全 国	東 京 都	豊 島 区
2	123, 398, 962	14, 047, 594	274, 039
3	122, 780, 487	14, 011, 487	299, 108
4	122, 030, 523	14, 040, 732	302, 972
5	121, 193, 394	14, 099, 993	305, 830
6	120, 295, 592	14, 192, 184	309, 136

（注）出典：人口動態統計（確定数の概況）（厚生労働省）、人口動態統計年報（東京都保健医療局）

[2] 町別世帯と人口

(1) 豊島区保健所管内

令和8年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 142, 779	(人) 220, 714	(人) 110, 773	(人) 109, 941	(K m ²) 9. 641
駒 込	10, 400	17, 693	8, 430	9, 263	0. 752
巢 鴨	12, 375	19, 503	9, 479	10, 024	0. 799
西 巢 鴨	8, 383	13, 413	6, 606	6, 807	0. 547
北 大 塚	9, 012	13, 035	6, 421	6, 614	0. 409
南 大 塚	12, 000	17, 780	8, 737	9, 043	0. 607
上 池 袋	11, 184	17, 654	9, 138	8, 516	0. 681
東 池 袋	13, 463	20, 028	10, 421	9, 607	0. 935
南 池 袋	5, 652	8, 443	4, 358	4, 085	0. 748
西 池 袋	11, 896	17, 858	9, 110	8, 748	0. 940
池 袋	14, 686	19, 836	10, 704	9, 132	0. 755
池袋本町	11, 113	17, 839	9, 149	8, 690	0. 636
雑司が谷	5, 864	9, 407	4, 598	4, 809	0. 404
高 田	7, 993	13, 292	6, 611	6, 681	0. 494
目 白	8, 758	14, 933	7, 011	7, 922	0. 934

(2) 長崎健康相談所管内

令和8年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 47, 103	(人) 75, 415	(人) 37, 441	(人) 37, 974	(K m ²) 3. 369
南 長 崎	13, 284	20, 837	10, 350	10, 487	0. 812
長 崎	11, 708	18, 476	9, 218	9, 258	0. 823
千 早	7, 920	12, 876	6, 416	6, 460	0. 640
要 町	6, 441	9, 886	4, 879	5, 007	0. 506
高 松	4, 966	8, 376	4, 186	4, 190	0. 354
千 川	2, 784	4, 964	2, 392	2, 572	0. 234

（注）平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在（単位：人）

年 次	総 数	男	女
4	24,200	12,260	11,940
5	28,933	14,877	14,056
6	32,732	16,958	15,774
7	36,360	18,794	17,566
8	38,584	19,672	18,912

令和8年1月1日現在（単位：人）

国 別	登録者数
中国	17,077
ミャンマー	5,504
ネパール	4,180
ベトナム	2,772
韓国	2,461
台湾	1,333
米国	599
フィリピン	515
その他	4,143
合計	38,584

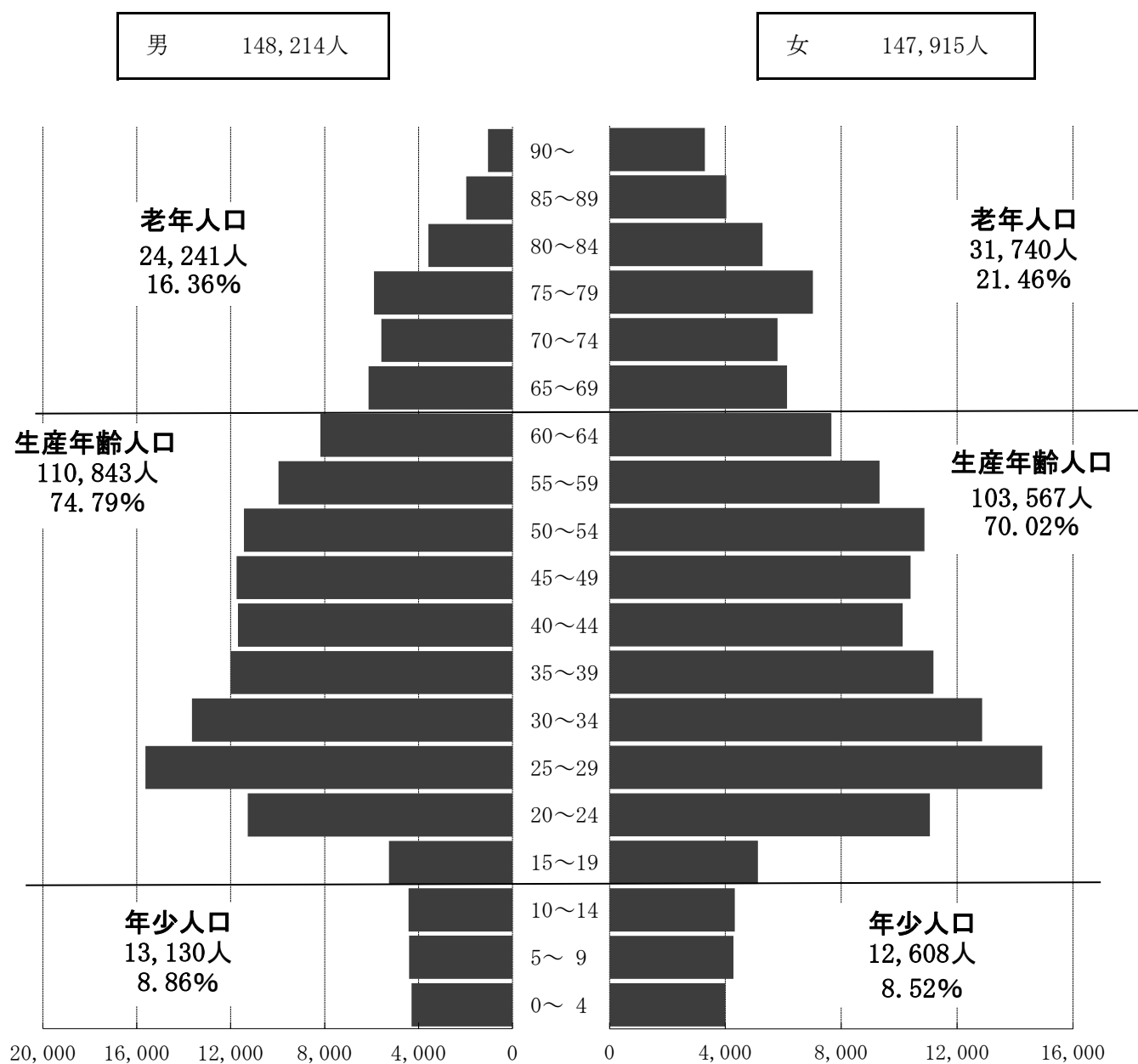
[4] 性・年齢階級別人口

令和8年1月1日現在 住民基本台帳人口（単位：人）

区分 年齢	総 数			豊島区保健所			長崎健康相談所		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総数	296,129	148,214	147,915	220,714	110,773	109,941	75,415	37,441	37,974
0～4	8,302	4,301	4,001	6,047	3,171	2,876	2,255	1,130	1,125
5～9	8,678	4,401	4,277	6,317	3,158	3,159	2,361	1,243	1,118
10～14	8,758	4,428	4,330	6,504	3,311	3,193	2,254	1,117	1,137
15～19	10,392	5,265	5,127	7,958	4,032	3,926	2,434	1,233	1,201
20～24	22,339	11,276	11,063	17,536	8,841	8,695	4,803	2,435	2,368
25～29	30,575	15,633	14,942	23,210	11,980	11,230	7,365	3,653	3,712
30～34	26,516	13,652	12,864	20,135	10,435	9,700	6,381	3,217	3,164
35～39	23,189	12,004	11,185	17,362	9,064	8,298	5,827	2,940	2,887
40～44	21,816	11,688	10,128	16,181	8,675	7,506	5,635	3,013	2,622
45～49	22,144	11,745	10,399	16,636	8,832	7,804	5,508	2,913	2,595
50～54	22,312	11,439	10,873	16,687	8,539	8,148	5,625	2,900	2,725
55～59	19,284	9,960	9,324	14,199	7,341	6,858	5,085	2,619	2,466
60～64	15,843	8,181	7,662	11,573	5,924	5,649	4,270	2,257	2,013
65～69	12,261	6,133	6,128	9,119	4,560	4,559	3,142	1,573	1,569
70～74	11,384	5,581	5,803	8,418	4,083	4,335	2,966	1,498	1,468
75～79	12,927	5,901	7,026	9,327	4,230	5,097	3,600	1,671	1,929
80～84	8,864	3,584	5,280	6,282	2,541	3,741	2,582	1,043	1,539
85～89	6,003	1,971	4,032	4,133	1,335	2,798	1,870	636	1,234
90～	4,542	1,071	3,471	3,090	721	2,369	1,452	350	1,102
100歳以上 (再掲)	200	23	177	137	14	123	63	9	54
年少人口 (0～14)	25,738 (8.69%)	13,130	12,608	18,868 (8.54%)	9,640	9,228	6,870 (9.10%)	3,490	3,380
生産年齢人口 (15～64)	214,410 (72.40%)	110,843	103,567	161,477 (73.16%)	83,663	77,814	52,933 (70.18%)	27,180	25,753
老年人口 (65～)	55,981 (18.90%)	24,241	31,740	40,369 (18.29%)	17,470	22,899	15,612 (20.70%)	6,771	8,841

(注) () 内は、構成比。また、構成割合の合計は、端数処理の関係上、必ずしも100.0%にならない場合がある。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（令和8年1月1日現在）



（注）構成割合の合計は、端数処理の関係上、必ずしも100.0%にならない場合がある。

7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率 (%)
款	項				
	3 年 度	7,031,763	9,460,694	2,428,931	134.5
	4 年 度	6,676,049	6,694,963	18,914	100.3
	5 年 度	3,983,305	2,756,053	△1,227,252	69.2
	6 年 度	1,478,351	1,497,610	△19,259	101.3
	7 年 度	1,455,196	1,451,716	△3,480	99.8
	分担金及び負担金	308,596	285,910	△22,686	92.6
	負 担 金	308,596	285,910	△22,686	92.6
	使用料及び手数料	36,174	39,960	3,786	110.5
	使 用 料	352	242	△110	68.8
	手 数 料	35,822	39,718	3,896	110.9
	国庫支出金	546,847	551,268	4,421	100.8
	国庫負担金	101,291	96,489	△4,802	95.3
	国庫補助金	444,350	454,525	10,175	102.3
	国庫委託金	1,206	254	△952	21.1
	都支出金	346,877	339,427	△7,450	97.9
	都負担金	22,623	9,561	△13,062	42.3
	都補助金	323,596	329,142	5,546	101.7
	都委託金	658	724	66	110.0
	財産収入	5,013	5,013	△0	100.0
	財産運用収入	5,013	5,013	△0	100.0
	寄附金	5	650	645	13,000.0
	寄 附 金	5	650	645	13,000.0
	繰入金	186	186	△0	100.0
	がん対策基金繰入金	186	186	△0	100.0
	諸収入	211,498	229,302	17,804	108.4
	貸付金元利収入	20,000	20,000	△0	100.0
	受託事業収入	126,259	150,889	24,630	119.5
	雑 入	65,239	58,413	△6,826	89.5

[2] 歳 出

(1) 一般会計

科 目			予算現額	決算額	不用額	執行率
款	項	目	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
衛 生 費						
3 年 度			10,291,597	9,224,730	866,767	89.6
4 年 度			11,063,746	9,505,484	1,558,262	85.9
5 年 度			10,384,687	8,360,774	2,023,913	80.5
6 年 度			5,121,418	4,556,249	565,169	89.0
7 年 度			10,997,643	3,996,861	7,000,782	36.3
	衛生費		10,997,643	3,996,861	7,000,782	36.3
	地 域 保 健 費		8,088,271	1,531,951	6,556,320	18.9
	生 活 衛 生 費		68,678	49,778	18,900	72.5
	保 健 予 防 費		1,742,024	1,439,498	302,526	82.6
	健 康 推 進 費		997,835	883,815	114,020	88.6
	長崎健康相談所費		100,835	91,819	9,016	91.1

(注1) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(注2) 職員関係経費は含まない

(2) 介護保険事業会計

科 目			予算現額	決算額	不用額	執行率
款	項	目	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
地域支援事業費						
3 年 度			28,513	26,128	2,385	91.6
4 年 度			28,359	26,733	1,626	94.3
5 年 度			28,398	27,705	693	97.6
6 年 度			28,291	27,563	728	97.4
7 年 度			29,114	28,385	729	97.5
	包括的支援事業・任意事業費		29,114	28,385	729	97.5
	在宅医療・介護連携推進事業費		29,114	28,385	729	97.5

(注1) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(注2) 職員関係経費は含まない

業務の概要

1. 衛生統計

[1] 各種統計調査

(1) 人口動態調査（基幹統計）

出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態事象を計量的に把握し、保健衛生や文化水準の指標として重要な役目を果たすだけでなく、社会保障資料となる調査である。戸籍法及び死産の届出に関する規定によって区長が、上記事項を受理した都度、人口動態調査票を作成して、保健所、都道府県を経由して厚生労働省に報告される。保健所では、総合窓口課（区民課）より送付された人口動態調査票を基に集計を行ない、月に1回、東京都に送付する。

（豊島区についての詳細は、[2]人口動態統計 を参照）

(2) 人口動態職業・産業調査（基幹統計）

出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届書から職業、産業という社会経済的属性との関連を明らかにすることを目的として5年毎に実施している調査である。

(3) 国民生活基礎調査（基幹統計）

国民の保健、医療、年金、福祉、所得等国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、今後の厚生行政施策の企画立案の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。調査は、昭和61年から3年周期で行なう大規模調査と、中間年に、世帯の基本的事項について簡易な調査を行なう小規模調査がある。

大規模調査は「世帯票」「健康票」「介護票」「所得票」及び「貯蓄票」の5種類で構成され、中間年は「世帯票」「所得票」のみ。世帯票では世帯員の基礎的属性のほか、医療保険の加入状況、公的年金の加入状況、介護の要否、寝たきりか否かなど、健康票では入院や通院の状況、傷病名、健康の状況、健康管理の状況等を主に調査事項とし、介護票では要介護の方の介護度、居宅サービスの利用状況、負担費用などを調査している。（なお、所得票と貯蓄票の調査は東京都が行なう）

令和7年は6月5日を調査日とし、5地区365世帯を該当世帯として、大規模調査（世帯票・健康票・介護票）を行った。

(4) 医療施設調査（基幹統計）

全国における医療施設の分布及びその整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。動態調査と静態調査がある。

動態調査は、施設の開設、廃止、変更の届出等により作成した調査票を、毎月提出する。

静態調査は3年ごとに行なわれ、各施設の管理者の自計により、所在地、開設者、診療科目、設備概況、従事者数などを調査している。令和5年に実施、次回は令和8年に実施予定。

(5) 医師・歯科医師及び薬剤師調査（一般統計）

医師・歯科医師・薬剤師の従事場所、診療科名等による分布などを把握することを目的とする。隔年ごと、区内に住所を有する者及び区内に就業する者を対象に、12月31日現在の状況の届出票を回収する。また、区内に就業している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士もあわせて調査を行なっている。令和6年に実施。次回は令和8年に実施予定。

(6) 患者調査（基幹統計）

病院や診療所を利用する患者の傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、3年ごとに調査を実施。調査の客体は、全国の医療施設から層化無作為に抽出された医療施設である。

調査票は「病院（奇数）票」「病院（偶数）票」「一般診療所票」「歯科診療所票」「病院退院票」「一般診療所退院票」の6種類で構成され、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療科名、診療費支払方法、病床の種別、入院の状況、介助の状況、入院前の場所、退院後の行き先、転帰、手術の有無等を主に調査事項としている。令和5年に実施。当区では病院7施設、一般診療所2施設、歯科診療所2施設が調査対象となった。次回は令和8年に実施予定。

(7) 受療行動調査（一般統計）

全国の医療施設を利用する患者について、受療状況や受けた医療に対する満足度を患者から調査することで、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。平成8年度を初年度として以後3年度毎の調査が定められている。

調査票は「入院患者票」「外来患者票」の2種類。出生年月日、受療経験、医療機関選択理由、情報源、治療期間を共通として、入院患者票では入院回数、入院待機期間、説明の有無と理解・満足度等、外来患者票では受診目的、通院時間経費、待ち時間、満足度を主な調査事項としている。

令和5年に実施。当区では1施設が調査対象となった。次回は令和8年に実施予定。

(8) 21世紀成年者縦断調査（一般統計）

調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等、厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者で、平成22年国民生活基礎調査の調査地区内の男女が調査対象。平成24年は区が行ない、平成25年からは国が直接実施。

(9) 中高年者縦断調査（一般統計）

調査対象となった男女の健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等、厚生労働行政施策の企画・立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。平成17年10月末時点で50～59歳であった男女を対象とし、前年の調査に協力を得られた者を調査対象としている。

平成21年まで区で行なっていたが、平成22年から国が直接実施。

(10) 社会保障・人口問題基本調査（一般統計）

国立社会保障・人口問題研究所が、5つのテーマを5年周期で行なっている調査。令和7年は「第17回出生動向基本調査」を実施。この調査は世帯変動の実態と要因をあきらかにするとともに、世帯数の将来推計の制度を高めるための基礎データを得ることを目的としている。令和7年は6月30日を調査日とし、2地区112世帯を該当世帯として調査を行った。

(11) 国民健康・栄養調査（一般統計）

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき毎年実施しているものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施している。国民生活基礎調査により設定された単位区（地区）から無作為抽出した300単位区内の世帯及び該当世帯の1歳以上の世帯員を調査客体とし、これらは厚生労働省が指定する。調査月は11月に設定されている。（昭和21年～平成14年は、栄養改善法に基づいて実施）

（豊島区についての詳細は、14. 栄養指導[4]国民健康・栄養調査 を参照）

(12) その他の統計

① 地域保健・健康増進事業報告（一般統計）

保健所の活動を中心とする管内の公衆衛生活動状況を把握することを目的とし、地域保健法に基づき保健所から報告される表式統計。報告される活動実績は、健康診断実施状況、環境衛生、食品衛生、結核予防、予防接種、母子衛生、栄養改善指導、衛生教育、保健師、試験検査、がん検診、精神保健等15種にわたる。平成19年度まで地域保健・老人保健事業報告の名称で実施されていた。

② 感染症発生動向調査（感染症法第12条・14条・15条による届出調査）

感染症患者を診断、若しくはその死体を検案した医師からの届け出に基づいて患者発生の状況を迅速、的確に把握するものとして実施されている。

③ 食中毒統計（食品衛生法第63条による届出調査）

食中毒患者を診断し、またはその死体を検案した医師からの届け出に基づいて食中毒の事件数、患者及び死者の発生状況を迅速、的確に把握するものとして実施されている。

④ 衛生行政報告例（一般統計）

公衆衛生、環境衛生、医務などの衛生関係行政の業務内容について、年報及び隔年報の形で、厚生労働省に報告する。現在、衛生検査、墓地、火葬場及び納骨堂、興行場、理容、食品衛生管理者など61種類にのぼる報告様式がある。

[2] 人口動態統計

(1) 結果の概要

① 出 生

豊島区の出生数は、1,640人で、令和5年より35人減少し、出生率(人口千対)は5.3と下降した。東京都出生率6.3、全国の5.7と比較すると依然として低率である。また、一人の女性は何人の子供を出生するかという合計特殊出生率では東京都の0.96、全国の1.15に比較して、豊島区は0.83であり、依然として低率である。

② 死 亡

豊島区の死亡数は、2,617人で、令和5年より116人増となり、死亡率(人口千対)は、8.5であった。また、東京都の死亡率は10.4、全国の死亡率は13.3であった。

豊島区の3大死因の死亡数と死亡率(人口10万対)は、

第1位	悪性新生物	624人(201.9)
第2位	心疾患	423人(136.8)
第3位	老衰	350人(113.2)

であり、昭和63年以降、平成7年と9年を除いて心疾患が、第2位を占めている。

③ 乳児死亡

豊島区の乳児死亡数は3人で、令和5年より1人増であり、乳児死亡率(出生千対)は、3.6と2.4増加した。また、東京都の乳児死亡率は1.3、全国の乳児死亡率は1.8であった。

④ 死 産

豊島区の死産数は39胎で、令和5年より4胎増となり、死産率(出産千対)は、23.2と2.7増加した。また、東京都の死産率は22.5、全国の死産率は21.9であった。

⑤ 婚姻と離婚

豊島区の婚姻数は、1,981組で令和5年より199組増加した。婚姻率（人口千対）は6.4と0.6増加した。また、東京都の婚姻率は5.7、全国の婚姻率は4.0であった。

豊島区の離婚数は394組で令和5年より12組減少した。離婚率（人口千対）は1.27と0.06減少した。また、東京都の離婚率は1.52、全国の離婚率は1.55であった。

(2) 人口動態年次別数・率

区 分 年 次		全 国		東 京 都		豊 島 区		
		人 数	率	人 数	率	人 数	率	
出 生		2年	840,835	6.8	99,661	7.4	1,842	6.7
		3年	811,622	6.6	95,404	7.1	1,855	6.2
		4年	770,759	6.3	91,097	6.8	1,855	6.1
		5年	727,288	6.0	86,348	6.4	1,675	5.5
		6年	686,173	5.7	84,207	6.3	1,640	5.3
再 掲	低体重児出生	2年			8,894	89.2	172	93.4
		3年			8,920	93.5	200	107.8
		4年			8,492	93.2	200	91.2
		5年			8,187	94.8	172	102.7
		6年			8,044	95.5	143	87.2
死 亡		2年	1,372,755	11.1	121,219	9.0	2,434	8.9
		3年	1,439,856	11.7	127,649	9.5	2,473	8.3
		4年	1,569,050	12.9	139,264	10.4	2,670	8.8
		5年	1,576,016	13.0	137,241	10.2	2,501	8.2
		6年	1,605,378	13.3	140,329	10.4	2,617	8.5
再 掲	乳児死亡	2年	1,512	1.8	135	1.4	6	3.3
		3年	1,399	1.7	160	1.7	4	2.2
		4年	1,356	1.8	148	1.6	5	2.7
		5年	1,326	1.8	135	1.6	2	1.2
		6年	1,266	1.8	113	1.3	3	3.6
	新生児死亡	2年	704	0.8	61	0.6	3	1.6
		3年	658	0.8	68	0.7	4	2.2
		4年	609	0.8	74	0.8	4	2.2
		5年	600	0.8	60	0.7	1	0.6
		6年	637	0.9	53	0.6	1	0.6
周産期死亡		2年	2,664	3.2	296	3.0	10	5.4
		3年	2,741	3.4	282	2.9	7	3.8
		4年	2,527	3.3	297	3.3	6	3.2
		5年	2,404	3.3	266	3.1	4	2.4
		6年	2,285	3.3	230	2.7	3	1.8
再 掲	後期死産	2年	2,112	2.5	252	2.5	9	4.9
		3年	2,235	2.7	233	2.4	4	2.2
		4年	2,061	2.7	237	2.6	2	1.1
		5年	1,943	2.7	225	2.6	3	1.8
		6年	1,800	2.6	191	2.3	2	1.8
	早期新生児 死亡	2年	552	0.7	44	0.4	1	0.5
		3年	506	0.7	49	0.5	3	1.6
		4年	466	0.6	60	0.7	4	2.2
		5年	461	0.6	41	0.5	1	0.6
		6年	485	0.7	39	0.5	1	2.4

区 分 年 次		全 国		東 京 都		豊 島 区		
		人 数	率	人 数	率	人 数	率	
死 産		2年	17,278	20.1	2,076	20.4	51	26.9
		3年	16,277	19.7	1,975	20.3	45	23.7
		4年	15,179	19.3	1,773	19.1	31	16.4
		5年	15,534	20.9	1,934	21.9	35	20.5
		6年	15,323	21.8	1,938	22.5	39	23.2
再 掲	自然死産	2年	8,188	9.5	955	9.4	22	11.6
		3年	8,082	9.8	894	9.2	20	10.5
		4年	7,391	9.4	812	8.7	14	7.4
		5年	7,152	9.6	799	9.1	13	7.6
		6年	6,849	9.8	762	8.8	10	6.0
	人工死産	2年	9,090	10.6	1,121	11.0	29	15.3
		3年	8,195	9.9	1,081	11.1	25	13.2
		4年	7,788	9.9	961	10.3	17	9.0
		5年	8,382	11.3	1,135	12.9	22	12.9
		6年	8,474	12.1	1,176	13.7	29	17.3
婚 姻		2年	525,507	4.3	73,931	5.5	1,963	7.2
		3年	501,138	4.1	69,813	5.2	1,817	6.1
		4年	504,930	4.1	75,179	5.6	1,944	6.4
		5年	474,741	3.9	71,774	5.3	1,782	5.8
		6年	485,092	4.0	76,441	5.7	1,981	6.4
離 婚		2年	193,253	1.57	20,783	1.54	414	1.51
		3年	184,384	1.50	19,605	1.46	400	1.34
		4年	179,099	1.47	19,255	1.43	377	1.24
		5年	183,814	1.52	20,016	1.49	406	1.33
		6年	185,904	1.55	20,424	1.52	394	1.27
自 然 増 減		2年	△531,920	△4.3	△21,558	△1.6	△592	△2.2
		3年	△628,234	△5.1	△32,245	△2.4	△618	△2.1
		4年	△798,291	△6.5	△48,167	△3.6	△816	△2.7
		5年	△848,728	△7.0	△50,893	△3.8	△826	△2.7
		6年	△919,205	△7.6	△56,122	△4.2	△977	△3.2

(注1) 出典：人口動態統計（確定数の概況）（厚生労働省）、人口動態統計（東京都保健医療局）

率 { 人口千対：出生、死亡、婚姻、離婚、自然増減
出生千対：低体重児出生、乳児死亡、新生児死亡
出産(出生+死産)千対：死産（総数・自然死産・人工死産）
出産（出生+妊娠満22週以後の死産）千対：周産期死亡（総数・後期死産・早期新生児死亡）

乳 児 死 亡：生後1年未満の死亡
新 生 児 死 亡：生後4週未満の死亡
後 期 死 産：妊娠満22週以後の死産の出産
早期新生児死亡：生後1週未満の死亡
死 産：妊娠満12週以後の死産の出産

(3) 出生

□ 出生子数及び率（人口千対）

区 分 年 次	全 国		東京都		豊島区		豊島区保健所		旧長崎保健所	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率
昭和60(1985)年	1,431,577	11.9	126,178	10.7	2,510	9.0	1,716	9.0	794	9.0
平成 2(1990)年	1,221,585	10.0	103,983	8.8	1,804	6.9	1,212	6.9	592	6.9
平成 7(1995)年	1,187,064	9.6	96,823	8.2	1,467	6.0	969	5.9	498	6.1
平成12(2000)年	1,190,547	9.5	100,209	8.3	1,525	6.1	1,094	6.3	431	5.6
平成17(2005)年	1,062,530	8.4	96,542	7.8	1,463	6.1	1,463	6.1		
平成22(2010)年	1,071,305	8.5	108,135	8.4	1,797	6.7	1,797	6.7		
平成27(2015)年	1,005,721	8.0	113,194	8.6	2,045	7.6	2,045	7.6		
令和元(2019)年	865,239	7.0	101,817	7.6	1,937	6.4	1,937	6.4		
令和 2(2020)年	840,835	6.8	99,661	7.4	1,842	6.7	1,842	6.7		
令和 3(2021)年	811,622	6.6	95,404	7.1	1,855	6.2	1,855	6.2		
令和 4(2022)年	770,759	6.3	91,097	6.8	1,854	6.1	1,854	6.1		
令和 5(2023)年	727,288	6.0	86,348	6.4	1,675	5.5	1,675	5.5		
令和 6(2024)年	686,173	5.7	84,207	6.3	1,640	5.3	1,640	5.3		

□ 母の年齢階級別出生数・構成比の年次推移(豊島区)

区分 年次	総数	15歳未満		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45歳以上	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
平成26年	2,055	0	0.0	10	0.5	73	3.6	411	20.0	796	38.7	613	29.8	149	7.3	3	0.1
平成27年	2,045	0	0.0	11	0.5	81	4.0	426	20.8	774	37.8	589	28.8	155	7.6	9	0.4
平成28年	2,073	0	0.0	14	0.7	77	3.7	416	20.1	790	38.1	583	28.1	181	8.7	12	0.6
平成29年	2,109	0	0.0	15	0.7	77	3.6	429	20.3	815	38.6	621	29.4	145	6.9	7	0.3
平成30年	2,009	0	0.0	4	0.2	62	3.1	342	17.0	805	40.1	616	30.7	167	8.3	13	0.6
令和元年	1,937	0	0.0	5	0.2	73	3.8	392	20.2	784	40.5	507	26.2	169	8.7	7	0.4
令和 2年	1,842	0	0.0	2	0.1	47	2.6	318	17.3	731	39.7	574	31.2	164	8.8	6	0.3
令和 3年	1,855	0	0.0	0	0.0	52	2.8	353	19.0	695	37.5	559	30.1	191	10.3	5	0.3
令和 4年	1,854	0	0.0	2	0.1	46	2.5	305	16.5	767	41.4	565	30.5	161	8.7	8	0.4
令和 5年	1,675	0	0.0	3	0.2	37	2.2	297	17.7	667	39.8	496	29.6	169	10.0	6	0.4
令和 6年	1,640	0	0.0	3	0.2	25	2.2	291	17.7	630	39.8	528	29.6	155	10.0	8	0.4

(注) 率は、総数に対する構成比。

□ 合計特殊出生率

区分 年次	全 国	東京都	豊島区
平成25年	1.43	1.13	0.99
平成26年	1.42	1.15	1.00
平成27年	1.45	1.24	1.00
平成28年	1.44	1.24	1.02
平成30年	1.42	1.20	0.99
令和元年	1.36	1.15	0.95
令和 2年	1.33	1.12	0.91
令和 3年	1.30	1.08	0.93
令和 4年	1.26	1.04	0.93
令和 5年	1.20	0.99	0.85
令和 6年	1.15	0.96	0.84

(注1) 合計特殊出生率 = $\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}}$ (出生率)を合計したもの

合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当する。

(注2) 出典：人口動態統計（確定数の概況）（厚生労働省）

人口動態統計（東京都保健医療局）

(4) 死 亡

□死亡者数及び率（人口千対）

区 分 年 次	全 国		東 京 都		豊 島 区		豊島区保健所		旧長崎保健所	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率
昭和60(1985)年	752,283	6.3	62,499	5.3	1,689	6.1	1,160	6.1	529	6.0
平成 2(1990)年	820,305	6.7	70,370	5.9	1,851	7.1	1,279	7.2	572	6.7
平成 7(1995)年	922,139	7.4	78,651	6.7	1,933	7.8	1,314	8.0	619	7.6
平成12(2000)年	961,653	7.7	83,849	7.1	1,960	8.3	1,371	8.5	589	7.7
平成17(2005)年	1,083,796	8.6	93,599	7.6	2,151	8.9	2,151	8.9		
平成22(2010)年	1,197,014	9.5	104,238	8.1	2,261	8.5	2,261	8.5		
平成27(2015)年	1,290,510	10.3	111,653	8.5	2,377	8.8	2,377	8.8		
平成30(2018)年	1,362,470	11.0	119,253	9.0	2,455	8.2	2,455	8.2		
令和元(2019)年	1,381,093	11.2	120,870	9.0	2,347	7.8	2,347	7.8		
令和 2(2020)年	1,372,755	11.1	121,219	9.0	2,434	8.9	2,434	8.9		
令和 3(2021)年	1,439,856	11.7	127,649	9.5	2,473	8.3	2,473	8.3		
令和 4(2022)年	1,569,050	12.9	139,264	10.4	2,670	8.8	2,670	8.8		
令和 5(2023)年	1,576,016	13.0	137,241	10.2	2,501	8.2	2,501	8.2		
令和 6(2024)年	1,605,378	13.3	140,329	10.4	2,617	8.5	2,617	8.5		

□主要死因の死亡数・率（人口10万対）

区分 年次		全 国		東 京 都		豊 島 区	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率
悪 性 新 生 物	27年	370,346	295.5	33,530	255.3	681	253.3
	28年	372,986	298.3	34,017	257.6	707	239.8
	29年	373,334	299.5	34,030	256.4	667	224.0
	30年	373,547	300.7	34,113	255.7	666	221.9
	元年	376,425	304.2	34,082	254.2	603	200.5
	2年	378,385	306.6	34,219	253.8	685	250.0
	3年	381,505	310.7	34,341	255.2	651	217.6
	4年	385,797	316.1	34,799	258.9	653	215.5
	5年	382,504	315.6	34,276	254.9	651	212.8
	6年	384,111	319.3	34,610	257.1	624	201.9
心 疾 患	27年	196,113	156.5	16,938	129.0	387	143.9
	28年	198,006	158.4	16,992	128.7	362	122.8
	29年	204,837	164.3	17,713	133.5	359	120.5
	30年	208,210	167.6	18,182	136.3	382	127.3
	元年	207,714	167.9	18,473	137.6	393	130.7
	2年	205,596	166.6	18,310	135.8	375	136.8
	3年	214,710	174.9	19,002	141.2	355	118.7
	4年	232,964	190.9	20,763	154.5	399	131.7
	5年	231,148	190.7	20,185	150.1	359	117.4
	6年	226,388	188.2	20,640	153.3	423	136.8

区分 年次		全 国		東 京 都		豊 島 区	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率
脳 血 管 疾 患	27年	111,973	89.4	9,088	69.2	173	64.3
	28年	109,320	87.4	8,740	66.2	189	64.1
	29年	109,880	88.2	8,914	67.2	200	67.1
	30年	108,165	87.1	8,718	65.4	183	61.0
	元年	106,552	86.1	8,873	66.2	178	59.1
	2年	102,978	83.5	8,760	65.0	167	60.9
	3年	104,595	85.2	8,913	66.2	187	62.5
	4年	107,481	88.1	8,995	66.9	188	62.1
	5年	104,533	86.3	8,711	62.7	161	52.6
	6年	102,821	85.5	8,391	62.3	160	51.8
肺 炎	27年	120,953	96.5	10,000	76.2	225	83.6
	28年	119,300	95.4	9,981	75.6	211	71.5
	29年	96,841	77.7	7,961	60.0	159	53.3
	30年	94,654	76.2	7,902	59.2	157	52.3
	元年	95,518	77.2	8,158	60.9	142	47.2
	2年	78,450	63.6	6,510	48.3	118	43.1
	3年	73,194	59.6	5,865	43.6	94	31.4
	4年	74,013	60.7	6,024	44.8	93	30.7
	5年	75,753	62.5	6,143	45.7	98	32.0
	6年	80,176	66.6	6,386	47.4	121	39.1
不 慮 の 事 故	27年	38,306	30.6	2,616	19.9	59	21.9
	28年	38,306	30.6	2,570	19.0	54	18.3
	29年	40,329	32.4	2,843	21.4	48	16.1
	30年	41,213	33.2	2,903	21.8	66	22.0
	元年	39,184	31.7	2,914	21.7	74	24.6
	2年	38,133	30.9	3,113	23.1	75	27.4
	3年	38,355	31.2	2,830	21.0	50	16.7
	4年	43,420	35.6	3,622	26.9	76	25.1
	5年	44,440	36.7	3,589	26.7	73	23.8
	6年	45,743	38.0	3,793	28.2	69	22.3
自 殺	27年	23,152	18.5	2,290	17.4	50	18.5
	28年	21,017	16.8	2,045	15.5	38	12.8
	29年	20,465	16.4	1,936	14.6	42	14.1
	30年	20,032	16.1	2,021	15.1	45	15.0
	元年	19,425	15.7	1,920	14.3	55	18.3
	2年	20,243	16.4	2,015	14.9	51	18.6
	3年	20,291	16.5	2,135	15.9	49	16.4
	4年	21,252	17.4	2,914	16.3	49	16.2
	5年	21,037	17.4	2,196	16.3	45	14.7
	6年	19,608	16.3	1,971	14.6	47	15.2

区分 年次		全 国		東 京 都		豊 島 区	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率
結	27年	1,956	1.6	201	1.5	4	1.4
	28年	1,892	1.5	212	1.6	4	1.3
	29年	2,306	1.9	241	1.8	6	2.0
	30年	2,204	1.8	219	1.6	3	1.0
	元年	2,087	1.7	203	1.5	6	2.0
核	2年	1,909	1.5	207	1.5	3	1.1
	3年	1,845	1.5	203	1.5	4	1.3
	4年	1,664	1.4	177	1.3	4	1.3
	5年	1,587	1.3	182	1.4	4	1.3
	6年	1,462	1.2	145	1.1	3	1.0

(注1) 出典：人口動態統計(確定数の概況) (厚生労働省)、人口動態統計年報(東京都保健医療局)。

□悪性新生物部位別死亡数・構成比の年次推移 (豊島区)

区分 年次	総数	食 道		胃		結 腸		直腸S状結腸移行部及び直腸		肝 及 び 肝 内 胆 管		胆のう及びそ の 他 の 胆 道	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
元	603	33	5.5	51	8.4	57	9.5	30	5.0	46	7.6	26	4.3
2	685	25	3.6	84	12.3	70	10.2	32	4.7	37	5.4	21	3.1
3	651	29	4.5	60	9.2	76	11.7	19	2.9	28	4.3	28	4.3
4	653	24	3.7	64	9.8	75	11.5	33	5.1	42	6.4	19	2.9
5	651	23	3.5	47	7.1	69	10.6	22	3.4	37	5.7	31	4.8
6	624	28	4.5	45	7.2	70	11.2	26	4.2	30	4.8	22	3.5

区分 年次	膵		気管、気管支 及 び 肺		乳 房		子 宮		前立腺		白血病		その他	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
元	58	9.6	124	20.6	23	3.8	16	2.6	19	3.2	8	1.3	112	18.6
2	65	9.5	125	18.2	32	4.7	9	1.3	28	4.1	20	2.9	137	20.0
3	57	8.8	116	17.8	30	4.6	9	1.4	29	4.6	22	3.4	148	22.7
4	59	9.0	119	18.2	34	5.2	14	2.1	28	4.3	16	2.5	126	19.3
5	69	10.6	120	18.4	24	3.7	13	2.0	25	3.8	15	2.3	156	24.0
6	79	12.7	111	17.8	41	6.6	14	2.2	23	3.7	15	2.4	120	19.2

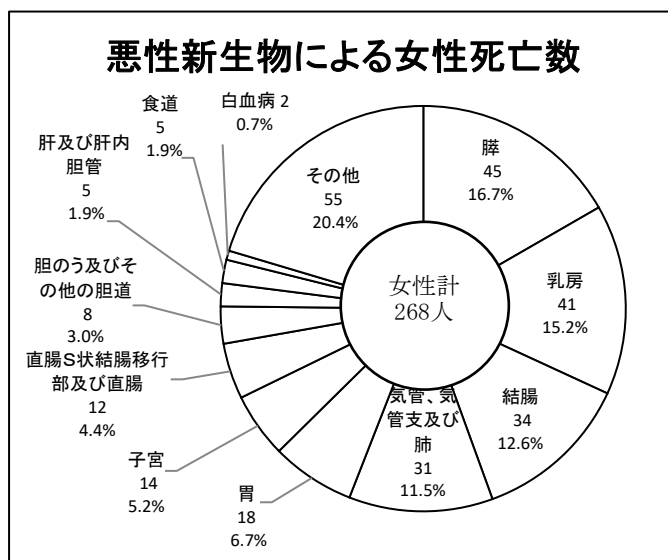
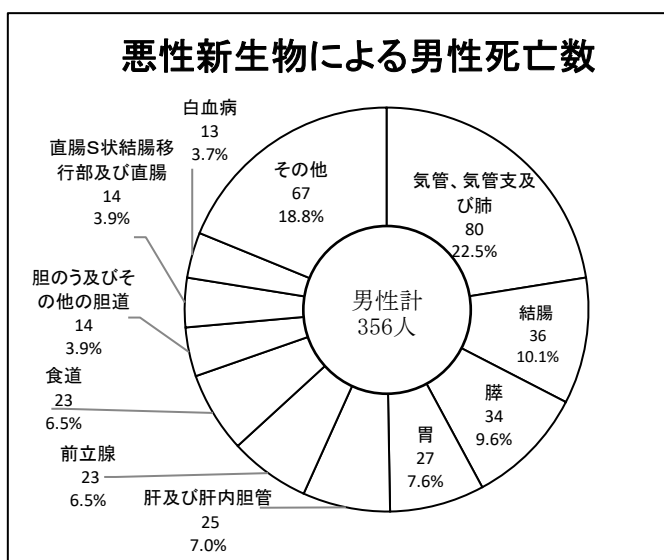
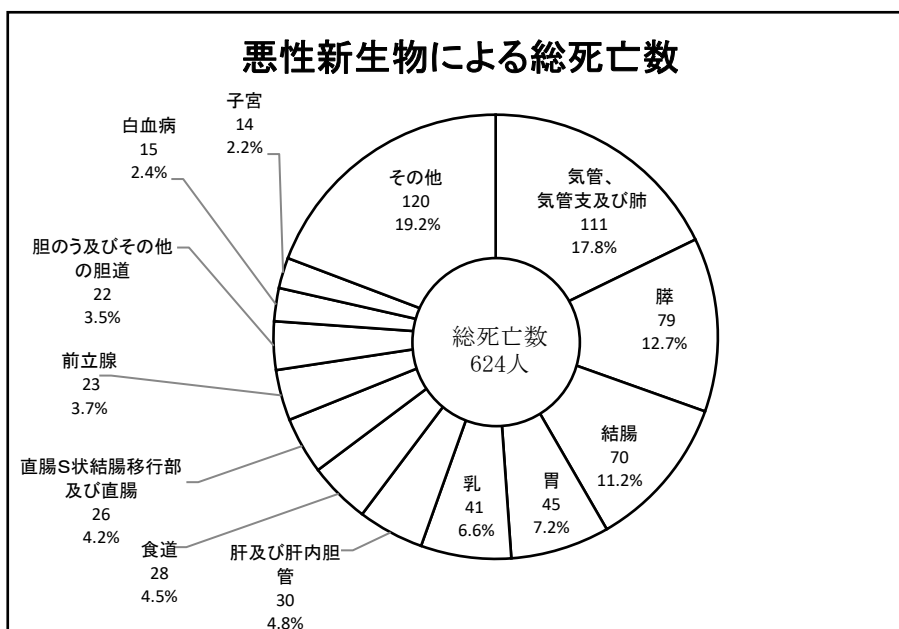
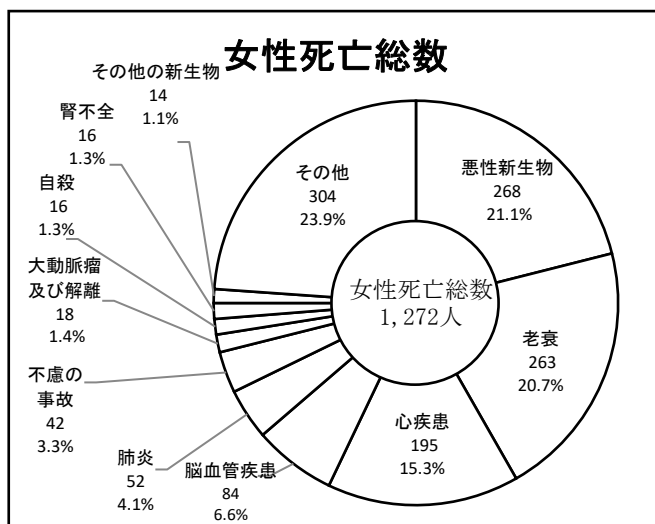
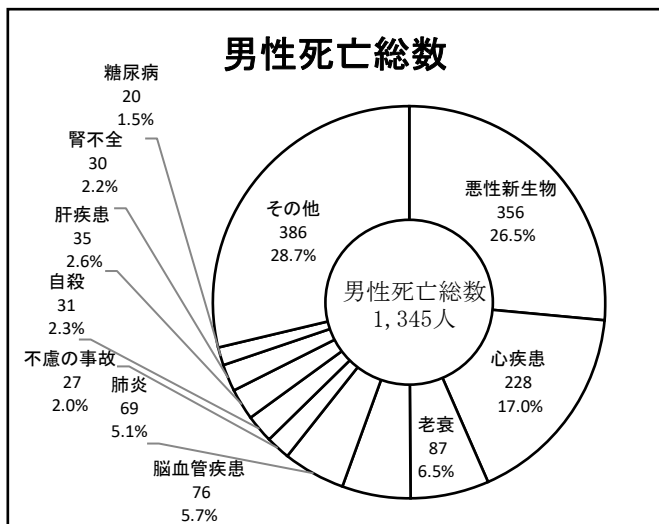
(注) 率は、総数に対する構成比。

□主要死因分類（豊島区）

令和6年分（単位：人）

死 因		区 分	総数	男	女
総		数	2,617	1,345	1,272
結		核	3	2	1
悪		性 新 生 物	624	356	268
再 掲	食	道	28	23	5
		胃	45	27	18
	結	腸	70	36	34
	直腸S状結腸移行部及び直腸		26	14	12
	肝 及 び 肝 内 胆 管		30	25	5
	胆のう及びその他の胆道		22	14	8
		膵	79	34	45
	気 管 、 気 管 支 及 び 肺		111	80	31
	乳	房	41	0	41
	子	宮	14	0	14
	前	立 腺	23	23	0
	白	血 病	15	13	2
	そ の 他		120	67	53
そ の 他 の 新 生 物			26	12	14
糖		尿 病	23	20	3
高 血 圧 性 疾 患			14	6	8
心		疾 患	423	228	195
再 掲	急 性 心 筋 梗 塞		38	28	10
	その他の虚血性心疾患		178	113	65
	不 整 脈 及 び 伝 導 障 害		39	14	25
	心	不 全	139	57	82
	そ の 他		29	16	13
脳 血 管 疾 患			160	76	84
再 掲	く も 膜 下 出 血		20	9	11
	脳	内 出 血	57	26	31
	脳	梗 塞	74	36	38
	そ の 他		9	5	4
大 動 脈 瘤 及 び 解 離			35	17	18
肺		炎	121	69	52
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患			21	14	7
喘		息	7	3	4
肝		疾 患	42	35	7
腎		不 全	46	30	16
老		衰	350	87	263
不 慮 の 事 故			69	27	42
再 掲	交 通 事 故		2	1	1
	そ の 他		67	26	41
自		殺	47	31	16
そ の 他 の 全 死 因			606	332	274

□主要死因分類（豊島区）



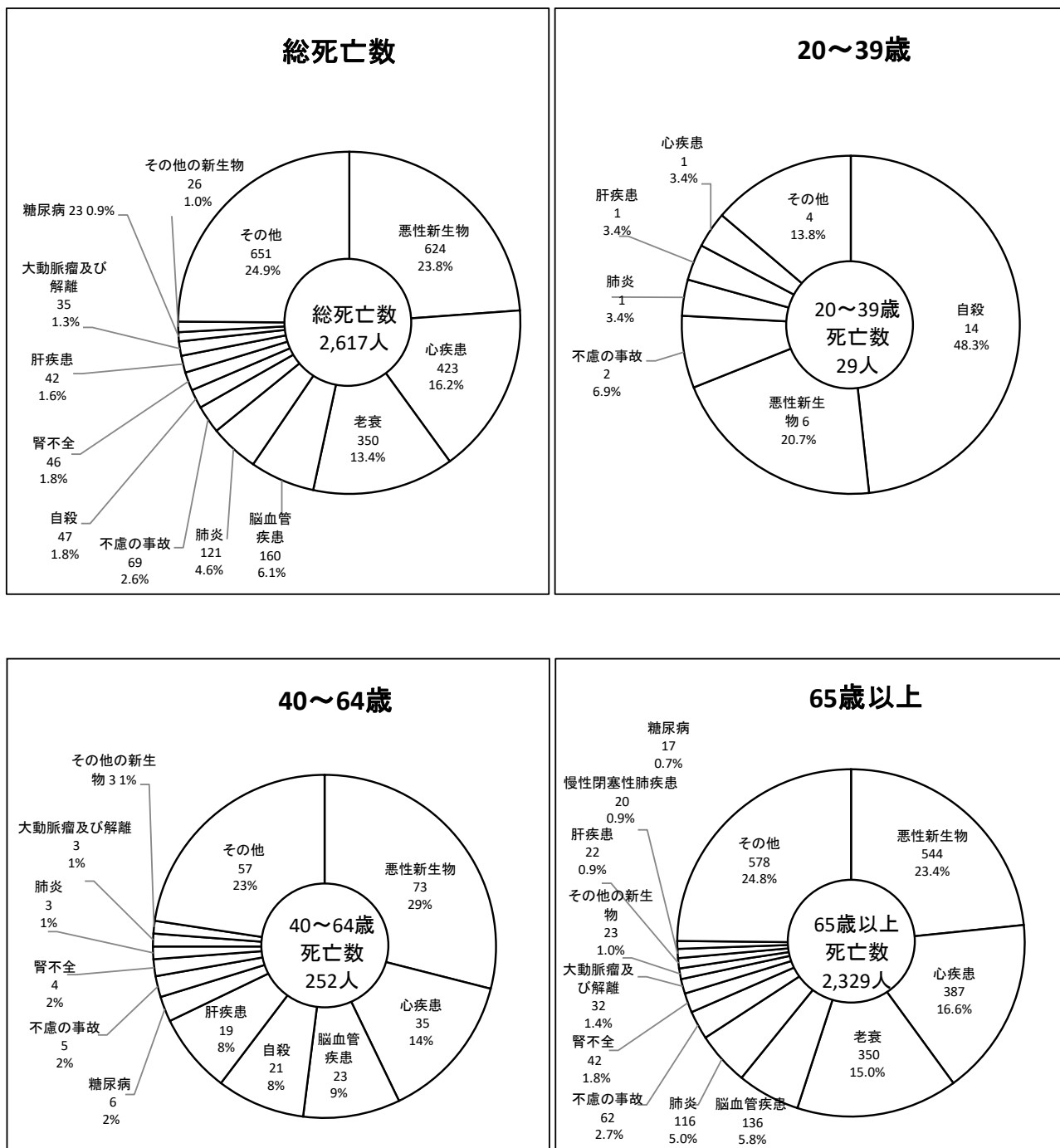
□主要死因分類（簡単分類） 別5歳階級別死亡（豊島区）

令和6年分（単位：人）

年 齢		総数	0	1 5	5 9	10 14	15 19	20 24	25 29	30 34	35 39	40 44	45 49	50 54	55 59	60 64	65 69	70 74	75 79	80 以上	不詳
死 因				4	9	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	79		
総	数	2617	3	0	0	2	1	5	7	7	10	19	27	52	71	83	125	215	364	1625	1
結	核	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
悪	性 新 生 物	624	0	0	0	1	0	1	0	1	4	3	7	16	21	26	55	78	125	286	0
再 掲	食 道	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	5	7	10	0
	胃	45	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	6	6	6	23	0
	結 腸	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	5	7	8	11	32	0
	直 腸 S 状 結 腸 移 行 部 及 び 直 腸	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	1	2	3	5	9	0
	肝 及 び 肝 内 胆 管	30	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	9	3	13	0
	胆 の う 及 び そ の 他 の 胆 道	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	15	0
	膵	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	11	8	14	38	0
	気 管 、 気 管 支 及 び 肺	111	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	2	4	8	14	28	51	0
	乳 房	41	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	4	3	6	2	7	15	0
	子 宮	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	1	0	2	1	5	0
	前 立 腺	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	15	0
	白 血 病	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	5	4	0
	そ の 他	120	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	1	2	8	15	31	56	0
そ の 他 の 新 生 物		26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	3	18	0
糖 尿 病		23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	1	5	2	9	0
高 血 圧 性 疾 患		14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	9	0
心 疾 患		423	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	4	9	16	19	36	60	272	0
再 掲	急 性 心 筋 梗 塞	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	4	8	20	0
	そ の 他 の 虚 血 性 心 疾 患	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	10	13	29	30	88	0
	不 整 脈 及 び 伝 導 障 害	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	1	3	27	0
	心 不 全	139	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	1	1	16	117	0
	そ の 他	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	1	3	20	0
脳 血 管 疾 患		160	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5	6	6	5	11	12	17	96	0
再 掲	く も 膜 下 出 血	20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	1	1	1	10	0
	脳 内 出 血	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	5	1	3	6	7	29	0
	脳 梗 塞	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	7	3	8	52	0
	そ の 他	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	5	0
大 動 脈 瘤 及 び 解 離		35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4	4	24	0
肺 炎		121	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	6	19	90	1
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患		21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	3	12	0
喘 息		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	4	0
肝 疾 患		42	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	6	9	1	2	7	5	8	0
腎 不 全		46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	3	2	36	0
老 衰		350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	339	0
不 慮 の 事 故		69	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	3	0	6	4	9	43	0
再 掲	交 通 事 故	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	そ の 他	67	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3	0	6	4	9	42	0
自 殺		47	0	0	0	0	1	3	3	5	3	4	3	8	3	3	3	3	2	3	0
そ の 他 の 全 死 因		606	3	0	0	0	0	0	2	1	1	3	3	7	16	23	23	48	102	374	0

（注）令和6年人口動態統計調査票を基に豊島区独自に集計

□主要死因分類（簡単分類）別5歳階級別死亡（豊島区） 令和6年分



(5) 死 産

□死産数及び率（出産千対）

(単位：胎)

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区	
	数	率	数	率	数	率
平成30(2018)年	19,614	20.9	2,201	20.1	48	23.3
令和元(2019)年	19,454	22.0	2,200	20.1	57	29.4
令和 2(2020)年	17,278	20.1	2,076	20.4	51	26.9
令和 3(2021)年	16,277	19.7	1,975	20.3	45	23.7
令和 4(2022)年	15,179	19.3	1,773	19.1	31	16.4
令和 5(2023)年	15,534	20.9	1,934	21.9	35	20.5
令和 6(2024)年	15,323	21.8	1,938	22.5	39	23.2

□年齢階級別死産数・構成比の年次推移（豊島区）

(単位：胎)

区分 年次		総数	15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45歳以上	
			数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
2年		51	1	2.0	9	17.6	16	31.4	9	17.6	13	25.5	2	3.9	1	2.0
再掲	自然死産	22	0	0.0	0	0.0	8	36.4	6	27.3	6	27.3	2	9.1	0	0.0
	人工死産	29	1	3.4	9	31.0	8	27.6	3	10.3	7	24.1	0	0.0	1	3.4
3年		45	3	6.7	4	8.9	11	24.4	9	20.0	10	22.2	7	15.6	1	2.2
再掲	自然死産	20	0	0.0	1	5.0	3	15.0	4	20.0	7	35.0	4	20.0	1	5.0
	人工死産	25	3	12.0	3	12.0	8	32.0	5	20.0	3	12.0	3	12.0	0	0.0
4年		31	1	3.2	6	19.3	2	6.5	9	29.0	9	29.0	3	9.7	1	3.2
再掲	自然死産	14	0	0.0	0	0.0	2	14.3	3	21.4	6	42.9	3	21.4	0	0.0
	人工死産	17	1	5.9	6	35.3	0	0.0	6	35.3	3	17.6	0	0.0	1	5.9
5年		35	1	2.9	2	5.7	4	11.4	11	31.4	11	31.4	6	17.1	0	0.0
再掲	自然死産	13	0	0.0	0	0.0	2	15.3	5	38.5	5	38.5	1	7.7	0	0.0
	人工死産	22	1	4.5	2	9.1	2	9.1	6	27.3	6	27.3	5	22.3	0	0.0
6年		39	0	0.0	7	17.9	4	10.3	12	30.8	11	28.2	5	12.8	0	0.0
再掲	自然死産	10	0	0.0	0	0.0	1	10.5	4	36.9	4	42.1	1	10.5	0	0.0
	人工死産	29	0	0.0	7	24.1	3	10.3	8	27.6	7	24.1	4	13.8	0	0.0

(注) 率は、総数に対する構成比。

□人工妊娠中絶（豊島区）

（単位：胎）

区 分 年 度		20歳 未満	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50歳 以上	不詳	計
3		195	1,002	668	412	317	123	20	2	0	2,739
4		381	1,443	1,014	646	460	228	29	0	0	4,201
5		391	1,392	1,088	688	519	224	28	0	0	4,330
6		387	1,379	997	634	457	244	24	1	0	4,123
7		378	1,430	1,056	652	446	214	26	0	0	4,202
	満 7 週以前	162	734	553	337	244	119	16	0	0	2,165
	満 8週～満11週	212	678	485	294	188	89	10	0	0	1,956
	満12週～満15週	0	5	7	10	4	1	0	0	0	27
	満16週～満19週	2	5	5	8	6	4	0	0	0	30
	満20週・満21週	2	8	6	3	4	1	0	0	0	24
	不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）上記は母体保護法第25条に基づいて、豊島区内の医師より届出のあったものを集計。

2. 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食による衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることを目的としている。区では毎年度、区民の意見を参考に豊島区食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業の許可、届出の受理、監視指導、食品の検査、衛生講習会等を行なっている。特に食中毒、苦情の発生時には、食品等事業者に対して、営業停止処分、改善指導など必要な措置をとっている。

また、区民に対しても、最新の食品衛生情報、知識を提供するため、講習会、街頭相談等の消費者教育も行なっている。

[1] 食品関係営業施設数及び監視指導数

□令和7年度

(単位:件)

	新規	廃業	施設数	監視指導数
改正前食品衛生法第52条に規定する営業		1,132	2,255	1,118
改正後食品衛生法第55条に規定する営業	1,529	414	5,918	4,807
改正後食品衛生法第57条に規定する営業等	359	201	3,136	1,285
食 鳥 処 理 施 設	0	0	2	2
ふ ぐ 取 扱 所	7	7	51	64
豊島区食品衛生法施行細則に規定する営業	4	4	9	17
合 計	1,899	1,758	11,371	7,293

(1) 食品衛生法に規定する営業

食品衛生法に基づき公衆衛生に与える影響が著しい飲食店等について許可、届出の受理及び監視指導を実施している。なお、令和3年6月1日に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行され、新たな営業許可制度とともに営業届出制度が新設された。

□改正前食品衛生法第52条に規定する営業

(単位：件)

区 分 年 度		新規	更新	廃業	施設数	監視指導数
3		264	137	3,283	7,051	3,785
4				1,294	5,757	1,578
5				1,206	4,551	1,334
6				1,164	3,387	1,247
7				1,132	2,255	1,118
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル			19	27	5
	バー・キャバレー			105	170	56
	一 般 飲 食 店			666	1,275	460
	民 生 食 堂			0	0	0
	す し 屋			17	30	46
	そ ば 屋			18	42	45
	仕 出 し 屋			7	8	16
	弁 当 屋			24	55	63
	そ う 菜 屋			28	72	35
	コ ン ビ ニ エ ン ス 等			0	0	0
	移 動			1	1	0
	臨 時			3	3	0
	許 可 あ る 集 団 給 食			29	77	87
	自 動 車			27	14	1
	自 動 販 売 機			0	0	0
	天 ぷ ら 船			0	0	0
	屋 形 船			0	0	0
	小 計			944	1,774	814
喫 茶 店 営 業	店 舗			25	33	8
	自 動 販 売 機			0	2	1
	自 動 車			1	2	0
	小 計			26	37	9
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業			15	51	37
	生 菓 子 製 造 業			23	44	33
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業			50	116	51
	移 動			1	0	0
	臨 時			0	0	0
	自 動 車			5	3	0
	小 計			94	214	121

区 分		新規	更新	廃業	施設数	監視指導数
あ ん 類 製 造 業				0	0	0
アイスクリーム類製造業				14	29	16
乳 処 理 業				0	0	0
特別牛乳さく取処理業				0	0	0
乳 製 品 製 造 業				0	1	0
集 乳 業				0	0	0
乳類販売業	専 業			0	0	0
	シ ョ ー ケ ー ス 売 り			0	0	0
	自 動 販 売 機			0	0	0
	自 動 車			0	0	0
	小 計			0	0	0
食 肉 処 理 業				3	9	13
食肉販売業	一 般			24	79	64
	包 装			0	0	0
	自 動 販 売 機			0	0	0
	自 動 車			0	0	0
	小 計			24	79	64
食 肉 製 品 製 造 業				2	4	2
魚介類販売業	一 般			13	43	47
	包 装			0	0	0
	自 動 車			0	0	0
	小 計			13	43	47
魚 介 類 せ り 売 営 業				0	0	0
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業				1	0	0
蔵凍食又は冷凍食品の業	冷 凍 業			1	1	2
	冷 蔵 業			0	0	0
	小 計			1	1	2
食 品 の 放 射 線 照 射 業				0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業				0	0	0
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業				0	0	0
氷雪製造業	氷 雪 製 造 業			0	0	0
	〃（自動角氷製造機）			0	0	0
	〃（自動販売機）			0	0	0
	小 計			0	0	0
氷 雪 販 売 業				0	0	0
製食用油脂業	動 物 性 油 脂			0	0	0
	植 物 性 油 脂			0	0	0
	小 計			0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業				0	0	0
み そ 製 造 業				0	0	0

区 分	新規	更新	廃業	施設数	監視指導数
し ょ う ゆ 製 造 業			0	1	0
ソ ー ス 類 製 造 業			0	2	0
酒 類 製 造 業			0	1	0
豆 腐 製 造 業			1	4	7
納 豆 製 造 業			0	0	0
麺 類 製 造 業			1	7	5
そ う ざ い 製 造 業			7	49	18
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業			0	0	0
添 加 物 製 造 業			1	0	0

(注) 令和3年6月1日以降に許可が満了となる施設は、改正前食品衛生法に基づく許可の更新ではなく、改正後食品衛生法に基づく許可を新規で取得している。

□改正後食品衛生法第55条に規定する営業

(単位: 件)

区 分		新 規	更 新	廃 業	施設数	監視指導数
年 度						
	3	1,394	0	153	1,241	1,817
	4	1,609	0	322	2,528	2,448
	5	1,629	0	402	3,755	3,100
	6	1,459	0	411	4,803	3,932
	7	1,529	0	414	5,918	4,807
飲 食 店 営 業	一 般 飲 食 店	1,298	0	362	5,036	3,779
	集 団 給 食	33	0	6	111	121
	自 動 車	38	0	3	156	42
	簡 易	0	0	0	1	0
	移 動	2	0	0	3	6
	臨 時	3	0	0	9	9
	天 ぷ ら 船	0	0	0	0	0
	屋 形 船	0	0	0	0	0
	小 計	1,374	0	371	5,316	3,957
	調理の機能を有する自動販売機	4	0	1	21	6
	食 肉 販 売 業	17	0	4	63	100
	魚 介 類 販 売 業	16	0	6	52	124
	魚 介 類 競 り 売 り 営 業	0	0	0	0	0
	集 乳 業	0	0	0	0	0
	乳 処 理 業	0	0	0	0	0
	特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	一 般	3	0	1	17	26
	自 動 車	0	0	0	0	0
	小 計	3	0	1	17	26
	食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0	0

区 分	新規	更新	廃業	施設数	監視指導数
菓 子 製 造 業	85	0	25	277	435
アイスクリーム類製造業	2	0	0	10	16
乳 製 品 製 造 業	0	0	0	2	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	0	0	2	3
食 肉 製 品 製 造 業	2	0	2	5	8
水 産 製 品 製 造 業	1	0	0	5	4
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0	0
液 卵 製 造 業	0	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	0	1	1
酒 類 製 造 業	1	0	0	7	3
豆 腐 製 造 業	0	0	0	6	12
納 豆 製 造 業	0	0	0	1	2
麺 類 製 造 業	2	0	1	15	24
そ う ざ い 製 造 業	16	0	3	97	61
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	0	0	0	1	3
冷 凍 食 品 製 造 業	1	0	0	4	4
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	1	3
漬 物 製 造 業	1	0	0	8	5
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	0	0	2	5
食 品 の 小 分 け 業	0	0	0	3	4
添 加 物 製 造 業	1	0	0	2	1

□改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等

(単位：件)

区 分 年 度		新規	廃業	施設数	監視指導数
3		3, 294	853	2, 441	1, 456
4		385	257	2, 569	1, 822
5		333	149	2, 753	1, 140
6		388	163	2, 978	1, 388
7		359	201	3, 136	1, 285
旧許可業種であった営業	魚 介 類 販 売 業 (包 装)	3	10	83	16
	食 肉 販 売 業 (包 装)	2	10	113	31
	乳 類 販 売 業	5	11	342	66
	氷 雪 販 売 業	0	1	8	0
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置)	20	33	387	0
	小 計	30	65	933	113

区 分		新規	廃業	施設数	監視指導数
販 売 業	弁 当 販 売 業	22	6	81	40
	野 菜 果 物 販 売 業	9	5	98	18
	米 穀 類 販 売 業	2	0	20	4
	通信販売・訪問販売による販売業	0	0	9	0
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	16	15	256	28
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	16	5	128	714
	自動販売機による販売業（※1）	25	7	193	0
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	213	84	1,092	207
	小 計	303	122	1,877	1,011
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業（※2）	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	0	5	0
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 （ 飲 料 の 製 造 を 除 く 。 ）	6	0	47	5
	農産保存食料品製造・加工業	0	0	0	0
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	4	0	34	20
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	0	0	1	0
	精 穀 ・ 製 粉 業	0	1	19	6
	製 茶 業	1	0	6	0
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	0	0	1	0
	卵 選 別 包 装 業	1	0	1	0
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	2	1	24	1
	小 計	16	2	138	32
上 記 以 外 の も の	行 商	0	0	31	2
	集 団 給 食 施 設	9	7	115	100
	器具、容器包装の製造・加工業 （ 合 成 樹 脂 製 に 限 る 。 ）	0	0	3	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供 のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	1	0
	小 計	9	7	150	102
公衆衛生に与える影響が少ない営業		1	5	38	27

（※1） コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。

（※2） 法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（食鳥処理施設）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき食鳥肉の衛生水準を確保するため、食鳥処理施設の許可及び監視指導を行なっている。なお、区内の食鳥処理施設はすべて年間処理羽数が 30 万羽以下の小規模食鳥処理業である。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	新規	廃業	施設数	監視指導数
3	0	0	4	3
4	0	1	3	3
5	0	1	2	2
6	0	0	2	2
7	0	0	2	2

(3) 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（ふぐ取扱所）

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱所の認証申請の受理及び監視指導を行なっている。特に冬期において、死亡率の高いふぐによる食中毒の未然防止に努めている。なお、令和 4 年 4 月 1 日に条例が改正され、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止された。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	新規	廃止	施設数	監視指導数
3	41	53	293	142
4	9	10	58	60
5	12	15	55	59
6	7	11	51	63
7	7	7	51	64

(注) 令和 4 年度以降はふぐ認証所における実績を計上している。

(4) 豊島区食品衛生法施行細則に規定する営業

食品の安全を確保するため豊島区食品衛生法施行細則により営業の届出の受理及び監視指導を行なっている。なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う営業届出制度の新設により、生食用食肉取扱い報告を除き、この細則の届出業種は食品衛生法に基づく届出業種等に包含された。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	新規	廃業	施設数	監視指導数
3	0	3,292	8	137
4	2	3	7	9
5	2	1	8	4
6	1	0	9	6
7	4	4	9	17

(注) 令和 3 年 6 月 1 日に細則が改正されたため、令和 3 年 5 月末以降は「生食用食肉取扱い報告」の実績を計上している。

[2] 食品・器具・容器包装等の検査

(1) 収去検査

区内で製造、販売及び流通している食品等について収去検査を実施している。

規格基準等が定められていない食品については、東京都の「一斉収去検査成績に基づく対応」に準じて、検査結果の程度に応じた指導を行なっている。なお、「否」は食品衛生法違反である。

(単位：検体)

区 分 年 度		細 菌 検 査 (※1)		化 学 検 査 (※2)	
		検体数	否	検体数	否
3		157	0	113	0
4		149	0	127	0
5		137	0	120	0
6		122	0	116	0
7		122	0	115	0
	魚 介 類	14	0	4	0
	魚 介 類 加 工 品	6	0	6	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	12	0	5	0
	乳 ・ 乳 製 品	0	0	1	0
	アイスクリーム類 ・ 氷 菓	5	0	0	0
	穀 類 ・ 同 加 工 品	7	0	7	0
	野菜類・果実及び同加工品	11	0	16	0
	菓 子 類	13	0	31	0
	清 涼 飲 料 水	6	0	7	0
	酒 精 飲 料	0	0	6	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	0	0	22	0
	そう菜及びその半製品	25	0	4	0
	弁 当 類	23	0	0	0
	そ の 他 の 食 品	0	0	6	0
	添 加 物	0	0	0	0
	拭 取 り ・ 検 便	0	0	0	0
	器具・容器包装・玩具	0	0	0	0

(※1) 細菌検査（ウイルスを含む）：細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、0157 等

(※2) 化学検査：食品添加物、農薬、酸価、過酸化価、揮発性塩基窒素、重金属等

(2) 簡易検査

調理器具、従業員の手指、食品について、衛生水準の維持・向上を図るため、現場等で簡易検査を行ない、その結果に基づき食品・器具類の取扱い、施設の管理等について指導している。

① 細菌検査

簡易ふき取りキット等による、大腸菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ等の検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出された場合をいう。

(単位：検体)

年 度 \ 区 分		総 数	適	不 良
3		204	174 (85%)	30 (15%)
4		120	113 (94%)	7 (6%)
5		206	193 (94%)	13 (6%)
6		182	182 (100%)	0 (0%)
7		126	126 (100%)	0 (0%)
	手 指	62	62	0
	器 具 類	64	64	0
	食 品	0	0	0

② 化学検査等

ATP ふき取り検査、検鏡等による目視確認、官能検査等を行っている。

(単位：検体)

年 度 \ 区 分	総 数
3	702
4	868
5	735
6	580
7	615

[3] 特別監視指導

(1) 一斉監視

食中毒多発期の夏期と、多種多様な食品が短期間に流通する年末において、食中毒の原因となりやすい食品の収去検査と業種別の一斉監視を都区共同で行ない、また講習会を実施し食中毒の未然防止に努めている。

夏期は0157、ノロウイルスによる食中毒発生防止の観点から、学校給食等の大規模調理施設への監視及び衛生教育を重点的に行なった。歳末は正月食品などの製造業、販売業の一斉監視及び収去検査を重点的に行なった。

	夏期（6～8月）	歳末（11～12月）
監視件数	996件	1,009件
収去検査品目数（否となった品目数）	45（0）	35（0）
講習会実施数（参加人数）	14回（433名）	9回（381名）

（注）「否」は食品衛生法違反

(2) 休日、夜間営業施設監視

土日、祝日には、縁日・祭礼等で臨時営業等の施設が多く出店している。これらの施設についても監視指導を行なっている。

また、ふぐ取扱所等の営業施設については夜間にかけて監視指導を行なっている。

年 度 \ 区 分	回 数(回)	監視指導数(件)
3	10	25
4	10	91
5	14	212
6	21	358
7	14	143

(3) 表示指導

食品の表示は、消費者が食品を選択するうえで、貴重な情報源となっている。このため、食品表示法では、包装された加工食品に、食品添加物・アレルギー物質・遺伝子組換え食品・期限表示・保存方法等の表示を義務付けている。不適正な表示の食品が流通することのないように日常より監視指導を行っている。

(単位：件)

年 度 \ 区 分		監視品目数
3		6,913
4		6,352
5		7,382
6		3,020
7		3,150
現 場 で 発 見 し た 違 反 ・ 不 適 正 表 示 品 目 数		3
(複 数 計 上) 内 容	無 表 示	0
	期 限 表 示	2
	添 加 物	1
	そ の 他	0

(4) 輸入食品対策

食生活の多様化などにより、国内で消費される食品のうち、輸入食品は、カロリーベースで6割を占めている。そのため、輸入食品の監視及び収去検査を実施している。なお、「否」は食品衛生法違反である。

(単位：検体)

年 度	区 分	細 菌 検 査 (※1)		化 学 検 査 (※2)	
		検体数	否	検体数	否
3		21	0	102	0
4		8	0	99	0
5		19	0	96	0
6		17	0	96	0
7		16	0	89	0
	魚 介 類	9	0	4	0
	魚 介 類 加 工 品	1	0	1	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	0	0	1	0
	乳 ・ 乳 製 品	0	0	1	0
	アイスクリーム類 ・ 氷 菓	0	0	0	0
	穀 類 ・ 同 加 工 品	0	0	0	0
	野菜類・果実及び同加工品	0	0	10	0
	菓 子 類	0	0	27	0
	清 涼 飲 料 水	6	0	7	0
	酒 精 飲 料	0	0	6	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0
	かん 詰 ・ びん 詰 食 品	0	0	22	0
	そう 菜 及 び そ の 半 製 品	0	0	0	0
	弁 当 類	0	0	4	0
	そ の 他 の 食 品	0	0	6	0
	添 加 物	0	0	0	0
	拭 取 り ・ 検 便	0	0	0	0
	器 具 ・ 容 器 包 装 ・ 玩 具	0	0	0	0

(注) 表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲

(※1) 細菌検査（ウイルスを含む）：細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、0157 等

(※2) 化学検査：食品添加物、農薬、酸価、過酸化価、揮発性塩基窒素、重金属等

[4] 食中毒・苦情

食中毒・苦情の届出のあった場合にはその原因施設及び食品等の調査を行なっている。また、原因が営業者にある場合には、施設及び食品等の取扱いについて改善指導を行ない、事故の再発防止に努めている。

(1) 食中毒発生件数

食中毒が発生した場合は、原因施設・原因食品・原因物質を究明し、再発防止のために速やかに対処している。

年 度 \ 区 分	発生件数(件)	患者数(人)
3	5	11
4	6	19
5	5	44
6	7	49
7	3	72

(2) 食中毒関連調査

区外で調査している食中毒及びその疑いについて、関係保健所からの依頼により、区内の患者及び施設の調査を行なっている。

年 度 \ 区 分	調査件数(件)	調査対象者数(人)	調査施設数(軒)
3	37	13	48
4	50	64	47
5	75	36	71
6	65	44	62
7	68	34	72

(3) 保菌者関連調査

腸管出血性大腸菌及びサルモネラの散発患者が発生した場合、区内の患者及び患者利用施設の調査を行なっている。

年 度 \ 区 分	調査対象者数(人)	調査施設数(軒)
4	12	50
5	6	16
6	7	35
7	9	39

(4) 苦情処理

苦情には、異物混入、腐敗・変敗、カビの発生など食品に関するものと、取扱いや施設に関するものがある。「有症苦情」とは、下痢、おう吐、発熱等の食中毒症状を呈したが、食品が原因と断定できなかったものである。

(単位：件)

年 度 \ 区 分		苦情処理数
3		144
4		174
5		173
6		153
7		273
	異 物 混 入	34
	有 症 苦 情	111
	腐 敗 ・ 変 敗	4
	カ ビ の 発 生	1
	異 味 ・ 異 臭	15
	取 扱 不 良	41
	施 設 不 良	34
	そ の 他	33

(5) 食中毒・苦情に伴う検査

食中毒・苦情の届出により原因究明のため、食品、患者のふん便等の検査を行なった。

(単位：検体)

年 度 \ 区 分			検 体 数
3			160
4			283
5			562
6			436
7			351
	細 菌	食 品	22
		拭 き 取 り	83
		ふ ん 便 等	82
		菌 株	40
	ウ イ ル ス		119
	化 学		4
	寄 生 虫		1

[5] 不利益処分

食中毒発生の原因施設に対する営業停止や、規格基準に違反があった食品等に対する販売禁止等の不利益処分を行なっている。

(1) 食中毒

年度	処分 月日	患者数 (人)	業種	原因食品	処分内容	原因物質	発生 月日
3	4. 8	1	飲食店 営業	寿司 (イワシを含む)	営業停止・ 取扱い改善命令	アニサキス	3. 21
	4. 28	4	飲食店 営業	会食料理 (鶏料理を含む)	営業停止・ 取扱い改善命令	カンピロバクター	4. 6
	10. 28	1	飲食店 営業	鰯を含む 鮮魚介類	営業停止	アニサキス	10. 13
	11. 9	4	飲食店 営業	焼鳥	営業停止	カンピロバクター	10. 9
	12. 8	1	飲食店 営業	お造り盛り合わせ	営業一部停止	アニサキス	11. 17
	1. 17	1	飲食店 営業	サンマの刺身	営業一部停止	アニサキス	12. 18
4	7. 29	2	飲食店 営業	会食料理 (焼鳥を含む)	営業停止	カンピロバクター	7. 4
	8. 29	1	飲食店 営業	ヒラメ刺身	営業一部停止	アニサキス	8. 6
	12. 15	1	飲食店 営業	しめ鯖、ブリの刺身 を含む会食料理	営業停止	アニサキス	11. 30
	12. 28	12	飲食店 営業	12月10日、12月12 日に当該施設で 提供された会食料理	営業停止	ノロウイルス	12. 12
	3. 20	1	飲食店 営業	イワシの寿司	営業停止	アニサキス	2. 28
5	4. 20	2	飲食店 営業	会食料理 (焼肉含む)	営業停止	カンピロバクター	3. 14
	6. 5	2	飲食店 営業	会食料理 (焼き鳥含む)	営業停止	カンピロバクター	5. 16
	10. 12	1	飲食店 営業	生サンマ刺身	営業停止	アニサキス	10. 1
	11. 20	6	飲食店 営業	令和5年10月23日に 調理・提供された食事 (鶏料理を含む)	営業停止	カンピロバクター	10. 25
	2. 5	20	飲食店 営業	令和6年1月20日、 23日に調理・提供 された食事	営業停止	ノロウイルス	1. 21
	3. 29	15	飲食店 営業	令和6年3月2日に調 理・提供された寿司類	営業停止	ノロウイルス	3. 3

年度	処分 月日	患者数 (人)	業種	原因食品	処分内容	原因物質	発生 月日
6	9.5	17	飲食店 営業	令和6年8月18日に当該施設 が製造した「海老フライ& ハンバーグと豚生姜焼きのせ ご飯弁当」	営業停止	黄色ブドウ球菌	8.18
	10.1	1	飲食店 営業	白身魚と青唐辛子の 和え物（マトウダイと ツバメウオを含む）	営業停止	アニサキス	9.8
	10.9	1	飲食店 営業	刺身盛り合わせ（カツオ（タ タキ）、タイ、ワラサ、ニシ ン、イワシを含む）	営業一部停止	アニサキス	9.24
	2.25	12	飲食店 営業	令和7年2月6日に調理・提供された食事	営業停止	ノロウイルス	2.7
	3.4	4	飲食店 営業	令和7年2月15日、 16日に調理・提供され たあんみつ	営業停止	ノロウイルス	2.16
	3.7	10	飲食店 営業	令和7年2月7日に調理・提供された食事	営業停止	カンピロバクター	2.9
	3.24	4	飲食店 営業	令和7年2月23日に調理・提供された食事 （生食用かきを含む）	営業停止	ノロウイルス	2.24
7	12.26	5	飲食店 営業	令和7年12月10日に調理・提供された食事 （生食用かきを含む）	営業停止	ノロウイルス	12.12
	2.4	60	飲食店 営業	令和8年1月27日に製造・販売された弁当及び店内で調理・提供された食事	営業停止	ウエルシュ菌	1.27
	2.24	7	飲食店 営業	令和8年1月25日、 28日に提供された生 食用かき	営業停止	ノロウイルス	1.27

(2) 違反食品

年度	処分月日	業種	違反食品	処分内容	違反内容
4	2.2	食品の輸入業	冷凍養殖かえる	販売禁止命令	エンロフロキサシン 及びフラゾリドンの 検出
7	12.19	食品の輸入業	ビスケット	販売禁止命令	指定外添加物 （TBHQ（tert-ブチルヒ ドロキノン））の検出

[6] 食の安全に関する普及啓発

(1) 講習会等

食品取扱従事者及び消費者を対象に講習会等を行ない食品衛生知識の向上に努めている。また、令和5年3月からは食品等事業者を対象とした動画、令和6年4月からは消費者を対象とした動画を作成し、配信を開始している。

区分 年度	食品関係営業者		消費者	
	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
3	18	748	1	30
4	22(1)	957(74)	1	193
5	27(4)	1,445(293)	4	236
6	28(4)	4,084(2,899)	8(4)	407(285)
7	35(4)	1,709(605)	9(4)	252(42)

(注) () 内は、動画配信における実績を計上(内数)。なお、回数は四半期ごとに1回、参加者数は動画視聴回数を1人として計上している。

(2) リスクコミュニケーション

豊島区食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、豊島区のパブリックコメント制度により、消費者及び事業者からの意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保している。

(3) 食の安全推進事業

広く区民に食の安全を普及・啓発するため、食中毒予防に関するイベントへの参加及び中央図書館の「健康情報コーナー」で特集展示等を行なっている。

区分 年度	知って防ごう食中毒 (食育イベント)(人)	街頭相談(人)	中央図書館特集展示 (回)	懸垂幕の掲示(回) (※1)
3	(※2)	(※2)	2	2
4	835	631	2	2
5	293	833	2	2
6	931	490	2	
7	440	541	2	

(※1) 本事業は令和6年度から廃止している。

(※2) 実施を中止。

[7] 食品衛生優良施設表彰

(単位：件)

食品関連施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。なお、本事業は令和6年度から廃止している。

年 度 \ 区 分	表彰施設数
3	5
4	6
5	5

[8] 調理師・製菓衛生師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換え、再交付等の経由事務を行なっている。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	総 数	新 規	書換え・再交付等
3	81	69	12
4	77	59	18
5	74	57	17
6	67	48	19
7	70	55	15
調 理 師	56	41	15
製 菓 衛 生 師	14	14	0

3. 環 境 衛 生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について、許可及び届出受理等の業務を行なっている。

また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

なお、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談事業を行なっている。

また、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律及び条例に基づく許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

年度 \ 区分		許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監 視 指 導 数 (件)
3		157	145	2,987	1,066
4		203	149	3,041	1,404
5		240	133	3,148	674
6		305	156	3,297	1,172
7		443	130	3,508	1,423
	理 容 所	5	4	192	47
	美 容 所	118	38	1,190	243
	ク リ ー ニ ン グ 所	8	13	179	51
	興 行 場	39	49	45	93
	旅 館 業	270	14	819	842
	公 衆 浴 場	1	1	66	58
	プ ー ル	0	0	(※)13	27
	水 道 施 設	2	10	620	42
	温 泉 利 用 施 設	0	0	4	1
	墓 地 等	0	0	73	2
	特 定 建 築 物	0	1	307	17

(※) 令和7年度より営業プールの施設数として計上を変更。

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー及びコインシャワーについては、衛生水準を維持するため、それぞれ衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

年度	区分	届 出 (件)	廃 止 等 (件)	施 設 数	監視指導数(件)
3		12	115	4,555	339
4		4	69	4,490	190
5		9	31	4,468	35
6		7	78	4,397	95
7		22	55	4,364	46
	貯 水 槽 水 道	7	46	4,230	30
	コインランドリー	15	9	132	15
	コインシャワー	0	0	2	1

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監視指導数(件)
3	計	112	63	1,137	341
	理 容 所	6	11	197	74
	美 容 所	106	52	940	267
4	計	137	71	1,203	597
	理 容 所	4	7	194	105
	美 容 所	133	64	1,009	492
5	計	120	70	1,253	164
	理 容 所	8	11	191	15
	美 容 所	112	59	1,062	149
6	計	98	50	1,301	259
	理 容 所	6	6	191	65
	美 容 所	92	44	1,110	194
7	計	123	42	1,382	290
	理 容 所	5	4	192	47
	美 容 所	118	38	1,190	243

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと一酸化炭素の測定を行なっている。

(単位：件)

年度 区分	理 容 所			美 容 所		
	検査 施設数	検査施設成績		検査 施設数	検査施設成績	
		適	不適		適	不適
3	7	7	0	43	43	0
4	3	3	0	25	25	0
5	0	0	0	0	0	0
6	7	7	0	0	0	0
7	0	0	0	1	1	0

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行なう施設を「取次所」、車両を用いて洗たく物の受け渡しのみを行なう取次業は「無店舗取次店」と称して届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

年度		区分	許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
3	計		2	28	208	120
	一	般	0	11	85	49
	取次所		2	17	117	71
	無店舗取次店		0	0	6	0
4	計		1	13	196	101
	一	般	0	8	76	48
	取次所		1	5	114	53
	無店舗取次店		0	0	6	0
5	計		4	10	190	15
	一	般	1	6	71	12
	取次所		3	4	113	3
	無店舗取次店		0	0	6	0
6	計		3	9	184	68
	一	般	0	3	67	21
	取次所		3	6	111	47
	無店舗取次店		0	0	6	0
7	計		8	13	179	51
	一	般	0	4	63	21
	取次所		8	9	110	30
	無店舗取次店		0	0	6	0

② 空気検査

ドライクリーニングで使用する有機塩素系溶剤は、管理が不十分であると健康に影響を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため、施設内の有機塩素系溶剤の濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□有機塩素系溶剤空気測定

区分 年度	有機塩素系溶剤（※） 使用施設数	検 査 施設数	検査施設成績(件)	
			適	不適
3	7	6	6	0
4	7	6	6	0
5	7	5	5	0
6	6	4	4	0
7	6	3	3	0

（※）有機塩素系溶剤：テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）等

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の経由事務を行なっている。
（令和7年度の受付数0件）

④ コインランドリー

豊島区コインランドリー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
3	128	127
4	128	119
5	134	10
6	126	51
7	132	15

(3) 興行場

興行場法に基づき、映画館・劇場・音楽ホール等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度		許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
3	計	9	9	55	72
	常設	0	1	54	55
	仮設	9	8	1	17
4	計	27	27	55	109
	常設	1	1	54	59
	仮設	26	26	1	50
5	計	31	31	55	83
	常設	0	2	52	10
	仮設	31	29	3	73
6	計	32	32	55	72
	常設	0	1	51	32
	仮設	32	31	4	40
7	計	39	49	45	93
	常設	1	9	43	21
	仮設	38	40	(※)2	72

(※) 令和8年3月末における仮設興行場営業許可施設数

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

区分 年度		検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)	
			適	不適	炭酸ガス	粉じん
3		51	48	3	0	3
4		71	70	1	0	1
5		48	47	1	1	1
6		35	31	4	3	1
7		53	50	3	3	1
	常設	16	14	2	2	1
	仮設	37	36	1	1	0

(4) 旅館業

旅館業法に基づき、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

□施設数と監視指導数

年度 \ 区分		許可等(件)	廃業等(件)	施設数	監視指導数(件)
3	計	24	28	348	243
	旅館・ホテル	22	22	314	223
	簡易宿所	2	6	34	20
4	計	25	22	351	259
	旅館・ホテル	22	16	320	235
	簡易宿所	3	6	31	24
5	計	74	9	416	219
	旅館・ホテル	73	8	385	207
	簡易宿所	1	1	31	12
6	計	164	17	563	501
	旅館・ホテル	164	17	532	490
	簡易宿所	0	0	31	11
7	計	270	14	819	842
	旅館・ホテル	270	14	788	838
	簡易宿所	0	0	31	4

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき、公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、公衆浴場は、普通公衆浴場（銭湯）とその他の公衆浴場（個室付浴場並びにサウナ等の浴場）に分類している。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分		許可等 (件)	廃業等 (件)	施設数	監視指導数 (件)
3	計	1	1	70	131
	普 通	0	0	19	26
	その他	個 室	0	22	59
		サウナ等	1	29	46
4	計	1	3	68	121
	普 通	0	2	17	25
	その他	個 室	0	22	49
		サウナ等	1	29	47
5	計	1	3	66	116
	普 通	0	1	16	19
	その他	個 室	0	22	49
		サウナ等	1	28	48
6	計	1	1	66	111
	普 通	0	0	16	17
	その他	個 室	1	21	42
		サウナ等	1	29	52
7	計	1	1	66	58
	普 通	0	0	16	15
	その他	個 室	0	21	7
		サウナ等	1	29	36

② 浴槽水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴槽水の水質検査を行なっている。

区 分		検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)			
年 度	検査施設数	適	不 適	濁 度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌	遊離残留 塩素濃度
3	51	41	10	0	1	2	8
4	48	36	(※)12	0	0	3	9
5	52	37	15	0	3	3	12
6	52	37	(※)15	0	3	5	10
7	47	40	7	0	0	1	7
	普 通	14	12	0	0	1	2
	その他	33	28	0	0	0	5

(※) レジオネラ属菌検査の不適を含む。

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
3	10	11
4	10	11
5	10	8
6	2	1
7	2	1

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。なお、プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
3	計	116
	営業プール	14
	小規模プール	102
4	計	117
	営業プール	15
	小規模プール	102
5	計	115
	営業プール	13
	小規模プール	102
6	計	115
	営業プール	13
	小規模プール	102
7	計	119
	営業プール	13
	小規模プール	106

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、営業プールに対し下記項目について、水質検査を行なっている。

年度 \ 区 分	検査施設数	検査施設成績(件)		項 目 別 不 適 施 設 数(件)							
		適	不適	pH	濁度	カリウム消費量	過マンガン酸	残留塩素	大腸菌	一般細菌数	総トリハロメタン
3	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	26	22	4	0	0	0	0	4	0	0	0
5	29	17	12	1	0	5	1	0	5	0	0
6	32	19	(※)12	0	0	3	3	0	8	0	0
7	27	18	9	0	0	4	3	0	2	0	0

(※) レジオネラ属菌検査の不適を含む。

小規模プールに対しては、各施設に小規模プールの維持管理に係る啓発として資料を送付した。(送付施設数106) このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。令和7年度の受付数は22件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

年度	区分	施 設 数	監視指導数(件)
3		2	3
4		3	3
5		3	2
6		4	3
7		4	1

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

年度	区分	施 設 数	調査指導数(件)
3	計	72	0
	墓地	57	0
	納骨堂	15	0
4	計	72	0
	墓地	57	0
	納骨堂	15	0
5	計	73	3
	墓地	57	2
	納骨堂	16	1
6	計	73	0
	墓地	57	0
	納骨堂	16	0
7	計	73	2
	墓地	57	2
	納骨堂	16	0

[3] 大規模ビル（特定建築物）の衛生

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）では、建築物のうち特定用途（事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等）部分の延べ床面積が3,000㎡以上（学校は8,000㎡以上）の建築物を「特定建築物」と称し、所有者等に対し、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000㎡以上の特定建築物の届出受理、及び3,000㎡以上10,000㎡以下の特定建築物の立入検査等を行なっている。なお、10,000㎡を超える特定建築物の立入検査等は、東京都健康安全研究センタービル衛生検査担当が実施している。

また、建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

区 分 年 度	施 設 数		立入検査施設数(件)		図面審査 指導数(件)
	3,000㎡～10,000 ㎡	10,000 ㎡超	一般検査	その他(※)	
3	219	81	55	2	3
4	220	83	72	3	3
5	224	85	19	0	1
6	223	85	36	0	4
7	222	85	15	2	2

(※) その他とは、各特定建築物からの相談等により、臨時に立入検査を実施した件数

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

区 分 年 度	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項 目 別 不 適 件 数 (件)							
		適	不適	帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫 防除	雑用 水	アスベ スト
3	55	25	30	22	1	5	3	6	4	0	0
4	72	30	42	16	0	12	4	5	3	0	0
5	19	5	14	12	2	2	0	1	0	0	0
6	36	26	10	7	1	2	2	1	2	0	0
7	15	8	7	5	1	1	2	0	1	0	0

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

区 分 年 度	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項 目 別 不 適 件 数 (件)					
		適	不適	温度	湿度	炭酸 ガス	一酸化 炭素	粉じん	気流
3	55	25	30	4	27	8	0	1	0
4	72	27	45	6	33	10	0	0	0
5	19	2	17	1	12	10	0	0	0
6	36	8	28	8	20	13	0	0	1
7	15	7	8	0	6	4	0	0	0

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容、立入検査結果等についての講習会を5区共同（豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施している。

区 分 年 度	幹事区	区内施設 受講者数(人)
3	練馬区	72(※)
4	中野区	90(※)
5	杉並区	63
6	豊島区	89
7	板橋区	69(※)

(※) 令和3年度及び令和4年度はオンライン開催とした。
令和7年度は対面及びオンライン開催とした。

[4] 飲料水の衛生

水道は、日常生活を営む上で必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。

また、赤水(さび水)や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき、専用水道、簡易専用水道の確認や届出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分		施 設 数	監視指導数(件)
3	計	679	71
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	678	71
4	計	673	110
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	672	110
5	計	668	23
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	677	23
6	計	628	89
	専用水道	1	0
	簡易専用水道	627	89
7	計	620	42
	専用水道	1	1
	簡易専用水道	619	41

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査が義務付けられている。

検査対象施設数とは、建築物衛生法に基づく管理が実施されている施設(228施設)を施設数から除外したものである。

年度 \ 区分	施 設 数	検査対象施設数(件)	受 検 報 告 数 (件)
3	678	446	334
4	672	439	328
5	667	436	326
6	627	397	340
7	619	391	303

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設
(受水槽の有効容量が10m³以下のもの)
では、飲料水の事故発生防止の為、所有者、管理者等の衛生管理知識向上を図る必要がある。

そこで、豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
3	4,417	201
4	4,352	60
5	4,324	17
6	4,269	43
7	4,230	30

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。
なお、タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位：件)

年度 \ 区分		タンク水		井戸水	
		検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
3		43	2	7	6
4		41	4	6	3
5		42	1	4	0
6		33	1	8	4
7		37	4	4	0
	細菌検査(2項目)	0	0	0	0
	定期検査(10項目)	37	4	4	0
	消毒副生成物	0	0	0	0
	化学検査定性分析	0	0	0	0
	化学検査定量分析	0	0	0	0
	ビル管法に係る検査 (15項目)	0	0	0	0

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、現場における指導を実施している。なお、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適宜電話や書面による指導を行なった。

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、改善に関する助言等を行なっている。

[7] 苦情・相談

環境衛生関係営業施設に対して、所内指導及び苦情処理を行っている。また、住民からの住居衛生等に関わる相談に応じている。

(単位：件)

年度 \ 区分		苦情処理件数	所内指導・相談件数
3		26	4,325
4		25	4,917
5		32	5,222
6		52	5,125
7		240	6,847
営業施設等	理 容 所	5	97
	美 容 所	17	1,167
	ク リ ー ニ ン グ 所	0	87
	興 行 場	0	187
	旅 館 業	199	4,467
	公 衆 浴 場	12	95
	プ ー ル	0	41
	特 定 建 築 物	2	388
	水 道 施 設	0	10
	貯 水 槽 水 道	1	13
	そ の 他 の 業 種	3	118
	計	239	6,670
住居衛生等	室 内 空 気 環 境	0	0
	水 質 検 査	0	99
	井 戸 水	0	10
	そ の 他	1	68
	計	1	177

[8] レジオネラ症防止対策事業

レジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位：件)

年度 \ 区分	検査検体数	
	公衆浴場 (浴槽)	営業プール [採暖槽(ジャクジー)]
3	54	10
4	62	10
5	56	10
6	59	9
7	57	9

旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼により有料でレジオネラ属菌検査を5件受付した。

[9] 環境衛生関係検査総数

環境衛生関係営業施設等に対して、照度・温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

年度 \ 区分	検査施設数	検査項目数
3	482	4,990
4	544	5,710
5	389	3,469
6	505	5,438
7	646	5,560

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、住民、学生等への衛生教育にも努めている。

年度 \ 区分	総 数		営 業 者 等		住 民・学 生 等	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
3	4	163	3	161(※)	1	2
4	6	193	4	179(※)	2	14
5	5	157	5	157	0	0
6	11	315	11	315	0	0
7	8	258	6	228	2	30

(※) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催及びオンライン開催の参加者を含む。

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行っていた。令和6年度に見直しを行い、令和5年度をもって表彰制度を終了した。

年度 \ 区分	表彰施設数
3	3
4	3
5	3
6	
7	

[12] 不利益処分（健康部生活衛生課）

令和7年度は不利益処分施設なし。

[13] 住宅宿泊事業（健康部生活衛生課）

住宅を活用し、年間180日を超えない範囲で宿泊サービスの提供を可能とする「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日から施行された。この法律に基づき、区は、住宅宿泊事業の届出の受理及び法定の標識の交付等を行うこととなった。施行に際しては、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定した。

① 施設数と相談件数

年度 \ 区分	届 出 件 数	事業廃止件数	届出住宅数	相 談 件 数
3	65	158	717	1,692
4	68	86	699	2,107
5	382	88	993	6,128
6	616	136	1,473	6,271
7	599	213	1,859	7,218

② 苦情処理件数

年度 \ 区分	苦情処理件数
3	40
4	29
5	79
6	120
7	234

4. 衛生害虫対策等

蚊とハエ駆除対策やねずみ駆除対策を実施するとともに、各種衛生害虫等の相談指導や不明害虫等の検査を受け付けている。

[1] 蚊とハエ駆除対策【強化対策期間4月～10月】

(1) 雨水マス等対策（感染症及び刺傷被害予防）

蚊が発生する公道、公園の雨水マス等を対象として巡回して薬剤投入を行なっている。巡回数は、強化対策期間内に区内4回としている。また、公道との境目の無い区有施設などで、雨水マス等から蚊等が発生する場合は、同様に薬剤を投入している。投入薬剤は、微量で効果があり、安全性の高い昆虫成長制御剤（有効成分：ピリプロキシフェン）を使用している。

区分 年度	延べ散布か所数	散布量(kg)	作業班数（請負）
3	115,806	115.8	89
4	111,660	115.8	89
5	115,707	115.7	89
6	109,617	114.7	89
7	109,263	113.1	89

（注1）原則、1,300か所/日処理を1班としている。

（注2）雨水マス対象数は、約30,000か所である。

（注3）雨水マス1か所当たりの基礎的散布量は、公道雨水マス1か所当たり1錠・公園雨水マス等は2錠である。

なお、公園の雨水マスや側溝、不衛生箇所の大きさ及び落ち葉などの混入により散布する薬剤量が変わる。

（注4）薬剤1錠1g（有効成分5mg）

(2) 蚊の発生状況調査

蚊とハエ駆除対策の実施にともなう効果や、季節的生息状況等を把握するため、定点・定期的な蚊発生状況調査等を実施している。

区分 年度	蚊捕獲数（匹）	ウイルス等検査（※1）	ウイルス等検査 都立雑司が谷霊園	調査回数（請負）
3	809	（－）	（※2）	16
4	1,129	（－）	（※2）	16
5	974	（－）	（※3）	16
6	462	（－）	（※3）	16
7	1,298	（－）	（※3）	16

（注1）蚊の調査法：令和6年度はBGProトラップ、令和5年度以前はCDCトラップを使用。何れも24時間調査法

（注2）定点：都立雑司が谷霊園（豊島区実施）・都立染井霊園（東京都実施）・区立小鳥のさえずる公園（豊島区実施）

（※1）東京都が豊島区内で捕獲した蚊については、ウエストナイルウイルス・デングウイルス・チクングニアウイルス・ジカウイルス・マラリア原虫の保有検査を東京都健康安全研究センターで実施している。

（※2）豊島区が実施していたデングウイルスとジカウイルス検査についてはコロナウイルスPCR検査に負担をかけないため未実施。

（※3）感染症を媒介した蚊の種類や蚊媒介感染症発生地域にあわせて実施するに改めた。なお、豊島区は、都内62自治体の内、東京都が行う重点サーベイランス事業9自治体に選定されていないが、特別に広域サーベイランス地域に組み入れてもらい五種（※1）の感染症検査を実施している。

(3) 墓地対策

蚊が発生しやすい墓地については、管理者に対して、発生状況に関する情報提供や防除指導を行ない、墓地における蚊対策の効果的な実施を促進している。

(4) 自主駆除に対する支援

町会が自主的に行なう、蚊とハエの駆除等の発生源除去を目的とする町内清掃活動等に対しては、ポスター、チラシを作成し配付するなどの支援を行なっている。ごみゼロデー活動に組み入れる場合が多い。

[2] ユスリカ対策（対象：プール施設等）

室内温水プールにウスイロユスリカ等が多量発生した場合は改善指導を行なっている。

[3] スズメバチ類駆除対策

スズメバチ類は、公共への刺傷危険度が高い巣について、専門業者により駆除を行なっている。駆除の条件として、コガタスズメバチの場合は、地上から概ね4m以下の高さの営巣等としている。

(単位：件)

区分 年度	委 託 合 計	スズメバチ類駆除	調査指導（※）
3	155	66	89
4	126	61	65
5	100	57	43
6	99	74	25
7	91	71	20

(※) 調査指導とは、ハチ種類調査、被害予防指導、知識普及をいう。なお、職員による調査指導を含まない。

[4] ねずみ防除対策【防除強化期間11月～3月】

11月と2月を「ねずみ駆除強化月間」と定め、防除指導や啓発を行なっている。

[5] ねずみ・衛生害虫防除指導等の対策

窓口・電話相談によりねずみや衛生害虫の防除指導を行なう。必要により出張調査指導や研修・講習会を行なっている。また、不明害虫やダニ等微細害虫の同定検査を行なっている。

区分 年度	講習会・研修会			相談所(委託)		窓口検査 (件)
	ねずみ・衛生害虫等講習会・研修会			ねずみ相談所（※2）		
	講習内容（※1）	回 数	参加人数	回数	参加人数	
3	④⑦	2	55	（※3）		58
4	④⑥⑦	4	487	（※3）		26
5	④⑥⑦	10	113	（※4）		39
6	②④⑥⑦	8	120	（※4）		53（※5）
7	④⑤	4	68	（※4）		64（※5）

(※1) 講習内容

①：知って得する虫などの講習会 ②：アタマジラミ講習会等 ③：蚊対策講習会（感染症媒介蚊対策講習会等）

④：福祉・医療関係者向け講習会等 ⑤：ねずみ駆除講習会 ⑥：トコジラミ研修会 ⑦：その他

(※2) ねずみ相談所は平成31年度まで実施していた駆除専門業者による個別相談指導。

(※3) ねずみ相談所はコロナウイルス感染症対策として中止した。なお、相談は電話対応とした。

(※4) ねずみ相談所は窓口及び電話での相談対応に変更

(※5) 令和7年度の窓口検査に出張による検査を含む

(2) 福祉衛生対策

独居高齢者・身障者・介護保険対象者・生活保護者などで、自らねずみ・害虫駆除の対応ができない場合は、家族、介護事業所、福祉のケースワーカーなどに、改善に向けた適切なアドバイスをなっている。

(3) 相談・指導状況

(単位：件)

都保健医療局 区分番号(※)			①				②		③	④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫
年度	区分		吸血昆虫				刺咬昆虫		ダニ	細菌付着昆虫			接触昆虫	不快昆虫	不快動物	農林害虫・樹木	食品衣類害虫	木材害虫		ねずみ	その他
	主な相談害虫		カ	ノミ	シラミ	その他	ハチ	その他		ハエ	ゴキブリ	その他						シロアリ	その他		
3	計	1,006	31	10	15	63	305	1	23	3	17	7	8	14	45	2	19	10	0	400	33
	窓口	937	11	10	15	56	300	1	23	2	15	6	8	14	45	2	19	10	0	367	33
	出張	69	20	0	0	7	5	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	33	0
4	計	1,016	44	2	16	95	312	0	27	21	15	3	7	14	28	4	6	4	0	399	19
	窓口	922	29	2	16	80	305	0	27	19	13	2	7	13	28	4	6	4	0	348	19
	出張	94	15	0	0	15	7	0	0	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	51	0
5	計	1,062	18	6	18	103	263	0	29	14	19	5	6	11	45	1	4	11	1	487	21
	窓口	981	10	6	17	95	260	0	28	12	19	3	6	10	45	1	4	11	1	432	21
	出張	81	8	0	1	8	3	0	1	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	55	0
6	相談計	846	21	4	27	68	218	0	12	7	8	3	6	31	39	1	3	10	0	374	14
7	相談計	977	27	4	21	35	193	0	27	8	20	3	0	18	29	1	8	8	0	552	23
相談計	4月	65	0	0	0	4	5	0	0	3	0	0	0	3	1	0	1	1	0	44	3
	5月	92	4	0	2	3	9	0	4	3	2	2	0	4	8	0	1	2	0	46	2
	6月	100	9	0	1	3	28	0	2	1	0	0	0	4	8	0	2	2	0	37	3
	7月	126	7	0	2	2	48	0	2	1	4	0	0	1	2	1	0	2	0	53	1
	8月	108	1	1	0	5	43	0	3	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	47	2
	9月	114	4	2	1	8	38	0	4	0	2	1	0	1	0	0	4	1	0	46	2
	10月	83	2	1	7	5	7	0	2	0	4	0	0	1	2	0	0	0	0	51	1
	11月	81	0	0	0	0	4	0	2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	69	2
	12月	65	0	0	3	1	2	0	1	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	52	1
	1月	45	0	0	1	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	2
	2月	52	0	0	4	1	1	0	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	36	2
	3月	46	0	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	38	2

(注1) 区分については都保健医療局区分番号と統一を図っている。

(注2) 害虫等の相談種類数は、約80～100種類である。

(注3) 出張(調査指導等)に委託業者による調査指導を含まない。例：ハチ調査、蚊調査

(注4) 令和6年度から窓口の相談計と出張の相談計をひとつにまとめ、相談計とする。

(※) 区分番号の①シラミの内訳：アタマジラミ 20件・コロモジラミ 0件・ケジラミ 0件・その他のシラミ 1件

区分番号の①その他の内訳：トコジラミ 35件・その他 0件

区分番号の④その他の内訳：チョウバエ 3件・その他 0件

区分番号の⑤接触昆虫とは、ドクガ等(毒毛等)の有毒害虫をいう。

区分番号の⑤接触昆虫の内訳：チャドクガ幼虫 0件・ヤネホソバ 0件・蛾 0件・その他 0件

区分番号の⑥不快昆虫とは、ユスリカ等をいう。

区分番号の⑦不快動物とは、ヤスデ・クモ等をいう。

区分番号の⑫その他とは、殺虫剤等をいう。

5. 薬 事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、毒物及び劇物取締法等の法令にもとづき、薬局等の許可・監視指導、毒物劇物販売業等の登録・監視指導を行っている。また、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律にもとづき、家庭用品による健康被害防止を目的に試買検査を行なっている。

[1] 薬局等

医薬品医療機器等法等の関係法令に基づき、薬局等に対する許可、届出の受理、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため立入検査、収去検査を実施し、構造設備、品質管理等について監視指導を行なっている。また、これらに対する苦情処理及び相談に応じている。

なお、平成21年6月施行の法改正により、平成24年5月までに一般販売業及び薬種商販売業は店舗販売業に移行し、また、特例販売業も卸売販売業（東京都の事務）に移行するなどしたため、これらの業態はなくなった。

(1) 施設数及び監視件数等

（単位：件）

区分 年度		新 規	更 新	廃 止	施設数	監視件数	違反件数	
3		113	62	105	1,881	395	25	
4		170	121	114	1,939	526	58	
5		147	83	134	1,945	533	45	
6		128	91	125	1,939	484	38	
7		136	54	127	1,938	502	33	
	薬 局		8	20	10	178	127	14
	薬局製剤	製造販売業	1	3	1	19	7	1
		製 造 業	1	3	1	19	7	1
	店 舗 販 売 業		10	9	6	99	52	7
	高度管理医療機器等 販売業、貸与業、販売貸与業		26	19	23	311	127	7
	管理医療機器 販売業、貸与業、販売貸与業		36		33	1,167	75	1
	麻 薬 小 売 業 者		54		53	145	107	2

（注）平成28年度から、高度管理医療機器及び管理医療機器においては、販売業のみ、貸与業のみ、販売貸与業（販売業及び貸与業）の3業態をそれぞれ1件と計上する。

(2) 医薬品等の収去状況

収 去 品 目	品 目 数	試 験 結 果
医 薬 品	2	適
医 薬 部 外 品	1	適
化 粧 品	1	適
医 療 機 器	1	適

(3) 薬事講習会等の開催

令和7年度は近隣8区合同で全ての薬局（180軒）に薬事講習会（Web）を行なった。
また、全ての店舗販売業（97軒）にテキストを作成し、配布した。

(4) インターネットによる医薬品販売の監視

平成26年6月12日から一般用医薬品の特定販売（インターネット販売）が認められたことを受け、インターネット販売用ホームページに必要事項が掲載されているかについての監視を60件実施。

[2] 毒物劇物販売業等

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業等の登録及び諸届出の受理、並びに立入検査を行ない貯蔵設備、取扱責任者の管理状況、譲渡手続等について監視指導を行なっている。

□施設数及び監視件数等

(単位：件)

区分			新規	更新	廃止	施設数	監視件数	違反件数
年度								
3			2	27	6	214	41	4
4			4	17	5	212	56	1
5			5	17	9	208	35	5
6			3	23	5	206	37	3
7			3	6	6	203	17	3
毒物劇物 販売業	一般販売業		2	6	6	109	16	2
	農業用品目販売業		0	0	0	0	0	0
	特定品目販売業		1	0	0	2	1	1
	毒物劇物業務上取扱者		0		0	92	0	0

[3] 薬事苦情相談件数

□件数

(単位：件)

年度	区分	薬局	店舗販売業	高度管理医療機器等販売業・貸与業	毒物劇物販売業等
3		13	1	1	0
4		14	2	0	0
5		14	2	0	0
6		14	0	1	0
7		13	1	1	0

[4] 家庭用品の安全確保

都区制度改革により、平成12年度から有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に係る事務が東京都から特別区へ移管された。

家庭用品による健康被害を防止するため、規制対象である繊維製品、一般家庭用品を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有量を検査し、規制している。

令和7年度は、18品目（繊維製品13品目、一般家庭用品5品目）を試買し、試験検査を実施。

□試買と検査結果

(単位：件)

規 制 対 象	試 買 品 目	検 査 項 目	検 査 数	違 反 数
繊 維 製 品	下着、中衣、よだれかけ、靴下、外衣、寝具、寝衣、帽子	ホルムアルデヒド	13	0
一般家庭用品	家庭用エアゾル製品	塩化ビニル、メタノール トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	2	0
	家庭用接着剤・家庭用塗料・家庭用ワックス	有機水銀 トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物	2	0
	住宅用洗剤	塩化水素、硫酸 落下・漏水等容器試験	1	0
	家庭用洗剤	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム 落下・漏水等容器試験	0	0

6. 医 務

医療法等関係法令に基づき、病院（受理・経由）、診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の医療施設に対する許可、諸届出の受理及び医療関係者免許申請書の受理・経由を実施している。また、これらに対する住民の苦情及び相談に対応している。

[1] 医療施設の概要

医療法及び関係法規に基づき、許可・届出の受理を行なっている。

(1) 医療関係施設

(単位：件)

年度 \ 区分		開 設	廃 止	施 設 数
3		147	100	1,732
4		148	117	1,763
5		118	100	1,781
6		123	105	1,799
7		118	94	1,823
(令和8年3月31日現在)	病 院	0	2	11
	一 般 診 療 所	57	45	535
	歯 科 診 療 所	9	12	327
	助 産 所	0	1	2
	施術所（あ・は・き）	26	20	415
	施 術 所 （ 柔 ）	10	7	193
	出張施術業務	11	2	276
	歯 科 技 工 所	5	5	64

(注) 施術所（あ・は・き・柔）については

あ：あん摩マッサージ指圧師、は：はり師、き：きゅう師、柔：柔道整復師

(2) 区内病院及び診療所 病床数

(単位：床)

年 度 \ 区 分		病 床 数
3		1,749
4		1,739
5		1,605
6		1,555
7		1,373
	病 院	1,282
	一般診療所	91

2次医療圏(豊島区・北区・板橋区・練馬区)ごとに基準病床数が定められており、病床数変更には都の許可を要する。

(3) その他

法人による診療所の開設、病床の使用にあたっての許可事務を行なっている。

(単位：件)

区 分	令和7年度 件数
巡回診療等受理数 (※)	451 (320)
二 か 所 管 理 許 可	2
他 の 者 管 理 許 可	0
開 設 許 可	27
病 床 設 置 許 可	0
一 部 変 更 許 可	3

(※) カッコ内は受理数のうち豊島区で巡回診療等を行う件数

[2] 医療従事者免許

医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の免許の申請・籍訂正・書換・再交付等の経由事務を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
3	666	136	40	72	53	14	277	18
4	650	115	35	83	46	13	261	22
5	622	104	16	88	60	15	266	18
6	694	116	32	104	67	17	275	22
7	723	116	36	80	48	16	318	23
新 規	161	49	13	17	8	2	44	2
籍 訂 正	269	30	10	31	20	7	134	9
書 換	267	29	10	30	20	7	134	9
再 交 付	25	8	3	2	0	0	5	3
抹 消 ・ 返 納	1	0	0	0	0	0	1	0

区分 年度	臨床検査 技 師	衛生検査 技 師	診療放射線 技 師	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	視 能 訓 練 士
3	15	0	8	7	22	4
4	15	4	15	11	24	6
5	16	0	9	7	19	4
6	16	0	11	14	17	3
7	33	0	11	18	22	2
新 規	8		5	3	8	2
籍 訂 正	12	0	3	7	6	0
書 換	12	0	3	7	6	0
再 交 付	1	0	0	1	2	0
抹 消 ・ 返 納	0	0	0	0	0	0

(注) 事務処理特例交付金における医師等の籍訂正書換申請件数について、元年度より籍訂正・書換を同時におこなっても、申請2件と計上することになり、元年度より件数が増加している。

[3] 救急医療機関

救急医療機関の決定は、病院の申出により保健所・消防署・医師会の意見書及び審査会の意見を踏まえ都知事が行なっている。保健所では、人的・構造設備上の調査を行ない、その結果を意見書として都知事に提出している。

□救急告示医療機関（9カ所）

令和8年4月1日現在

名 称	所 在 地	電 話
医療法人社団育生會 山口 医 院	豊島区西巣鴨1-19-17	(3915) 5885
医療法人社団日心会 総合病院一心病院	豊島区北大塚1-18- 7	(3918) 1215
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院	豊島区南大塚2- 8- 1	(3941) 3211
医療法人社団生全会 池 袋 病 院	豊島区東池袋3- 5- 4	(3987) 2431
医療法人社団E N E X T 池 袋 西 口 病 院	豊島区西池袋3- 2-16	(3982) 1161
社会医療法人社団大成会 長 汐 病 院	豊島区池 袋1- 5- 8	(3984) 6161
医療法人社団瑞雲会 高 田 馬 場 病 院	豊島区高 田3- 8- 9	(3971) 5114
医療法人社団仁泉会 と し ま 昭 和 病 院	豊島区南長崎5-17- 9	(3953) 5555
要 町 病 院	豊島区要 町1-11-13	(3957) 3181

(注) 休日診療所については、P. 209 に掲載。

[4] 医療苦情相談

医療関係施設に関わる苦情・相談を受理している。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	診療所	歯科診療所	施術所 (あ・は・き)	施術所 (柔)
3	90	25	2	3
4	86	17	3	2
5	115	15	6	4
6	114	23	6	3
7	107	36	8	4

(注) 施術所 (あ・は・き・柔) については

あ：あん摩マッサージ指圧師、は：はり師、き：きゅう師、柔：柔道整復師

[5] 衛生検査所の登録業務

衛生検査所の登録、諸届出の受理及び精度管理専門委員の同行による監視指導を実施している。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	新 規	廃 止	施 設 数	立入検査
3	0	0	1	0
4	0	0	1	1
5	0	0	1	0
6	0	0	1	1
7	0	0	1	1

(注) 2年度に1度、定例監視を行なっている。

7. 獣 医 衛 生 等

獣医衛生等の事務は、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録による鑑札交付と狂犬病予防注射の注射済票交付業務、動物の愛護及び管理に関する法律や東京都動物の愛護及び管理に関する条例等に基づく動物の適正飼養、動物愛護の思想の普及・啓発、地域猫活動に対する不妊去勢手術費一部助成事業などの業務である。

[1] 飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法では、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することを目的として、毎年1回狂犬病予防注射を接種しなければならないと規定している。わが国では昭和33年以来、狂犬病の発生はないが、海外では依然として多くの国々で狂犬病による死者が出ており、流入に備え予防接種率を向上させる必要がある。

保健所では4月初旬に狂犬病予防週間を設け、東京都獣医師会豊島支部に委託し定期集合注射を実施している。

なお、飼い犬の登録をしていない者に対しては、区の広報紙、区ホームページ等や獣医師を通じて登録の促進に努めるとともに、狂犬病予防注射を行っていない犬の所有者に対しては督促を行ない、狂犬病予防注射の完全実施を目指している。

区分 年度	対象数 (頭) (※)	マイクロチップ 登録 (件)	鑑 札 交 付 数 (件)				注射済票交付数 (件)		
			総数	登 録	再交付	交 換	総 数	交 付	再交付
3	7,607		1,006	751	107	148	5,925	5,903	22
4	8,163	673	575	335	88	152	6,070	6,049	21
5	8,661	737	278	77	77	124	5,946	5,921	25
6	9,067	763	211	59	62	90	6,098	6,070	28
7	8,588	851	119	65	54	76	6,002	5,983	19

(注) マイクロチップ登録は令和4年6月から義務化（環境省への登録により鑑札交付とみなすため交付件数は減少）。

(※) 対象数は各年度末現在の数

[2] 犬によるこう傷事故

犬による人の生命又は身体に侵害（こう傷事故等）があったとき、飼い主は適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故発生の時から24時間以内に、事故が発生した所在地の保健所に届け出なければならないとされている。保健所では事故届を受けた際、飼い主に対し指導を行ない、事故の再発防止に努めている。

区分 年度	こう傷 事故数 (件)	被害者数 (人)	畜犬登録の有無 (件)			狂犬病予防注射の 接種状況 (※) (件)	
			有	無	不明	接種済	未接種
3	6	6	5	1	0	4	2
4	8	8	8	0	0	6	2
5	15	15	13	1	0	12	2
6	9	9	9	0	0	9	0
7	5	5	5	0	0	5	0

(※) 未登録犬・未注射犬については、事故届出後に登録及び注射済票交付済み

[3] 犬舎等の施設数

豊島区化製場等に関する法律施行条例により、法令で指定する動物を飼養又は収容する施設を設置し都条例で規定する以上の動物を飼養又は収容する場合は、区長の許可を受けなければならない。

保健所では、これらの施設の衛生を確保するため、許可時に、立ち入り検査を行なっている。

(単位：件)

年度	許可	廃止	施設数
3	0	0	1
4	0	0	1
5	0	0	1
6	0	0	1
7	0	0	1

[4] 犬の捕獲、動物の引取り・収容等

犬の捕獲及び動物の引取り・収容は東京都動物愛護相談センターが対応している。飼い主不明の犬に対する通報が保健所に寄せられた場合、同センターに連絡を行ない収容を依頼している。収容後は、収容状況の周知を行なうため一定期間の公示を実施している。

(単位：頭)

年度	区分	犬の捕獲 (公示)	ねこの収容 (公示)	犬の返還	ねこの返還
3		1	4	1	0
4		1	2	0	0
5		0	3	0	0
6		0	6	0	0
7		0	8	0	0

[5] 苦情処理

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすようなことのないよう努めなければならないと規定されている。しかし、近年マナーの悪い飼い主による不始末のために、汚物汚水・悪臭等の苦情が後を絶たない。

保健所では、広報紙、区ホームページ等を利用したマナー啓発を行なっているほか、苦情者には啓発プレート交付などを行なっている。

(単位：件)

区分 年度	犬の苦情						ねこの苦情					その他の苦情	合 計
	総 数	放し 飼い	汚物 汚水	悪 臭	鳴 き 声	そ の 他	総 数	汚物 汚水	悪 臭	鳴 き 声	そ の 他		
3	109	2	9	2	28	68	97	46	4	3	44	15	221
4	107	2	35	6	20	44	101	33	4	2	62	7	215
5	90	1	49	1	14	25	102	28	0	4	70	3	195
6	93	3	53	0	20	17	121	33	3	1	84	3	217
7	78	1	50	1	9	17	105	20	0	1	84	14	197

[6] 人と動物の共生

(1) 地域猫活動に対する不妊去勢手術費一部助成

地域猫活動とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を軽減させるため、適切な給餌、糞尿対策及び不妊去勢手術の実施に取り組み、飼い主のいない猫を一代限りで見守る活動である。

豊島区では、町会の下、地域ぐるみで地域猫活動を行なう地域協議会が設立されている。平成19年度11月からは、地域猫活動に対し不妊去勢手術費一部助成も行なっている。

区分 年度	地域協議会数 (件)	助成数 (頭)			合計 (頭)
		オス	メス	麻酔のみ	
3	45	112 (111)	98 (96)	1 (1)	211 (208)
4	49	122 (122)	138 (138)	0 (0)	260 (260)
5	53	79 (79)	97 (96)	0 (0)	176 (175)
6	55	80 (80)	53 (53)	1 (1)	134 (134)
7	55	27 (27)	36 (36)	2 (2)	65 (65)

(注) カッコ内は地域協議会活動での助成頭数

(2) 地域における動物の相談支援体制整備事業

令和4年10月から、飼い主の死亡等で飼養が難しい犬猫の譲渡を支援する本事業を開始した。

事業実施団体登録済みの保護団体に対して、譲渡を前提とした一時預かり、保護、治療、入院、不妊去勢等手術にかかる経費の一部を助成している（上限あり）。

区分 年度	登録団体数 (件)	助成数 (頭)	助成金額 (円)	譲渡数 (頭)
4	3	29	1,877,607	13
5	5	53	2,831,327	33
6	6	79	6,500,602	63
7	6	20	729,948	7

8. 生活習慣病予防と健康づくり

区民の健康を保持・増進するために、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療以外の保健事業として健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施している。

[1] 健康手帳の交付（健康増進法第17条第1項）

健康診査の記録その他、生涯にわたる健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康手帳を交付している。

平成26年度からは、豊島区独自の健康手帳を作成して配布していたが、令和5年度をもって配布を終了した。

□交付状況

(単位：人)

年度 \ 区分	75歳以上の後期高齢者医療加入者	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者	左記以外の40歳以上で交付を希望した者	計
3	29	19	15	63
4	11	10	10	31
5	21	16	12	49

[2] 健康教育（健康増進法第17条第1項）

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持増進に資するため、健康教育を行なっている。

(1) 若年世代からの健康づくり教育

年度 \ 区分	メタボリックシンドローム予防教室		歯科教室（講演会）		
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	テーマ
3	1	5	0	0	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
4	1	7	1	30	コロナ禍でお口が衰えていませんか？ 「オーラルフレイル」とは
5	1	9	1	30	知っていますか？認知症と口腔との関係
6	1	8	1	28	認知症と歯と口の健康
7	1	11	1	30	災害時の歯と口の健康
健康推進課			1	30	
長崎健康相談所	1	11			

(2) 出張健康教室 （区内の学校、企業や事業所からの要請により実施）

□出張健康教室

年度	テーマ	回数	参加者数
5	生活習慣病予防について	1	10
6	未成年の飲酒の害について	1	153
7	未成年の飲酒の害について	1	131

(3) 集団健康教育

区分 年度	一般		歯周疾患		病態別		薬	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
3	11	671	1	25	6	112	0	0
4	21	1,044	1	33	7	141	1	28
5	22	1,033	1	34	6	127	2	95
6	19	920	1	37	6	183	2	63
7	15	1131	1	45	2	96	2	99

[3] 健康相談 （豊島区健康相談事業実施要綱・健康増進法第17条第1項）

心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣病の予防のため運動・栄養・休養・禁煙など健康管理に必要な相談を行なっている。健康推進課の健康相談事業は、生活習慣病予防健診（男性）・女性の骨太健診後の保健指導の場にもなっている。

□健康相談状況

区分 年度		健康相談事業		相談件数内訳（再掲・重複あり）						随時 健康 相談
				(医師相談)		(保健相談)		(栄養相談)		
		回数 (回)	相談者 延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	
3		21	32	9	3	21	10	21	32	306
4		24	21	12	10	24	16	24	21	335
5		24	21	12	9	24	15	24	21	351
6		24	20	12	6	24	12	24	14	283
7		48	86(16)	12	29(1)	24	44(5)	36	70(12)	104
	健康推進課	12	29(1)	12	29(1)	12	29(1)	12	28(1)	39
	長崎健康相談所	24※ ¹	57(15)			12	15(4)	24※ ¹	42(11)	7
	地域保健課									58

※1長崎健康相談所の回数は健康相談（保健・栄養）と食事相談の回数の合計と人数の合計

※令和3年度から令和6年度は、健康増進法に則り40～64歳の来所者数を計上。その他の年齢については随時健康相談に計上。地域保健課の随時健康相談については40～64歳を計上。令和7年度は健康相談事業の全年齢の来所者数を計上。うち、40～64歳の来所者数はかつこ内に再掲を記載。

[4] 健康診査

(1) 長寿健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第125条）

生活習慣病予防などの健康保持増進のため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、区医師会に委託し、健康診査を実施。対象は後期高齢者医療制度加入者と年齢到達により、年度中に加入する方。一般検査として、問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査を全員に実施し、追加検査として、心電図（偶数年齢の者）、胸部X線検査（全員）を実施した。

□ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受 診 者 数				指 導 区 分			
		一般検査		計	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		外 来	訪 問						
	A	B	C	D (B+C)	D / A				
3	27,297	12,982	171	13,153	48.2	290	3,779	9,084	13,153
4	28,349	13,069	170	13,239	46.7	294	4,096	8,849	13,239
5	29,048	13,001	188	13,189	45.4	306	4,262	8,621	13,189
6	29,908	13,272	178	13,450	45.0	273	4,316	8,861	13,450
7	30,111	13,250	155	13,405	44.5	284	4,438	8,683	13,405

□ 主な検査結果（延人数）

（単位：人）

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
3	5,522	7,665	5,075	1,813	4,443	1,956	3,850	2,509
4	5,391	7,576	5,098	1,796	4,152	1,954	3,803	2,587
5	5,318	7,721	5,008	1,688	4,081	1,603	3,811	2,580
6	5,560	8,020	5,002	1,737	3,979	1,639	3,609	2,581
7	5,360	8,128	4,968	1,776	3,805	1,665	3,800	2,557

(2) 介護老人施設入所者健康診査

区施設入所者に健診を実施し、その健診結果を施設入所者の健康状態の把握や健康管理に生かすことで、生活習慣病の予防、施設入所者の健康の保持に寄与することを目的とした事業である。対象は介護老人福祉施設、介護老人保健施設（区に住所を有する者）入所者。問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査、胸部X線検査を7・8月に実施した。

□ 受診状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受 診 者		指 導 区 分			
		受診者数	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		A	B / A				
3	939	895	95.3	11	481	403	895
4	941	868	92.2	15	507	346	868
5	972	901	92.7	18	509	374	901
6	964	901	93.5	25	523	353	901
7	964	899	93.3	27	567	305	899

□ 主な検査結果 (延人数)

(単位：人)

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
3	279	470	141	70	286	82	543	361
4	254	462	119	67	287	81	343	377
5	264	492	137	93	249	79	426	344
6	253	497	135	74	277	65	299	373
7	278	516	143	97	305	99	325	399

(注) 平成27年度から特別養護老人ホーム「千川の杜」、平成28年度から特別養護老人ホーム「東池袋桑の実園」が追加。平成30年度から老人保健施設「アバンセ」が追加。

(3) 特定健康診査・特定保健指導

平成19年度まで老人保健法の基本健康診査として節目健診・高齢者健診を実施してきた。

平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成20年4月1日から医療保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導を実施することとなった。豊島区においては、区国民健康保険の40歳～74歳の加入者を対象に実施する。

① 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）

特定健康診査とは、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査をいう。区においては、特定健康診査実施時に、生活習慣病の予防・早期発見の観点から区独自項目も追加して健康診査を実施している。

□特定健康診査受診状況

(単位:人)

区分 年度		対 象 者 数	受診者数				指導区分（健診全体）			
			基本健診 その1		計	受 診 率 （ ％ ）	異 常 な し	経 過 観 察	要 医 療	有 所 見 計
			外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者						
		A			B	C				
3		40,515 (35,251)	14,170	6	14,176 (12,874)	35.0 (36.5)	866	5,280	8,030	14,176
4		39,166 (33,086)	12,993	1	12,994 (11,619)	33.2 (35.1)	767	5,084	7,143	12,994
5		37,767 (31,641)	13,202	5	13,207 (11,713)	35.0 (37.0)	842	5,336	7,029	13,207
6		35,689 (30,396)	12,556	7	12,563 (11,245)	35.2 (37.0)	751	5,004	6,808	12,563
7		34,443	12,028	6	12,034	34.9	769	4,791	6,474	12,034
	40～49歳	7,740	1,483	0	1,483	19.2	229	689	565	1,483
	50～59歳	8,557	2,444	0	2,444	28.6	238	1,031	1,175	2,444
	60～64歳	4,436	1,713	2	1,715	38.7	96	687	932	1,715
	65～74歳	13,710	6,388	4	6,392	48.5	206	2,384	3,802	6,392

(注1) 年齢基準日は令和8年3月31日。ただし、昭和25年10月1日から昭和26年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

(注2) 下段 () は国へ報告する年度途中の異動者を除いた数値 (翌年11月に確定)。

□主な検査結果

(単位:人)

区分		脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧 動脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 障害	心冠動脈 系疾患	貧血
年度									
	3	7,771	5,458	3,708	2,945	3,053	1,939	1,881	1,066
	4	6,979	4,985	3,401	2,558	2,556	1,779	1,740	1,055
	5	7,011	5,096	3,184	2,597	2,546	1,647	1,697	1,162
	6	6,850	5,021	2,928	2,452	2,341	1,608	1,579	990
	7	6,486	4,734	2,676	2,377	2,134	1,485	1,486	991
	40～49歳	720	447	86	269	88	152	50	110
	50～59歳	1,421	771	340	549	286	330	132	150
	60～64歳	978	640	362	377	301	219	234	105
	65～74歳	3,367	2,876	1,888	1,182	1,459	784	1,070	626

(注1) 年齢基準日は令和8年3月31日。ただし、昭和25年10月1日から昭和26年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

□メタボリックシンドローム判定と保健指導の階層化

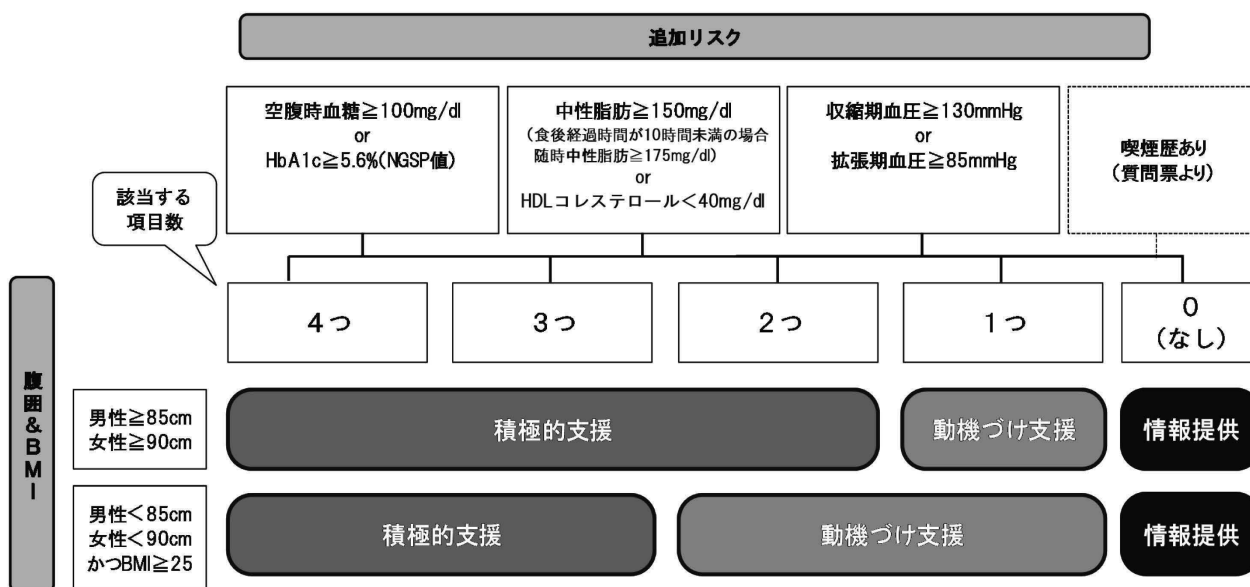
(単位：人)

区分 年度	メタボリックシンドローム判定						保健指導の階層化				
	基準 該当 A	予備群 該当 B	非該当 C	非該当の 割合 (%) (C/E)	判 定 不 能 D	計 E (A+B+C+D)	積極的 支援	動機づ け支援	情報 提供	判 定 不 能	計
3	2,673	1,611	9,881	69.7	11	14,176	513	1,241	12,411	11	14,176
4	2,412	1,454	9,118	70.2	10	12,994	423	1,033	11,530	8	12,994
5	2,411	1,573	9,210	69.7	13	13,207	464	1,091	11,645	7	13,207
6	2,308	1,468	8,773	69.8	14	12,563	473	972	11,113	5	12,563
7	2,161	1,374	8,490	70.6	9	12,034	457	934	10,638	5	12,034

② 特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律第24条）

特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群と判定された者に対して、専門のスタッフ（保健師、管理栄養士等）が行なう生活習慣の改善のための継続的な支援。特定健康診査の結果により、下図の基準により生活習慣病のリスクに応じて「情報提供」・「動機づけ支援」・「積極的支援」の3つに区分（「階層化」という。）し、階層化の結果、保健指導該当者には「積極的支援」、予備群には「動機づけ支援」を実施する。

□特定保健指導の階層化基準



(注1) 65歳以上の方で、1つ以上該当した方は、すべて「動機づけ支援」の対象となる。

(注2) 生活習慣病に関する服薬中の者は、「積極的支援・動機づけ支援」に該当した方でも、「情報提供」の対象となる。

□特定保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定保健指導対象者				初回面接終了者				評価終了者			特定保健指導実施率(%)
	計	当日保健指導	動機づけ支援	積極的支援	計	当日保健指導	動機づけ支援	積極的支援	計	動機づけ支援	積極的支援	
3	1,700 (1,610)	1,102	1,197 (1,151)	503 (459)	447 (429)	116	337 (330)	110 (99)	399 (386)	316 (313)	83 (73)	23.5 (24.0)
4	1,410 (1,326)	921	987 (932)	423 (394)	376 (350)	82	299 (283)	77 (67)	342 (326)	283 (269)	59 (57)	24.3 (24.6)
5	1,507 (1,393)	975	1,048 (986)	459 (407)	310 (283)	64	244 (230)	66 (53)	281 (265)	228 (221)	53 (44)	18.6 (19.0)
6	1,398 (1304)	922	931 (880)	467 (425)	330 (310)	67	249 (237)	81 (73)	284 (294)	223 (237)	61 (57)	20.3 (22.5)
7	1,344	863	894	450	311	68	230	81				

(注1) () は、国への報告の数値(国保途中加入者、特定保健指導中断者除外)

(注2) 特定保健指導対象者は、特定健診受診者を階層後、75歳と国保資格喪失者(年度途中)を除いた数

(注3) 評価終了者数は、特定保健指導開始から終了まで3ヶ月以上を要するため、翌年度6月以降に確定する。

(4) 国保糖尿病重症化予防事業(健康増進法第17条第1項)

生活習慣病重症化予防事業の一環として、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成26年4月一部改正)、「豊島区国民健康保険第二期データヘルス計画」(平成30年3月策定)に基づき、平成27年度から糖尿病重症化予防事業を行なっている。

① 糖尿病予防のための保健指導

国保特定健康診査の結果、糖尿病予備群(特定保健指導対象者を除く)である者を対象に、糖尿病発症予防を目的とした食事・運動セミナー及び個別指導を実施している。

□糖尿病予防のための保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定健診受診者	糖尿病予防保健指導対象者(※1)	食事・運動セミナー(※2)			個別指導				糖尿病予防のための保健指導実施率
			対象者	回数	参加者	初回指導参加者(※3)	継続指導参加者(※4)	計	6ヶ月後評価までの終了者(※5)	
3	14,176	2,099	1,636	19	144	155	152	307	304	14.6%
4	12,994	1,632	1,239	20	176	169	131	300	279	18.4%
5	13,207	1,672	1,253	22	199	199	163	362	343	21.7%
6	12,563	1,532	1,105	20	178	177	161	338	314	22.1%
7	12,034	1,414	1,021	20	179	168	124	292		20.7%

(※1) ヘモグロビンA1c値が6.0～6.4%かつ糖尿病未治療で特定保健指導対象外の方

(※2) 食事・運動セミナーは前年度までにセミナーを受講したことがない方に実施

(※3) 個別指導初回指導参加者：前年度までに食事・運動セミナーを受講したことがない方

(※4) 個別指導継続指導参加者：前年度までに食事・運動セミナーを受講済みの方

(※5) 個別指導は翌年度の4月まで実施するため、6ヶ月後評価までの終了者(督促終了含まず)は翌年度の11月に確定する。

② 糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨

国保特定健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、医療機関への受診勧奨及び、保健指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況（単位：人）

区分 年度	特定健診受診者	受診勧奨対象者 (注1)	受診勧奨実施者 (注2)
3	14, 176	598	557
4	12, 994	438	399
5	13, 207	374	346
6	12, 563	402	388
7	12, 034	336	317

(注1) ヘモグロビンA1c値が6.5%以上で糖尿病未治療の方。

(注2) 受診勧奨実施者数には、調査票等により医療機関受診状況を把握したものを含む。

□糖尿病ハイリスク未受診者の保健指導実施状況（単位：回）

区分 年度	保健指導（延数）			栄養指導（延数）	
	面接	電話	訪問	面接	電話
3	1	362	0	0	0
4	1	263	0	0	6
5	1	195	0	1	0
6	1	239	0	0	0
7	0	151	0	0	0

(注) 当該年度の保健指導は翌年度の5月まで実施

③ 糖尿病性腎症重症化予防事業

国保特定健康診査の結果、糖尿病薬服薬またはインスリン注射を使用しており、腎機能が低下している可能性がある者を対象にアルブミン尿検査を行い、早期腎症期と判定された者に保健指導を実施している。

□糖尿病性腎症重症化予防事業 アルブミン尿検査実施状況と判定区分（単位：人）

区分 年度	特定健診 受診者	アルブミン尿 検査対象者 (注)	アルブミン尿 検査実施者	判定区分		
				正常	早期 腎症期	顕性 腎症期
3	14, 176	302	167	70	77	20
4	12, 994	294	149	50	82	17
5	13, 207	278	151	64	76	11
6	12, 563	252	124	42	69	13
7	12, 034	229	112	44	55	13

(注) ①尿たんぱく（－）かつeGFR45～59または②尿たんぱく（±）（＋）かつeGFR60以上の方。

□糖尿病性腎症重症化予防プログラム保健指導実施状況（単位：人）

区分 年度	対象者（※）	実施者	未実施者
3	76	48	28
4	82	38	44
5	75	32	43
6	70	28	41
7	55	15	41

（※）アルブミン尿検査の結果、早期腎症期と判定された方。

（注1）当該年度の保健指導は、翌年度の6月まで実施。

（注2）対象者は、既に医療機関等で栄養指導を実施しているものを除く。

（5）後期高齢者糖尿病重症化予防事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一環として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」に基づき、後期高齢者医療制度に加入している区民を対象に、令和3年度から実施している。

① 糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨

当該年度長寿健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、医療機関への受診勧奨及び、栄養指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況（単位：人）

区分 年度	長寿健診受診者	受診勧奨対象者	電話勧奨実施者	通いの場等 栄養指導実施者
3	13,153	184	162 (88.0%)	13 (7.1%)
4	13,239	136	115 (84.6%)	8 (5.9%)
5	13,189	129	97 (75.2%)	0 (0.0%)
6	13,450	21	16 (76.2%)	1 (4.8%)
7	13,405	24	12 (50.0%)	1 (4.2%)

（注）対象者抽出基準について

令和3～5年度 ヘモグロビンA1c値が7.0%以上かつ糖尿病薬未服薬者（90歳以上、要介護3～5を除く）

令和6年度 ヘモグロビンA1c値が7.5%以上かつ糖尿病薬未服薬者（85歳以上、要支援・要介護、認知症、統合失調症、がんを除く）

② 糖尿病予防 個別相談会

前年度長寿健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、区民ひろば等の通いの場で栄養指導を実施している。

□糖尿病予防 個別相談会（単位：人）

区分 年度	個別相談会対象者	栄養指導実施者
6	176	23 (13.1%)
7	205	23 (11.2%)

（注）対象者抽出基準について

ヘモグロビンA1c値が6.5～6.9%かつ糖尿病薬未服薬者（85歳以上、要支援・要介護、認知症、統合失調症、がんを除く）

(6) 福祉健康診査

区生活保護受給者、中国残留邦人の方の健康診査は、平成20年度から、生活習慣病予防健診として実施していたが、平成23年度から、特定健康診査、長寿健康診査に準ずる健康診査として、40歳以上の区生活保護受給者、中国残留邦人、東日本大震災避難者の方を対象に福祉健康診査を実施している。

□福祉健康診査受診状況

(単位:人)

区 分 年 度	対 象 者 数	受診者数				指導区分 (健診全体)			
		基本健診その1		計	受 診 率 (%)	異 常 な し	経 過 観 察	要 医 療	有 所 見 計
		外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
3	5,277	926	19	945	17.9	22	242	681	945
4	5,044	946	27	973	19.3	27	250	696	973
5	5,021	785	23	808	16.1	17	259	532	808
6	4,719	809	22	831	17.6	18	261	552	831
7	4,589	740	16	756	16.5	19	209	528	756
40～49歳	484	42	0	42	8.7	1	14	27	42
50～59歳	860	94	0	94	10.9	4	30	60	94
60～69歳	888	130	0	130	14.6	6	28	96	130
70～79歳	1,407	234	2	236	16.8	4	67	165	236
80歳以上	950	240	14	254	26.7	4	70	180	254

□主な検査結果

(単位:人)

区 分 年 度	脂質代謝 障害	腎尿路 系疾患	高血圧 動脈硬化 性疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代 謝疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
3	462	467	339	208	349	178	230	183
4	459	479	323	213	303	154	226	201
5	363	399	268	163	270	107	187	182
6	389	442	258	151	235	113	184	169
7	314	404	256	121	224	102	185	164
40～49歳	24	20	7	12	9	4	0	1
50～59歳	50	34	23	21	20	14	2	10
60～69歳	58	62	47	24	35	13	26	22
70～79歳	93	124	86	33	77	24	68	67
80歳以上	89	164	93	31	83	47	89	64

(7) 眼科検診

平成30年度より緑内障、加齢黄斑変性、糖尿病網膜症等の早期発見、早期治療を目的として45歳、55歳の区民を対象に実施。特定健康診査と福祉健康診査の対象者は、各受診券に案内を同封。

□検診結果（総合判定）

（単位：人）

年度	区分	対象者	受診者	異常なし	経過観察	要精密検査	要治療
3	45 歳	4,579	149	111	18	15	5
	55 歳	3,652	219	133	52	30	4
4	45 歳	4,432	136	103	14	15	4
	55 歳	3,354	211	131	37	35	8
5	45 歳	4,590	156	115	22	17	2
	55 歳	4,042	222	151	43	24	4
6	45 歳	4,524	149	111	14	23	1
	55 歳	4,120	237	158	48	26	5
7	45 歳	4,487	116	80	15	16	5
	55 歳	4,251	234	159	44	27	4

□所見

（単位：人）

年度	区分	白内障	緑内障	糖尿病網膜症	黄斑変性症	その他
3	45 歳	12	21	0	0	13
	55 歳	33	32	3	4	21
4	45 歳	5	15	2	0	19
	55 歳	27	35	1	2	24
5	45 歳	6	17	2	0	22
	55 歳	26	23	3	4	26
6	45 歳	3	19	1	1	22
	55 歳	29	28	1	3	29
7	45 歳	5	20	0	1	13
	55 歳	38	24	1	6	21

（注）複数の所見を有する方がいるため、総合判定と所見は人数不一致。

(8) 男性の生活習慣病予防健診（豊島区生活習慣病予防健診実施要綱）

健診対象者は20歳から39歳で、重点対象として25歳・30歳・35歳に個別に健診案内を通知するとともに、健康づくりに関するリーフレット等を発送している。

健診では、体組成成分測定も同時に実施し、保健師、栄養士、歯科衛生士による健康講座「生活習慣病を予防しよう」を実施している。

□健診の状況

（単位：人）

区分 年度	実施 回数	個別通知数	受診者数	（再掲） 個別通知 受診者数	体組成成分 測定者数	健康講座 受講者数
3	9	8,720	197	112	197	197
4	12	9,273	239	115	239	239
5	12	9,321	307	181	307	307
6	12	9,233	271	159	271	271
7	12	7,040	298	176	298	298

□総合判定別結果

区分 年度	受診者	異常なし	軽度異常	要指導・ 要再検査	要医療
3	197	24	43	70	60
4	239	34	48	94	63
5	307	37	58	124	88
6	271	28	49	108	86
7	298	38	62	110	88

□要指導者（健康相談対象者）、健康相談来所者数（健康相談より再掲）（単位：人）

区分 年度	健診 受診者	要指導	健康相談 来所者	要医療	健康相談 来所者
3	197	52	5	60	3
4	239	73	9	63	4
5	307	95	2	88	3
6	271	81	5	86	4
7	298	109	7	88	0

□主な検査結果

(単位：人)

年度 区分	受診者	検査結果				
		脂質代謝異常	高血圧	肝機能障害	糖代謝異常	貧血
3	197	22	4	31	3	0
4	239	22	1	33	3	1
5	307	25	0	39	5	0
6	271	26	2	51	3	27
7	298	29	1	44	1	29

(注) 要医療の有所見者数を計上。

※ 貧血について、令和5年度まではヘモグロビン値が要医療の有所見者数を計上。

令和6年度はヘモグロビン値、ヘマトクリット値、白血球数、赤血球数、血小板数が要医療の有所見者数を計上。

[5] 訪問指導事業（健康増進法第17条・19条の2）

心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の指導が必要であると認められる本人および家族に対し、健康の保持増進と心身の機能低下防止、在宅生活の向上を図ることを目的として、保健師・理学療法士等が訪問指導を実施している。

〔対象〕 40～64歳までの方

□訪問指導件数

（単位：人）

区分 年度		高齢者福祉課		健康推進課		長崎健康相談所		合 計	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
3		4	12	31	103	21	123	56	238
4		7	15	28	97	15	34	50	146
5		10	21	41	93	22	41	73	155
6		15	26	43	123	43	134	101	283
7		19	48	46	111	35	82	100	241
職 種	保健師	15	26	46	111	35	82	96	219
	理学療法士	4	22					4	22

[6] としま健康チャレンジ！事業

「いつでも、だれでも、どこでも」をモットーに、区民が健康事業に参加することにより、健康を意識したライフスタイルを確立し、健康増進と生活習慣病を予防することをねらいとする。（平成21年度から開始）

① 事業概要

講演会や運動講座等のプログラム等に参加することによって、既定のポイントを集めるとマイレージカードと交換ができ、カードを区内協賛店で使用することで様々なサービスを受けることができる事業である。健康診断やがん検診の受診結果を提出した区民にもポイント付与することで、受診率向上を図っている。各店舗がマイレージカードと引き換えに提供するサービスは、本事業の趣旨に賛同した健康チャレンジ！応援団（企業・団体等）が無償で提供するものである。

② 実施状況

区分 年度	知ってチャレンジ！					やってチャレンジ！					
	講演会及び イベント	食育実践企 画及び食育 イベント	保健所事業	応援 プログラム	マイコース (検診)	測定会	施設 体育協力	運動講習会	健康ウォー クラリー	マイコース (※)	応援団企画 講習会
	回数	回数 (再掲)	回数 (再掲)	回数	人数	回数	施設 数	回数	人数	種類	回数
	人数	人数 (再掲)	人数 (再掲)	人数	件数	人数		人数		人数	
3	9	3	11	239	-	3	26	10	-	5	197
	299	358	113	3,846	576	471		129		1,553	
4	9	1	13	129	-	4	26	13	-	5	458
	361	117	124	2,415	1,548	599		225		5,191	
5	8	2	20	13	-	5	24	14	-	5	188
	316	142	334	726	832	646		243		1,750	
6	6	2	12	221	-	5	23	12	-	5	317
	269	504	271	3,125	1,043	637		206		2,036	
7	8	2	15	43	-	3	23	7	-	2	1,135
	410	474	396	7,362	2,595	405		87		5,321	

(※) 令和元年度より、ポイントシールの配布件数で統一。

□事業実績

区分 年度	マイレージ カード	チャレンジ 講演会等(※)		測定会		健康チャレンジ応 援団
	発行枚数(枚)	回数(回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数(人)	登録団体数
3	1,292	9	299	3	471	247
4	1,857	9	361	4	599	247
5	2,069	8	316	5	646	199
6	2,052	6	269	5	637	175
7	3,279	8	410	3	405	175

(※) チャレンジ講習会の一部は、健康増進法第17条1項に基づく集団健康教育へ計上。

9. 女性のしなやか健康づくり

女性特有の健康課題をテーマに健康教室や健康相談、健康診査を実施し、ホルモンのバランスが変化するなど生涯を通じた女性の健康づくりを推進している。

[1] 女性のための健康教室

(1) 女性のしなやか健康づくり教室

□事業実績

区分 年度	健康推進課実施分				長崎健康相談所実施分			
	女性の健康づくり教室 (テーマは年度による)		尿もれ予防教室 (1クール3回制)		女性の健康づくり教室 「ホルモンバランスを整える」		骨粗しょう症予防教室	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
3	3	27	3	40	3	19	2	13
4	3	28	3	28	3	24	2	12
			3	30				
5	3	30	3	35	3	16	2	13
			3	36				
6	3	31	3	41	3	20	2	16
			3	30				
7	3	26	3	33	3	32	2	18
			3	19				

□女性の健康づくり教室テーマ（健康推進課実施分）

年度	テーマ概要
3	腸活で健康な生活
4	月経前症候群（PMS）と上手につきあう
5	女性の身体と月経前症候群（PMS）
6	心も身体もキレイでいるためのプチ不調改善講座
7	心も身体もキレイでいるためのプチ不調改善講座

□女性の健康講座実績（骨太健診と同時に実施）

区分 年度	受講者数	講座テーマ・講師
3	311	「女性の健康のために～知ってほしいこと～」 ・ 知っていますか？あなたの心とからだ（助産師） ・ 骨の健康と食生活、カルシウムが手軽に摂れるレシピ紹介（栄養士） ・ 歯とお口からはじめるアンチエイジングの話（歯科衛生士） ・ メンテナンスできていますか？（運動、休養、節酒、禁煙）（保健師）
4	362	
5	410	
6	411	
7	439	

(2)測定会 (長崎健康相談所実施分：東武百貨店等との連携事業他)

健康づくりのきっかけとして保健師・栄養士による相談つき測定会を実施した。

□事業実績

(単位：人)

区分 年度	回数 (回)	参加 人数	内訳 (再掲)				
			相談 (保健師・ 栄養士)	骨密度測定 (超音波)	血管年齢	野菜推定摂取 量測定	体組 成計
5	1	322	205	183	192	64	—
6	3	273	134	207	216	191	—
7 (※)	4	521	333	412	(※1) 276	(※1) 275	(※1) 220

(※1) 回数は2回

(※) 令和7年度は新保健所プレイベントとしても実施

(3)女性のための出張健康教室

□出張健康教室 (区内の企業や事業所からの要請により実施)

年度	テーマ	回数	参加者数
5	自分の身体を守るための講座	1	99
6	自分の身体を守るための講座	1	97
7	自分の身体を守るための講座	1	104

[2] 女性のための健康相談 ～女性のライフプラン形成のための健康相談事業～ (豊島区女性のための健康相談事業実施要綱)

女性の健康で自分らしい生き方や、安心な妊娠・出産・子育てをサポートする総合相談を年10回実施。
産婦人科医師・助産師・栄養士が個別相談に応じている。

□女性のための健康相談実績

(単位：人)

区分 年度	回数 (回)	相談件数				
		実人数	延人数	(内訳)		
				産婦人科 医師	助産師・ 保健師	栄養士
3	8	26	85	26	43	16
4	10	31	113	31	56	26
5	10	32	89	32	38	19
6	10	29	73	29	21	23
7	10	33	69	33	22	23

(※) 令和4年度から、「女性のための専門相談」から「女性のための健康相談」へと事業名を変更した。

□相談年齢内訳

(単位：人)

年度	歳 20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50～
3	2	5	3	8	6	2
4	0	8	9	9	3	2
5	4	7	9	5	5	2
6	1	6	7	11	2	2
7	2	10	7	7	5	2

□相談内容（内訳）

※相談内容重複

（単位：件）

区分 年度	月経	婦人科 疾患	性感染症	不妊・ 不育	妊娠・ 避妊	女性特有 の ガン	産後の 体調	その他
3	9	9	0	1	6	0	7	2
4	25	8	0	2	5	1	5	4
5	5	7	0	2	7	1	7	4
6	16	13	0	4	10	1	2	5
7	21	9	1	1	11	1	7	0

[3] 女性のための健康診査

(1) 骨太健診（健康推進課）（豊島区女性の骨太健診実施要綱）

健診対象者は20歳から39歳で、重点対象として25歳・30歳・35歳に個別に健診案内を通知するとともに、健康づくりに関するリーフレット等を発送している。

健診では、骨密度測定（超音波）も同時に実施し、助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士による健康講座「知っていて欲しいこと～女性の健康のために～」を実施している。

□健診の状況

（単位：人）

区分 年度	実施回数	個別通知数	受診者数	（再掲） 個別通知 受診者数	骨密度 測定者数	健康講座 受講者数
3	10	8,273	311	210	311	311
4	12	8,609	362	226	362	362
5	12	8,614	410	255	410	410
6	12	8,833	411	237	411	411
7	12	6,735	439	252	438	439

□総合判定別結果

（単位：人）

区分 年度	受診者	異常なし	軽度異常	要指導・ 要再検査	要医療
3	311	66	56	135	54
4	362	66	51	180	65
5	410	87	59	182	82
6	411	86	58	186	81
7	439	75	80	192	92

□要指導者（健康相談対象者）、健康相談来所者数（健康相談より再掲）（単位：人）

区分 年度	健診 受診者	要指導	健康相談 来所者	要医療	健康相談 来所者
3	311	84	6	54	1
4	362	98	8	65	0
5	410	90	7	82	0
6	411	105	8	81	0
7	439	169	10	92	2

□主な検査結果（単位：人）

区分 年度	受診者	検 査 結 果						(再掲) 骨密度測定 若年齢比較 79%以下
		脂質代 謝異常	高血圧	肝機能 障害	糖代謝 異常	貧血	甲状腺	
3	311	21	1	6	0	9	0	6
4	362	11	1	7	1	15	0	2
5	410	25	2	8	3	13	0	2
6	411	20	4	3	3	32	0	9
7	439	34	0	6	1	34	0	4

(注) 要医療の有所見者数を計上。

※ 貧血について、令和5年度まではヘモグロビン値が要医療の有所見者数を計上。

令和6年度はヘモグロビン値、ヘマトクリット値、白血球数、赤血球数、血小板数が要医療の有所見者数を計上。

(2)乳幼児を持つ母親の骨密度測定及び栄養指導

最大骨量のピークは20～30歳代といわれ、若い頃からの骨づくりが大切であることから、乳児健康診査時や3歳児健康診査時に母親の骨密度測定（超音波）を実施するとともに、食事の大切さ、骨づくりについて栄養士が働きかけて健康づくりのきっかけとしている。

□事業実績

区分 年度		乳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導		1歳6か月児健康診査時 個 別 指 導		3歳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導	
		回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
3		36	1,292	36	1,576	36	1,346
4		36	1,341	36	1,550	36	1,276
5		36	1,248	36	1,613	36	1,236
6		36	1,248	36	1,546	36	1,245
7		36	1,246	36	1,510	36	1,195
	健康推進課	24	779	24	1,040	24	822
	長崎健康相談所	12	467	12	470	12	373

[4] 骨粗しょう症検診

豊島健康診査センターで骨塩定量検査のみを実施し、区内指定医療機関で問診による判定、説明及び指導を行なう。

〔対象〕 40、45、50、55、60、65、70歳女性

□受診状況

(単位:人)

区分 年度	対象者 数	豊島健康診査センター（検査）				区内医療機関（問診・診断）				
		受診 者数	異常 なし	要 指導	要 精検	受診 者数	異常 なし	相談・ 指導	再検・ 精検	要投薬 治療
3	11,908	2,500	1,494	755	251	1,284	755	331	90	108
4	12,544	2,808	1,668	868	272	1,375	750	396	126	103
5	12,496	2,689	1,592	836	261	1,302	748	326	109	119
6	12,677	2,699	1,657	848	194	1,323	758	374	107	84
7	12,305	2,576	1,597	451	528	1,428	878	323		227

(注) 令和7年度より、豊島健康診査センターの測定結果区分を、「異常なし」「要指導」「要精検」から「異常を認めず」「骨量減少範囲」「骨粗鬆症範囲」へ変更。また、区内医療機関での判定結果区分を「異常なし」「相談・指導」「再検・精検」「要投薬治療」の4区分から「異常を認めず」「要指導」「要精密検査」の3区分へ変更。

[5] 鬼子母神 plus ～池袋保健所・健康情報発信スペース～（令和8年5月1日まで）

（豊島区池袋保健所鬼子母神plusの運営に関する要綱 平成28年4月27日制定）

一生を通してこころも体も健康に、また、結婚や妊娠・出産・子育て等のライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、池袋保健所1階の「鬼子母神plus」を拠点に情報発信・相談支援事業を展開した。エイズ・性感染に関する資料、毎月テーマを設定したトピックス展示、乳幼児期から高齢期までの健康課題をまとめた早見表を中心に、各種の書籍やパンフレットなどで健康情報を提供するとともに、子育て支援課による子育て情報、男女平等推進センターによるワークライフバランス等の情報、生活産業課（※）による女性としごとに関する情報も展示した。

（※令和7年4月より産業振興課に課名変更）

10. がん対策

がんは、昭和56年に脳血管疾患を抜き、日本人の死亡原因の第1位になった。豊島区においても、がんは昭和52年から死亡原因の第1位となっており、約3人に1人ががんにより死亡している。

豊島区ではこのような現状から、がん検診の推進、がん予防の知識・意識の普及啓発、がん患者及び家族への支援、ライフステージに応じたがん対策等、総合的な取り組みを行なっている。

【1】がん対策の推進

(1) 会議体の設置

- ① 豊島区がん対策推進本部（平成22年度1月から平成23年3月まで、庁内組織）

庁内の部局を横断した連携、総合的ながん対策の実施を目的として設置。

- ② 豊島区がん対策推進会議（平成22年度から、学識経験者等）

区においてがん対策を推進するにあたり、区の現状の検証、がん対策に関する条例の制定及びがん対策に関する計画の策定、がんに関する施策等について専門的な見地から検討する会議。

(2) 条例・計画

- ① 豊島区がん対策推進条例及び豊島区がん対策基金条例【平成22年12月13日制定】

がんが区民の生命及び健康にとって重大な脅威となっている現状に鑑み、がんの予防及び早期発見、また正しい知識の普及啓発並びにがん患者等の負担軽減を図ることにより、がん対策の総合的かつ計画的な推進に資することを定めた条例を制定。

併せて、豊島区がん対策基金条例を制定するとともに、「豊島区がん対策基金」を設置し、がんに関する正しい知識・意識の普及啓発事業に活用している。

- ② 豊島区がん対策推進計画

豊島区がん対策推進条例に基づき、その具体的な施策の実施計画として第1次計画は平成23年3月策定。第4次計画は令和8年3月策定、計画期間は令和8年度から令和11年度までの5か年。計画期間終了後は、上位計画である「豊島区健康プラン」に計画を包含し、関連する健康施策と一体的に取り組む予定。

(3) がん対策基金

□基金残高

(単位：円)

年度	前年度末現在高	積立額			取崩額	年度末現在高
		新規原本	運用益	寄付金		
3	5,545,032	1,186,000			186,000	6,545,032
		1,159,348	26,652	0		
4	6,545,032	124,277			186,000	6,483,309
		100,000	24,277	0		
5	6,483,309	124,065			186,000	6,421,374
		100,000	24,065	0		
6	6,421,374	176,124			186,000	6,411,498
		150,000	26,124	0		
7	6,411,498	193,659			186,000	6,419,157
		150,000	43,659	0		

(注) 3～5年度の年度末現在高は、出納閉鎖期間中の積立・取崩を反映しているため、「財産に関する調書」の数値とは一致しない。

① がん対策推進特別講演会の実施

がん対策基金を活用し、がんに関する普及啓発のための講演会を実施している。

□講演会実績

年度	日 時	場 所	内 容	参加者
3	12月20日	南大塚ホール	第1部 講演会「ライフステージに応じてがんと向き合う～小児・AYA世代から高齢者まで～」 第2部 がん体験者が歌う合唱団いきのちからコンサート2021	89名
4	12月19日	南大塚ホール	第1部 講演会「がん検診のメリット・デメリット」 第2部 がん体験者が歌う合唱団いきのちからコンサート2022	92名
5	12月18日	区民センター小ホール	第1部 講演会「高齢者とがん～在宅医療と看取り」 第2部 がん体験者が歌う合唱団いきのちからコンサート2023	90名
6	12月16日	南大塚ホール	第1部 講演会「死について語ろう、よりよく生きるために」 第2部 がん体験者が歌う合唱団いきのちからコンサート2024	98名
7	12月21日	南大塚ホール	第1部 講演会「がん予防-AYA世代に向けて」 講演会「死を語ろう、より良く生きるために」 第2部 きずな音楽祭2025	240名

(4) がん対策普及啓発

がん検診の受診勧奨ならびにがんに関する普及啓発事業を実施している。

がん検診受診勧奨通知の送付

〔令和 7 年度〕

国保特定健診	がん検診の受診案内（約 34,000 人）
長寿健診（後期高齢者）	がん検診の受診案内（約 30,000 人）
福祉健診	がん検診の受診案内（約 4,600 人）
がん検診のリーフレット	リーフレットの配置（各医療機関、区施設等）
がんの検診チケット（区独自）	79歳までの対象者全員に郵送
子宮頸がん（20歳以上偶数年齢の区民(女性)）	子宮頸がん（約58,000人）
乳がん（40歳以上偶数年齢の区民(女性)）	乳がん（約34,000人）
胃・肺・大腸がん（40歳以上の区民）	胃・肺・大腸がん（約140,000人）

[2] がん検診 （健康増進法第 19 条第 2 項）

悪性新生物（がん）はわが国において死因の第 1 位であり、区民の健康における重要な課題である。診断と治療の進歩により早期発見・早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診による早期発見が重要である。

がん検診は市町村が行う健康増進事業であり、区では厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診及び、区独自の検診として前立腺がん検診を豊島区医師会に委託し実施している。

平成 26 年度から新たに若い世代のがん予防を目的とした胃がんリスク検診と H P V 検査併用子宮頸がん検診を、平成 30 年度から胃がん内視鏡検査を導入。

また、平成 30 年度から、5 がん（胃・肺・大腸・乳・子宮頸）の受診チケットを一括で送付している。

(1) 胃がん検診（X線検査と内視鏡検査の両方該当する方はどちらかを選択）

胃部X線検査

〔開始年度〕昭和 44 年度

〔実施期間〕通年（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4～6 月は中止とした）

〔対象〕年度末現在 40 歳以上の区民

〔検査項目〕問診及び胃部エックス線検査（デジタルX線直接撮影）

胃内視鏡検査

〔開始年度〕平成 30 年度

〔実施期間〕通年（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4～6 月は中止とした）

〔対象〕年度末現在 50 歳以上偶数年齢の区民 ▲

〔検査項目〕問診及び胃内視鏡検査

〔経過〕

平成 4 年度～経過観察者及び 70 歳以上の希望者に直接撮影を実施。

平成 22 年度～受診者全員に直接撮影を実施。

平成 30 年度～胃内視鏡検査実施

令和元年度～胃部X線検査の追跡調査対象者範囲を国の指針に基づき変更。

□ 検診結果（胃部X線検査）

（単位：人）

区分 年度	受診者数	検 診 結 果					追跡対象者数	がん 発見者 数
		異常 なし	軽度 変化 あり	要経過 観察	要精密検査 (その他の 疾患)	要精密検査 (がんの疑 い)		
3	4,549	2,408	791	804	544	2	217	0
4	4,398	2,174	839	849	533	3	240	3
5	4,322	2,231	870	757	430	34	243	2
6	4,006	2,023	777	783	423	0	197	1
7	3692	1923	757	672	337	3	205	—
40～49歳	1369	879	252	152	86	0	42	—
50～59歳	859	464	197	134	64	0	36	—
60～69歳	834	358	198	177	100	1	60	—
70歳以上	630	222	110	209	87	2	67	—

（注）がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

□ 検診結果（胃内視鏡検査）

（単位：人）

区分 年度	受診者数	検 診 結 果						追跡 対象者数 （がんの 疑い＋ 生検実施）	がん 発見者数
		胃がん なし	胃がん あり	胃がん の疑い	胃がん 以外の 悪性病変	その他 病変 （※）	読影 不能		
3	5,799	5,742	11	28	10		8	381	17
4	6,026	5,978	6	21	12		9	311	5
5	6,518	6,453	8	33	16		8	328	14
6	6,742	6,682	12	20	15		13	378	13
7	7,732	7,560	10	67	14	58	23	461	－
50～59歳	2,470	2,418	1	28	1	13	9	127	－
60～69歳	2,507	2,457	4	13	7	22	4	156	－
70歳以上	2,755	2,685	5	26	6	23	10	178	－

（注）がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

（※）令和7年度より検診結果項目に追加。

（2）子宮頸がん検診

〔開始年度〕 子宮頸がん検診：昭和47年度

HPV検査併用子宮頸がん検診（30、36、40歳対象）：平成26年度

〔対象〕 区検診（区検診チケット）：年度末現在20歳以上の偶数年齢の区民（女性）

〔実施時期〕 5～翌1月（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため7～翌3月とした）

〔検査項目〕 問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診

30、36、40歳（年度末現在）はHPV（ヒトパピローマウイルス）検査を併用実施

〔経過〕

昭和63年度～平成15年度：一定の条件に該当する受診者対象に子宮体がん検診を実施

平成17年度～国の指針を受け、対象年齢を年度末現在偶数年齢となる20歳以上に変更（旧30歳以上）

平成21年度～国の指定する年齢対象に無料クーポン子宮頸がん検診を開始

平成23年度～細胞診の評価方式を日母分類からベセスダ方式（日母併記）に変更

検診実施期間を2か月延長

平成25年度～細胞診の評価方式をベセスダ方式のみに変更

平成26年度～30、36、40歳対象にHPV検査併用子宮頸がん検診を開始

液状検体による細胞診検査に変更

平成29年度～国の指定する対象年齢に無料クーポン子宮頸がん検診を終了

□ 受診状況と検診結果（がん予防健康教育及びがん検診実施のための指針に基づく細胞診判定結果）
（ベセスダ方式）（平成23年度～）（単位：人）

区分 年度		受診者数	検診結果			追跡対象者数	がん 発見 者数
			異常なし	要精密検査	標本不適正		
3		8,879	8,463	416	0	416	2
4		8,252	7,860	392	0	392	1
5		9,692	9,290	398	4	398	1
6		8,301	7,961	340	0	340	3
7		8,571	8,232	339	0	339	－
	20～29歳	724	658	66	0	66	－
	30～39歳	1,460	1,339	121	0	121	－
	40～49歳	1,633	1,562	71	0	71	－
	50～59歳	2,110	2,056	54	0	54	－
	60～69歳	1,554	1,537	17	0	17	－
	70歳以上	1,090	1,080	10	0	10	－

（注）がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

□ （別掲）HPV検査併用検診受診状況と検診結果（平成26年度～）（単位：人）

区分 年度		受診者数	検診結果			追跡 対象 者数
			異常なし	1年後要精密	要精密検査	
3		1, 126	928	99	99	198
4		981	830	82	69	151
5		1, 263	1, 056	123	84	207
6		970	816	93	61	154
7		965	817	79	69	148
	30歳	337	264	40	33	73
	36歳	275	228	27	20	47
	40歳	353	325	12	16	28

【参考】 HPV検査併用検診の判定基準

HPV検査結果	細胞診検査結果	判定
陰 性	N I L M (炎症・その他の非腫瘍性所見)	異常なし
	A S C－U S (軽度扁平上皮内病変疑い)	1年後要精密検査
	A S C－H (高度扁平上皮内病変疑い)	要精密検査
	L S I L (HPV感染、軽度異形成)	
	H S I L (中等度異形成、高度異形成、上皮内がん)	
	S C C (扁平上皮がん)	
	腺系異常 (腺細胞にがん細胞がみられる)	
陽 性	N I L M (炎症・その他の非腫瘍性所見)	1年後要精密検査
	A S C－U S (軽度扁平上皮内病変疑い)	要精密検査
	A S C－H (高度扁平上皮内病変疑い)	
	L S I L (HPV感染、軽度異形成)	
	H S I L (中等度異形成、高度異形成、上皮内がん)	
	S C C (扁平上皮がん)	
	腺系異常 (腺細胞にがん細胞がみられる)	

(3) 肺がん検診

〔開始年度〕昭和55年度

〔対象〕年度末現在40歳以上の区民

〔実施期間〕通年 (令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4～6月は中止とした)

〔検査項目〕問診及び胸部エックス線検査、喀痰細胞診、胸部マルチスライスC T検査

*喀痰検査は50歳以上で、喫煙指数600以上または、6か月以内に血痰のある者に実施

〔経過〕平成12年度～マルチスライスC T検査を導入

令和3年度～受診機会確保のため、偶数年齢の区民にのみマルチスライスC T検査を実施

□受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検 診 結 果					要精密検査者	追 跡 対象者数	がん発 見者数
		異常なし	異常を認め るが精検の 必要なし	要再検査	がんの疑 いのある 者	がん以外 の疾患			
3	12, 125	3, 628	7, 509	1	436	551	987	436	11
4	12, 223	3, 442	7, 859	0	387	535	922	387	14
5	12, 609	3, 653	7, 927	1	433	595	1, 028	433	21
6	12, 456	3, 779	7, 595	0	414	668	1, 082	414	14
7	13, 694	4, 081	8, 689	0	376	548	924	376	－
胸部X線	4, 578	3, 330	1, 084	0	64	100	164	64	－
胸部X線＋胸部CT	9, 116	751	7, 605	0	312	448	760	312	－
喀痰再検査のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	－

(注1) がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

(4) 乳がん検診

〔開始年度〕 昭和62年度

〔対象〕 区検診（区検診チケット）：年度末現在40歳以上の偶数年齢の区民（女性）

〔実施時期〕 5～翌1月（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため7～翌3月とした）

〔検査項目〕 問診、視触診および、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

〔経過〕

平成12年度～15年度 40歳以上70歳以下の希望する女性にマンモグラフィ検査実施

平成16年度～国の指針を受け、40歳以上の希望する女性にマンモグラフィ検査を実施

平成17年度～国の指針を受け、対象者を年度末現在偶数年齢になる40歳以上の女性に変更

平成19年度～40歳代のマンモグラフィ検査を2方向撮影に変更

平成21年度～国の指定する年齢対象に無料クーポン乳がん検診を開始

平成29年度～国の指定する年齢対象に無料クーポン乳がん検診を終了

□ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	受診者数	マンモグラフィ 受診者数	検 診 結 果		追跡 対象者数	がん発 見者数
			異常なし	要精密 検査		
3	6,302	5,846	5,972	330	330	21
4	5,938	5,556	5,643	295	295	9
5	6,910	6,366	6,537	373	373	22
6	6,145	5,714	5,765	380	380	27
7	6,562	6,088	6,202	360	360	－
	40～49歳	1,551	1,420	1,439	112	－
	50～59歳	2,113	1,957	1,990	123	－
	60～69歳	1,651	1,557	1,573	78	－
	70歳以上	1,247	1,154	1,200	47	－

（注）がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

(5) 大腸がん検診

〔開始年度〕 平成2年度

〔対象〕 区検診（区検診チケット）：年度末現在30歳以上の区民

令和8年度から年度末現在40歳以上の区民

国の無料クーポン検診：平成27年4月1日現在41・46・51・56・61歳の区民（平成27年度終了）

〔実施時期〕 通年（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4～6月は中止とした）

〔検査項目〕 問診、および免疫便潜血検査2日法

□受診状況

(単位：人)

区分 年度		受診者数	検 診		結 果	追跡 対象者 数	がん 発見者 数	
			異常なし	問診 陽性	要精密			検体不良
3		14, 391	13, 425	399	966	0	966	28
4		13, 977	13, 103	395	874	0	874	17
5		14, 048	13, 238	357	810	0	810	25
6		14, 211	13, 335	377	876	0	876	27
7		13, 803	12, 939	332	864	0	864	—
	30～39歳	353	331	45	22	0	22	—
	40～49歳	1, 871	1, 765	71	106	0	106	—
	50～59歳	2, 967	2, 818	102	149	0	149	—
	60～69歳	3, 598	3, 372	51	226	0	226	—
	70歳以上	5, 014	4, 653	63	361	0	361	—

(注1) がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

(注2) 問診陽性・・・便潜血検査結果は陰性であるが、問診内容により精密検査受診を勧める。

(6) 前立腺がん検診

〔開始年度〕平成23年度

〔対 象〕 50～74歳で年度末現在偶数年齢の区民（男性）

〔実施時期〕6～翌1月（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため6月は中止とした）

国民健康保険加入者は特定健康診査と同時実施

区生活保護受給者、中国残留邦人の方は福祉健診と同時実施

〔検査項目〕P S A（前立腺特異抗原）検査

□受診状況

(単位：人)

区分 年度		受診者数	検 査 結 果		追跡 対象者数	がん 発見者数
			異常なし	要精密		
3		2,920	2,708	212	212	17
4		2,507	2,333	174	174	9
5		2,561	2,348	213	213	22
6		2,487	2,335	152	152	15
7		2,410	2,237	173	173	－
	50～59歳	627	608	19	19	－
	60～69歳	960	901	59	59	－
	70～74歳	823	728	95	95	－

(注) がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

同一年度内に複数回受診した者は1名として計上する。

(7) 胃がんリスク評価

- ① 胃がんリスク評価（ピロリ菌検査） *令和3年度に胃がんリスク検診（ピロリ検査）から名称変更
 〔開始年度〕平成26年度
 〔対 象〕 20歳の区民（年度末現在） 平成28年度から20歳・30歳の区民（年度末現在）
 令和元年度から、過去胃がんリスク検診の受診履歴のない年度末現在20～39歳の区民
 〔実施時期〕8～翌2月
 〔検査項目〕ヘリコバクター・ピロリIgG抗体検査（血液検査）
 平成29年度より陽性となる基準値を10.0U/ml以上から3.0U/ml以上に変更

□受診状況 (単位：人)

年度	区分	受診者数	検 査 結 果	
			異常なし	要精密
3		800	748	52
4		706	566	140
5		695	564	131
6		730	600	130
7		597	500	97
	20歳	122	104	18
	21～29歳	24	21	3
	30歳	374	314	60
	31～39歳	77	61	16

(注) 20歳・30歳の対象者に受診チケットを全件送付、21～29歳・31～39歳は申込を受けて受診チケット送付。

- ② 胃がんリスク評価（ABC検査） *令和3年度に胃がんリスク検診（ABC検診）から名称変更
 〔開始年度〕平成26年度
 〔対 象〕 年度末現在40歳の区民 平成28年度から年度末現在40歳・50歳の区民
 〔実施時期〕6～翌1月
 国民健康保険加入者は特定健康診査と同時実施
 区生活保護受給者、中国残留邦人の方は福祉健診と同時実施
 〔検査項目〕血清ペプシノゲン検査および、ヘリコバクター・ピロリIgG抗体検査（血液検査）
 平成29年度より陽性となる基準値を10.0U/ml以上から3.0U/ml以上に変更

□受診状況 (単位：人)

年度	区分	受診者数	検 査 結 果					追跡対象者数
			判 定 区 分				総 合 判 定	
			A群	B群	C群	D群	異常なし 要精密	
3		1,232	979	199	42	12	979 253	253
4		1,127	881	190	39	17	881 246	246
5		1,144	879	224	31	10	879 265	265
6		1,018	788	201	16	13	788 230	230
7		957	779	169	5	4	779 178	—
	40歳	441	369	68	2	2	369 72	—
	50歳	516	410	101	3	2	410 106	—

(注) 翌年度下半期に数値が確定するため、令和7年度は掲載されていない。

[4] 豊島区骨髓移植ドナー支援事業（平成28年1月4日事業開始）

白血病や再生不良性貧血などの病気によって、非血縁者間の骨髓移植や末梢血幹細胞移植を必要としている患者は、日本で毎年約2,000人を数える状況である。

区内でも毎年十数名の方が白血病で他界されている状況である。一人でも多くの命を救う為には、一人でも多くのドナー登録が不可欠である。このような状況を受け、区では、骨髓・末梢血管細胞移植の推進とドナー登録者の増加を図ることを目的として、ドナーとドナーが従事する国内の事業所に奨励金を交付している。

（1）交付対象者

① 提供者（ドナー）

区内に住所があり、公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業で骨髓・末梢血幹細胞の提供を完了し、証明する書類の交付を受けた者。

② 提供者（ドナー）が従事する事業所

ドナー（個人事業主を除く）が従事している国内の事業所。（国・地方公共団体等を除く）

（2）奨励金の額 ※通院等の内容にかかわらず、奨励金の支給は通算7日を上限とする。

骨髓・末梢血幹細胞提供のための通院等の内容	奨励金の額	
	ドナー	ドナーが従事する事業所
健康診断に係る通院	1日につき 2万円	1日につき1万円
自己血貯血に係る通院		
骨髓・末梢血幹細胞の採取に係る入院		
財団が必要と認める通院・入院及び面接		

（3）実績

年度	件数（件）		金額（円）	
	ドナー	事業所	ドナー	事業所
3	4	1	560,000	70,000
4	3	0	420,000	0
5	2	1	280,000	70,000
6	6	0	840,000	0
7	1	0	140,000	0

[5] 豊島区がん患者のウィッグ・胸部補整具等購入費用助成事業（平成31年4月1日事業開始、

令和6年4月1日より助成額拡大）

がん患者の方の就労などの社会参加を支援するため、がん治療に伴い、脱毛が生じたり、乳房の切除等を行なった方を対象に、外見の変化をカバーするためのウィッグ・胸部補整具等の購入実費を助成する。

（1）交付対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ・申請日時時点で、本区に住所を有することが、原則として住民基本台帳上で証明できる方
- ・がんと診断され、現在その治療を行なっている方又は、過去にがんの治療に伴い乳房を切除した方等、補整具等を必要とする方
- ・がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、就労、社会参加等に支障があり、または支障が出る恐れがあり、補整具等が必要な方

- ・本事業において助成金の交付を受けたことのない方又は他の助成制度等の対象となっていない方。ただし、既に本事業において助成金の交付を受けた方が異なる区分の補整具を申請する場合には、この限りではない。

(2) 助成金の額

購入実費（消費税を含む、上限ウィッグ50,000円、胸部補整具20,000円）

令和6年度に上限額を引き上げた。

(3) 実績

区分 年度	助成金交付 件数	内訳（件）		助成金の上限額（円）	
		ウィッグ	胸部補整具	ウィッグ	胸部補整具
3	83	68	15	10,000	10,000
4	76	63	13	10,000	10,000
5	92	75	17	10,000	10,000
6	139	114	25	50,000	20,000
7	149	126	23	50,000	20,000

[6] 受動喫煙防止対策事業

健康増進、がん予防の観点から受動喫煙を防止するための各種事業を実施している。

令和2年4月1日からは、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、飲食店を始めとする屋内施設は全面禁煙となった。都条例では、飲食店は喫煙の可否に関する店頭表示が義務化されている。

(1) 豊島区禁煙外来治療費助成事業（平成30年6月1日事業開始、令和7年4月1日より対象者拡大）

禁煙を希望する者に対して禁煙外来治療に要する費用を助成することにより、区民の禁煙に向けた取り組みを支援し、区民の健康増進を推進するとともに、胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守り、次世代を担う子どもが健やかに成長できる環境の整備を図ることを目的としている。

令和7年より対象者を、妊婦本人、又は妊婦や18歳未満の子どもと同居している方以外にも拡大して実施している。

① 交付対象者

以下のすべての要件を満たす方

- ・登録申請時及び助成金交付申請時において継続して本区に住民登録がある方
- ・健康保険で禁煙治療を受けることができる方
- ・区が実施する事後アンケート調査や広報活動等にご協力いただける方

② 助成金の額

一律5千円（※妊婦本人、又は妊婦や18歳未満の子どもと同居している方は一律2万円）

③ 実績

(単位：人)

年度	新規登録者数		助成金交付者数	
	一般	妊婦/18歳未満の子どもと同居	一般	妊婦/18歳未満の子どもと同居
3	－	14	－	6
4	－	8	－	0
5	－	3	－	3
6	－	4	－	2
7	31	8	2	1

※令和3年6月から7年10月まで、禁煙治療薬チャンピックス錠が出荷停止であった。

(2) 飲食店を対象とした受動喫煙防止対策の実施

令和2年度は新制度の普及啓発及び施設の管理権限者に対する支援を目的として、都の補助金を活用し、(ア)コールセンターの設置(イ)区内全飲食店舗に普及啓発資料及び店頭表示シールを送付(ウ)区内膳飲食店の掲示確認を委託により実施した。令和3年度も都の補助金を活用し、前年度未掲示の店舗及び新規飲食店の掲示確認を委託により実施した。

□喫煙可能室設置届出施設数

114件（令和7年度末時点）

11. 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康保持増進を目的に、妊娠から幼児の成長に至る一連の過程を対象として、母子保健事業を実施している。

具体的には、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、母親学級・パパママ準備教室、健康診査、医療費助成、訪問指導等、母子保健に係る各種の業務に積極的に取り組んでいる。

[1] 妊娠届出および母子健康手帳の交付（母子保健法第15条・16条）

母子の健康管理の一助として妊娠届出の際、母子健康手帳と妊婦健診受診票、母親学級のお知らせ、赤ちゃん訪問の申し込みはがきなどが入っている「母と子の保健バッグ」を交付している。

□妊娠届出数

（単位：人）

区分 年度	総 数	妊 婦 週 数 （月） （再掲）						転入 妊婦 （別掲）
		満11週以下 （3か月以下）	満12～19週 （4～5か月）	満20～27週 （6～7か月）	満28週以上 （8か月以上）	分娩後	不 明	
3	2,306	2,210	70	12	10	1	3	—
4	2,276	2,166	80	12	14	2	2	—
5	2,211	2,111	65	14	13	2	6	166
6	2,277	2,163	83	12	11	3	5	165
7	2,200	2,128	47	11	11	2	1	157

※令和5年度から年度中に豊島区に転入した妊婦届出数掲載。

□母子健康手帳の交付 （単位：件）

区 分 年 度	件 数
3	2,398
4	2,380
5	2,300
6	2,362
7	2,323

（注）再交付・双子等（2人目以降の交付を含む）。東京都作成の「子供手帳モデル」に令和元年から変更。

[2] ゆりかご・としま事業

平成26年7月から出産前からの切れ目のない子育て支援を「としま鬼子母神プロジェクト」として開始した後、「ゆりかご・としま事業」として、妊婦面接および母子保健情報の提供や育児サポートを実施している。

(1) 妊婦面接（ゆりかご面接）（豊島区ゆりかご・としま事業実施要綱）

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるためにゆりかご相談員（助産師）・保健師が面接相談を実施するとともに、ゆりかご応援ギフト（電子クーポン）を贈呈している。

(2) としま子育て応援パートナー事業（としま子育て応援パートナー事業実施要綱）

児童虐待の未然防止を図ることを目的とし、令和6年10月から「としま子育て応援パートナー事業」を開始した。さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に対し、子ども家庭部と健康部が一体となって妊娠期から就学前まで包括的な相談支援を提供している。

(3) としまもっと見る知る

平成26年9月1日から、女性と子育てのためのWEBサイト「としま見る知るモバイル」の配信を開始。令和3年4月12日から、母子手帳アプリ「としまもっと見る知るby母子モ」へ移行。乳幼児の誕生日登録による自動計算された予防接種時期の事前通知、健診やイベント案内の配信等とともに、妊娠中から子育て期の情報を積極的に掲載している。

(4) としま育児サポーター（豊島区育児サポーター事業実施要綱）

「としま育児サポーター」として、助産師が赤ちゃん訪問後のフォロー等きめ細かな支援を行なっている。

□ 妊婦面接（ゆりかご面接）

（単位：件）

区 分 年 度		面接数	面接率（％）	支援計画数
3		1,545	62.1	47
4		1,683	68.8	55
5		2,132	89.7	88
6		2,185	89.5	143
7		2,098	89.0	135
	健康推進課	1,468		84
	長崎健康相談所	630		51
(再掲) オンライン面接		30		

注) 平成27年7月から開始。面接率：面接数/妊娠届数（新規＋転入）。

令和5年10月から、オンライン面接を開始した。

令和6年10月から、「としま子育て応援パートナー事業」を開始した。

全事業対象者に支援計画書を作成している。

□ としまもっと見る知る・育児サポーター実績

区分 年度	としまもっと見る知る 年度末登録者総数（件）	育児サポーター訪問相談 （人）
3	3,145	340
4	4,268	436
5	6,114	385
6	7,996	310
7	10,033	293

[3] 妊婦健康診査(母子保健法第13条)

(1) 妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療につなげることを目的とする。前期(妊娠23週まで)、後期(妊娠24週以降)の各1回、公費負担の健康診査を実施していたが、平成20年度から公費負担を最大14回までに増やし、公費負担となる検査項目の見直しを行なった。平成28年度からは検査項目にH I V抗体検査を追加している。(東京都内の契約医療機関業務委託)

□妊婦健康診査実施状況(医療機関委託)

【1回目】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治療院指に導て	要精密	その他
3	2,179	2,101	3	7	3	65	0	791	36	6
4	2,160	2,101	1	8	0	50	2	807	20	10
5	2,050	1,987	1	13	0	49	1	810	15	2
6	2,108	2,036	0	13	0	61	1	810	18	3
7	2,048	1,993	0	2	7	46	5	894	10	0

(注) 都内転出は発行地で公費負担。

【2回目以降】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治療院指に導て	要精密	その他
3	22,255	21,276	19	245	56	659	23	9,562	219	46
4	21,576	20,784	5	209	105	473	9	10,528	188	44
5	20,608	19,833	10	208	62	524	18	10,463	200	106
6	21,101	20,548	4	118	63	389	24	11,445	143	32
7	21,095	20,639	1	105	63	300	39	11,330	97	23

(2) 妊婦超音波検査(母子保健法第13条)

平成8年10月から、出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊婦健康診査(妊娠後期)の検査項目に超音波検査を加え、妊婦が安心して妊娠・出産をするための環境づくりを図っている(東京都内契約医療機関業務委託)。平成21年度から年齢制限を廃止し、すべての妊婦に対し超音波検査1回分の費用助成を開始した。令和5年4月の妊娠届出者から、一人当たり4回分の費用助成に拡充した。

□妊婦超音波検査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を する	経治療 観又は	要精密	その他
3	1,915	1,893	20	2	1	839	4	2
4	1,885	1,868	14	3	0	907	1	4
5	4,524	4,478	40	6	2	2,070	3	4
6	7,137	7,066	68	3	5	3,556	7	8
7	7,209	7,132	73	4	5	3,557	11	11

(3) 妊婦子宮頸がん検診

平成28年度から公費負担検査項目に追加され、原則として1回目の妊婦健康診査で実施している。
(東京都内契約医療機関業務委託)

□妊婦子宮頸がん検診

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を する	経治療 観又は	要精密	その他
3	2,064	2,035	22	7	2	751	5	0
4	2,061	2,038	18	5	1	767	9	5
5	1,967	1,938	29	0	2	784	5	0
6	2,040	2,012	27	1	1	771	4	1
7	2,015	1,979	35	1	1	865	7	4

[4] 特定不妊治療費助成

不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減をはかるため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている区民に対し、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）にかかった保険適用外の治療費の一部助成を平成29年7月3日から開始した。

令和4年4月に特定不妊治療が保険適用となり東京都の事業が終了したため、豊島区の事業も終了とした。申請期間は東京都の承認決定後1年以内のため、5年度も助成実績がある。6年度以降の実績はない。

区分 年度	助成 実人数(人)	助成 延件数(件)	うち 男性不妊治療費 件数(件)
3	366	500	1
4	442	598	1
5	51	66	0

[5] 里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業（豊島区里帰り等妊婦健康診査助成金・新生児聴覚検査助成金交付要綱）

東京都契約医療機関以外の医療機関又は助産所で健康診査を受診した妊婦に対し、費用の一部を助成する制度（里帰り等妊婦健康診査助成）を実施している。

なお、平成31年4月から、新生児聴覚検査費用の助成を開始したが、里帰り等妊婦健康診査助成と併せて申請できるよう実施している。

□里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業（単位：人）

区分 年度	里帰り等妊婦健康診査 助成人数	内訳		新生児聴覚検査助成人数
		里帰り	助産所	
2	428	412	16	291
3	427	414	13	291
4	405	397	8	285
5	374	363	11	269
6	315	299	16	231
7	282	266	16	205

[6] 妊娠高血圧症候群等医療費助成（豊島区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱）

妊婦が妊娠高血圧症候群あるいは糖尿病等になり患すると、未熟児や障害児発生の要因になるなど出生児への影響が著しいばかりでなく、母体の生命にも直接係わるので、早期に適切な処置が受けられるよう医療費の助成を実施している。

区分 年	助成実人数（人）
3	3
4	3
5	0
6	2
7	2

[7] 妊産婦・乳幼児保健指導（母子保健法第10条）

経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、医療機関での定期健診を無料で受けられるように保健指導票を交付している。

□事業実績（単位：件）

区分 年度	受診件数	内訳		
		妊婦	乳児	産婦
3	44	36	4	4
4	45	33	8	4
5	73	59	7	7
6	74	62	7	5
7	46	34	7	5

[8] 妊婦のための母乳教室・プレママサロン(母子保健法第9条)

妊娠期からの母乳育児支援のための母乳教室と、産後の育児の孤立を防ぐことを目的とした妊婦の交流やグループワーク、ミニ講座を内容とするプレママサロンをゆりかご相談員（助産師）が実施している。

□事業実績

(単位：人)

年度	区分	妊婦のための母乳教室		プレママサロン	
		回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）
2		13	70	17	37
3		15	65	21	43
4		17	97	23	46
5		17	84	23	43
6		17	92	23	82
7		15	95	15	36
	健康推進課	11	63	6	13
	長崎健康相談所	4	32	9	23

(※) 妊婦のための母乳教室：平成27年11月から実施。プレママサロン：平成27年12月から実施。

[9] 母親学級・パパママ準備教室(母子保健法第9条)

母親学級は、妊婦が母性の保護や出産・育児に関して正しい知識を学ぶことを目的とし、妊娠中の生理や栄養、お産の準備や産後の生活、沐浴実習、保育や歯科衛生等について指導を行なっている。

パパママ準備教室は、母体の健康と児の養育を父母共同の責任としてとらえ、父親としての役割を学ぶことを目的とし、父親としての心構え、妊婦体験、沐浴実習等について指導を行なっている。

□事業実績

区分 年度		母親学級				パパママ準備教室（休日）		
		実施回数（回）			実人数 （人）	受講者数 （人）	実施回数 （回）	受講者数 （人）
		平日3日制	平日1日制	休日1日制				
3		18		12	305	473	31	1,216
4		18		12	322	484	36	1,329
5		18		12	278	373	36	1,277
6		18	1	12	310	462	36	1,348
7			9	9	308	310	36	1,058
	健康推進課		3	9	188	188		
	長崎健康相談所		6		120	122		

(注) 母親学級は令和元年10月から、健康推進課は土曜日1日制、長崎健康相談所は平日3日制に変更。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として定員を減らして実施。令和3年9月から、パパママ準備教室の土曜日午後を追加。令和6年度から母親学級1日制を追加。令和7年度より、長崎健康相談所での開催方式を平日1日制へ変更。

[10] 先天性代謝異常等検診（母子保健法第13条）（東京都事業）

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症は、発見が遅れると心身障害をおこすおそれの高いもので、早期新生児についてごく微量の血液検査（マス・スクリーニング検査）を実施し、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけることにより後の治療と障害の発生防止を行なっている。

検診の結果、異常と認められた場合は専門医療機関で精密検査を受けられるように指導し、精密検査の結果、治療が必要な方には公費負担の制度が適用される。

[11] 新生児聴覚検査（豊島区新生児聴覚検査実施要綱、母子保健法第13条）

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために全ての新生児を対象として、平成31年4月から新生児聴覚検査を実施している。里帰り等による新生児聴覚検査助成人数は、[5]里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業を参照。

□初回検査実施状況

（単位：人）

年度	確認人数	確認状況				検査結果		
		検査実施	未受診	不明	実施率（%）	パス	リファアー	リファアー率（%）
3	2,255	2,036	12	207	90.3	2,017	19	0.9
4	2,127	1,862	4	261	87.5	1,836	26	1.4
5	1,956	1,770	8	178	90.5	1,745	25	1.4
6	1,958	1,800	5	153	91.9	1,781	19	1.1
7	2,013	1,698	4	311	84.4	1,668	30	1.8

（注）パス：今のところ聞こえに問題なし、リファアー：より詳しい検査が必要。

□確認検査実施状況

（単位：人）

年度	検査実施状況			検査結果		
	対象数	検査実施	実施率（%）	パス	リファアー	リファアー率（%）
3	19	11	57.9	6	5	45.5
4	26	17	65.4	4	13	76.5
5	25	10	40.0	4	6	60.0
6	19	9	47.4	5	4	44.4
7	30	10	33.3	4	6	60.0

□精密検査実施状況

（単位：人）

年度	検査実施状況			検査結果			
	対象数	検査実施	実施率（%）	一側性難聴	両側難聴	正常	評価不能
3	5	3	60.0	1	2	0	0
4	13	11	84.6	1	3	6	1
5	6	2	33.3	0	0	2	0
6	4	1	25.0	0	1	0	0
7	6	3	50.0	2	0	1	0

[12] 未熟児養育医療給付（母子保健法第20条）

未熟児は、正常の新生児に比べて生理的に異常のあるケースが多く、疾病にもかかりやすく、障害児の発生率も高いとされている。指定の医療機関において、適切な処置が受けられるよう、養育医療給付事業を実施している。対象は、出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に弱い児である。

[13] 自立支援医療（育成医療）（障害者総合支援法第58条）・療育給付（児童福祉法第20条、第21条の9）

障害者総合支援法の規定に基づく身体に障害がある年少者に対する自立支援医療（育成医療）、また、児童福祉法の規定に基づく骨関節結核又はその他の結核に罹患している年少者に対する療育給付を実施している。

□給付実績

（単位：件）

区分 年度	未熟児養育医療 給付件数（延べ人数）	育成医療申請件数	療育給付申請件数
3	170	9	0
4	160	2	0
5	190	3	0
6	148	5	0
7	128	1	0

[14] 妊婦のための支援給付（子ども子育て支援法第10条）

令和5年3月1日から、出産・子育て応援事業として、妊娠届出時の助産師・保健師による「ゆりかご面接」、出産後の「赤ちゃん訪問」を受けた妊産婦に対して出産・子育て応援ギフト（電子クーポン）を交付してきた。令和7年4月1日「子ども・子育て支援法第10条の3に基づく妊婦のための支援給付」が施行され、出産・子育て応援事業から法律として制度化された。これにより、妊娠から出産・子育て期経済的支援をさらに充実させている。

□出産・子育て応援ギフト

（単位：件）

区分 年度	出産・子育て応援 ギフト通知数	出産・子育て応援ギフト数
4	1,721	97
5	4,969	4,825
6	3,516	3,111

※令和4年4月1日から令和5年2月28日以前に出生した子の養育者も遡及措置として対象となるため、令和5年3月に申請書を通知し、申請を受けた者から順次ギフトを発送した。令和5年度のギフト数には、その人数が含まれている。

（単位：件）

区分 年度	妊婦のための支援給付支給数（延べ数）
7	3,536

※胎児の心拍確認後申請を受理し、妊婦給付認定後1回目を支給する。出産予定日の8週間前以降又は出産により胎児の数が明らかになった日以降に胎児の数の申請を受理し2回目を支給する。流産、死産等により妊娠が継続しなかった妊婦も診断書等で確認したうえで申請を受理し支給する。

[15] 妊産婦・新生児訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導（母子保健法第17条）

妊婦及び産後1年を経過しない産婦を対象に家庭訪問し、妊娠中や産後の健康管理について指導助言している。妊婦訪問は、妊娠・出産に際し、特に健康管理や支援が必要な者や特定妊婦^(注)を重点に行っており、産婦訪問指導は赤ちゃん訪問時に合わせて行なっている。

（注）特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう（児童福祉法第6条の3第5項）。

(2) こんにちは赤ちゃん事業（豊島区こんにちは赤ちゃん事業実施要綱）

平成20年度から、こんにちは赤ちゃん事業として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭に訪問し、母子の健康増進の支援および子育てに必要な情報提供を行ない、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ健全な育児環境の確保を図ることを目指している。生後28日未満（里帰り出産等により訪問が困難な時は生後60日まで）の新生児を対象とした新生児訪問（母子保健法第11条）と乳幼児全戸訪問事業（児童福祉法第6条の3）をこんにちは赤ちゃん事業として一体的に実施している。なお、出生体重2000g未満等の未熟児訪問指導（母子保健法第19条）を含んでいる。

また、訪問によって把握された要支援家庭の支援方針や内容を検討・決定するため、母子保健および子育て支援の関係機関で「こんにちは赤ちゃん事業対応会議」を実施している。

□事業実績

（単位：人）

区 分
 年 度

出生数
 (A)

赤 ち ゃ ん 訪 問

再 掲

訪 問 件 数
 (B)

訪 問 率
 (B) / (A)

指 導 員 訪 問 実 数

新 生 児 訪 問

未 熟 児 訪 問

妊 婦 訪 問
 実 人 数

産 婦 訪 問
 実 人 数

3	1, 855	1, 709	92. 1	1, 224	240	32	15	1, 680
4	1, 854	1, 688	91. 0	1, 153	215	27	14	1, 637
5	1, 675	1, 847	110. 3	1, 254	258	31	27	1, 790
6	1, 640	1, 819	110. 9	1, 217	307	33	38	1, 735
7	—	1, 762	—	1, 162	245	17	44	1, 771
健康推進課		1, 159		744	154	9	21	1, 191
長崎健康相談所		603		418	91	8	23	580

出生数（A）は、人口動態統計によるため両親が外国籍の子を含まない。年度ではなく年次。

訪問件数（B）は、出生数とは母数が異なり、両親が外国籍の子および年度途中の外国籍の子を含む。

訪問率（B）/（A）は参考値。指導員は区が委託している助産師もしくは保健師。

□こんにちは赤ちゃん事業対応会議実施状況

年 度	回数（回）	検討件数（実）	検討件数（延）
3	4	5	8
4	6	7	15
5	6	5	8
6	6	7	13
7	6	9	11

[16] 産後ケア事業（豊島区産後ケア事業実施要綱、母子保健法17条の2）

産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ることを目的とし、産後ケア利用料の一部を助成している。産後ケア事業は、病院等専門職が常駐する施設において支援を実施する「宿泊（ショートステイ）型」（H30年から実施）、「通所（デイサービス）型」（R6年度から実施）、自宅への訪問にて支援を実施する「訪問（アウトリーチ）型」（R7年度から実施）がある。

年度	申請者 (人)	宿泊（ショートステイ型）			通所（デイサービス型）			訪問（アウトリーチ型）		
		利用 実人数 (人)	利用 延日数 (日)	委託 施設数	利用 実人数 (人)	利用 延日数 (日)	委託 施設数	利用 実人数 (人)	利用 延日数 (日)	委託 助産師数
3	193	123	506	6						
4	275	181	651	5						
5	409	234	806	7						
6	941	433	1,335	9	241	313	6			
7	1,097	577	1,686	10	612	742	8	48	48	7

[17] 多胎児の育児支援

(1) 多胎児家庭移動経費補助事業（豊島区多胎児家庭移動経費補助事業実施要綱）

3歳未満の多胎児を育てる保護者に対し、保健師等が面接を実施して必要な支援につなげるとともにタクシーチケットとして使える商品券を支給している。

（単位：世帯）

区分 年度	0歳児		1歳児		2歳児		合 計	
	対象数	面接数・ 支給件数	対象数	面接数・ 支給件数	対象数	面接数・ 支給件数	対象数	面接数・ 支給件数
3	50	41	38	21	36	20	124	82
4	27	26	23	21	21	8	71	55
5	24	24	29	28	25	21	78	73
6	23	22	25	15	21	23	69	60
7	26	17	20	22	24	11	70	50

（注）年度途中で誕生日を迎えた児は年度内に2回の支給を受けている場合がある。対象数は、年度内の多胎児の出生数とは異なる。対象者が翌年度に支給を受ける場合があるため、面接数・支給件数が対象数を上回ることがある。

(2) 多胎児の親子の会（ツインスマイル）

多胎児を育てる保護者が特有の悩みや困りごとを共有し、育児の工夫や解決策を情報交換する機会を支援している。

区分 年度	ツインスマイル		
	回数（回）	参加者数（人）	
		親	子
3	2	12	14
4	2	17	22
5	2	15	21
6	2	24	20
7	2	17	22

[18] 乳幼児健康診査

(1) 3～4か月児健康診査（母子保健法第13条）

生後3～4か月の乳児を対象として、健康診査及び、保健指導を行ない、健康診査の結果に異常が認められる乳児に、精密健康診査を実施している。また、健診と別日に栄養士（14. 栄養指導 [1] 一般栄養指導 集団栄養指導実施状況・内訳）・歯科衛生士（13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導 (1) 乳児健診歯科集団指導）による保健指導を行なっている。

□3～4か月児健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度		対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 （ ％ ）	有 所 見 者 数	所 見 内 訳（延数）												精密健康診査受診票 発行数（延数）
						発 育	皮 膚	頭 部	顔 面 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部	四 肢	発 達 神 経	そ の 他	
3		1,981	1,821	91.9	615	111	464	155	22	16	33	50	34	7	124	40	51	129
4		1,953	1,842	94.3	561	127	508	127	22	33	30	50	30	15	91	50	52	120
5		1,808	1,749	96.7	571	105	437	105	11	22	19	53	25	9	72	44	26	86
6		1,800	1,693	94.1	543	74	410	96	12	15	23	52	27	12	96	47	42	111
7		1,814	1,700	93.7	503	94	387	113	14	19	29	44	28	12	106	57	28	131
健康推 進課		1,230	1,150	93.5	325	61	258	83	9	16	22	35	24	10	90	45	24	108
長崎健康 相談所		584	550	94.2	178	33	129	30	5	3	7	9	4	2	16	12	4	23

□3～4か月児精密健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度	受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 率 （ ％ ）	結 果 把 握 数	依 頼 内 容 内 訳（延数）																							そ の 他
				内科的					皮膚科 的		眼科的			耳鼻科 的		外科的		泌尿器科的			整形外科的						
				体 重 増 加 不 良	心 雑 音	特 異 顔 貌 ・ 変 質 徴 候	神 経 学 的 異 常 れ	発 達 の 遅 れ 他	母 斑 他	斜 視	眼 脂 ・ 流 涙 他	外 耳 奇 形 他	鼠 径 ヘル ニア 他	停 留 辜 丸 ・ 移 動 辜 丸 他	陰 の う 水 腫 他	股 関 節 の 異 常	内 反 足	そ の 他 の 四 肢 の 異 常	斜 頸	胸 郭 の 異 常	そ の 他						
3	129	83.7	108	0	3	0	0	4	1	4	0	0	1	1	0	1	2	1	3	0	84	0	2	0	0	0	1
4	120	87.5	105	6	4	0	1	3	0	4	1	0	0	0	1	0	2	2	0	2	70	3	2	0	0	3	1
5	86	72.1	62	1	3	0	0	1	2	4	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	45	0	1	1	0	0	1
6	111	89.2	99	1	3	1	3	1	1	1	0	0	1	0	0	1	3	2	0	0	68	1	3	6	2	1	0
7	131	92.4	121	1	2	0	0	0	1	0	1	1	1	2	4	0	4	1	0	3	95	0	0	2	0	5	1

（注）年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

(2) 6～7か月児及び9～10か月児健康診査（母子保健法第13条）

乳児の健康保持増進について、より一層の徹底を図るため、3～4か月児健診時に健康診査受診票を配付し、医療機関に委託して下記のとおり健康診査を実施している。

□6～7か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
3	1,981	1,693	85.5	1,641	16	36	0	953	12	22	0
4	1,953	1,752	89.7	1,691	20	41	0	892	16	38	0
5	1,808	1,665	92.1	1,603	23	39	0	1,021	10	20	3
6	1,800	1,628	90.4	1,561	22	45	0	1,083	21	26	0
7	1,814	1,586	87.4	1,516	25	44	1	1,024	21	17	2

□9～10か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
3	1,981	1,615	81.5	1,571	10	34	0	903	14	21	0
4	1,953	1,683	86.2	1,620	24	39	0	924	9	37	5
5	1,808	1,606	88.8	1,553	16	37	0	922	12	24	0
6	1,800	1,519	84.4	1,442	25	52	0	1,001	15	23	1
7	1,814	1,537	84.7	1,491	17	29	0	985	19	22	2

(3) 1歳6か月児健康診査(母子保健法第12条)

1歳6か月児に対し、身体面、精神発達面の健康診査及び歯科健診を実施し、適切な相談及び指導を行ない、幼児の健全な育成を図る。なお、内科健診は区内医療機関に委託し、歯科健康診査、保健指導、栄養指導、心理相談は保健所で実施している。また、健診の結果、異常が疑われる者に対して必要に応じ専門医療機関で精密健康診査を行ない、心理面については心理相談を実施し、必要に応じて経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□1歳6か月児健康診査

(単位:人)

区分 年度	対象者数	委 託 実 績			保 健 指 導		
		内科健診	有所見者数	受診率 (%)	精 密	受診者数	受診率 (%)
3	1,867	1,642	116	87.9	0	1,588	85.1
4	1,760	1,532	114	87.0	0	1,565	88.9
5	1,844	1,587	104	86.1	0	1,623	88.0
6	1,734	1,488	78	85.8	0	1,557	89.8
7	1,664	1,457	86	87.6	0	1,529	91.9
健康推進課	1,139	1,001	42	87.9	0	1,058	92.9
長崎健康相談所	525	456	44	86.9	0	471	89.7

□1歳6か月児健康診査心理相談の実施状況及び結果（心理相談）

(単位:人)

区分 年度		健康 診 査 受 診 者 数 1歳6か月児	心理 相 談 実 施 数	相 談 項 目 (延数)	相 談 項 目 内 訳 （延数）										
					問 題 な し	精 神 発 達	こ と ば	く せ	行 動 ・ 性 格	社 会 性	生 活 習 慣	養 育 者	家 庭 ・ 環 境	疾 患 ・ 障 害	そ の 他
心 理 相 談	3	1,588	117	207	7	3	89	2	50	33	2	11	3	0	7
	4	1,565	124	208	4	5	101	1	44	28	0	11	7	1	6
	5	1,623	125	231	2	9	103	2	53	27	2	16	10	1	6
	6	1,557	122	227	4	10	90	0	57	33	6	10	3	4	10
	7	1,529	93	169	3	5	74	2	47	20	1	5	3	2	7
	健康推 進課	1,058	67	126	2	5	53	2	35	14	1	5	3	1	5
	長崎健康 相談所	471	26	43	1	0	21	0	12	6	0	0	0	1	2

□1歳6か月児経過観察健康診査心理相談の実施状況及び結果（心理経過）

(単位:人)

区分 年度		予約者数	実施数 (延数)	相談項目	相談項目内訳（延数）										
					問題なし	精神発達	ことば	くせ	行動・性格	社会性	生活習慣	養育者	家庭・環境	疾患・障害	その他
3		167	145	264	4	3	120	2	60	57	4	8	4	2	0
4		180	164	327	6	8	134	3	78	63	7	8	8	5	7
5		193	171	338	15	10	143	3	86	50	3	14	6	0	8
6		197	176	380	4	10	143	1	86	95	6	16	6	5	8
7		167	144	317	0	7	119	2	89	61	8	8	6	3	14
	健康推進課	111	97	211	0	6	80	2	60	32	5	7	6	3	10
	長崎健康相談所	56	47	106	0	1	39	0	29	29	3	1	0	0	4

□親子遊び教室心理相談の実施状況および結果

(単位：人)

区分 年度	参加者（対象児）		相談項目内訳（延数）				OT 指導数	西部子ども家庭 支援センター 紹介
	実人数	延人数	精神発達	運動発達	関わり方	他		
3	18	55	45	0	3	0	15	4
4	22	55	52	0	3	0	15	10
5	17	47	44	5	0	0	13	4
6	25	60	60	3	0	0	20	6
7	17	38	30	0	2	0	12	2

(注) 平成23年度から、西部子ども家庭支援センター（OT、支援ワーカー）と共同事業で、月1回健康推進課にて実施。

(4) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、栄養相談、心理相談及びこれらの結果に基づく保健指導を実施している。また、健康診査の結果、異常が疑われる場合は、専門医療機関で必要な精密健康診査を行ない、心理面については、経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□3歳児一般健康診査の受診状況及び結果

(単位：人)

区分 年度		対象者数	受診者数 (実数)	受診率 (%)	有所見者 (実数)
3		1,920	1,760	91.7	413
4		1,789	1,685	94.2	628
5		1,726	1,603	92.9	599
6		1,761	1,647	93.5	671
7		1,644	1,589	96.7	611
	健康推進課	1,134	1,116	98.4	441
	長崎健康相談所	510	473	92.7	170

□3歳児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	有所見者数	所見内訳（延数）													精密健康診査受診者数		
		発育	皮膚	頭部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部四肢	運動	精神	言語	日常生活習慣	その他	尿蛋白陽性（再掲）	精密健康診査受診者数	精密健康診査受診者数
3	413	60	92	12	137	100	37	43	24	7	51	163	65	76	6	198	135
4	628	65	103	14	410	97	43	37	30	5	45	143	57	79	11	439	308
5	599	75	63	18	370	109	27	40	29	10	46	126	45	128	22	400	291
6	671	68	66	15	349	137	29	43	32	6	39	154	46	240	185	449	326
7	611	63	69	14	301	89	32	35	25	7	32	102	39	213	172	333	294
	健康推進課	441	36	43	9	212	55	25	15	8	3	22	63	18	182	144	210
	長崎健康相談所	170	27	26	5	89	34	7	20	17	4	10	39	21	31	28	84

□3歳児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分	受診 票 発行 数	結 果 把 握 率 （ ％ ）	結 果 把 握 数	依頼内容内訳(延数)																											
				内科的					皮膚科的			眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的				精神・言語			その他		
				低 身 長	心 雑 音	尿 蛋 白 陽 性	蛋白 以外の 尿の 異常	そ の 他	母 斑	そ の 他	視 力 の 異 常	斜 視	そ の 他	聴 覚 の 異 常	そ の 他	鼠 径 ヘル ニア	そ の 他	停 留 辜 丸 ・ 移 動 辜 丸	包 茎	そ の 他	X 脚	そ の 他 の 四 肢 の 異 常	胸 郭 の 異 常	そ の 他	精 神 発 達 遅 滞	言 語 発 達 遅 滞	そ の 他				
2	159	68.6	109	10	14	2	12	0	1	1	35	2	1	15	1	3	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
3	198	68.2	135	6	11	2	12	0	0	1	53	5	5	20	4	0	0	11	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2			
4	439	70.2	308	4	18	1	16	2	0	2	※ 190	23	14	22	4	0	0	4	0	5	0	1	0	1	0	1	0	0			
5	400	72.8	291	13	3	4	10	1	0	1	※ 202	23	14	22	4	0	0	4	0	5	0	1	0	1	0	1	0	0			
6	449	72.6	326	13	3	41	43	0	0	0	※ 209	198	28	32	8	0	0	5	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0			
7	333	88.3	294	6	13	42	29	0	0	1	※ 198	179	16	19	4	1	0	5	0	1	2	0	0	0	2	1	0	1			

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

※令和4年度からSVS（スポットビジョンスクリーナー）による屈折検査を導入。

□3歳児視力精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	視 力 検 診 受 診 者 数	精 密 健 診 受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 数 （※）	結 果 把 握 率 （％）	結 果 内 訳 （実 数）										弱 視 発 見 率 （％）	
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳（実数）									結 果 不 明 ・ 受 診 中 断 等
							弱視あり				弱視なし又は弱視の 有無不明					
							不同視 弱視	斜視 弱視	屈折 弱視	その他 ・種類不明 の弱視	斜視 （偽内 斜視を 除く）	屈折 異常	その他 の疾患			
3	1,760	78	63	80.8	15	46	8	1	13	3	2	4	15	2	1.4	
4	1,685	345	227	65.8	46	169	17	3	31	2	8	46	62	12	3.1	
5	1,603	317	224	62.9	47	156	8	2	32	4	8	94	8	21	2.9	
6	1,647	306	207	66.1	40	138	10	5	34	4	8	73	4	29	3.2	
7	1,589	267	200	74.9	56	113	12	9	21	1	8	57	5	31	2.7	

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児聴覚精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	聴 覚 検 診 受 診 者 数	精 密 健 診 受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 数 （※）	結 果 把 握 率 （％）	結 果 内 訳（実 数）									感 音 難 聴 発 見 率 （％）	難 聴 発 見 率 （％）
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳（実数）						結果不明・ 受診中断等		
							感 音 難 聴	滲出性中耳炎		言語発達 遅滞	その他の疾患				
								難 聴 あ り	難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 な し 又 は 難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 あ り	難 聴 の 有 無 不 明			
3	1,760	36	23	63.9	11	10	2	0	1	0	2	5	2	0.1	0.2
4	1,685	42	26	61.9	9	12	1	2	0	0	5	4	5	0.1	0.5
5	1,603	31	22	71.0	8	7	0	2	1	0	3	1	7	0.0	0.3
6	1,647	45	30	66.7	17	9	1	2	3	0	3	0	4	0.1	0.4
7	1,589	30	17	56.7	5	9	0	2	4	1	1	1	3	0.0	0.2

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児健康診査心理相談の実施状況及び結果（心理相談）

(単位：人)

区分 年度		健康 診査 3歳児 受診者数	心理 相談 実施 数	相 談 項 目 (延数)	相談項目内訳（延数）										
					問 題 な し	精 神 発 達	こ と ば	く せ	行 動 ・ 性 格	社 会 性	生 活 習 慣	養 育 者	家 庭 ・ 環 境	疾 患 ・ 障 害	そ の 他
心理 相 談	3	1,760	103	209	2	7	62	2	69	32	1	6	12	15	1
	4	1,685	102	201	1	6	60	6	61	37	0	10	8	11	1
	5	1,603	99	193	2	5	50	6	71	33	3	5	9	7	2
	6	1,647	109	258	2	10	63	6	81	49	2	13	14	15	3
	7	1,588	93	193	1	9	50	4	63	29	5	15	12	4	1
	健康推進 課	1,116	66	153	0	6	37	3	49	26	5	10	12	4	1
	長崎健康 相談所	472	27	40	1	3	13	1	14	3	0	5	0	0	0

□3歳児経過観察健康診査心理相談の実施状況及び結果(心理経過)

(単位：人)

区分 年度		予約者数	実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳 (延数)										
					問題なし	精神発達	ことば	くせ	行動・性格	社会性	生活習慣	養育者	家庭・環境	疾患・障害	その他
心理相談	3	30	29	68	0	3	16	0	22	16	1	2	3	4	1
	4	31	31	73	0	1	17	0	23	21	0	6	1	2	2
	5	25	25	61	1	2	16	2	15	12	4	3	4	1	1
	6	26	20	44	2	1	7	2	14	7	1	2	5	2	1
	7	36	29	72	3	2	15	1	19	16	2	5	4	3	2
	健康推進課	16	14	34	0	1	9	0	8	10	0	2	2	2	0
	長崎健康相談所	20	15	38	3	1	6	1	11	6	2	3	2	1	2

(5) 乳幼児経過観察(母子保健法第13条)

3～4か月児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児を対象として、小児科医師による経過観察健診を実施し、乳幼児の健全な育成と異常の早期発見に努めている。

区分 年度	回数(回)	延人数(人)
3	27	110
4	36	107
5	36	81
6	36	78
7	48	77
健康推進課	36	57
長崎健康相談所	12	20

[19] 乳幼児健康相談(母子保健法第9条)

健康推進課管内3か所(区民ひろば駒込・南大塚・西池袋)・長崎健康相談所管内2か所(長崎健康相談所・区民ひろば要)にて、乳幼児の保健指導・栄養指導及び歯科相談を実施している。

□相談実施状況

区分 年度	回数(回)	利用者数 (人)	健康推進課		長崎健康相談所	
			回数(回)	利用者数 (人)	回数(回)	利用者数 (人)
3	41	513	11	108	30	405
4	48	611	18	171	30	440
5	48	616	18	149	30	467
6	48	723	18	120	30	603
7	42	712	18	191	24	521

〔20〕普及啓発・健康教育（母子保健法第9条）

(1) 子ども事故予防センター

子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるために、「子ども事故予防センター」を開設し、パネル展示や事故予防に関する資料をそろえ、普及啓発活動を行なっている。

☐ 来所者状況

(单位:人)

区 分 年 度	来 所	内 訳								
		3 歳 以下 健康 診 査	1 歳 6 か 月 児 健康 診 査	3 歳 児 健康 診 査	母 親 学 級 準備 教室	乳 児 科 健 診	区 内 保 護 者 等	行 政 機 関	・ 教 育 学 関 係 生 者	・ マス コミ（新 聞 雑 誌 等）
3	7,666	1,242	1,055	1,182	1,689	2,469	8	0	21	1
4	6,983	1,280	1,054	1,150	1,561	1,897	0	0	41	0
5	6,850	1,239	1,107	1,097	1,482	1,894	4	0	21	6
6	6,803	1,181	1,073	1,150	1,587	1,766	10	3	33	0
7	6,238	1,150	1,058	1,116	1,246	1,618	23	2	25	0

□心肺蘇生訓練狀況

区分		回数(回)	人数(人)
3		3	52
4		4	81
5		4	64
6		4	39
7		3	44
健康推進課		2	25
長崎健康相談所		1	19

※この他、区内の保育園等へ人工呼吸・心臓マッサージの心肺蘇生訓練用人形の貸出を行なっている。

(2) 母乳・卒乳教室

母乳で育てたいと考えている母親を支援するため、母乳教室と卒乳教室を実施している。

区分 年度		母乳教室		卒乳教室	
		回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）
3		21	105	14	75
4		21	71	15	59
5		21	77	15	55
6		21	74	12	61
7		19	117	5	66
	健康推進課	9	47	3	45
	長崎健康相談所	10	70	2	21

(3) 子育て講座（育児学級事業《ようこそ新米ママのひろば》）実施要綱）

初めての子育てをしている母親を対象に子育てを応援する講座を開催している。

□健康推進課：ようこそ新米ママのひろば

年度	区分	実施回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
2		9	62	62
3		10	79	79
4		12	98	98
5		12	108	107
6		12	98	99
7		12	135	109

□長崎健康相談所：ようこそ新米ママのひろば

年度	区分	実施回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
2		4	31	31
3		6	53	54
4		6	37	38
5		6	42	41
6		6	54	51
7		6	49	36

※令和7年4月から父親も参加可能にした。

(4) 子育て講演会

子育て中の悩み解決に向けた講演会を長崎健康相談所で実施している。

(※) 令和7年度は実施せず

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
3		0	0
4		1	36
5		1	51
6		1	43
7			

(5) 離乳食講習会等

14. 栄養指導 [1]一般栄養指導 (2) 集団栄養指導を参照。

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
3		39	1,084
4		42	1,200
5		42	1,299
6		42	1,223
7		42	1,177
	健康推進課	36	1,100
	長崎健康相談所	6	77

[21] 要支援家庭の相談・支援（母子保健法第5条）

(1) グループミーティング「おかあさんのお休み時間」

長崎健康相談所では平成18年度から、出産後の母親を対象に「育児を一人で抱え込まないで」をメッセージとして、保育体制を設け、子どもと離れた環境の下で、グループミーティングを実施している。

(2) 要支援家庭の把握と支援

ゆりかご面接や赤ちゃん訪問および乳幼児健康診査等の様々な機会を通じて、特定妊婦や要支援家庭を把握し、その支援をするとともに、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して子ども虐待の防止に努めている。

年度	区分	おかあさんのお休み時間	
		実施回数 (回)	参加者数 (人)
3		12	55
4		12	45
5		11	46
6		12	93
7		12	72

12. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいる。

なお、精神保健福祉法の「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する者をいう（第5条）。

[1] 精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進

(1) 普及・啓発

精神保健に関する知識を普及し、精神障害者に対する理解を深めるために講演会等を行なっている。

[令和7年度実施テーマ等]

① 精神保健福祉講演会（保健予防課）3回

10月27日「思春期・若者のこころの不調に気づくには」区民向け 37人

12月5日「精神疾患の親御さんをもつ若者を支えるためにできること」区民向け 21人

1月26日「体験型マインドフルネス講座」

区民向け 35人

② ゲートキーパー養成講座（保健予防課）11回：282人

③ 心のサポーター養成研修（保健予防課）1回：19人

④ こころまつり（長崎健康相談所）1回：627人

⑤ 精神保健福祉ボランティア講座（長崎健康相談所）

2回：12人

年度	区分	開催回数(回)	参加人数(人)
3		11	169
4		16	1,106
5		21	1,087
6		20	1,302
7		18	1,033
	保健予防課	15	394
	長崎健康相談所	3	639

(2) 薬物乱用防止普及啓発

薬物乱用の根絶を目指し、東京都、警察、教育委員会等関係機関との連携により、薬物乱用防止の普及啓発活動を推進する。また、東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会の活動を支援し、地域に根ざした普及啓発活動を行なう。

[令和7年度の主な取り組み]

① としま情報スクエア（2回出演）：「薬物はダメ。ゼッタイ！」薬物乱用防止活動の普及啓発

② 中学生を対象とした薬物乱用防止啓発用ポスター、標語の募集

③ 区内各種イベント等での薬物乱用防止啓発グッズ配布

長崎こころまつり、ふくし健康まつり

④ 薬物乱用防止ポスター入賞作品の展示

(3) 精神保健福祉相談

精神疾患が疑われる方並びに関係者に対し、専門医による相談を行なうとともに、随時、保健師等による相談、又は訪問活動を行なっている。

① 訪問指導

(単位：件)

訪問指導	区分 年度		実数	延数	内 訳					
					一 般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存症 その他
訪 問 指 導	3		71	209	189	0	0	6	1	5 8
	4		60	152	133	0	0	2	0	8 9
	5		129	246	203	1	0	14	5	9 14
	6		140	342	278	0	1	11	0	28 24
	7		141	331	243	0	2	15	8	29 34
	保健予防課		9	27	27	0	0	0	0	0 0
	健康推進課		76	165	136	0	0	5	8	9 7
	長崎健康相談所		56	139	80	0	2	10	0	20 27

(注) 平成27年度から健康管理システム導入に伴い、保健予防、健康推進、長崎に関わった場合、全体としては実数1と計上

② 精神保健福祉相談 (所内相談・電話相談：随時)

(単位：件)

所内面接・電話・文書等相談	区分 年度		合 計	内 訳					
				一 般	社会 復帰	老人 精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存症 その他
所 内 面 接 ・ 電 話 ・ 文 書 等 相 談	3		2,690	2,137	13	10	308	44	74 104
	4		2,528	2,050	38	14	238	31	67 90
	5		3,171	2,421	21	10	365	23	114 217
	6		3,115	2,599	2	6	228	10	88 182
	7		3,372	2,640	5	8	262	41	169 247
	保健予防課		12	9	0	1	0	0	2 0
	健康推進課		2,317	1,858	5	3	184	27	97 143
	長崎健康相談所		1,043	773	0	4	78	14	70 104

③ 精神保健福祉相談（専門相談・予約制） 健康推進課と長崎健康相談所のみ実施

年度	区分	精神保健福祉相談（精神科医師）		家族問題相談（精神保健福祉士等）	
		回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
3		17	41	10	26
4		18	50	12	29
5		18	43	12	29
6		18	40	12	22
7		18	44	12	18
	健康推進課	12	26	12	18
	長崎健康相談所	6	18		

④ 関係機関連絡

（単位：件）

年度	区分	合 計	医療機関	福祉関係	保健関係	その他
3		2,162	799	1,044	204	113
4		1,715	689	809	149	68
5		2,639	958	1,332	200	149
6		2,988	1,208	1,383	219	178
7		3,339	1,550	1,401	199	189
	保健予防課	273	102	122	32	17
	健康推進課	1,957	970	772	105	110
	長崎健康相談所	1,109	478	507	62	62

(4) 精神障害者アウトリーチ事業

区内で生活する精神障害者又はその疑いのある方で、未治療・医療中断等のため地域社会での生活に困難を来している場合に、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医が支援チームを組み、医療と生活の支援を包括的に6か月間提供する。

年度	区分	対象者(人)	訪問(回)	面接(回)	電話(回)	関係機関連絡(回)
3		20	73 (7)	15 (1)	76 (32)	126 (38)
4		17	61 (7)	15 (2)	82 (53)	151 (107)
5		22	87 (6)	20 (7)	112 (45)	262 (72)
6		16	77 (11)	24 (3)	62 (15)	341 (179)
7		22	64 (29)	16 (11)	35 (34)	199 (211)

（注）（ ）は対象者以外で調整に関わった数及び措置入院者退院後支援でアウトリーチチームに関わった数

[2] 医療

(1) 精神障害者の入院に対する区長同意（精神保健福祉法第33条2項）

医療保護入院の必要があるとの指定医による診察結果があり、本人の入院同意が得られない精神障害者において、家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、区長の同意があるときは、同意書を交付する。

（単位：件）

年度 \ 区分	交付数
3	32
4	29
5	24
6	49
7	61

(2) 指定医の診察及び措置入院

精神障害者の診察及び保護の申請と警察官による通報（精神保健福祉法第22条・23条）

法22条 … 精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でもその者について指定医の診察及び必要な保護について保健所長を経由し、都知事に申請することができる。

法23条 … 警察官は、精神障害のため、自傷他害のおそれがあると認められるものを発見したとき、最寄りの保健所長を経由し都知事に通報しなければならない。

（単位：件）

年度 \ 区分	診察及び保護申請	警察官通報
3	0	89
4	0	89
5	0	76
6	0	97
7	0	117

(3) 小児精神病（入院医療費助成）

□申請数

（単位：件）

年度		区分	総 数
		3	3
		4	4
		5	0
		6	0
		7	0
	健康推進課		0
	長崎健康相談所		0

(4) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のため通院による治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかる。障害者総合支援法に基づき、通院医療費の負担軽減を図る制度である。

□申請取扱件数

(単位：件)

区分 年度	申請件数	申請件数（内訳）				
		新 規	更 新	再 開	他県転入	変 更 等
3	7,938	667	4,015	556	89	2,611
4	8,647	729	4,317	652	110	2,839
5	8,706	726	4,461	653	97	2,769
6	9,050	704	4,670	660	90	2,926
7	9,710	886	4,992	674	131	3,027
健康推進課	6,111	605	3,133	393	87	1,893
長崎健康相談所	3,599	281	1,859	281	44	1,134

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため有効期間が1年間の自動延長となった。

□疾病分類別申請数（診断書提出分）

(単位：件)

分 類	年 度						
	3	4	5	6	7	健康推進課	長崎健康相談所
症状性を含む器質性精神障害	96	94	116	98	109	65	44
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	85	97	100	74	78	44	34
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	549	589	579	533	571	362	209
気分（感情）障害	1,389	1,645	1,725	1,664	1,838	1,172	666
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	205	226	226	225	256	152	104
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	18	22	19	20	21	12	9
成人の人格及び行動の障害	27	24	24	20	28	23	5
精神遅滞	16	27	22	23	29	22	7
心理的発達の障害	132	156	163	164	168	99	69
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	138	197	191	192	212	145	67
特定不能の精神障害	0	0	0	0	1	1	0
てんかん	144	157	151	145	151	102	49
睡眠障害	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
総 数	2,799	3,234	3,316	3,158	3,462	2,199	1,263

(注1) 疾病分類は、国際疾病分類第10（ICD-10）版による。

(注2) 申請数を認定数とみなす。（「主たる精神障害」および「従たる精神障害」の延べ件数）

(注3) 平成22年度から更新時の診断書の提出が2年に1度となったため、新規申請及び診断書提出のある更新申請のみ記載。

[3] 社会復帰及び自立と社会参加の促進

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：件)

年度	区分	総数	新規交付 (1級)	新規交付 (2級)	新規交付 (3級)	更新 (1級)	更新 (2級)	更新 (3級)
3		1,366	7	79	261	55	505	459
4		1,624	17	111	308	55	551	582
5		1,759	9	99	359	52	611	629
6		1,715	21	108	336	39	579	632
7		1,848	8	111	351	62	606	710
	健康推進課	1,156	6	80	229	37	378	426
	長崎健康相談所	692	2	31	122	25	228	284

(注) 手帳の有効期限は2年間。

(2) こころまつり

長崎健康相談所を実行委員会事務局とし、精神障害者の社会参加をすすめるため、地域活動支援センター・ボランティア等の関係機関と協働して企画・運営し、地域住民との交流やノーマライゼーション推進の場として「こころまつり」を開催している。(会場：長崎小学校)

年度	区分	参加者数 (人)	実行委員会	
			回数 (回)	参加者延べ人数 (人)
3 (※)		0	4	43
4		745	9	102
5		644	9	114
6		802	7	83
7		627	9	108

(注) [1]精神疾患の発生予防と精神的健康の保持増進(1)普及・啓発④こころまつり参照。

(※) 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止としたが、翌年度以降への継続的展開を図るため、実行委員会で中止案内文の配布とともに、参加団体の活動について区ホームページで紹介した。

(3) 自主グループの支援

年度	区分	ポトスペース	
		回数 (回)	参加者延べ数 (人)
3		9	53
4		9	53
5		11	78
6		10	72
7		14	99

(注) ポトスペース：としまコスモスの会（豊島区精神保健福祉を進めるボランティアグループ）によるフリースペースの運営、30年度から月1回参加。

(4) 精神障害者の家族への支援

家族同士の交流・情報交換を行ない、当事者の病気や障害を学び合う「燦々会」が、池袋保健所で行なわれていた。令和元年度から会場を心身障害者福祉センターに移し、自主活動を続けている。

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の支援

平成17年7月6日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」（以下、「医療観察法」と略す）が公布された。「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂も含む）、傷害（軽微なものは対象にならないこともある）にあたる行為である。

この支援制度は、上記の行為を行ない、心神喪失者又は心神耗弱者と認められて不起訴になった人、心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した人、心神耗弱を理由として刑を減軽する旨の裁判が確定した人（実際に刑に服する人は除く）を対象とし、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としている。

□医療観察法に基づいて処遇され、支援をした人数及びケア会議回数（単位：人）

区分 年度	支援者 実数	新規人数 (再掲)	ケア会議 (回)
3	6	(2)	16
4	7	(2)	25
5	7	(1)	19
6	8	(2)	23
7	7	(1)	25

(6) 措置入院者への退院後の支援

精神保健福祉法第47条の規定に基づき、精神保健福祉法第29条第1項の規定により入院した者（措置入院者）について、退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援を実施する。

区分 年度	ガイドラインに基づく 支援実人数（人）
3	1
4	2
5	6
6	5
7	5

[4] 自殺・うつ病の予防

(1) 豊島区自殺対策計画推進会議および自殺・うつ病の予防対策委員会

自殺対策基本法第13条第2項に基づき、平成31年に策定した「豊島区自殺対策計画」を改訂し、健康プランに包含して健康づくり事業と一体化した取組を推進している。計画の改定にあたっては、セーフコミュニティ活動のひとつとして取り組んでいる「自殺・うつ病の予防対策委員会」のこれまでの実績を生かしている。また、推進会議委員は政策経営部・総務部・区民部・産業観光部・福祉部・健康部・子ども家庭部・教育部等の庁内職員で構成されており、「豊島区自殺対策計画」に関する全庁的な進捗管理を行うとともに、自殺・うつ病の予防対策委員会と連携及び報告を図りながら対策を推進している。

□実施状況

区分 年度	実施回数 (回)	参加委員 (人)	令和7年度の主な内容
3	3	51	・豊島区自殺対策計画推進会議の開催 ・自殺・うつ病の予防対策委員会の開催 ・区内大学院との協働連携活動 「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトの実施 ・ゲートキーパー養成講座を実施 ・鉄道会社との連携活動「いのちの安全啓発キャンペーン」を実施 ・子ども若者課及び中高生センタージャンプとの連携
4	3	50	
5	4	63	
6	3	50	
7	3	52	

(2) 普及啓発

自殺・うつ病に関する偏見をなくし、正しい知識を普及するための情報を発信している。

□令和7年度実施状況

区広報・ホームページ	・広報9月1日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 ・広報3月1日号「気づいてください！体と心の限界サイン」 ・区ホームページに「自殺防止！東京キャンペーン」を掲載
主な啓発活動	・中央図書館特集展示でパンフレット等の配布 ・東武鉄道株式会社でポスター掲示、リーフレット等の配布 ・帝京平成大学大学院の学生が中高生センタージャンプ東池袋で開催する「若者相談会」に参加 ・メンタルヘルスケア相談窓口リーフレットの配布（12,472人）

(3) ゲートキーパーの養成

相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、必要な相談機関や専門相談につなぐことにより、自殺に至る要因の連鎖を断ち切ることを目的として、「ゲートキーパー」養成講座を実施している。

平成24年度からセーフコミュニティ認証を機にゲートキーパーを3層に分類して、体系的な養成を目指している。

Ⅰ層：ゲートキーパーの指導者。「東京都」が行なう研修等を受講した人。

Ⅱ層：地域や職場で活動、役職等でゲートキーパーとしての役割が期待できる人

Ⅲ層：友人・家族・近隣の人など身近なゲートキーパー

□実施状況

(単位：人)

区分 年度	I 層	II 層	III 層	計	累計	対象
3	0	124	21	145	2,995	民生委員・児童委員、区民、区内教職員、実習生、区職員
4	0	149	106	255	3,250	民生委員・児童委員、区民、事業主、実習生、区職員
5	0	131	222	353	3,603	民生委員・児童委員、区民、事業主、区内教職員、実習生、区職員
6	0	180	195	375	3,978	民生委員・児童委員、区民、事業主、実習生、区職員
7	0	180	102	282	4,260	民生委員・児童委員、区民、事業主、実習生、区職員

(注) I 層は、都の研修受講者。

(4) 面接・電話相談

保健師・福祉職による相談を随時実施している。

□自殺相談件数（延件数）

(単位：件)

区分 年度	訪問	面接相談	電話相談
3	0	0	11
4	0	5	11
5	2	5	25
6	2	6	20
7	10	5	48

13. 歯 科 保 健

平成25年4月に「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定して基本理念を定め、平成26年3月には「豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定し、区民一人ひとりが主体となって歯と口腔の健康を保ち、いつまでも元気でいきいきと豊かに暮らせるように具体的な目標を定めて事業を実施している。

[1] 歯科相談及び予防処置

(1) 乳幼児歯科相談

「むし歯がなく、正しい生活習慣を身につけた子」を乳幼児期の目標として、1歳児歯科健診（対象：1歳～1歳3か月児）、こども歯科健診（対象：2歳児、2歳半児、3歳～4歳児）を行っている。1歳児と2歳児には個別で通知を送っている。

1歳児歯科健診は歯科医師による歯科健診、歯科衛生士の歯みがきアドバイス、保健師・栄養士の育児ミニ講座を実施している。

□1歳児歯科健診

区 分 年 度	開設回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
3	24	1,850	1,153	62.3
4	24	1,906	1,173	61.5
5	24	1,798	1,142	63.5
6	24	1,700	1,066	62.7
7	24	1,686	1,021	60.6

□2歳児歯科健診（こども歯科健診と同日開催）

区 分 年 度	開設回数 (回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
3	46	1,810	937	51.8
4	46	1,739	927	53.3
5	46	1,822	953	52.3
6	46	1,687	915	54.2
7	46	1,650	774	46.9
健康推進課	22	1,178	537	45.6
長崎健康相談所	24	472	237	50.2

□ こども歯科健診（2歳6か月児、3歳6か月～4歳未満のこども対象）

年 度	区 分	開設回数 (回)	受診者数(人)
3		46	131
4		46	151
5		46	141
6		46	136
7		46	88
	健康推進課	22	60
	長崎健康相談所	24	28

(2) 予防処置

2歳児歯科健診・こども歯科健診来所者で、初期むし歯のある者または、要観察歯のある者、保護者の希望がある者に対し、歯科医師の指示があった場合、フッ化物（フッ素）塗布を行なっている。

年 度	区 分	開設回数 (回)	フッ化物塗布 (人) (歯)	
3		46	263	4,449
4		46	279	4,708
5		46	338	5,671
6		46	411	6,856
7		46	378	6,301
	健康推進課	22	274	4,551
	長崎健康相談所	24	104	1,750

[2] 健診時の歯科集団指導

(1) 3～4か月児健康診査

歯ブラシへの慣れさせ方と口腔機能の発達、保護者の口腔衛生についての保健指導を行なっている。

年 度	区 分	回数(回)	受診者数(人)
3		36	1,342
4		36	1,415
5		36	1,365
6		36	1,383
7		36	1,350
	健康推進課	24	879
	長崎健康相談所	12	471

(2) 1歳6か月児歯科健康診査（母子保健法第12条）

歯科健診、むし歯のはじまりをチェックする事の大切さ、歯の磨き方についての保健指導を行なっている。

(単位：人)

区分 年度		対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 (%)	むし歯					り 患 者 率 (%)	その他の異常のある者		
					ない者	ある者					不正 咬 合	口 腔 軟 組 織 疾 患	そ の 他
						O 型	A 型	B 型	C 型				
3		1,867	1,588	85.1	1,578	7	1	2	10	0.6	13	31	57
4		1,760	1,564	88.9	1,559	4	0	1	5	0.3	21	12	77
5		1,844	1,623	88.0	1,613	10	0	0	10	0.6	12	19	85
6		1,734	1,557	89.8	1,548	7	1	1	9	0.6	14	23	73
7		1,664	1,529	91.9	1,516	11	2	0	13	0.9	26	26	140
	健康推進課	1,139	1,058	92.9	1,048	8	2	0	10	0.9	7	18	99
	長崎健康相談所	525	471	89.7	468	3	0	0	3	0.6	19	8	41

(注) 1歳6か月児のむし歯り患型

- O型…01型 むし歯がなく歯もきれいな者
 02型 むし歯はないがむし歯のリスクがある者
 A型…上顎の前歯部のみ、または臼歯部だけにむし歯のある者
 B型…臼歯部及び上顎前歯部にむし歯のある者
 C型…下顎前歯部にむし歯のある者

(3) 3歳児歯科健康診査（母子保健法第12条）

歯科健診、及び正しい歯の磨き方・おやつの与え方についての保健指導を行なっている。

(単位：人)

区分 年度		対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 (%)	むし歯					り 患 者 率 (%)	処 置 歯 の あ る 者	鍍 銀 歯 の あ る 者	その 他 の 異 常 の あ る 者		
					ない者	ある者							不正咬合	疾 口 患 腔 軟 組 織	そ の 他
						O 型	A 型	B 型	C 型						
3		1,920	1,758	91.6	1,649	85	20	4	109	6.2	18	8	76	13	93
4		1,789	1,684	94.1	1,615	58	9	2	69	4.1	13	6	84	16	75
5		1,726	1,600	92.7	1,532	56	11	1	68	4.3	7	5	97	14	98
6		1,761	1,647	93.5	1,590	41	11	5	57	3.5	10	2	146	15	116
7		1,644	1,588	96.6	1,516	49	22	1	72	4.5	16	3	156	15	188
	健康推進課	1,134	1,115	98.3	1,058	38	19	0	57	5.1	12	2	111	10	139
	長崎健康相談所	510	473	92.7	458	11	3	1	15	3.2	4	1	45	5	49

(注) 3歳児のむし歯り患型

- O型…むし歯のない者
 A型…上顎の前歯部のみ、または臼歯部だけにむし歯のある者
 B型…臼歯部及び上顎前歯部にむし歯のある者
 C型…C1型 下顎前歯部だけにむし歯のある者 C2型 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

(4) 妊産婦歯科健康診査

妊娠中は、身体の変化から歯周病など口の中での環境が悪化するといわれている。また、出産後も育児に追われ口腔ケアがおろそかになりがちである。そのため、母親学級2日目で行ってきた歯科健康診査を、平成27年度から豊島区歯科医師会に委託して実施している。

□ 妊産婦歯科健康診査委託実績

年度	区分	対象者 (妊娠届総数/人)	受診者数 (人)	内訳(人)		受診率 (%)	むし歯のある者 (むし歯の処置完了 してる者を含む)	歯肉の炎症	
				妊婦	産婦			要指導 (人)	要治療 (人)
3		2,306	1,006	829	177	43.6	920	328	265
4		2,276	933	774	159	41.0	860	315	207
5		2,211	890	743	147	40.3	800	337	156
6		2,277	874	748	126	38.4	768	293	145
7		2,200	799	660	139	36.3	712	290	136

[3] 歯科健康教育・その他

(1) 保育園の歯科巡回指導

希望のあった保育園に対し、卒園後、小学校で給食後の歯みがきができる習慣を身につけることを到達目標とした、歯科巡回指導を行なっている。平成30年度から、東京都歯科衛生士会へ一部委託している。

年度		保育園数	受講園児数（人）
3		72	2,004
4		75	2,790
5		79	2,925
6		82	2,965
7		81	2,989
	健康推進課	11	263
	長崎健康相談所	9	264
	委託	61	2,462

(2) 女性の歯の健康

女性の歯と口腔の健康づくりを支援するため、平成26年9月から、女性の骨太健診事業時に歯科集団指導を実施している。また、母親学級2日目で、生まれてくる子どもの歯をむし歯から守るため、母親自身の口腔ケアの大切さ・むし歯菌感染予防についての話などの保健指導を行なっていたが、令和6年度で事業終了した。

□ 女性の骨太健診実績

年度	区分	女性の骨太健診 歯科集団指導		母親学級2日目 歯科保健指導	
		回数(回)	受講者数(人)	回数(回)	受講者数(人)
3		10	311	6	79
4		12	362	6	82
5		12	410	6	47
6		12	411	6	70
7		12	439		

(3) 男性の歯の健康

令和元年度4月から、生活習慣病予防健診で
歯科集団指導を行い、歯周病予防のため、かかり
つけ歯科医を持つことを啓発している。

□生活習慣病予防健診歯科保健指導実績

年度 \ 区分	回数(回)	受講者数(人)
3	9	197
4	12	239
5	12	307
6	12	271
7	12	298

(4) 健康教育・個別相談

依頼のあった区民ひろばなどで、正しい歯のみがき方、むし歯予防の話などを行なっている。
また、来所や電話相談などで、区民から歯と口の相談があった場合、随時対応している。

□歯科健康教育

区民健康教育

区分 年度		乳幼児・学童						成人・高齢者		出張健康 教室（再掲）	
		区民ひろば		乳幼児健康相談		その他 （※1）（再掲）		その他 （※2）（再掲）			
		館	人	回	人	回	人	回	人	回	人
3		1	16	41	163	17	251	1	25	1	11
4		4	27	48	158	21	297	2	63	2	16
5		3	18	48	182	21	408	2	64	2	55
6		4	40	48	193	21	311	3	91	1	8
7		3	37	42	205	21	322	2	76	1	32
	健康推進課	2	22	18	74	15	245	1	30	0	0
	長崎健康相談所	1	15	24	131	6	77	0	0	1	32
	地域保健課							1	46		

（※1）その他…離乳食講習会等。

（※2）その他…歯科教室・健康チャレンジ講演会等。

□歯科個別相談

年度 \ 区分	合計	妊産婦	乳幼児・学童	成人・高齢者
3	74	2	49	23
4	53	1	31	21
5	61	0	46	15
6	44	0	34	10
7	27	2	20	5
	健康推進課	15	10	4
	長崎健康相談所	12	10	1

[4] 高齢者歯科訪問診療

在宅での治療が可能と判定された区民に対して、歯科医師が家庭訪問し、歯科診療を実施している。区歯科医師会に委託し、平成2年10月から開始、平成6年度からは対象者を老人ホーム入所者に拡大し、訪問診療の充実を図った。平成11年4月から、豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」が開設され、訪問診療を行なうようになった。

また、在宅の要介護高齢者を訪問し、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導も行なっている。

□ 診療実績

(単位：人)

区分 年度	訪問調査実施	治療完了者数	診療件数 (延人数)	訪問歯科衛生指導件数 (延人数)	
3	271	278	3,711(※)	3	6,759
4	248	242	3,729	4	7,080
5	243	251	3,972	5	7,257
6	182	195	3,865	6	6,997
7	177	172	3,928	7	7,159
※令和3年度から、診療件数に施設での診療件数を含む値を計上				居宅療養管理	2,161
				特養口腔ケア	4,998

[5] 障害者等歯科診療（豊島区口腔保健センター事業実施要綱）

平成11年4月に豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」が開設され、一般の歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な心身に障害のある方、または要介護高齢者で当診療所へ通院可能な方を対象に歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導を実施している。

〔対象〕心身に障害のある方及び要介護高齢者で通院可能な方

□ 診療実績

(単位：人)

区分 年度	診療件数(延人数)
3	1,336
4	1,327
5	1,345
6	1,358
7	1,451
障害者（児）	958
高齢者	493

[6] 歯周病検診

生活習慣病の一つとして位置付けられている歯周病は、中高年以降において、う蝕と共に歯の喪失原因となる疾患である。歯周病等を早期に発見し、適切な治療を勧奨し、予防に関しては指導を行ない、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防することを目的とする。

平成13年度から40、45、50、55、60、65歳の区民を対象に、従来の国民健康保険歯科健康診査とニコニコ歯科健康診査を統合し、さらに、今までの検診内容に歯周病をより精密に検査することができるC P I 検査を導入し、区歯科医師会に委託して実施している。

平成18～22年度は40、50、60、70歳の区民を対象に実施。

平成23年度から75、80歳、平成25年度から65歳、平成28年度から55歳、平成29年度から45歳の区民を対象に追加。令和3年度から80歳の区民は歯周病検診から高齢者歯科健診の対象とした。

令和6年度から25、35歳の区民を対象に追加。

令和7年度から25、35歳に加え20、30歳の区民を対象に追加。

□受診状況

(単位：人)

区分 年度	対 象 者	受 診 者 数	受 診 率 (%)	総合判定			口腔清掃状態		
				異常なし	要指導	要精検	良好	普通	不良
3	27,281	2,265	8.3	327	517	1,421	944	1,114	207
4	29,520	2,385	8.1	321	580	1,484	985	1,191	209
5	29,151	2,387	8.2	352	562	1,473	1,009	1,122	256
6	39,898	2,732	6.8	379	673	1,680	1,127	1,292	313
7	47,751	2,978	6.2	459	761	1,758	1,233	1,379	366

□主な検査結果

(単位：人)

区分 年度	歯石の付着				歯肉出血BOP					歯周ポケットPD					
	なし	軽度	中等度	不明	健全	出血あり	除外歯	該当歯なし	不明	健全	浅いポケット	深いポケット	除外歯	該当歯なし	不明
3	639	1,270	356	0	951	1,308	0	6	0	1,145	771	343	0	6	0
4	696	1,294	395	0	970	1,409	0	6	0	1,128	905	346	0	6	0
5	703	1,295	389	0	1,006	1,376	0	5	0	1,228	816	337	1	5	0
6	826	1,472	434	0	1,107	1,619	0	6	0	1,502	885	339	0	6	0
7	943	1,541	494	0	1,256	1,717	0	5	0	1,686	960	327	0	5	0

[7] 高齢者歯科健診

近年、口腔機能である咀嚼機能・嚥下機能・舌口唇機能は、全身の健康状態に影響を及ぼすとされ、高齢期における歯や口腔機能の状態を把握する機会の設置は口腔疾病の早期発見のみならず、全身疾患の予防に寄与すると考えられる。

令和3年度から76、78、80、82、84歳の区民を対象に、口腔機能評価に着目した高齢者歯科健診を区歯科医師会に委託し実施している。健診後、総合判定が要指導及び要精検の対象者には区実施のフォロー事業を行なう。

□受診状況

(単位：人)

区分 年度	対象者	受診者数	受診率 (%)	総合判定		
				異常なし	要指導	要精検
3	9,839	1,030	10.5	377	165	488
4	9,934	1,018	10.2	358	204	456
5	10,712	1,245	11.6	472	219	554
6	10,696	1,133	10.6	408	213	512
7	11,224	1,137	10.1	398	172	567

□問診内容

(単位：人)

区分 年度	半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか		お茶や汁物などでむせることがありますか		口の乾きが気になりますか	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
3	266	764	240	790	252	778
4	241	777	220	798	272	746
5	252	993	258	987	328	917
6	228	905	215	918	300	833
7	258	879	257	880	313	824

□主な検査結果

(単位：人)

区分 年度	咀嚼機能		嚥下機能		口腔乾燥		
	良好	要注意	良好	要注意	正常	中等度	重度
3	929	101	974	56	904	123	3
4	934	84	982	36	879	138	1
5	1,168	77	1,201	44	1,107	135	3
6	1,057	76	1,079	54	1,002	126	5
7	1,050	87	1,092	45	987	140	10

14. 栄 養 指 導

疾病の予防、健康の保持増進を目的として各種の栄養指導事業を実施している。具体的には健康教室、栄養指導講習会、食事相談等区民を対象とした食生活に関する知識の普及、健康づくり推進事業と健康増進法に基づく給食施設指導等を行なっている。

[1] 一般栄養指導

(1) 個別栄養相談及び指導

① 妊産婦栄養指導

妊婦に対しての食事相談や乳児健診時に母親（産婦）の貧血・骨粗しょう症予防等の食事相談を実施している。

② 乳幼児栄養指導

乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・経過観察・乳幼児健康相談時に各自の成長や発達に応じた栄養指導を実施している。また、電話・来所により離乳食や幼児食等についての相談を行なっている。

③ 成人栄養指導

骨太健診時や健康相談・女性のための健康相談（予約制）、また電話・来所により生活習慣病（肥満・高血圧・糖尿病・高脂血症等）や難病等についての食事のとり方や食事療法の相談を行なっている。

④ その他の年代

就学期の児童から20歳未満の青少年を対象に食生活全般について相談を行なっている。

□個別栄養相談状況

（単位：人）

区分 年度	合 計	妊産婦	乳幼児	成 人	成人内訳（再掲）			その他
					生活習慣病	難病・その他の疾病	その他	
3	7,016	1,298	3,912	1,806	47	2	1,757	0
4	6,986	1,343	3,816	1,827	25	6	1,796	0
5	6,907	1,250	3,782	1,871	48	1	1,822	(※1) 4
6	6,793	1,252	3,749	1,792	55	1	1,736	0
7	6,604	1,246	3,609	1,748	53	3	1,692	1
健康推進課	4,520	779	2,415	1,326	15	3	1,308	0
長崎健康相談所	2,084	467	1,194	422	38	0	384	(※1) 1

(※1)20歳未満

(2) 集団栄養指導（令和2、3、4、5、6年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため試食は中止、実演のみ）

① 妊産婦

母親学級：3回制の2回目に、妊娠、授乳期のバランスのとれた食事のとり方について講義を実施。
マタニティクッキング：母親学級3回制の2回目に合わせて、ヘルシーメニューの紹介や料理の作り方の実演及び試食実施。（長崎健康相談所）（令和6年度で終了）

② 乳幼児

・離乳食講習会ほか：池袋保健所では離乳食の発達に合わせたすすめ方等について、乳児健診の2日目の集団指導の中で調理実演を含むミニ講習を実施し、中期以降については毎月離乳食講習会で調理実演・試食を含む講習を行なっている。また1歳児歯科健診時に、離乳食の完了から幼児食への移行、生活リズム等について健康講座を実施している。長崎健康相談所では、乳児健診では講義のみ行ない、初期の内容も含め調理実演・試食を離乳食講習会で行なっている。

・食育講座ほか：幼児の正しい食習慣や食べ方(早起き早寝朝ごはんのすすめ)等について区民ひろば等で実施している。また、その他区民ひろば等からの依頼やFF協定企業と連携事業などの講座を実施している。

③ 成人、その他

成人期の健康づくりや疾病予防の食事のとり方について、生活習慣病予防健診・骨太健診における健康講座、FF協定企業と連携事業や各種健康教室(8.生活習慣病対策と健康づくり[2]健康教育参照)、及び出前講座(各種団体等の要請に応じた講座)において指導を行なっている。また、鬼子母神plusや中央図書館、他課講習会等において健康情報の発信・普及啓発活動を実施している。

□ 集団栄養指導実施状況

区分年 度	合 計		妊 産 婦		乳 幼 児		成人・その他	
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
3	131	3,638	12	158	88	2,834	31	646
4	142	3,893	12	164	95	3,015	35	714
5(※)	146	4,331	12	94	97	3,061	37	1,176
6	144	3,829	12	140	94	2,855	38	834
7	130	3,701	(※1) 0	(※1) 0	93	2,792	37	909
健康推進課	95	2,996	0	0	67	2,186	28	810
長崎健康相談所	35	705	(※1) 0	(※1) 0	26	606	9	99

※令和5年度成人その他(長崎健康相談所分)東武百貨店との連携事業(322名)含む

(※1) 令和6年度で終了

□ 令和7年度集団栄養指導内訳

区分 所管	乳幼児			成人・その他		
	事業名	回数 (回)	延人数 (人)	事業名	回数 (回)	延人数(人)
健康推進課	乳児健診	24	879	生活習慣病予防健診	12	298
	離乳食講習会	12	221	骨太健診(栄養ミニ講座)	12	439
	食育講座	2	20	女性の健康教室	2	15
	1歳児歯科健診	24	1,021	食育講演会	2	58
	その他講習会	5	45	その他講習会	0	0
長崎健康相談所	乳児健診	12	471	メタボ予防教室	1	11
	離乳食講習会	6	77	女性の健康教室	3	32
	食育講座	8	58	骨粗しょう症予防教室	2	18
	その他講習会	0	0	その他の講習会	3	38

□ F F 協定企業連携事業(再掲)

区分 年度		合 計		乳幼児		成人・その他	
		回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
3 (※1・2)		1	13	0	0	1	13
4		1	22	0	0	1	22
5		2	342	1	20	1	322
6		1	189	0	0	1	189
7		2	301	0	0	2	301
	健康推進課	0	0	0	0	0	0
	長崎健康相談所(※2・3)	2	301			2	301

(※1) 食育講習会のほかに、レシピ動画2本を作成しYouTubeにて配信。

(※2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため及びルミネの会場の都合により事業休止

(※3) 東武百貨店、東武ホープセンター (FF)、骨粗鬆症財団、明治安田生命との連携。測定会 (相談付) 実人員。

[2] 給食施設

健康増進法第20条、21条、22条、23条、24条に基づき、届出の受理、栄養管理、指導及び助言、勧告及び命令、立入検査等を行なっている。なお、小規模保育施設等については、令和3年度より保育課で届出を受理し、保健所からは情報提供等を行なっている。

(1) 施設数 (前年度末施設数を計上)

(単位: 件)

区分 年度			合 計	学 校		病 院	事業所	児童・社会福祉施設		寄 宿 舎	そ の 他 (※2)
				公立	その他			保育所	その他 (※1)		
3			255	31	16	14	31	81	27	10	45
4			250	30	17	13	28	85	27	10	40
5			249	31	17	14	28	85	25	10	39
6			244	31	16	11	28	86	25	8	39
7			239	31	16	10	26	86	25	7	38
特 定 給 食 施 設	1回 300食 または 1日750 食以上	栄養士の いるもの	35	26	5	0	4	0	0	0	0
		栄養士の いないもの	3	0	2	0	1	0	0	0	0
	1回 100食 または 1日250 食以上	栄養士の いるもの	40	5	3	5	0	15	11	1	0
		栄養士の いないもの	31	0	6	0	7	14	1	1	2
給 そ の 他 施 設	栄養士の いるもの		83	0	0	5	1	50	7	1	19
	栄養士の いないもの		47	0	0	0	13	7	6	4	17

(※1) 介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設

(※2) 東京都認証保育施設、有料老人ホーム等

(2) 給食施設指導

施設の状況や、栄養計画、献立業務、喫食者への情報提供、管理運営、衛生管理等給食業務改善について巡回及び来所指導を行なっている。

(単位：件、巡回指導は再掲)

区分 年度	計		特定給食施設指導数		その他の給食施設指導数	
	個別指導	巡回指導	個別指導	巡回指導	個別指導	巡回指導
3	148	0	67	0	81	0
4	194	0	98	0	96	0
5	197	0	110	0	87	0
6	226	0	105	0	121	0
7	264	0	145	0	119	0

(3) 給食関係者の指導

給食栄養管理業務の円滑な運営と栄養士及び調理師の資質の向上を図るため、講習会を行なっている。

区分 年度	栄 養 技 術 講 習 会	
	回 数 (回)	延人数 (人)
3	2	37
4	1	27
5	2	70
6	2	62
7	2	64

[3] 特別用途食品・特定保健用食品、栄養表示の相談等

食品表示法に基づく食品の適正表示(保健事項)や特別用途食品及び特定保健用食品の相談指導等、また、健康増進法に基づく虚偽誇大広告に関する相談指導を行なっている。

*食品表示法は平成27年4月施行(単位：件)

区分 年度	指導・収去	相 談
3	0件・0回(0)	17件・20回
4	7件・6回(0)	23件・30回
5	0件・0回(0)	12件・15回
6	0件・0回(0)	7件・8回
7	3件・19回(0)	7件・8回

(注) () は、収去件数。

[4] 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため実施する。調査内容は、年度によって変更する。

〔調査内容〕世帯及び世帯員の状況、食事の状況、食事の料理名並びに名称及びその摂取量、身体状況、生活習慣。

〔調査客体〕国民生活基礎調査地区からの無作為抽出で厚生労働大臣が地区を定める。調査月は、11月。

□調査地区、被調査地区及び被調査人員

年度	対象	指定地区	調査世帯数(件)	被調査人員(人)
3		※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。（厚労省通知）		
4		駒込4丁目	26(6)	52(13)
5		東池袋2丁目	23(3)	31(8)
6		該当地区なし		
7		千早3丁目	14(2)	33(3)

(注) () 数値は、実績。

[5] 管理栄養士養成施設の学生指導（実績は「22. 保健所実習」を参照）

保健所における公衆衛生活動並びに栄養指導業務の概要を認識させるため、講義と実習により学生の指導を実施している。実習期間は集中講義と本実習（班別）5日であり、科目（公衆栄養学）は1単位（45時間）取得できる。（2単位の場合もあり）

[6] 食育の推進

平成17年6月に国では、食育推進のための国民運動として取り組むための食育基本法を策定し、食育活動を計画的に推進している。それを受けて、区においても計画的に食育推進活動を進めることを目的とした事業を実施している。

□実施実績

年度	区分	コンクール		食育イベント		食育講演会		食育講座・栄養講習会	
		応募数(件)	入賞(件)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
3		234	15	0	0	4	118	82	2,730
4		180	15	1	121	5	171	88	2,728
5(※4)		157	14	1	122	6	256	89	3,051
6		219	14	1	454	5	157	90	2,615
7		249	14	1	440	5	192	82	2,420
	地域保健課(※1)	249	14	1	440	3	134	3	106
	健康推進課(※2)					2	58	(※3)62	2,141
	長崎健康相談所(※2)							(※5)17	173

(※1) 健康チャレンジ！事業からの再掲。 (※2) 集団栄養指導から一部再掲。平成30年度から計上。

(※3) 食育推進事業として、食育講座（子育てサロン）（コロナのためR2・R3は中止）・乳児健診2日目・1歳児歯科健診・離乳食講習会の合計を計上。

(※4) 令和5年度長崎健康相談所分 東武百貨店等との連携事業含む

(※5) 食育推進事業として離乳食講習会（6回77人）、食育講座（食育講習会）（8回58人）、その他講習会（乳幼児・成人）（1回0人・3回38人）を計上。

(1) “としま”豊かな食コンクール

区民が食に関する意識を高め、バランスのとれた献立づくりを通して望ましい食習慣の形成を図るとともに、生涯にわたり心身の健康増進と豊かな人間形成に役立てること目的とし、食に関するコンクールを実施した。調べ学習コンクールは小学5・6年生、中学生を対象とし、メニューコンクールは高校生を対象とした。また、入賞作品集を区内小中学校と区施設へ配布した。

(2) 食育イベント

多くの区民に食育推進事業を広く周知するとともに、一人ひとりが健康づくりのために食を意識した生活をおくり、食生活改善に取り組む区民が増えることを目的として食育イベントを実施している。

□実施状況

	日 時	内 容
7 年度	対面開催： 令和8年2月14日（土）	としま食育フェア クイズラリー景品交換数 440 名

(3) 食育講演会

区民が食についての正しい情報を基に心身の健康を増進する食生活を実践し、生活習慣病を予防・改善することを目的とし、食育講演会を実施した。

(4) 食育講座

多くの事業所がある本区の地域性を生かし、事業所と協働して食文化を含めた食育の推進のために食育講座を実施した。

□実施状況「街の巨匠に学ぼう！」（地域保健課）

	日 時	内 容
7 年度	令和7年8月19日（火）	① 子ども料理教室 午前の部 36 名
	令和7年8月19日（火）	② 子ども料理教室 午後の部 36 名
	令和8年2月14日（土）	③ おいしくてたのしい食育 34 名

健康推進課・長崎健康相談所では、民生委員・区民ひろば等と連携した食育講座を実施した。

また、離乳食講習会、乳児健診2日目（健康推進課）、1歳児歯科健診時（健康推進課）、マタニティクッキング（長崎健康相談所）においても食育講座を実施している。

15. 健康危機管理

新型インフルエンザ等感染症や大規模な地震（災害医療）等の健康危機の発生時には、区民の生命と健康を守るために適切な対応が求められる。健康危機発生時の初動対応・医療体制を構築するため、関係団体等と協議・訓練を実施している。

[1] 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策については、平成24年の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下、「特措法」という。）制定に伴い、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年豊島区条例第9号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備している。

(1) 「豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画」・「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル～初動対応編～」の策定

① 経過

- ・平成25年 3月：豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例・同施行規則 制定
- ・平成25年 4月：特措法 施行（→区条例・規則 施行）
- ・平成25年 6月：新型インフルエンザ等対策政府行動計画 策定
- ・平成25年11月：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 策定
- ・平成26年 6月：豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画 策定
- ・平成28年 2月：新型インフルエンザ等対策行動マニュアル～初動対応編～ 策定
- ・令和6年 7月：新型インフルエンザ等対策政府行動計画 改定
- ・令和7年 5月：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 改定
- ・令和8年 6月：豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画 改定

② 区の行動計画の改定

令和7年5月、総務部防災危機管理課（現危機管理課）・池袋（現豊島区）保健所保健予防課合同の事務局を設置し、区の行動計画改定作業を進めるとともに、庁内及び外部の検討会議を開催した。

(2) 「豊島区感染症予防計画」・「豊島区保健所感染症健康危機対処計画～保健所が一丸となって頑張る計画～」の策定

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症が、令和5年に感染症法の位置づけが5類に変わるまでの対応を参考に、新たな感染症が生じた際に速やかな取り組みができるように、関係機関との連携、保健所の体制強化などについてまとめた。

(3) 豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会

対策を円滑に推進し、具体的な協力体制を構築するため、感染症指定医療機関・区内関係団体等の意見を聞き、必要な事項を検討している。新型インフルエンザ等対策行動計画の改定もこちらの会議体で審議した。

① 委員の構成（詳細は、附属機関等を参照。）

- ・推進協議会：感染症指定医療機関、区内医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、警察、消防

② 主な議事内容等

年度	推進協議会	
	回数	議事内容等
3	0	
4	1	・新型コロナウイルス感染症の状況等 ・医療資器材の備蓄状況 ・今後の課題 等
5	3	・豊島区感染症予防計画の検討及び策定 ・医療資器材の備蓄状況 ・今年度の感染症発生状況のトピックス 等
6	1	・豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について ・医療資器材の備蓄状況 ・今年度の感染症発生状況のトピックス 等
7	3	・豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定 ・感染症発生の動向について ・新型インフルエンザ等対策訓練について

(注) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催なし

(4) 新型インフルエンザ等初動対応訓練

年 度	テーマ	参加人数 (人)	内容
3	新型コロナウイルス感染症 対策講演会	105	区内医療機関を対象とした、院内感染対策に関する外部講師による講義
4			
5	N95マスクフィットテスト	21	・マスクフィッティングテスターを用いてN95マスクのフィットテストを実施 ・感染症のミニレクチャー
6	N95マスクフィットテスト 陰圧テント立ち上げ訓練	79	・感染症のミニレクチャー ・マスクフィッティングテスターを用いてN95マスクのフィットテストを実施 ・陰圧テントの立ち上げを実施
7	防護服着脱訓練 N95マスクフィットテスト	42	・感染症のミニレクチャー ・防護服を1人1セット用いて着脱を実施 ・マスクフィッティングテスターを用いてN95マスクのフィットテストを実施

[2] 災害医療体制の整備

首都直下型地震では、豊島区内で約1,400名が負傷するとの被害想定が報告されている。災害医療体制の構築に向けて、区内の医療機関・医師会・薬剤師会等関係機関と連携し協議をすすめている。

(1) 災害医療検討会議

年度	回数	議事内容
3	0	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催なし
4	1	・災害医療体制の整備状況について（令和元年度～4年度） ・令和4年度災害医療対策訓練の実施報告 ・令和5年度災害医療対策訓練の実施について
5	0	・開催なし
6	1	・書面開催 ・令和6年度災害医療対策訓練の実施報告 ・令和7年度災害医療対策訓練の実施について
7	0	・開催なし

(2) 区災害医療コーディネーター

医療救護活動を統括・調整するために必要な情報を集約し、医療救護活動の医学的助言を行なうために、区災害医療コーディネーターを配置する。

□区災害医療コーディネーター（令和8年3月31日現在）

区 分	職・氏名
メインコーディネーター	池袋病院院長 川内 章裕
サブコーディネーター	豊島区医師会 島本 周治
	豊島区医師会 吉澤 明孝
	都立大塚病院副院長 大坪 豊
	池袋保健所長 寺西 新

(3) 緊急医療救護所・救援センター医療救護所の整備

① 緊急医療救護所

発災直後に殺到する負傷者対応の混乱を防ぎ、病院機能を確保する為に、医師会、薬剤師会、歯科医師会、看護師会、柔道整復師会等関係機関と連携し、区内の災害拠点病院、災害拠点連携病院、及び災害医療支援病院の門前または、近隣に緊急医療救護所を開設し、負傷者に対するトリアージと軽症者の応急処置等を行なう。

緊急医療救護所で必要となる医薬品、医療資器材は、緊急医療救護所開設予定地の近隣施設に備蓄している。また医薬品の入れ替え、管理については、豊島区薬剤師会へ委託している。

なお、緊急医療救護所は、発災直後に開設し、負傷者への対応が落ち着く時期（約3日間）を目途に撤収する。

② 救援センター医療救護所

救援センターの立ち上げと同時に、地域本部設置の区内救援センター12か所に開設し、主に軽症者の対応、慢性疾患患者への調剤、体調不良等の診察・相談を行なう。

救援センター医療救護所で使用する医薬品は、主に内服薬、慢性疾患患者用の医薬品を中心に、救援センター医療救護所開設予定地の近隣の薬局に備蓄しており、薬の入れ替え、管理について

は、豊島区薬剤師会へ委託している。また医療資器材については、救援センター医療救護所開設予定地に備蓄している。

(4) 医療救護活動従事者登録制度

発災時に緊急医療救護所及び救援センター医療救護所に自主参集し、迅速かつ適切な医療救護活動を実践するために、医療救護に関する特定の資格、一定の知識及び経験を有する者を医療救護活動等の応急対策に従事する者として事前に登録する。なお、登録を行なった者には、登録者証を交付する。

① 登録対象者

医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科医師、
歯科衛生士、薬剤師、柔道整復師、その他医療従事者

② 費用弁償

医療救護に係る災害時の医療救護活動に関する協定書または協定書・実施細目に基づく

③ 活動内容

緊急医療救護所の立ち上げ、トリアージ、傷病者への応急処置、バイタルチェック、災害拠点連携病院等への搬送、問診、指導・相談業務、記録作成等

(5) 災害医療にかかる訓練の実施

種 類 年 度		【緊急医療救護所 立ち上げ訓練】 ・テント設営、トリア ージ、負傷者の動線確 認、軽症者対応スペ ースの確認、通信訓練	【トリアージ 訓練】 ・講義、実技訓練	【災害医療図上 訓練】 ・講義、情報伝 達訓練	【医療救護所 立ち上げ訓練】 ・医薬品、医療 資器材等の確 認、展開等 (令和6年度～)
3	開催日	11月26日	新型コロナウイルス感染症の感染 拡大防止 のため実施なし		
	開催場所	都立大塚病院			
	参加人数(人)	68			
4	開催日	11月16日	9月17日	2月24日	
	開催場所	関野病院	都立大塚病院	池袋保健所	
	参加人数(人)	73	65	28(区職員のみ)	
5	開催日	10月14日	7月1日	2月3日	
	開催場所	としま昭和病院	都立大塚病院	豊島区医師会館	
	参加人数(人)	54	84	69	
6	開催日	雨天のため中止	8月24日	2月1日	1月26日
	開催場所	-	都立大塚病院	豊島区役所	池袋本町小学 校・中学校
	参加人数(人)	-	85	58	14
7 ※	開催日	11月29日	7月5日	2月7日	11月9日
	開催場所	高田第三公園	都立大塚病院	豊島区役所	高松小学校
	参加人数(人)	37	70	60	19

※その他にIP無線や安否確認システム等の通信訓練を実施。

※令和7年度はその他に医療対策本部訓練を実施。

[3] 災害時における在宅人工呼吸器使用者に対する支援事業

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者や医療的ケア児・者に対し、訪問看護ステーション又は地区担当保健師が災害時個別支援計画を作成し、家族・関係機関等が協力して災害への備え、災害時の対応や連絡方法の確認を行なえるよう支援している。

また令和3年度から、電力供給が停止した時に人工呼吸器の駆動を確保できるよう、難病患者以外も自家発電装置または蓄電池の購入費助成をしている（難病患者に対する自家発電装置又は蓄電池の購入費助成は東京都が実施）。

区分 年度	災害時個別支援計画 作成（件）	新規	継続	自家発電装置 等給付（件）
3	19	6	13	2
4	19	4	15	2
5	16	3	13	1
6	18	3	15	1
7	18	2	16	2

16. 感染症対策

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）に基づき行なっている。感染症の発生の予防及びまん延を防止し、区民の健康を守るために平常時から予防対策を推進し、感染症発生時には積極的疫学調査・健康診断・入院勧告など迅速かつ的確な対策を講じている。

[1] 感染症発生動向調査

感染症法第12条及び法第14条に基づき感染症の患者を診断した医師から届出を受けて、感染症の発生状況を把握し、その結果を区民や医療機関へ還元することで、感染症の拡大防止を図っている。

1類～4類感染症・5類感染症の一部（侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻疹）・新型インフルエンザ等感染症は医師が診断後直ちに、5類感染症の全数把握対象疾病（侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻疹を除く。）は診断後7日以内に全数最寄りの保健所へ届け出る。

5類感染症の定点把握対象疾病は指定届出機関（定点医療機関）での診断患者数を週単位もしくは月単位で報告することとなっている。令和7年4月7日から※急性呼吸器感染症（ARI）が感染症法上の5類感染症に位置付けられ、定点サーベイランスの対象となった。

□豊島区内定点医療機関

定点種別	急性呼吸器感染症 (週報)	小児科 (週報)	眼科 (週報)	性感染症 (月報)	基幹 (週・月報)
医療機関数	8	5	1	3	1

※急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection:ARI）とは、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称です。

□感染症届出受理疾患（内訳）

（単位：件）

類 型	疾 病	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
2 類	結核	62	56	80	76	85
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症（※1）	32,385	52,351	241		
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	4	12	8	10	16
	パラチフス	0	0	1	0	0
	コレラ	0	1	0	0	0
4 類	A型肝炎	0	1	1	0	1
	E型肝炎	2	3	3	5	6
	エムボックス（※2）	0	0	4	0	1
	デング熱	0	0	2	4	0
	レジオネラ症	4	0	3	4	3
5 類	アメーバ赤痢	1	0	3	2	0
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	1	0	0	1	2
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症（※3）	1	0	4	2	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	0	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	2	2	0	2	1
	ジアルジア症	0	0	1	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	1	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	2	1	2	3
	梅毒	206	295	374	353	306
	百日咳（※4）	0	0	0	5	79
	急性脳炎	0	0	0	1	0
	麻しん	0	0	0	1	1
	水痘（入院例に限る）	0	2	0	0	0

（※1）令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症へ類型変更。

令和4年9月26日より、届け出対象が（65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、妊婦）に限定化され、令和5年5月8日より5類感染症へ類型変更された。

（※2）令和5年5月26日より病名が「サル痘」から「エムボックス」へ変更された。

（※3）令和5年5月26日より病名が「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」から「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症」へ変更された。

（※4）平成30年1月1日より定点把握から全数把握に変更された。

□ 5 類感染症（定点把握・週報）

（単位：件）

疾 病	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
R S ウイルス感染症	401	208	127	252	174
咽頭結膜熱	35	29	193	83	43
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	11	24	207	446	385
感染性胃腸炎	498	565	620	1,069	1,184
水痘	6	8	8	86	127
手足口病	43	142	77	1,029	37
伝染性紅斑	0	2	2	184	21
突発性発しん	22	20	10	38	31
ヘルパンギーナ	53	166	140	177	170
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	1	0	4	5	4
不明発しん症（都単独）	0	0	1	2	1
M C L S（川崎病）（都単独）	4	1	3	5	4
インフルエンザ（鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症を除く）	2	565	3,212	2,075	4,545
新型コロナウイルス感染症（※）			3,309	1,775	766
流行性角結膜炎	27	32	55	92	68
マイコプラズマ肺炎	0	0	1	88	13
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	0	6	5	2	0
感染性胃腸炎（ロタウイルス）	1	1	0	14	4

（※）令和5年5月8日より新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ類型変更された。

□ 5 類感染症（基幹・性感染症定点把握・月報）

（単位：件）

疾 病	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
性器クラミジア感染症	200	169	177	123	99
性器ヘルペスウイルス感染症	71	76	45	38	25
尖圭コンジローマ	32	34	39	13	18
淋菌感染症	141	147	84	43	25
トリコモナス症（都単独）	7	8	14	8	8
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	18	23	14	13	7
薬剤耐性緑膿菌感染症（※）	0	1	0	0	1

（※）「薬剤耐性緑膿菌感染症」は令和8年4月6日より「多剤耐性緑膿菌感染症」へ名称変更し、全数把握疾患となった。

[2] 積極的疫学調査

感染症発生届や社会福祉施設等からの報告を受理し、積極的疫学調査を行なって感染拡大防止のため必要な保健指導・接触者の健康診断を実施している。

□ 積極的疫学調査実施件数

(単位：件)

類 型	疾 病 名	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
2 類	結核	92	87	136	137	129
3 類	細菌性赤痢	0	0	2	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	10	15	13	9	14
	パラチフス	0	0	1	0	0
	コレラ	0	1	0	0	0
4 類	E型肝炎	3	6	3	4	5
	A型肝炎	0	1	1	0	1
	デング熱	0	0	2	3	0
	レジオネラ症	7	1	3	2	1
	エムボックス(※2)	0	3	4	0	3
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症(※1)	28,403	9,423	281		
5 類	アメーバ赤痢	1	0	1	0	0
	ウイルス性肝炎	1	0	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症(※3)	1	0	4	0	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	0	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	3	2	0	0	0
	ジアルジア症	0	0	1	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	1	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	3	1	2	2
	梅毒	206	296	373	353	306
	風しん	0	0	0	1	0
	麻しん（疑い例含む）	1	0	4	9	39
	RSウイルス	0	0	3	2	2
	インフルエンザ	0	0	216	45	262
	咽頭結膜熱	0	0	2	0	0
	感染性胃腸炎	0	0	13	12	12
	水痘	0	2	2	0	0
	手足口病	0	0	7	51	0
	ヘルパンギーナ	0	0	3	1	1
その他 (福祉施設・集団例等)	疥癬（角化型含む）	0	0	1	0	0
	アタマジラミ	0	0	1	0	3
	結膜炎	0	0	1	1	0
	感冒症状	0	0	5	0	0
	溶連菌	0	0	1	1	0
	ヒトメタニューモ	0	0	3	1	0
	急性肝炎疑似症	0	1	0	0	0
総 数		28,730	9,841	1,090	634	781

- (※1) 令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症へ類型変更。令和5年5月8日より5類感染症へ類型変更。
 (※2) 令和5年5月26日より病名が「サル痘」から「エムポックス」へ変更された。
 (※3) 令和5年5月26日より病名が「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」から「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症」へ変更された。

[3] 感染症健康診断・講習会

(1) 患者本人・家族・接触者等（結核を除く）の健康診断

積極的疫学調査の結果、健康診断が必要な接触者及び治療終了後の患者本人を対象に病原体を保有していないことの確認検査を実施している。

□患者本人・接触者等の検査

(単位：件)

年度 \ 区分		検査数	陽性数	陰性数
3		19	1	18
4		30	1	29
5		56	1	55
6		19	3	16
7		49	7	42
	腸管出血性大腸菌感染症	45	7	38
	ライム病	1	0	1
	レジオネラ症	3	0	3

(2) 社会福祉施設・医療機関・学校等職員対象感染症予防講習会 感染症拡大防止のため、講習会を実施している。

□実施回数

年 度		実施回数（回）	参加人数（人）
3		1	105
4		3	146
5		4	93
6		6	137
7		10	278
	PPE着脱訓練・N95マスクフィットテスト（※）	3	42
	感染症動向と対策（介護事業者）	1	126
	感染症予防対策（保育所等職員）	1	42
	感染症の基礎知識（区民一般）	3	38
	感染症トピックス（学校保健）	2	30

（※）新型インフルエンザ等初動対応訓練分（再掲）

[4] 結核対策

豊島区は結核り患率が高く、また、都市型結核の特徴がみられる。結核の早期発見・再発防止・まん延防止のため、登録患者の服薬支援・医療費公費負担・接触者の健康診断等を行なっている。また、結核予防週間（9月24日から9月30日）には、正しい知識の普及に努めている。

(1) 結核患者の概要（潜在性結核除く）

区分 年	全結核り患率	全結核有病率	平均入院日数 (日)	平均有病日数 (日)	年末・ 病状不明率(%)
3	12.4 (9.2)	9.7 (6.2)	49 (62)	195 (273)	5.2 (18.2)
4	13.9 (8.2)	7.9 (5.4)	46 (64)	273 (265)	13.0 (19.1)
5	13.1 (8.1)	8.2 (5.5)	75 (63)	207 (273)	11.8 (15.4)
6	12.3 (8.1)	10.0 (5.4)	59 (62)	190 (272)	10.4 (14.6)
7	16.4	10.9	—	—	8.3

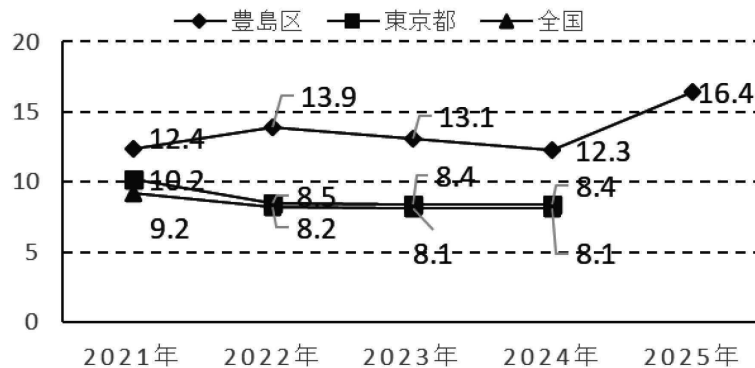
(注1) 下段（ ）内は結核の統計による全国値。令和7年は速報値のため、全国値および平均日数は未掲載。

(注2) り患率：一年間に発病した患者数を人口10万対率で表したものの。

(注3) 有病率：ある時点において、ある人口集団中にいるその病気をもっている人の割合。通常人口10万対率で表す。

(注4) 病状不明率 = 年末現在活動性不明数 / 年末現在登録者数 × 100

全結核り患率の年次推移



(2) 新登録患者の概要

①新登録患者の属性（潜在性結核除く）

各年1～12月

区分 年	新登録 患者数	65歳以上		生活保護受給中		外国人	
		人数 (人)	65歳以上／ 新登録 (%)	人数 (人)	生保人数／ 新登録 (%)	人数 (人)	外国人／ 新登録 (%)
3	37	18	48.6 (68.9)	6	16.2	12	32.4
4	42	19	45.2 (70.2)	4	9.5	14	33.3
5	40	12	30.0 (66.8)	2	5.0	20	50.0
6	38	13	34.2 (64.4)	3	7.9	14	36.8
7	51	18	35.3 (—)	4	7.8	26	51.0

(注) 65歳以上（ ）内は結核の統計による全国値のため、令和7年は未確定。

②新登録患者の活動性分類

各年1～12月 (単位：人)

年齢階級 分類(年)			総数	0～4	5～9	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～
3			57(20)	0	0	0	0	13	3	2	11	4	24
4			58(16)	1	0	0	0	7	9	5	9	6	21
5			67(27)	6	2	0	2	12	12	4	5	5	19
6			63(25)	0	0	0	3	19	4	6	7	4	20
7			76(25)	1	0	0	5	15	15	2	4	8	26
肺結核活動性	総 数		37	0	0	0	2	8	8	1	1	6	11
	再 掲	喀痰塗抹陽性	19	0	0	0	1	1	5	0	1	4	7
		初回治療	17	0	0	0	1	1	5	0	0	4	6
		再 治 療	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	その他結核菌陽性		15	0	0	0	1	5	3	1	0	2	3
	菌陰性・不明		3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
	肺外結核活動性		14	0	0	0	1	4	2	1	1	0	5
	潜在性結核		25	1	0	0	2	3	5	0	2	2	10

(注) 総数の()内は潜在性結核の内数。潜在性結核とは、結核患者との接触があり、IGRA検査・ツベルクリン反応検査等により感染が認められ、発病予防の治療が必要と認められた者をいう。

③新規登録患者の薬剤感受性

薬剤感受性検査により抗結核薬INH・RFPに耐性あり（多剤耐性結核）と判明した場合、治療が困難となるため、感受性結果の把握に努めている。

□薬剤感受性内訳

各年1～12月 (単位：人)

年 \ 区分		新登録 患者中 菌陽性	再 掲					薬剤耐性 なし	感受性 不明 (※)
			薬剤 耐性	再 掲					
				INH・RFP 耐性	INH耐性 あり	RFP耐性 あり	その他 耐性あり		
3		22	3	1	0	1	1	19	0
4		20	2	1	1	0	0	18	0
5		25	2	1	0	0	1	23	0
6		24	3	1	1	0	1	20	1
7		30	4	0	2	0	2	26	0

(※) 感受性不明：登録後まもなく死亡、もしくは検体不良のため培養検査施行できなかった者等。

(3) 結核患者の管理

医師からの結核発生届を受け結核登録票を作成し、患者及び家族の健康状態などを記録して適正な治療を受けるよう指導している。（感染症法第12条、第53条の12）

□年末結核登録者活動性分類

各年12月31日現在(単位:人)

年 \ 年齢階級		総数	年齢階級										
			0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
3	総 数	131	0	0	1	0	31	17	18	13	12	39	
	(再掲) 活動性	41	0	0	0	0	9	3	0	7	5	17	
4	総 数	127	1	0	1	0	24	22	11	21	14	33	
	(再掲) 活動性	34	1	0	0	0	5	3	4	7	4	10	
5	総 数	133	1	2	0	2	32	25	9	18	12	32	
	(再掲) 活動性	34	1	1	0	2	5	10	1	4	0	10	
6	総 数	144	0	0	1	3	45	22	9	18	12	34	
	(再掲) 活動性	43	0	0	0	0	12	4	2	7	4	14	
7	総 数	129	0	0	0	3	43	28	5	8	15	27	
内 訳	1. 活 動 性	43	0	0	0	0	12	10	2	2	6	11	
	肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・	初回治療	10	0	0	0	0	1	4	0	0	2	3
		再治療	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		肺結核活動性・その他結核菌陽性	13	0	0	0	0	6	3	1	0	1	2
		肺結核活動性・菌陰性・不明	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
		肺外結核活動性	7	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1
		潜在性結核（治療中）	9	0	0	0	0	1	2	0	1	1	4
	2. 不 活 動 性	77	0	0	0	3	25	15	3	6	9	16	
	内 訳	肺結核・肺外結核	65	0	0	0	2	20	13	3	5	8	14
		潜在性結核	12	0	0	0	1	5	2	0	1	1	2
	3. 活 動 性 不 明	9	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	

(4) 結核定期健康診断

感染症法第53条の2に規定されている定期健康診断の結果を把握している。また、健診機会が少なく結核り患率の高い対象者として、生活保護被保護者及び日本語学校生の健康診断を行なっている。

実施義務者	受診者	定期
事業者・ 学校長・ 施設の長	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者	毎年度
学校長	大学、高校等（修業年限が1年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度
施設の長	社会福祉施設（※）に収容されている者	65歳以降毎年度
区市町村長	上記以外の者（定期健康診断の必要がないと認める者は除く）	65歳以降毎年度
	管轄区域内の結核の発生状況、定期健康診断による発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者（表②～③に掲載している対象者）	区市町村が定める定期

（※）上表中の社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

①結核定期健康診断の報告状況（感染症法第53条の7）

区 分 年 度		対象施設数 (A)	対象者(人) (B)	報告書の提出		受診者数(人) (D)	受診率(%) (D)/(B)	エックス線検査(人)	検査結果		発病のおそれがあると診断された者の数(人)(※)
				提出施設数 (C)	提出率(%) (C)/(A)				発見患者数(人) (E)	患者発見率(%) (E)/(D)	
3		1,037	75,783	658	63.45	50,233	66.29	50,233	1	0.00	0
4		1,068	78,347	860	80.52	52,253	66.69	52,253	4	0.01	0
5		1,068	74,232	701	65.64	48,191	64.92	48,191	1	0.00	0
6		1,075	73,737	682	63.4	47,792	64.8	47,792	3	0.01	0
7		1,075	77,683	683	63.5	50,260	64.7	50,260	4	0.01	0
学校長内訳	事業者	993	12,349	612	61.6	10,957	88.7	10,957	0	0.00	0
	学校長	67	20,897	58	86.6	19,937	95.4	19,937	1	0.01	0
	高等学校	17	4,166	17	100.0	4,019	96.5	4,019	0	0.00	0
	大学(短大)	11	9,034	8	72.7	8,365	92.6	8,365	0	0.00	0
	その他	39	7,697	33	84.6	7,553	98.1	7,553	1	0.01	0
	施設の長	14	616	12	85.7	579	94.0	579	0	0.00	0
区市町村長 (65歳以上)		1	43,821	1	100.0	18,787	42.9	18,787	3	0.02	0

（※）発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

（注）その他のX線検査として、人事課から依頼を受けて、会計年度任用職員等検査を137件実施した。

②生活保護被保護者宿泊所等入所前健康診断

区分 年度	受診者数 (人) (A)	精密検査紹介者数 (人)	精密検査結果		
			結核患者発見数(人) (B)	結核患者発見率(%) (B) / (A)	その他(人)
3	47	1	0	0.00	0
4	36	0	0	0.00	0
5	8	1	0	0.00	1
6	7	0	0	0.00	0
7	4	0	0	0.00	0

③日本語学校生の健康診断

区分 年度	健診対象		健診結果				精密検査結果		
	対象校数 (A)	対象者数 (人) (B)	実施校数 (C)	受診者数 (人) (D)	受診率 (%) (D) / (B)	精密検査紹介者数 (人)	発見患者数 (人) (E)	患者発見率 (%) (E) / (D)	発病のおそれがあると診断された者の数 (※)
3	16	514	8	484	94.16	4	0	0.00	1
4	15	1,704	10	1,601	93.96	32	3	0.19	1
5	16	2,118	11	1,959	92.49	20	1	0.05	5
6	17	2,274	11	2,113	92.92	35	2	0.09	3
7	18	2,708	13	2,592	95.72	32	4	0.15	4

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(5) 結核接触者健康診断

感染が疑われる者に対して重点的に実施することにより、結核を早期に発見し、結核のまん延防止を図ることを目的としている。（感染症法第17条）

□接触者健康診断実施状況

(単位：人)

区 分 年 度		実施者数			実施検査						検査結果				他自治体からの依頼件数(件)
		保 健 所	委 託 医 療 機 関	計 (A)	ツベル クリン 反応 検査		IGRA 検査			エ ッ ク ス 線 検 査	発 見 患 者 数 (B)	患 者 発 見 率 (%) (B) / (A)	発 病 の お そ れ が あ る と 診 断 さ れ た 者	潜 在 性 結 核 感 染 症	
					判 定 数	陰 性 数	検 査 数	陽 性 数	判 定 保 留 数						
3	患者家族	23	0	23	0	0	14	4	0	17	1	4.35	0	3	35
	接触者	184	14	198	0	0	118	13	0	158	0	0.00	0	3	
4	患者家族	29	2	31	0	0	20	2	0	24	1	3.23	0	1	31
	接触者	122	19	141	0	0	111	7	0	85	1	0.71	0	5	
5	患者家族	47	18	65	3	1	45	7	0	47	0	0.00	1	9	56
	接触者	237	45	282	2	0	254	28	0	190	0	0.00	1	15	
6	患者家族	37	10	47	1	1	41	1	0	39	0	0.00	0	1	61
	接触者	256	27	283	0	0	259	14	1	189	2	0.71	0	12	
7	患者家族	50	7	57	0	0	37	6	1	47	0	0.00	0	6	44
	接触者	225	9	234	0	0	207	25	0	136	0	0.00	0	17	

(注1) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(注2) IGRA検査：インターフェロンγ遊離試験、結核感染の有無を調べる血液検査。

(6) 結核医療費の公費負担

① 感染症の診査に関する協議会（結核）

結核患者に対する就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担等について感染症の診査に関する協議会に諮問している。（感染症法第24条）

□感染症の診査に関する協議会（結核）開催状況 (単位：回)

区分 年度	定例診査協議会	緊急診査協議会
3	23	15
4	24	10
5	24	13
6	24	13
7	24	16

② 結核入院患者の医療

結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、感染症の診査に関する協議会での診査の結果、結核指定医療機関への入院を勧告する。費用については、その負担能力に応じて一部又は全部を公費で負担する。（感染症法第37条、第42条）

□結核入院患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健 康 保 険		国 民 健康保険	生 活 保護法	自 費 その他	後 期 高齢者
			本 人	家 族				
3	申 請	39	2	0	19	9	2	7
	承 認	38	2	0	19	8	2	7
4	申 請	47	3	0	22	0	0	22
	承 認	47	3	0	22	0	0	22
5	申 請	50	15	4	15	5	0	11
	承 認	50	15	4	15	5	0	11
6	申 請	51	7	0	17	12	3	12
	承 認	51	7	0	17	12	3	12
7	申 請	57	15	0	14	4	0	24
	承 認	57	15	0	14	4	0	24

□結核患者医療費・療養費公費負担状況

区分 年度	計			一般患者医療費			就業制限・入院勧告患者					
							医 療 費			療 養 費		
	支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)	支 払 い 延 件 数 (件)	支 払 金 額 (円)	1 件 当 り 平 均 金 額 (円)
3	619	18,023,205	29,117	566	2,766,025 (15,935,552)	4,887 (28,155)	53	15,257,180 (35,247,384)	287,871 (665,045)	0	0	0
4	606	7,245,612	11,956	546	2,433,459 (42,434,555)	4,457 (77,719)	60	4,812,153 (31,499,308)	80,202 (524,988)	0	0	0
5	609	9,332,184	15,324	544	1,583,037 (25,063,124)	2,910 (46,072)	65	7,749,147 (36,549,351)	119,218 (562,297)	0	0	0
6	526	17,577,115	33,416	460	1,553,644 (16,612,078)	3,377 (36,113)	66	16,023,471 (33,788,340)	242,779 (511,944)	0	0	0
7	691	11,378,255	16,466	621	2,018,562 (21,592,804)	3,250 (34,771)	70	9,359,693 (46,875,135)	133,709 (669,644)	0	0	0

(注) 下段 () の数値は総医療費とその平均金額。

③ 結核患者の医療

結核の適正な医療を普及するため、結核患者又は保護者からの申請により、感染症の診査に関する協議会の意見を聴取し、医療給付を行なっている。（感染症法第37条の2、第42条）

□結核外来患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健 康 保 険		国 民 健康保険	生 活 保護法	自 費 その他	後 期 高齢者
			本 人	家 族				
3	申 請	97	17	4	31	12	3	30
	承 認	96	17	4	30	12	3	30
4	申 請	89	10	4	42	12	1	20
	承 認	87	10	4	42	11	0	20
5	申 請	107	35	9	38	2	2	21
	承 認	100	33	9	35	2	2	19
6	申 請	96	19	6	39	5	1	26
	承 認	92	18	6	38	5	1	24
7	申 請	111	23	5	50	8	1	24
	承 認	110	23	5	50	8	1	23

(7) 結核患者の療養支援

① DOTS (Directly Observed Treatment Short-course：直接服薬確認療法)

結核患者の服薬を確認することにより、患者の治療の成功と結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性結核の発生を予防することを目的としている。（感染症法第53条の14）

また、結核医療機関（結核予防会複十字病院、総合健診推進センター、国立国際医療研究センター病院、東京病院）が開催するDOTS会議等をおして連携しながら保健師等が服薬支援を実施している。

□DOTS実績

(単位：回)

年 度	区 分	実施 実人数	支援回数 (延数)	内 訳		
				訪問	面接	電話
3		102	529	45	216	268
4		110	856	26	340	490
5		91	657	65	219	373
6		104	480	35	218	227
7		112	469	26	298	145

② 結核登録者の精密検査（管理検診）

結核登録者を対象に、治療終了後の再発早期発見や治療中断者の病状悪化の早期発見のため、胸部エックス線検査等を行なっている。（感染症法第53条の13）

□管理検診実績

（単位：人）

区分 年度	実施者数			検査結果			
	保健所	医療機関 実施分	計 (A)	結核患者 発見数 (B)	結核患者 発見率 (%) (B) / (A)	発病のおそれ があると診断 された者	治癒及び 異常なし
3	76	74	150	0	0.00	46	104
4	58	79	137	0	0.00	46	91
5	62	92	154	0	0.00	47	107
6	86	86	172	0	0.00	80	92
7	75	90	165	1	0.61	63	101

（注）発病のおそれがあると診断された者：胸部X線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(8) 新登録肺結核患者治療成績

結核患者治療中及び終了後に、菌検査の把握や服薬及び治療状況等について分析し、評価を行なっている。肺結核患者の治療失敗・脱落率が5%以下を目標としている。

□肺結核新登録患者治療成績

（単位：人）

年	区分	治癒	治療 完了	死亡	治療 失敗	脱落 中断	転出	治療 継続	評価 不可	計
3		6	20	8	0	0	0	3	0	37
4		8	24	7	0	1	0	2	0	42
5		9	24	3	0	0	2	2	0	40
6		6	24	6	0	0	1	1	0	38
	(%)	(15.8)	(63.2)	(15.8)	(0.0)	(0.0)	(2.6)	(2.6)	(0.0)	
肺 結 核 活 動 性	喀痰塗抹 陽性（初回）	2	5	6	0	0	1	0	0	14
	喀痰塗抹陽性 （再治療）	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	その他の 結核菌陽性	2	8	0	0	0	0	0	0	10
	菌陰性・ その他	1	5	0	0	0	0	0	0	6
	肺外結核	1	5	0	0	0	0	1	0	7
（別掲）潜在性結核		—	24	0	0	0	1	0	0	25

（注）治療終了1年後に評価しているため、前年分となる。

治 癒	治療が最後まで終了し、治療最終月およびそれ以前に少なくとも1回の培養陰性が確認された場合。
治療完了	治療が最後まで終了したが、培養検査未実施または培養検査結果未把握。
死 亡	治療期間中に死亡した場合。結核死だけでなく、全ての死亡が含まれる。
治療失敗	治療開始から5ヶ月目以降に採取された検体で培養陽性が確認され、その後治療を中止している場合。
脱落中断	治療を開始しなかった場合、または治療が連続で2ヶ月以上中断し、その後治療に復帰しなかった場合。
転 出	患者が国内他保健所または国外へ紹介のうえ転出した後、治療結果を把握できない場合。
治療継続	治療成績判定時期において、結核治療を継続している場合。
評価不可	保健所において治療成績を判定できないもの。

[5] 新型コロナウイルス感染症

(1) 新型コロナウイルス感染症

① 新型コロナウイルス感染症と法の動き

令和元年12月に中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月30日にWHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と発表され、同2月1日我が国において感染症法上の指定感染症に、検疫法上では検疫感染症に指定された。令和3年2月13日以降は、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に分類されている。同4月1日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行された。同法に基づき、東京都に対し、国による4度の緊急事態宣言と、3度のまん延防止など重点措置が発出された。令和5年5月8日以降、感染症法上の5類感染症に分類されている。

豊島区は令和2年3月26日「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、令和2年度31回、令和3年度21回、令和4年度6回、令和5年度1回の本部会議を開催した。

② 帰国者接触者相談センター池袋保健所コロナ対策室の設置

池袋保健所では、令和2年1月より帰国者接触者相談センターとして、区民の受診相談、療養相談を実施、4月7日には所内に池袋保健所コロナ対策室を設置した。陽性者数の増加の波に合わせて、保健所の人員体制も拡充を行い、最大時には100名を超える体制で、陽性者対応、濃厚接触者対応、区民相談、検査調整などを行なった。

令和3年度に帰国者接触者相談センターの名称を、豊島区新型コロナ電話相談センターに変更し、令和6年3月31日に終了した。

③ PCR 検査体制

豊島区では、令和2年5月より豊島区PCRセンターを設置した。また、複数の病院で、帰国者・接触者外来および発熱外来を開設した。令和2年度の検査実績は、計14,014件である。なお、令和2年9月以降は、上記以外の区内医療機関でも検査体制が整い、検査が実施されている。それにより、豊島区PCRセンターは終了した。

④ 感染症の診査に関する協議会

新型コロナウイルス感染症患者に対する就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長並びに医療費公費負担等について感染症の診査に関する協議会に諮問している。（感染症法第24条）

□感染症の診査に関する協議会（新型コロナウイルス感染症）開催状況（単位：回）

年度 \ 区分	定例診査協議会	緊急診査協議会
2	23	80
3	23	79
4	24	98
5	2（※）	6

（※）新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より5類感染症へ類型変更され、以後開催なし。

⑤ 情報発信

新型コロナウイルス感染症の関連情報や相談窓口、発熱等症状のある時の受診方法等について、広報としまやホームページ等で周知を行なった。なお、ホームページでは、優しい日本語での案内も行なった。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種

① 概要

(ア)実施期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで（特例臨時接種）

※第1期追加接種（3回目接種）は令和3年12月1日から開始

※第2期追加接種（4回目接種）は令和4年5月25日から開始

※オミクロン株対応2価ワクチン追加接種は令和4年9月20日から開始

※令和5年春開始接種（3～6回目接種）は令和5年5月8日から開始

※令和5年秋開始接種（3～7回目接種）は令和5年9月20日から開始

(イ)対象者

- ・初回接種（1、2回目接種）

以下の年齢区分で使用するワクチンが異なる。

I 12歳以上

II 小児（5歳～11歳）

III 乳幼児（6か月～4歳）

※乳幼児の初回接種は3回の接種で1セット

- ・第1期追加接種（3回目接種）

初回接種（1、2回目接種）から一定期間を経過した12歳以上の者

- ・第2期追加接種（4回目接種）

第1期追加接種（3回目接種）から一定期間を経過した以下の者

I 60歳以上の者

II 18歳以上60歳未満の者であって基礎疾患を有する者・その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

III 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者など

- ・オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種（3～5回目接種）

初回接種を終了した、前回接種から5カ月以上（10月21日から3カ月以上）経過した12歳以上の者

- ・小児（5歳～11歳）の追加接種は、令和4年9月6日から開始

- ・令和5年春開始接種は、高齢者（65歳以上）及び基礎疾患保有者

- ・令和5年秋開始接種は、初回接種を終了した生後6カ月以上の者

(ウ)接種費用

接種費用は全額公費で賄われるため、接種を受ける費用は無料である。

(エ)接種義務（予防接種法）

接種を受けることは強制ではなく「努力義務」とされ、接種を受ける方の同意のうえで接種を行なうものである。なお、一部の接種対象者については「努力義務」の適用はない。

② 接種体制

(ア)「豊島方式」による接種体制

- ・初回接種（1、2回目接種）

診療所・クリニック等の医療機関における「個別接種」を基本としつつ、区内施設を活用した接種（以下「集団接種」という）と区民ひろば19施設を巡回する接種（以下「巡回接種」という）を併用する3層構造による接種体制を確保する。

- ・追加接種

初回接種から接種体制を再編。「個別接種」「集団接種」を軸に、「夜間接種」「予約なし接種」など多様な区民ニーズに応じた接種体制を拡充する。

(イ) 各接種体制について

I. 個別接種（基本となる接種方式）

豊島区医師会をはじめとする各種医療関係団体及び区内約200か所の医療機関等と連携し、かかりつけ医などの身近な病院・診療所・クリニック等で接種を受けられる体制を構築する。

II. 集団接種

比較的広いイベントスペース等を有する区内施設を確保し、同時に多くの区民に対して接種できる体制を構築する。また、「夜間接種」「予約なし接種」など多様な区民ニーズに応じ、柔軟な受付体制を確立する。

※「夜間接種」について

学校や仕事等、昼間の接種が困難な方が接種できるよう接種会場を夜間まで開設する。

※「予約なし接種」について

学業・仕事・子育て等により、事前に接種の予定が立ちづらい方が接種を受けやすいよう事前予約不要で接種を受付する。

III. 巡回接種（令和3年度の実施）

優先接種対象となる高齢者の初回接種を中心に、日常より地域のコミュニティ拠点として区民に親しまれている区民ひろばを5つの接種チームが巡回し、普段から施設利用の多い高齢者等が接種できる体制を構築する。

※接種実施区民ひろば（区内26施設のうち19施設に開設）

仰高、駒込、南大塚、清和第一、西巣鴨第一、豊成、上池袋、池袋本町、朋有、南池袋、高南第一、目白、高松、千早、さくら第一、さくら第二、長崎、富士見台、西池袋

IV. 高齢者施設等における接種（区内約40施設）

施設入所者及び施設従事者への接種を実施する。

③ 各団体との協定・連携等（「オールとしま」による接種の実施）

(ア) 急病人発生時における後方支援協定

豊島区内の接種会場や接種医療機関において、アナフィラキシー等の急を要する重篤な副反応が発生する状況に備え、東京都立大塚病院から後方支援をいただく旨の協定を、豊島区医師会・東京都立大塚病院・豊島区の三者において締結した。

(イ) 豊島区薬剤師会によるワクチン小分け・配送作業（拠点薬局の設置）

豊島区薬剤師会と連携し、ワクチン・医薬品等の小分け作業と併せ、区内約40か所の拠点薬局を中心とした接種医療機関への円滑なワクチン配送体制を確保する。

(ウ) 歯科医師接種に係る相互連携協定

歯科医師によるワクチン接種が認められたことを受け、豊島区歯科医師会館において歯科医師を中心とする接種を実施するにあたり、豊島区歯科医師会・豊島区医師会・豊島区の三者において連携する協定を締結した。（歯科医師接種は、令和4年度まで）

(エ) コミュニティソーシャルワーカーの予約等の支援

豊島区民社会福祉協議会の協力のもと、コミュニティソーシャルワーカーが電話相談や自宅訪問などにより、ひとり暮らしや外出が難しい高齢者などのワクチン接種予約等の支援（予約方法の説明や代理での予約、予診票の記入サポートなど）を行う。

④ 事業沿革（令和5年度）

- 令和5年5月8日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類に移行
令和5年春開始接種開始（65歳以上及び5～64歳基礎疾患保有）
- 令和5年5月12～28日 集団接種会場開設（としまセンタースクエア）

5月 は第1・第4土日に、池袋保健所でも集団接種を実施

6～7月 は、第1・第4日曜に、池袋保健所で集団接種を実施

- ・令和5年9月20日 令和5年秋開始接種開始（初回接種を終了した生後6カ月以上の者）
- ・令和5年10月以降 集団接種会場開設（池袋保健所） 土日の開催（12月17日まで実施）
- ・令和6年3月31日 新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種終了
- ・令和6年度は、高齢者（65歳以上）及び60～64歳の対象者（※）に、秋冬に定期接種として実施された。

※60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

[6] エイズ・性感染症対策

エイズ（AIDS:acquired immunodeficiency syndrome、後天性免疫不全症候群）は、HIV(Human Immunodeficiency Virus ヒト免疫不全ウイルス)が感染して、人の免疫機能の中心的な役割を担っているCD4リンパ球(白血球の一種)が次々に破壊される病気である。

AIDS知ろう館を拠点とした感染予防、偏見・差別の解消のための普及・啓発活動やHIVおよび性感染症の検査・相談等を行なっている。

(1) AIDS知ろう館（豊島区池袋保健所AIDS知ろう館の団体利用に関する要綱）

エイズに関する図書、資料等を閲覧、国内外の行政機関や教育機関、学生等の視察・研修を受け入れている。尚、令和8年5月の保健所移転に伴い、令和8年3月31日をもって閉館した。移転後は新たな形で感染予防、普及啓発活動を行い、HIVおよび性感染症の検査・相談は継続していく。

□経緯

時 期	内 容
平成 6年10月 3日	池袋保健所(東池袋1-39-2)1階 (84.00㎡) に開設
平成10年12月28日	池袋保健所(東池袋1-20-9)1階 (88.39㎡) に移転
平成18年11月 1日	建物面積を56.57㎡に縮小
平成27年 5月 7日	鬼子母神plusを併設
令和元年10月15日	池袋保健所仮庁舎へ (73.5㎡)
令和 8年 3月31日	保健所移転に伴い閉館

(2) 東京都エイズ啓発拠点事業「ふぉー・てぃー」

東京都の平成18年度エイズ啓発拠点事業の実施に伴い、平成19年から「AIDS知ろう館」に東京都エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」を開設。尚、令和8年5月の保健所移転に伴う「AIDS知ろう館」の閉館により、「ふぉー・てぃー」の拠点が保健所内からweb上に移設されました。「出張ふぉー・てぃー」「オンラインふぉー・てぃー」「エイズフェス」等、活動しています。

□「ふぉー・てぃー」事業実績

区分 年度	来館者数 (人)	見学		電話件数 (件)	相談件数 (件)	出張 ふぉー・てぃー	
		件数 (件)	人数 (人)			実施回数 (回)	人数 (人)
3	423	6	54	18	3,986	34	183
4	117	7	51	11	388	36	483
5	208	7	143	3	644	41	945
6	455	5	101	2	1,349	43	800
7	117	4	49	0 (※)	351	39	691

(※) 電話件数は0件も、ZOOMによるオンライン対応が5件あり

(3) 健康教育

HIV感染者・エイズ患者が増加する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっている。平成12年度から学校保健と連携しながらエイズや性感染症に関する健康教育を実施している。

区分 年度	参加人数 (人)	対 象 校			
		小学校	中学校	高等学校	大学
3	185		2		
4	468		5		
5	210		2		
6	376		3		
7	231		2		

(4) その他の啓発活動

- ・ 広報としま特集号 (HIV検査普及週間、エイズ予防月間)
- ・ エイズ予防月間に中央図書館内で世界エイズデーポスターなど展示

区分 年度	AIDS知ろう館 通信配布(※2) (冊)	エイズフェス イベントでの メッセージ カード配布 (人)	区立小中学校 養護教諭との 情報交換会 (年2回開催) (人)	梅毒 普及啓発 チラシ配布(※1) (部)
3	13			16,993
4	0		30	17,882
5	52	392	30	17,935
6	32	271	32	18,163
7		570	30	14,074

(※1) 生活習慣病予防健診、女性の骨太健診の通知に同封等

(※2) 紙媒体での普及啓発を見直しのため、AIDS知ろう館通信は令和6年度で廃刊。令和7年度からはホームページ、SNS等で普及啓発をしている。

(5) HIV（エイズ）および性感染症検査・相談

エイズ・性感染症に関する電話相談・来所相談は随時実施している。

また、月に1回、匿名・無料・予約制でHIV検査・相談を実施している。通常検査時には、希望者に対する性感染症検査として、クラミジア検査、梅毒検査、淋病検査を実施している。

□エイズ相談件数

(単位：人)

区分 年度	電話相談			来所相談				相談 合計
	男	女	計	男	女	性別不明	計	
3	2	2	4	231	110	－	341	345
4	6	3	9	526	250	4	780	789
5	17	11	28	720	354	6	1,080	1,108
6	7	1	8	763	330	6	1,099	1,107
7	29	14	43	919	321	6	1,246	1,289

□HIV通常検査

区分 年度	回数 (回)	受診者（人）				陽性者（人）				陽性者率（％）			
		男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計
3	6	131	62	－	193	1	0	－	1	0.8	0.0	－	0.5
4	11	267	127	2	396	1	0	0	1	0.4	0.0	0.0	0.3
5	12	371	176	3	550	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	12	389	171	3	563	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	12	467	165	4	636	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0

□HIV即日検査

区分 年度	回数 (回)	受診者（人）			陽性者（人）			陽性者率（％）		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
3	2	28	15	43	0	0	0	0.0	0.0	0.0

(注) 令和3年度で即日検査終了。

□クラミジア検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)				陽性者 (人)				陽性者率 (%)			
		男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計
3	6	127	61	－	188	2	4	－	6	1.6	6.6	－	3.2
4	11	257	125	2	384	11	11	0	22	4.3	8.8	0.0	5.7
5	12	362	163	2	527	13	11	0	24	3.6	6.7	0.0	4.6
6	12	374	160	3	537	6	6	1	13	1.6	3.8	33.3	2.4
7	12	448	151	4	603	19	17	0	36	4.2	11.3	0.0	6.0

□梅毒検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)				陽性者 (人)				陽性者率 (%)			
		男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計
3	8	156	76	－	232	3	0	－	3	1.9	0.0	－	1.3
4	11	266	126	2	394	7	1	0	8	2.6	0.8	0.0	2.0
5	12	369	174	3	546	4	0	0	4	1.1	0.0	0.0	0.7
6	12	388	170	3	561	2	0	0	2	0.5	0.0	0.0	0.4
7	12	465	163	4	632	6	1	0	7	1.3	0.6	0.0	1.1

□淋病検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)				陽性者 (人)				陽性者率 (%)			
		男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計	男	女	性別 不明	計
3	6	127	61	－	188	1	0	－	1	0.8	0.0	－	0.5
4	11	260	123	2	385	1	2	0	3	0.4	1.6	0.0	0.8
5	12	362	163	2	527	0	2	0	2	0.0	1.2	0.0	0.4
6	12	374	160	3	537	1	0	0	1	0.3	0.0	0.0	0.2
7	12	448	151	4	603	3	1	0	4	0.7	0.7	0.0	0.7

[7] 先天性風しん症候群予防対策事業

平成24年から25年に20～40代の男性を中心に全国で大規模発生がみられ、都内・区内でも大きな流行となった。これに伴い、都内では16人の先天性風しん症候群の患者が発生した（区内は発生なし）。

先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性等を対象に風しん抗体検査費用を全額助成し、風しん感受性者への予防接種費用を全額助成している。

予防接種の実績は、18.予防接種 [2]任意予防接種の助成（4）先天性風しん症候群対策を参照。

□風しん抗体検査費用助成実績

（単位：人）

区分 年度	妊娠を希望する女性	妊娠を希望する女性又は風しん抗体価が低い妊婦のパートナー又は同居者	合計
3	314	436	750
4	231	401	632
5	409	611	1,020
6	306	360	666
7	356	492	848

□風しん抗体検査結果：風しん抗体価が低い者（感受性者）数

（単位：人）

区分 年度			(再掲) 年 齢 (歳)							
			19以下	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50以上
3	合計	316	0	4	78	141	47	27	3	16
	女性	135	0	2	42	60	20	6	1	4
	男性	181	0	2	36	81	27	21	2	12
4	合計	301	0	2	73	135	54	22	6	9
	女性	114	0	2	33	51	18	6	1	3
	男性	187	0	0	40	84	36	16	5	6
5	合計	459	0	6	93	192	117	24	8	19
	女性	188	0	2	38	83	49	9	1	6
	男性	271	0	4	55	109	68	15	7	13
6	合計	310	0	2	64	136	74	18	3	13
	女性	139	0	1	33	64	36	4	0	1
	男性	171	0	1	31	72	38	14	3	12
7	合計	317	0	4	62	130	95	18	3	5
	女性	121	0	3	28	53	28	7	0	2
	男性	196	0	1	34	77	67	11	3	3

（注1）風しん抗体価が低い者（感受性者）：HI抗体価が16倍以下、EIA価8.0未満の方

（注2）本対策の予防接種実績は、18. 予防接種 [2]任意予防接種の助成（4）先天性風しん症候群対策を参照。

17. 肝 炎 対 策

肝炎対策は、平成18年度から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき保健所で肝炎ウイルス検査を実施している。また、フィブリノーゲン製剤問題を契機として、平成20年度から、緊急肝炎ウイルス検査を開始した。

肝炎の予防・早期発見の推進、肝炎医療の促進及び研究の推進等を基本的施策として「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）が制定され、平成22年1月から施行された。

[1] 検査事業

(1) B型・C型肝炎ウイルス検査事業

保健所では、平成18年11月から16歳以上の区民を対象にB型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。また、20歳以上で平成14年度以降検査を受けたことがない方には、区内指定医療機関で豊島区B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

□ B型・C型肝炎ウイルス検査（保健所で実施）（単位：人）

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
3	457	2	0
4	515	4	0
5	632	3	0
6	614	1	1
7	621	3	0

□ 豊島区B型・C型肝炎ウイルス検査（区内指定医療機関で実施）（単位：人）

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
3	267	7	0
4	246	0	0
5	185	2	1
6	216	0	1
7	124	3	0

(2) B型・C型肝炎ウイルスに関する健康相談

B型肝炎ウイルス検査結果で陽性、又はC型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高いと判断された者に対して、専門医療機関への受診や療養上の指導・相談・医療費助成の案内及び肝炎手帳の配布をしている。

□ 相談件数（単位：件）

区 分 年 度	相談件数	内 訳	
		面接	電話・文書
3	9	2	7
4	13	4	9
5	19	3	16
6	19	4	15
7	16	4	12

[2] 医療費助成

(1) B型・C型ウイルス肝炎医療費助成制度

国及び東京都では、B型・C型ウイルス肝炎の治癒を目的として、インターフェロン治療、B型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療等の医療費助成を行っている。

□ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成申請件数

(単位：件)

区 分 年 度		B型ウイルス肝炎治療医療費助成		C型ウイルス肝炎治療医療費助成	
		インターフェロン 製剤治療	核酸アナログ 製剤治療	インターフェロン 製剤治療	インターフェロン フリー治療
3		1	163	0	27
4		2	185	0	17
5		0	176	0	22
6		2	184	0	10
7		0	168	0	11
内 訳	健康推進課	0	130	0	9
	長崎健康 相談所	0	38	0	2

※平成14年10月 1日：B・C 型ウイルス肝炎入院医療費助成開始。

平成19年 9月30日：B・C 型ウイルス肝炎入院医療費助成の新規受付終了（3年の経過措置あり）。

平成19年10月 1日：C型肝炎のインターフェロン治療医療費助成開始。

以降、順次拡大

(2) 身体障害者手帳

平成21年12月に身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則が改正になり、平成22年度から肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付を開始した。

（身体障害者手帳の受付は障害福祉課で実施）

□定期予防接種一覧

対象疾病（ワクチン）		予防接種法による対象年齢	通知の対象年齢
結 核	B C G	1 歳に至るまで	生後 2 か月に達した者 (生後 1 か月の月末に通知)
ジフテリア (D) 百日せき (P) 破傷風 (T) 急性灰白髄炎 (ポリオ/P) H i b 感染症 (Hib)	不活化ポリオ[1 期初回]	生後 2 か月以上 7 歳半に至るまで	—
	不活化ポリオ[1 期追加]		
	D P T [1 期初回]	生後 2 か月以上 7 歳半に至るまで	—
	D P T [1 期追加]		
	DPT - IPV[1 期初回]	生後 2 か月以上 7 歳半に至るまで	生後 2 か月に達した者 (生後 1 か月の月末に通知)
	DPT - IPV[1 期追加]		
	DPT - IPV - Hib [1 期初回]	生後 2 か月以上 7 歳半に至るまで	生後 2 か月に達した者 (生後 1 か月の月末に通知) ※令和6年度から開始
	DPT - IPV - Hib [1 期追加]		
麻しん 風しん	D T [第 2 期]	11 歳以上 13 歳未満	11 歳の誕生月翌月に通知
	麻しん・風しん混合 MR[1 期]	1 歳以上 2 歳に至るまで	生後 11 か月に達した者 (1 歳の誕生月の前月末に通知)
	麻しん・風しん混合 MR[2 期]	5 歳以上 7 歳未満で、 小学校就学前の 1 年間 (就学前年度 4/1～3/31)	小学校就学の 1 年前に通知
日本脳炎	風しん [5 期] 令和 8 年度末までの 時限措置	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日に生まれた男性	令和 5 年 7 月に対象者へ通知
	1 期初回	生後 6 か月以上 7 歳半に至るまで	3 歳に達した者 (3 歳児健診通知に同封)
	1 期追加		
H i b 感染症	2 期	9 歳以上 13 歳未満	9 歳の誕生月翌月に通知
	1 期初回	生後 2 か月以上 5 歳に至るまで	生後 2 か月に達した者 (生後 1 か月の月末に通知) ※令和 6 年度以降は DPT - IPV - Hib として接種
	1 期追加		
肺炎球菌感染症 (小児)	1 期初回	生後 2 か月以上 5 歳に至るまで	生後 2 か月に達した者 (生後 1 か月の月末に通知)
	1 期追加		
水痘 (みずぼうそう)	—	1 歳以上 3 歳に至るまで	生後 11 か月に達した者 (1 歳の誕生月の前月末に通知)
B型肝炎	—	1 歳に至るまで	生後 2 か月に達した者 (生後 1 か月の月末に通知)
ロタウイルス ワクチン	1 価	生後 24 週 0 日まで	生後 2 か月に達した者 (生後 1 か月の月末に通知)
	5 価	生後 32 週 0 日まで	
ヒトパピローマウイルス 感染症	※平成 9～19 年度生まれは令和 4～6 年度まで キャッチアップ対象	12 歳となる日の属する年度の 初日から 16 歳となる日の 属する年度の末日までの間に ある女子	中学 1 年生の女子 ※積極的勧奨が再開した令和 4 年 度に、中学 1 年生から高校 1 年 生、キャッチアップ対象者へ通知
肺炎球菌感染症 (高齢者)	—	満 65 年齢 60～64 歳の特定疾患のある者	65 歳に達した者 60～64 歳の特定疾患のある者 (誕生月の月末に通知)
帯状疱疹	—	満 65 年齢 60～64 歳の特定疾患のある者	65 歳に達した者 60～64 歳の特定疾患のある者 及び経過措置対象者 (70 歳以上 5 歳毎の年齢の方と 101 歳以上の方) (該当年度の前月末に通知)

高齢者 インフルエンザ	※接種期間 10月1日から1月31日	65歳以上 (特定疾病者は60歳以上)	12月末現在で65歳に達する者、 60～64歳の特定疾患のある者
新型コロナウイルス 感染症	※接種期間 10月1日から3月31日	65歳以上 (特定疾病者は60歳以上)	3月末現在で65歳に達する者、 60～64歳の特定疾患のある者

(1) BCG、DT、ポリオ（IPV）、DPT-IPV、DPT-IPV-Hib

□実績

(単位：人)

年度 \ 区分		BCG	二種 混合 (DT)	不活化ポリオ (IPV)		四種混合 (DPT - IPV)		五種混合 (DPT - IPV - Hib)	
				1期 初回	1期 追加	1期 初回	1期 追加	1期 初回	1期 追加
3	対象者(延)	2,024	1,629			6,072	2,024		
	実施者(計)	1,854	1,111	0	6	5,693	1,771		
	接種率(%)	91.6	68.2			93.8	87.5		
4	対象者(延)	1,914	1,658			5,742	1,914		
	実施者(計)	1,856	1,064	1	5	5,628	1,679		
	接種率(%)	97.0	64.2			98.0	87.7		
5	対象者(延)	1,810	1,657			5,430	1,810		
	実施者(計)	1,753	1,042	0	5	5,860	1,760		
	接種率(%)	96.9	62.9			107.9	97.2		
6	対象者(延)	1,799	1,774					5,397	1,799
	実施者(計)	1,691	1,234	0	0	557	1,668	4,645	244
	接種率(%)	94.0	69.6					86.1	13.6
7	対象者(延)	1,826	1,785					5,478	1,826
	実施者(計)	1,704	1,141	0	19	4	285	5,320	1,498
	接種率(%)	93.3	63.9					97.1	82.0

(注1) BCGは平成26年度から区内医療機関での個別接種とした。

(注2) 四種混合ワクチン(DPT-IPV)は平成24年11月1日から開始。

(注3) 四種混合ワクチン(DPT-IPV)の接種開始時期は令和5年度から生後3か月から2か月へと変更。

(注4) 三種混合ワクチン(DPT)は定期接種対象だが、実績がないため未掲載。

(注5) 五種混合ワクチン(DPT-IPV-Hib)は令和6年4月1日から開始。

(注6) 令和6年度から五種混合ワクチンが定期接種化されたことに伴い、四種混合ワクチンの製造が令和7年度で終了

(2) 日本脳炎、高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

□実績

(単位：人)

区分 年度		日本脳炎						インフル エンザ (高齢者)	新型 コロナ ウイルス 感染症 (高齢者)
		1 期初回 (7 歳 6 か月に至 るまで)	1 期追加 (7 歳 6 か月に至 るまで)	1 期初回 (7 歳 6 か月～20 歳未満)	1 期追加 (7 歳 6 か月～20 歳未満)	2 期 (9 歳 ～13 歳 未満)	2 期 (13 歳～ 20 歳未 満)		
3	対象者 (延)	2,664	1,332			1,673		58,039	
	実施者 (計)	3,080	872	117	82	560	146	30,819	
	接種率 (%)	115.6	65.5			33.5		53.1	
4	対象者 (延)	3,558	1,779			1,755		57,992	
	実施者 (計)	3,402	1,857	56	72	1,600	227	36,144	
	接種率 (%)	95.6	104.4			91.2		62.3	
5	対象者 (延)	3,466	1,733			1,784		57,637	
	実施者 (計)	3,149	1,527	48	37	1,474	161	30,691	
	接種率 (%)	90.9	88.1			82.6		53.2	
6	対象者 (延)	3,478	1,739			1,813		57,523	58,371
	実施者 (計)	3,300	1,457	40	18	1,554	82	27,713	15,385
	接種率 (%)	94.9	83.8			85.7		48.2	26.4
7	対象者 (延)	2,976	1,488			1,792		57,175	57,951
	実施者 (計)	3,083	1,414	19	15	1,309	42	27,661	12,562
	接種率 (%)	103.6	95.0			73.0		48.4	21.7

(注1) 日本脳炎については、平成21年に新ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)が承認され、平成22年4月1日から3歳に対して、第1期の積極的勧奨が再開された。平成22年8月27日からは第2期でも新ワクチンの接種が可能となり、同時に第2期の対象年齢で第1期接種完了していない方について、第1期の接種が可能となった。

平成23年5月20日からは、積極的勧奨の差し控えにより予防接種の機会を逸した者(平成7年6月1日生まれから平成19年4月1日生まれまでの者)のうち7歳6か月以上9歳未満及び13歳以上20歳未満の者についても、定期の予防接種の対象となった。

平成25年4月1日からは、平成7年4月2日生まれから平成7年5月31日生まれまでの者が、積極的勧奨の差し控えによる予防接種の機会を逸した者として追加された。

(注2) 平成28年4月1日から、平成19年4月2日生まれから平成21年10月1日生まれの者は、9歳から13歳未満の間に日本脳炎1期の不足分を定期予防接種として接種できるようになった。

(注3) 令和6年度から、新型コロナワクチンが定期予防接種として開始した。

(3) 麻しん風しん (MR)

□実績

(単位：人)

年度 \ 区分		麻しん風しん混合 (MR)			(再掲) 未接種者個別勧奨		
		対象者 (延)	実施者 (計)	接種率 (%)	勧奨者 (A)	勧奨後 接種者 (B)	接種率 (%)
3	1 期	1,842	1,714	93.1			
	2 期	1,780	1,664	93.5	487	267	54.8
4	1 期	1,872	1,790	95.6			
	2 期	1,816	1,592	87.7	583	286	49.0
5	1 期	1,793	1,718	95.8			
	2 期	1,821	1,627	89.3	609	283	46.4
6	1 期	1,715	1,559	90.9			
	2 期	1,821	1,594	87.5	637	348	54.6
7	1 期	1,722	1,601	93.0			
	2 期	1,623	1,544	95.1	536	340	63.4

(注) 麻しん・風しん混合ワクチン 2 期未接種者 (12 月までの未接種者及び 23 区相互乗り入れによる接種者含む) に対する個別勧奨を 1 月に実施している。

(4) Hib

□実績

(単位：人)

年度 \ 区分	接種時期	対象者数	実施者数 (計)	接種率 (%)
3	第 1 回目	2,024	1,957	96.7
	第 2 回目	2,024	1,912	94.5
	第 3 回目	2,024	1,874	92.6
	追加	2,024	1,734	85.7
4	第 1 回目	1,914	1,891	98.8
	第 2 回目	1,914	1,899	99.2
	第 3 回目	1,914	1,872	97.8
	追加	1,914	1,829	95.6
5	第 1 回目	1,810	1,792	99.0
	第 2 回目	1,810	1,788	98.8
	第 3 回目	1,810	1,796	99.2
	追加	1,810	1,728	95.5
6	第 1 回目		30	
	第 2 回目		177	
	第 3 回目		331	
	追加		1,340	
7	第 1 回目		1	
	第 2 回目		0	
	第 3 回目		1	
	追加		72	

(注 1) 平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月まで、インフルエンザ菌 b 型による感染症 (髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、咽頭蓋炎、肺炎及び骨髄炎など) の予防を目的として、一部助成を行っていた。平成 25 年 4 月から、定期予防接種となった。

(注 2) 令和 6 年度以降は五種混合 (DPT - IPV - Hib) として接種が開始したが、Hib の単独接種も継続している。

(5)肺炎球菌（小児）

□実績

(単位：人)

区分 年度	接種時期	対象者数	実施者数（計）	接種率（％）
3	第1回目	2,024	1,962	96.9
	第2回目	2,024	1,918	94.8
	第3回目	2,024	1,874	92.6
	追加	2,024	1,739	85.9
4	第1回目	1,914	1,886	98.5
	第2回目	1,914	1,907	99.6
	第3回目	1,914	1,879	98.2
	追加	1,914	1,814	94.8
5	第1回目	1,810	1,788	98.8
	第2回目	1,810	1,790	98.9
	第3回目	1,810	1,796	99.2
	追加	1,810	1,708	94.4
6	第1回目	1,799	1,771	98.4
	第2回目	1,799	1,720	95.6
	第3回目	1,799	1,706	94.8
	追加	1,799	1,615	89.8
7	第1回目	1,826	1,786	97.8
	第2回目	1,826	1,767	96.8
	第3回目	1,826	1,758	96.3
	追加	1,826	1,602	87.7

（注）平成23年4月から肺炎球菌による肺炎及び重症合併症（細菌性髄膜炎など）を予防する目的で一部助成を行っていた。平成25年4月から定期予防接種となった。

(6) 子宮頸がん予防

□実績

(単位：人)

区分 年度	対象者数	接種件数（延数）				対象者数	キャッチアップ接種件数			
		1回目	2回目	3回目	合計		1回目	2回目	3回目	合計
3		415	382	284	1,081					
4	2,708	431 (15.9%)	407 (15.0%)	336 (12.4%)	1,174	13,164	714	559	289	1,562
5	797	664 (83.3%)	434 (54.5%)	261 (32.7%)	1,359		1,284	1,081	969	3,334
6	818	750 (91.7%)	668 (81.7%)	265 (32.4%)	1,683		3,230	2,832	2,364	8,426
7	844	512	478	189	1,179		1	417	828	1,246

(注1) 平成22年11月から平成25年3月まで、接種推奨年齢にあたる中学1年生（平成22年度に限り中学1・2・3年生）の女子に対して、接種費用を区で負担していた。平成25年4月から定期予防接種となった。

(注2) 平成25年6月14日の子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えについての勧告以降、個別の接種勧奨は行なっていない。

(注3) 令和2年10月9日の子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えについての勧告の改正に伴い、子宮頸がんの定期接種に関する情報提供として、高校1年生相当の女子へ周知はがきを送付。

令和3年7月に、中学校3年生及び高校1年生相当の女子へ周知はがきを送付。

(注4) 令和4年4月に子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種再開に伴い、中学1年生から高校1年生相当の女子に予診票を送付。

(注5) 令和4年7月末に子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えをしている間に定期接種の対象者であった平成9年度から平成17年度生まれまでの女性について、キャッチアップ接種の対象者として予診票を送付。（キャッチアップ対象は、令和5年度は平成18年度生まれ、令和6年度は平成19年度生まれまでを指す。）

(注6) 令和5年4月から9価ワクチンが追加。

(注7) 令和6年度より高校1年生相当の女子及びキャッチアップ対象者のうち、未接種者に対して勧奨ハガキを送付。令和7年2月末に中学校3年生の女子のうち未接種者に予診票を送付。

(7) 水痘（みずぼうそう）

□実績

(単位：人)

区分 年度		対象者数	接種時期		接種率（%）
			1歳以上2歳未満	2歳以上3歳未満	
3	1回目	1,842	1,722	5	93.8
	2回目	1,842	1,524	171	92.0
4	1回目	1,872	1,778	9	95.5
	2回目	1,872	1,409	156	83.6
5	1回目	1,793	1,718	16	96.7
	2回目	1,793	1,445	217	92.7
6	1回目	1,715	1,564	17	92.2
	2回目	1,715	1,373	193	91.3
7	1回目	1,722	1,570	14	92.0
	2回目	1,722	1,257	175	83.2

(注1) 平成24年4月から平成26年9月30日まで水痘-帯状疱疹ウイルスによる感染症を予防するワクチン接種を、対象者に対し一部助成を行なっていた。対象者は、区内に在住し、1歳以上7歳未満で、小学校就学前の3月末日までの乳幼児。助成は1人につき1回。

(注2) 平成25年度から、新宿区と任意接種の相互乗り入れを実施（新宿区医師会と契約）。

(注3) 平成26年度は9月30日までは任意予防接種。平成26年10月1日から定期予防接種（期間：1歳以上3歳未満、2回接種）となった。

(注4) 平成26年度は経過措置として、1歳以上3歳に至るまでの児は2回接種、3歳以上5歳に至るまでの児は1回接種。

(8) ロタウイルス

平成30年4月からロタウイルスによる感染症を予防するワクチン接種を、任意接種として対象者に対し一部助成を行なっていたが、令和2年10月1日から定期化している。

対象者は、区内に在住し、平成30年4月1日以降に生まれ、1価の場合生後6週から24週0日、5価の場合生後6週から32週0日までの乳児。助成は1価の場合2回、5価の場合3回。

□実績

区分 年度	ワクチン名	対象者	1 回目	2 回目	3 回目	接種率 (%)
3	ロタリックス (1 価)	2,024	729	711		92.8
	ロタテック (5 価)		1,191	1,160	1,122	
4	ロタリックス (1 価)	1,914	797	802		96.8
	ロタテック (5 価)		1,057	1,054	1,050	
5	ロタリックス (1 価)	1,810	711	714		96.9
	ロタテック (5 価)		1,049	1,041	1,032	
6	ロタリックス (1 価)	1,799	739	691		94.3
	ロタテック (5 価)		990	986	968	
7	ロタリックス (1 価)	1,826	746	745		94.6
	ロタテック (5 価)		1,006	984	957	

(9)肺炎球菌（高齢者）

平成 21 年度から肺炎が要因で死亡するリスクの高い 75 歳以上の高齢者のうち、肺炎球菌に感染した時に重症化しやすい、慢性の疾患や特定の疾病を有する高齢者に対して、1 人につき 1 回の肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を行なっている。これは肺炎のり患及び重症化の予防及び肺炎球菌ワクチン接種の費用を助成することにより任意の予防接種を勧めることを目的とする。

平成 23 年度から、対象者を区内在住の 75 歳以上全員に拡大するとともに 5 年に 1 回の助成とした。ただし前回の接種日から 5 年を経過していない場合は対象としない。

平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種となり、生涯に 1 回の接種を対象としている。定期接種対象者は①65 歳の者②60 歳以上 65 歳未満のものであって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者である。

□実績

(単位：人)

区分 年度	対象者数		実施件数			接種率 (%)
			総数	一部助成	全額助成 (注 3)	
3	3 年度 65 歳, 70 歳, 75 歳, 80 歳, 85 歳, 90 歳, 95 歳, 100 歳に達した者	8, 826	2, 828	0	2, 828	32. 0
4	4 年度 65 歳, 70 歳, 75 歳, 80 歳, 85 歳, 90 歳, 95 歳, 100 歳に達した者	9, 889	2, 581	0	2, 581	26. 1
5	5 年度 65 歳, 70 歳, 75 歳, 80 歳, 85 歳, 90 歳, 95 歳, 100 歳に達した者	9, 589	2, 881	0	2, 881	30. 0
6	満 65 歳の者	2, 677	910	895	15	34. 0
7	満 65 歳の者	2, 696	434	420	14	16. 1

(注1) 平成 26 年度は 9 月 30 日まで任意予防接種、平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。

(注2) 対象者の中には上記②に該当する 60 歳以上 65 歳未満の者を含む。

(注3) 生活保護受給者と、中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付金を受給している方は全額助成。ただし、令和 3 年度から令和 5 年度は、東京都の補助事業実施につき全対象者に全額助成。

(注4) 令和 5 年度までは経過措置として、その年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者も対象としていた。

(10)B型肝炎

平成27年4月1日からB型肝炎ウイルスによる感染症を予防するワクチン接種の助成を行なっている。接種の費用を助成することにより、任意の予防接種を勧めることを目的とする。

対象者は、区内に在住する2か月から1歳に至るまでの乳児で、助成回数は1人につき最大3回。なお、平成27年度に限り、経過措置として2歳に至るまでが対象。

平成28年10月1日から定期接種化された。定期接種の対象者は平成28年4月1日以降に生まれた、生後1歳に至るまでの児。平成28年3月31日以前に生まれた児に対しては、引き続き1歳に至るまで任意接種の助成を行なった。

□実績

(単位：人)

年度	区分	対象者（延）	接種回数			接種率 (%)
			1回目	2回目	3回目	
定期	3	6,072	1,942	1,906	1,740	92.0
	4	5,742	1,866	1,877	1,768	96.0
	5	5,430	1,774	1,778	1,713	97.0
	6	5,397	1,754	1,706	1,651	94.7
	7	5,478	1,767	1,761	1,615	93.9

(注) 平成28年度の任意接種対象者には、平成28年9月30日までは平成28年4月1日以降に生まれた2か月から1歳に至るまでの児を含む。平成28年10月1日以降は、平成28年3月31日以前に生まれた1歳に至るまでの児のみ。

(11)定期予防接種費用助成事業

平成28年度から、実施依頼書に基づいて23区外の依頼先にて定期予防接種を受け、依頼先自治体の費用助成がなく実費を負担した場合の費用助成を始めた。

□実績

(単位：人)

年度	区分	助成人数（延）	内 訳	
			子ども	高齢者
3		180	141	39
4		159	117	42
5		128	93	35
6		143	87	56
7		136	86	50

(12)風しん[第5期]

平成31年2月1日から令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が定期の予防接種の対象者として追加されることとなった。さらに、令和4年3月までの目標達成が困難なため、期限を令和7年3月末までに延長した。対象者には抗体検査と予防接種に利用できるクーポン券を送付。まずは抗体検査を受診。検査の結果、十分な抗体がない者が定期予防接種の対象。抗体検査を終了し十分な抗体がない者については、予防接種を令和9年3月末まで原則無料で受けることができる。

□実績

(単位：人)

区分 年度	発送件数（一斉）	風しん第5期	実施者数	受診率・接種率（％）
3	0	抗体検査	854	2.5
		予防接種	205	0.5
4	0	抗体検査	593	1.8
		予防接種	146	0.4
5	31,642	抗体検査	1,173	3.7
		予防接種	191	0.6
6	0	抗体検査	848	2.8
		予防接種	167	0.5
7	0	抗体検査		
		予防接種	13	0.04

(注1) 令和元年度の発送対象は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれと希望者。

(注2) 令和2年度の発送対象は、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれと希望者。

(注3) 令和4年7月に、風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種実施期間延長に関するお知らせを未実施の対象者へ周知はがきとして送付。

(注4) 令和5年7月に対象者へクーポン券を発送。

(13)帯状疱疹

令和5年6月から帯状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部助成を行なっているが、令和7年4月から定期接種化している。対象者は65歳の豊島区民。また令和11年度まで経過措置として、その年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者も対象とする。

助成は1人につき生ワクチンの場合1回、不活化ワクチンの場合2回。接種開始者を接種人数とみなし、各ワクチン1回目の人数を接種人数として接種率を算出。

□実績

区分 年度	ワクチン名	対象者数	1回目	2回目	接種率
7	乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）	11,716	520		22.5
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）		2,115	1,978	

(注1) 令和7年度のみ、101歳以上の者も助成の対象としている。

[2] 任意予防接種の助成

(1)麻しん・風しん予防接種の経過措置

平成18年度から麻しん・風しん予防接種は、混合ワクチン第1期・第2期の2回接種となった。これに伴い、定期を過ぎた2歳から第2期対象以前の未接種者と小学校1年生の未接種者に対し、豊島区独自の経過措置（任意接種の全額助成）を設けた。

また、平成 20 年度から、第 3 期（中学 1 年生相当）第 4 期（高校 3 年生相当）の定期予防接種が追加されたことに伴い、平成 21 年度から中学 2 年生の第 3 期末接種者も加え、対象を拡大した。

さらに、平成 23 年 7 月 11 日から、麻しんの感染及び拡大防止を強化するため、定期接種対象者を除く 2 歳から 18 歳未満までの定期予防接種未接種者について 2 回までの助成を行なった。

平成 25 年 3 月末をもって第 3 期・第 4 期が終了したことに伴い、平成 25 年 4 月 1 日からは、対象を 2 歳から 18 歳までに拡大した。

□接種回数

年 齢	所要接種回数
2 歳から就学 1 年前に達する日にいたるまでの間	1 回
小学校 1 学年に相当する年齢から 18 歳までの間	2 回

□実績

(単位：人)

区分 年度	2 歳～ 第 2 期対象以前			小学校 1 年生 ～18 歳まで		
	麻しん・風しん	麻しん	風しん	麻しん・風しん	麻しん	風しん
3	9	0	0	44	0	0
4	6	0	0	35	0	0
5	9	0	0	37	0	0
6	12	0	0	53	0	0
7	6	0	0	28	0	0

(2) 帯状疱疹

令和 5 年 6 月から、帯状疱疹の発症予防と重症化リスクを抑え区民の負担を軽減するため、帯状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部助成を行なっている。対象者は 50 歳以上の豊島区民。

一部助成は 1 人につき生ワクチンの場合 1 回、不活化ワクチンの場合 2 回。

□実績

(単位：人)

区分 年度	ワクチン名	1 回目	2 回目
5	乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）	428	
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）	4, 243	3, 457
6	乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）	206	
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）	2, 190	2, 414
7	乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）	293	
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）	2, 939	3, 125

(注) 令和 7 年度からの定期接種化に伴い、任意予防接種の助成も令和 7 年度で終了。

(3) おたふくかぜ

平成 24 年 4 月からムンプスウイルスによる感染症を予防するワクチン接種を、対象者に対し一部助成を行なっている。おたふくかぜワクチン接種の費用を助成することにより、任意の予防接種を勧

めることを目的とする。当初の対象者は、区内に在住し、1歳以上7歳未満で、小学校就学前の3月末日までの乳幼児。助成は1人につき1回。

平成25年度から、新宿区と相互乗り入れを実施（新宿区医師会と契約）。

平成28年度から全額助成となり、対象者が1歳から3歳に至るまでに変更された。ただし、平成28年度に限り経過措置として、7歳未満で小学校就学前の3月末日までの者も対象とした。

令和7年度から助成が1人につき2回に変更された。1歳から3歳に至るまでの者は1人1回全額助成、小学校就学前の1年間にある者は1人1回3,000円助成とした。

□実績

(単位：人)

年度	区分	接 種 時 期				接種率 (%)
		対象者数	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	小学校 就学前	
3		1,842	1,654	56		92.8
4		1,872	1,821	72		101.1
5		1,793	1,693	58		97.7
6		1,715	1,555	45		93.3
7	1回目	1,722	1,474	30		87.3
	2回目	1,686			1,231	73.0

(4) 先天性風しん症候群対策

平成24年からの風しんの流行により、平成25年4月から先天性風しん症候群の発生防止を目的とした風しんの予防接種を全額助成で実施している。平成26年度から風しんの抗体検査を実施するとともに、抗体価の低い方に予防接種を実施している。

対象者は、本区に住民登録があり、妊娠を希望する女性・妊娠を希望する女性のパートナー又は同居者で風しんの抗体価が低い方、風しんの抗体価が低い妊婦のパートナー又は同居者。

□実績

(単位：人)

年度	区分	対象者	麻しん・ 風しん混合	風しん	合 計
3	男		171	19	190
	女		344	21	365
	合計		515	40	555
4	男		194	10	204
	女		339	21	360
	合計		533	31	564
5	男		224	21	245
	女		372	34	406
	合計		596	55	651
6	男		127	54	181
	女		201	126	327
	合計		328	180	508
7	男		134	53	187
	女		221	87	308
	合計		355	140	495

(注1) 風しん抗体検査実績は、16. 感染症対策 [7] 先天性風しん症候群予防対策事業を参照。

(注2) パートナーまたは同居者については70歳未満の者。

(5) 男性のHPVワクチン任意接種

HPV ワクチンは、男性が接種する場合は任意接種であり、全額自己負担（5～6 万円程度）となる。そこで、豊島区では区民の感染予防促進と経済的負担軽減のため、令和 6 年 6 月 1 日から男性の HPV ワクチン任意接種について接種費用の全額助成を開始している。

□実績 (単位：人)

区分 年度	対象者数	接種件数（延数）			合 計
		1回目	2回目	3回目	
6	1,846	351	277	183	811
7	1,198	142	156	163	461

(6) 任意の肺炎球菌（高齢者）

高齢者の肺炎球菌ワクチンは、平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種となり、令和 5 年度まで国の経過措置を実施していたが、令和 6 年 3 月 31 日に終了した。そこで豊島区では、過去に接種したことのない者への接種の機会を設けるため、令和 6 年度に限り、本区に住民登録のある満 66 歳以上で初めて 23 価高齢者肺炎球菌ワクチンを接種する者を対象として、1 回 5,000 円の助成を行なった。

□実績 (単位：人)

区分 年度	実施件数
6	183

(注) 令和 6 年度限りで終了

(7) 小児のインフルエンザ

令和 6 年 10 月より、生後 6 か月～中学 3 年生で豊島区に住民登録のある区民を対象に、任意接種費用の一部を豊島区が助成する制度を開始した。皮下注射 1 回につき 2,000 円の助成を行い、13 歳未満の者には 2 回、13 歳以上の者には 1 回の助成回数を設けている。また、令和 7 年より、従来の皮下注射による接種に加えて、2 歳～中学 3 年生を対象として、鼻腔内噴霧（フルミスト点鼻液）1 回 4,000 円を助成する制度を開始した。

□実績 (単位：人)

区分 年度	対象者数	接種件数（延数）				合 計
		皮下注射			鼻腔内噴霧 （フルミスト 点鼻液）	
		13歳未満 1回目	13歳未満 2回目	13歳 以上		
6	25,835	10,604	8,649	1,435		20,688
7	26,180	9,024	7,431	1,292	2,603	20,350

19. 難病対策

発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする疾病、いわゆる難病の患者の良質かつ適切な医療の確保、療養生活の質の維持向上を図ることを目的としている。「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき国が定める「指定難病」及び東京都が対象とする疾病に対して、都が医療費の助成を行っている。

また、国は小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部助成を行っている。令和5年2月1日に児童相談所が豊島区に設置されたことに伴い、当該医療費助成の支給認定事務が都から区に移管された。

[1] 小児慢性特定疾病医療費助成

申請内容を書類審査し、認定に疑義が生じた場合のみ豊島区小児慢性特定疾病審査会にて審査する。令和5年度審査会1回開催、令和6年度審査会開催なし。

(1) 小児慢性特定疾病取扱件数（申請件数）

（単位：件）

区分 年度	3	4	5	6	7
計	150	159	140	138	138
疾病名					
悪性新生物	35	30	26	26	32
慢性腎疾患	5	7	7	8	4
慢性呼吸器疾患	11	7	7	13	8
慢性心疾患	35	33	35	19	24
内分泌疾患	21	23	14	18	11
膠原病	1	3	1	4	7
糖尿病	6	7	10	6	6
先天性代謝異常	6	2	2	5	2
血液疾患	2	4	2	3	3
免疫疾患	2	5	3	3	5
神経・筋疾患	7	11	8	5	8
慢性消化器疾患	12	14	14	18	18
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3	4	3	3	2
皮膚疾患	0	2	2	1	3
骨系統疾患	4	5	4	4	3
脈管系疾患	0	2	2	2	2

※対象疾病：16疾患群788疾病（令和6年3月末日現在）

（※）令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがなされました。

(2) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅で療養している小児慢性特定疾病医療助成対象者に対し、吸入器、吸引器等18品目の日常生活用具を給付している。

□給付実績

(単位：件)

年 度	用 具 の 種 目 (件 数)
2	ストーマ装具 (1)
3	ストーマ装具 (1) ・ ネブライザー (1)
4	ストーマ装具 (1)
5	特殊寝台 (1) ・ たん吸引器 (1) ・ 吸入器 (1)
6	人工鼻 (1)
7	人工鼻 (1)

[2] 難病医療費等助成

(1) 難病医療費等助成取扱件数 (申請件数)

① 特定疾患治療研究事業対象疾病

スモン、プリオン病 (更新申請のみ)、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎などの疾病。
令和5年度 スモン 更新1件 (池袋)

② 特殊医療費助成制度対象疾病

(単位：件)

区分 年度		3	4	5	6	7		
							健康推進課	長崎健康相談所
疾病番号	計	680	680	658	658	616	419	197
	人工透析を必要とする腎不全	660	658	634	634	594	404	190
	先天性血液凝固因子欠乏症等	20	22	24	24	22	15	7

(※) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、有効期間1年延長の取り扱いがなされました。

③ 東京都単独事業対象疾病

(単位：件)

区分 年度		3	4	5	6	7		
							健康推進課	長崎健康相談所
疾病番号	計	13	12	13	15	15	12	3
都80	原発性骨髄線維症	5	5	4	6	6	4	2
都83	母斑症	1	1	4	5	6	6	0
都866	肝内結石症	1	1	1	2	1	0	1
都88	古典的特発性好酸球増多症候群	3	3	2	1	1	1	0
都91	びまん性汎細気管支炎	3	2	2	1	1	1	0
都95	遺伝性QT延長症候群	0	0	0	0	0	0	0
都97	網膜脈絡膜萎縮症	0	0	0	0	0	0	0

④指定難病【国疾病】

難病の患者の医療等に関する法律に基づく指定難病(平成27年1月1日施行)

(単位:件)

区分		年度	3	4	5	6	7		
								健康推進課	長崎健康相談所
疾病番号	疾病名	計	2,705	2,813	2,517	2,949	3,232	1,981	1,251
6	パーキンソン病		334	318	342	337	375	243	132
11	重症筋無力症		69	69	66	71	68	49	19
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎		67	53	56	68	72	46	26
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)		67	62	38	73	68	46	22
49	全身性エリテマトーデス		158	167	173	180	193	119	74
51	全身性強皮症		87	84	74	77	73	47	26
53	シェーグレン症候群		77	76	65	74	78	51	27
56	ベーチェット病		45	53	43	49	43	28	15
66	I g A腎症		33	37	38	51	51	34	17
63	特発性血小板減少性紫斑病		42	52	56	50	54	31	23
69	後縦靱帯骨化症		53	59	71	59	60	36	24
85	特発性間質性肺炎		45	52	51	62	56	38	18
90	網膜色素変性症		59	52	52	41	43	28	15
93	原発性胆汁性胆管炎		54	60	51	53	52	37	15
96	クローン病		142	149	157	133	141	94	47
97	潰瘍性大腸炎		430	441	425	470	443	306	137
306	好酸球性副鼻腔炎		59	85	99	124	154	103	51

※対象疾病：348疾病（令和8年3月末日現在）。 件数が50件以下（過年度を含む）の疾病は記載省略

(2) 在宅難病患者の支援（東京都事業）

① 在宅難病患者医療機器貸与事業

在宅で療養している難病患者に対し、吸入器・吸引器を無料で貸し出している。

② 在宅難病患者一時入院事業

難病患者の在宅生活を支えている家族などの介護者が、自身の病気や事故などの理由によって一時的に介護ができなくなった場合等、患者が短期間入院できるように、東京都が都内の病院にベッドを確保している。

③ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業

難病医療費等助成対象疾病にり患し、人工呼吸器を使用しながら在宅療養している方で 主治医が診療報酬の回数を超える訪問介護が必要であると認める方に対し、訪問看護ステーション等に委託して訪問看護を実施している。

□在宅難病患者事業実績

(単位:件)

区分 年度	在宅難病患者医療機器 貸与事業			在宅難病患者一時入院事業			在宅人工呼吸器使用 難病患者訪問看護事業		
	計	健康推進課	長崎健康 相談所	計	健康推進課	長崎健康 相談所	計	健康推進課	長崎健康 相談所
3	5	4	1	0	0	0	2	2	0
4	4	3	1	0	0	0	2	2	0
5	4	3	1	0	0	0	2	2	0
6	3	2	1	0	0	0	2	2	0
7	3	2	1	0	0	0	2	2	0

(3) 福祉サービス

① 難病患者福祉手当

難病患者において年齢や所得などの基準を満たす方へ手当を支給している。（障害福祉課）

② 福祉サービス

必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス等が利用できる。（障害福祉課）

- ・ホームヘルプサービス事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・機能回復助成（はり、きゅう、マッサージ）
- ・重度身体障害者等緊急通報システム
- ・寝具類洗濯乾燥サービス
- ・身体障害者手帳の発行

(4) 難病対策地域協議会

難病患者及びその家族に対する支援体制の課題を情報共有し、地域における関係機関の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の在り方や支援体制の整備等について協議するため、令和3年度から豊島区難病対策地域協議会を設置している。

□実施状況

区分 年度	実施回数 (回)	議事内容等
3	1	・令和3年度豊島区難病対策地域協議会委員について ・豊島区難病対策地域協議会の位置づけについて ・難病患者さんへの支援と各事業の豊島区の実施主体 ・豊島区における難病患者等の状況について (新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催とした。)
4	1	・東京都の難病対策について ・東京都難病支援センターについて ・豊島区難病患者の状況について ・豊島区の難病に関する事業について ・豊島区難病対策の課題について
5	1	・豊島区難病患者の状況について ・分かりやすい情報発信・啓発について(サービス案内の内容改善・面接の方法について検討) ・関係機関連携強化と職員のスキルアップについて ・地域医療の充実について
6	1	・東京都の難病対策について ・豊島区の難病対策について ・分かりやすい情報発信・啓発について(難病案内ガイドブック・リーフレットの作成) ・相談強化について ・関係機関連携強化と職員のスキルアップについて
7	1	・区における災害対策について ・災害対策の概要と救援センターについて ・災害時要援護者名簿と個別避難計画について ・豊島区の難病対策について ・区の難病患者の状況について ・区の取り組みと今後の課題について ・難病患者にむけた防災対策 ・難病面接報告

20. 公害健康被害補償

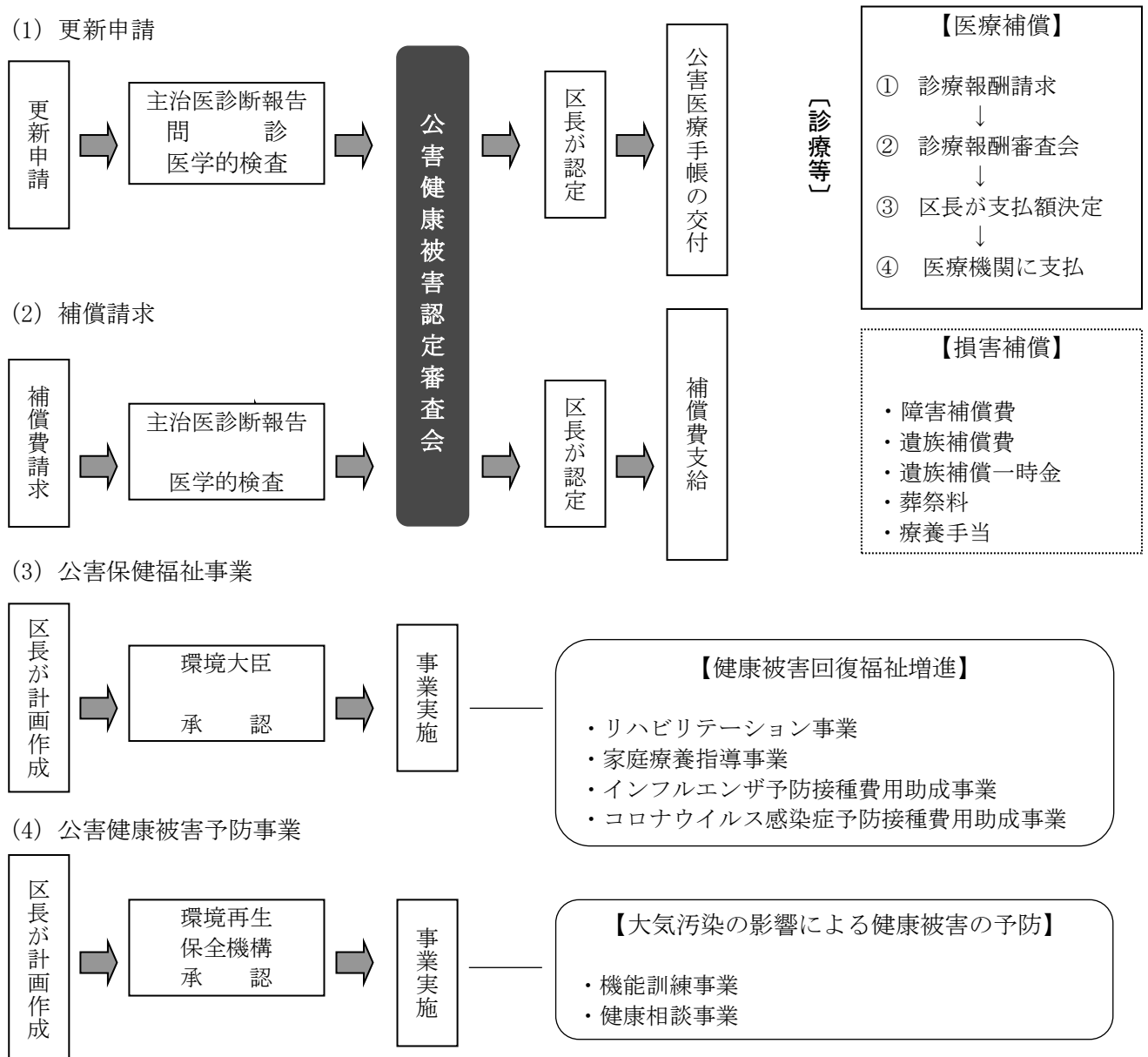
大気汚染又は水質汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行なわれ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日より指定地域が全面解除され、新規の認定が行なわれなくなった。

現在は、公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づき、これまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

[1] 認定更新等の仕組み



[2] 認定状況等

(1) 申請・認定件数

年度 \ 区分	転入（件）	死亡（件）	治ゆ等（件）	転出（件）	被認定者数（人）
3	5	8	1	5	424
4	6	11	2	0	417
5	4	9	7	2	403
6	9	11	3	4	394
7	3	5	2	5	385

□昭和50年12月19日～令和8年3月31日 累計

（単位：件）

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	462	784	1373	508

（注）昭和63年3月1日より、制度改正による新規申請・認定はない。

(2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数

（単位：人）

年度 \ 疾病	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合 計
3	0	404	17	3	424
4	0	398	17	2	417
5	0	388	13	2	403
6	0	378	14	2	394
7	0	371	12	2	385

□障害の程度別 被認定者数

（単位：人）

年度 \ 障害の 程度	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
3	0	0	9	157	258	424
4	0	0	10	148	259	417
5	0	0	8	142	253	403
6	0	0	8	137	249	394
7	0	0	8	129	248	385

□疾病・障害の程度別 被認定者数（令和8年3月31日現在）

（単位：人）

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	7	121	243	371
慢性気管支炎	0	0	0	7	5	12
肺気しゅ	0	0	1	1	0	2
合 計	0	0	8	129	248	385

[3] 補償給付実績

年 度	件数・金額	件数（件）	金額（円）
3		8,649	324,571,531
4		8,435	303,291,247
5		8,197	297,214,899
6		7,815	289,422,864
7		7,415	280,884,880

□令和7年度 補償給付実績内訳

区 分	件数・金額	件数（件）	金額（円）
医 療 費		5,030	112,555,975
障 害 補 償 費		1,673	130,969,030
児 童 補 償 手 当		0	0
療 養 手 当		559	14,252,100
遺 族 補 償 費		149	18,818,675
遺族補償一時金		1	3,225,600
葬 祭 料		3	1,063,500
文 書 料 扶 助		0	0
合 計		7,415	280,884,880

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 令和7年度被認定者数 390 人
中央値

(B) 医療費総額 112,555,975 円

(B)／(A) 288,605 円

[4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区 分 年 度	公 害 健 康 被 害 認 定 審 査 会			公 害 健 康 被 害 診 療 報 酬 審 査 会	
	回数 (回)	審査件数 (件)	更新件数 (件)	回数 (回)	審査件数 (件)
3	12	245	109	12	5,613
4	12	249	119	12	5,458
5	12	293	184	12	5,393
6	12	223	105	12	5,142
7	12	222	107	12	4,958

[5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、本区ではリハビリテーション事業等を実施している。

□リハビリテーション事業、家庭療養指導事業

区分 年度	リハビリテーション事業		家庭療養 指導
	回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
3	2	26	10
4	2	21	4
5	1	10	2
6	1	21	2
7	1	41	0

□インフルエンザ予防接種費用助成事業

年度	接種人数 (人)	金額 (円)
3	162	535,058
4	161	531,384
5	143	490,784
6	130	447,922
7	125	452,024

□新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成事業

年度	接種人数 (人)	金額 (円)
7	24	65,600

[6] 健康被害予防事業

昭和63年の大気汚染指定地域解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになった。本区では慢性閉塞性肺疾患及びアレルギー性疾患に関する健康相談、指導を行なうことにより、疾患の予防と患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及や意識の向上を図っている。また、児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康回復を図ることを目的として水泳教室等を実施している。

(1) 健康相談事業

年度	ぜん息講演会		肺年齢測定会		ぜん息・COPD健康相談				COPD講演会	
					個別相談		グループワーク		ケアマネジャー向け	
	回数 (回)	参加延 人数 (人)	回数 (回)	参加 人数 (人)	回数 (回)	参加延 人数 (人)	回数 (回)	参加延 人数 (人)	回数 (回)	参加 人数 (人)
3	4	76	1	※	6	3	6	0	1	30
4	4	99	2	169	6	7	6	0	1	23
5	5	151	1	108	6	6	6	0	1	21
6	6	182	2	195	6	3	6	0	1	13
7	7	295	4	389	6	2	0	0	0	0

※令和3年度の肺年齢測定会は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

(2) 機能訓練事業

□水泳教室

区分 年度	時期	回数 (回)	参加延人数 (人)	対象	場 所
3	7/28 ～ 1/24	20	※	小学1年生(令和 2年度より年長) から中学3年生	雑司ヶ谷体育館
4	6/6 ～ 1/23	20	305		
5	6/5 ～ 1/15	20	321		
6	6/3 ～ 12/16	17	401		
7	6/2 ～ 12/15	16	422		

※令和3年度の水泳教室は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

[7] ぜん息相談等

□ぜん息相談

(単位: 人)

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	計
3	157	217	94	468
4	169	219	87	475
5	233	204	127	564
6	181	104	25	310
7	21	100	30	151

(注) その他とは、医療機関等との調整を含む

[8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行っており、本区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。18歳以上の新規認定申請は平成27年3月末をもって終了となり、その時点で18歳以上の既認定者については認定の更新は行なうことができるが、平成30年4月より月額自己負担限度額が導入された。

区 分 年 度	大気汚染被害者認定審査会			各 年 度 末 の 被認定者数（人）
	回数（回）	審査件数（件）	新規件数（件）	
3	12	561	2	1,048
4	12	451	1	931
5	12	466	0	872
6	12	400	0	824
7	12	414	0	790

[9] 石綿健康被害救済事業

（独）環境再生保全機構は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿を原因とする疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）に罹患した患者で、労災の適用を受けない者を対象に救済給付を実施している。

本区では認定申請及び給付申請の受付事務を行なっている。

区分 年度	申請件数（件）	相談件数（件）
3	0	8
4	1	3
5	1	4
6	0	0
7	0	0

21. 保健師活動

保健師は、個人、家庭、集団及び一定の地域を対象として、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、健康の保持増進、社会復帰への支援など地域住民が健康で安心した生活が維持できるよう支援を行なっている。（「地域における保健師の保健活動に関する指針」平成25年4月19日 厚生労働省通知）

保健師の配置は、健康部・豊島区保健所（地域保健課、保健予防課、健康推進課、長崎健康相談所）のほか、人事課、高齢者福祉課、障害福祉課、児童相談課、子ども家庭支援センターの9課に渡る。所属する組織において、最新の保健・医療・福祉・子育て等に関する知識及び技術を習得するよう主体的に自己啓発に努めるとともに、保健師活動を適切に行なえる人材を育成するため、平成22年度から「豊島区保健師新任／現任マニュアル」を作成し活用している。

[1] 保健師業務の内容

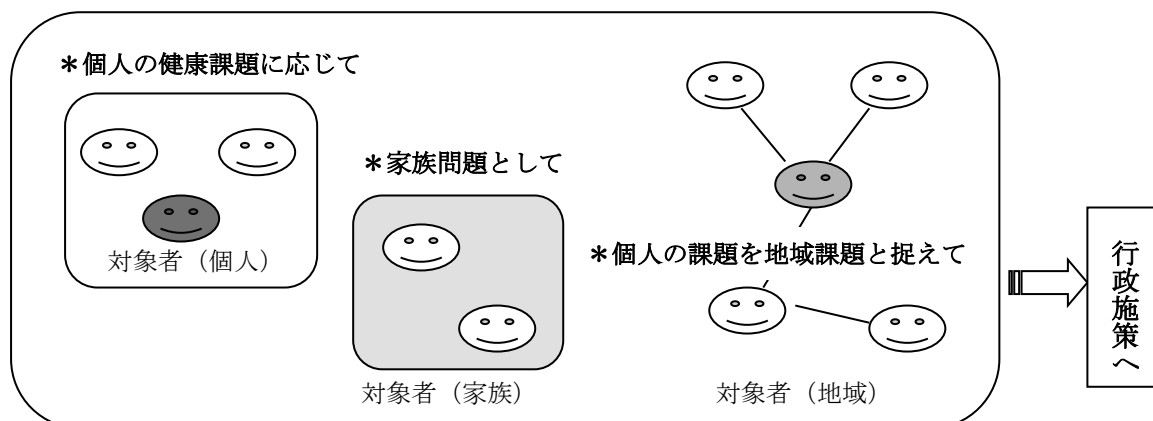
□保健師業務の単位数（1単位＝4時間/1日2単位として換算）

区分 年度	地区管理	保健福祉事業	コ ー デ ィ ネ ー ト	教育・研修・ 事務等	合計（単位）
3	786.5	6,603.0	2,930.5	1,567.0	11,887.0
4	872.5	6,079.5	2,716.5	1,597.0	11,265.5
5	1,202.0	6,390.5	2,057.0	1,869.5	11,519.0
6	1,304.5	6,567.0	2,012.5	2,304.5	12,188.5
7	1,392.5 (10.4%)	7,145.5 (53.5%)	2,251.0 (16.8%)	2,573.0 (19.3%)	13,362.0
保健予防課	395.0	953.5	704.5	535.0	2,588.0
健康推進課	780.5	3,961.0	1,177.0	1,386.0	7,304.5
長崎健康相談所	217.0	2,231.0	369.5	652.0	3,469.5

（注）保健予防課：感染症保健指導グループ、精神保健グループ/健康推進課：保健指導グループ、支援計画グループ、統括保健師グループ、母子継続支援グループ/長崎健康相談所：保健指導グループ、母子継続支援グループの実績による。

（1）地区管理

保健師は地区担当制（受け持ち地区）で活動し、地区の特性を踏まえた健康課題の解決に向けて情報収集・分析・対応・行政施策への反映等の役割を担っている。



- (2) 保健福祉事業：対象者や課題に応じた解決手法にて対応している（内訳については別表1、主な事業一覧については別表2を参照）。
- ① 家庭訪問
保健師活動のうち、最も重要な役割として位置づけられる。地区担当保健師として区民の健康に関するさまざまな相談を受け、保健指導を行なっている（内訳については、別表3を参照）。また、訪問にあたっては、主治医をはじめ関係機関と必要な連絡をとりながら業務に万全を期している。
 - ② 保健指導（随時及び予約による相談）
面接相談、電話相談、文書等による個別相談に応じている。
 - ③ 健康相談
乳幼児健康相談、精神保健福祉相談、生活習慣病予防相談等、相談日を設けて相談及び保健指導を実施している。
 - ④ グループワーク
同じ健康課題を持つ対象者どうしがその課題を共有したり、個人の問題解決に向けてグループ活動をとおして支援している。
 - ⑤ 健康診査
乳幼児健康診査、生活習慣病予防健診、結核健康診断等、個人及び集団を対象とする健康診断にかかわる保健指導を実施している。
 - ⑥ 健康教育
母親学級、パパママ準備教室、子育て講演会、精神保健福祉講演会、出前講座等、健康知識の普及・意識の啓発を実施している。
 - ⑦ 地区組織活動
民生委員、家族会、患者会、ボランティア活動関係者との連携、NPO等自主グループの支援を実施している。
 - ⑧ その他
上記分類に該当しない活動が様々にある。
- (3) コーディネート
- ① 個別会議
支援に関する保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整のための会議で、個別事例検討会、サービス調整会議など。
 - ② 個別会議以外
個別の支援に関する保健・医療・福祉等の関係機関との連絡・調整。
 - ③ 地域会議
地域ケア体制構築・維持のためのコーディネートなど個人のレベルを越えた連絡調整会議。
 - ④ 地域会議以外
- (4) 教育・研修
- ① 研修企画
関係職員、看護系学生等の講義等に関する調整、資料作成など。
 - ② 実習生指導
保健師等の学生に対する保健所実習の教育指導。
- (5) 業務管理
保健師活動の円滑な推進のために行なう業務。
- (6) 連絡事務
業務に関係する連絡や事務。
- (7) 研修参加
業務遂行に必要な技能・知識を得るための研修参加。

□別表1 保健福祉事業（内訳）

（単位：4時間を1単位とする。）

年度	区分	家庭訪問	保健指導 （面接・電話等）	健康相談	グループワーク	健康診査	健康教育	地区組織活動	その他	合計（単位）
3		752.5	2,647.5	445.0	121.0	1,381.5	333.0	64.0	858.5	6,603.0
4		688.0	2,421.5	399.5	145.5	1,172.0	371.5	134.0	747.5	6,079.5
5		651.0	2,860.5	583.0	180.0	1,593.5	347.5	107.5	67.5	6,390.5
6		735.0	3,185.0	618.5	206.5	1,357.0	311.5	130.0	23.5	6,567.0
7		787.5	2,995.0	725.5	212.5	1,567.0	649.5	179.5	29.0	7,145.5
	保健予防課	74.5	545.0	119.5	0.0	65.0	116.5	21.0	12.0	953.5
	健康推進課	475.0	1,634.5	419.0	119.0	896.5	374.5	30.5	12.0	3,961.0
	長崎健康相談所	238.0	815.5	187.0	93.5	605.5	158.5	128.0	5.0	2,231.0

（注）令和3年度と4年度は新型コロナウイルス感染症疫学調査や健康観察のため「その他」が高い割合となっている。

□別表2 主な保健福祉事業一覧

	健康診査・ 健康相談	健康教室・ グループワーク	地区活動 （家庭訪問・面接・電話）	地区組織活動・ 関係機関連携会議
母子保健	◇ 乳児健診 ◇ 1歳6か月児健診 ◇ 3歳児健診 ◇ 乳幼児経過観察 ◇ 心理経過観察相談 ◇ 乳幼児健康相談（出張育児相談）	◇ 母親学級 ◇ パパママ準備教室 ◇ プレママサロン ◇ 母乳・卒乳教室 ◇ おかあさんのお休み時間 ◇ 新米パパママのひろば ◇ 親子遊び教室（心理集団活動） ◇ 家庭の事故予防教育 ◇ 子育て講座	◇ ゆりかご面接（妊娠届出時全数面接・伴走型相談支援） ◇ としま子育て応援パートナー事業 ◇ 妊産婦訪問 ◇ こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問・乳児全戸訪問・伴走型相談支援） ◇ 未熟児訪問 ◇ 産後ケア事業 ◇ 乳幼児健診未所者訪問 ◇ 心身障害児・長期療養児訪問	◇ こんにちは赤ちゃん対応会議 ◇ 子育てサロン講話 ◇ 子育てネットワーク会議 ◇ 赤ちゃん訪問指導員研修会 ◇ ツインスマイル（ふたご・みつごの会） ◇ 産後ケア事業所連絡会 ◇ 要保護児童等対策地域協議会 ◇ 三機関連携会議 ◇ こども家庭センター合同会議
成人保健	◆ 生活習慣病予防健診（男性） ◆ 女性の骨太健診 ◆ 健康相談 ◆ 女性のための健康相談	◆ 健診時集団教育 ◆ 女性の健康教室 ◆ 啓発セミナー・講座 ◆ 尿もれ予防教室 ◆ 出前講座 ◆ エイズ予防教育	◆ 訪問指導事業 ◆ 在宅難病患者訪問診療事業 ◆ 難病患者等療養支援 ◆ 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業	◆ 都エイズ啓発拠点事業 ◆ 区内養護部会連絡会 ◆ 難病対策地域協議会
精神保健	◇ こころの相談（精神科医専門相談） ◇ 家族問題相談（精神保健福祉士）	◇ 精神保健福祉講演会 ◇ ゲートキーパー養成講座 ◇ こころのサポーター養成研修	◇ 家庭訪問指導 ◇ 未治療/医療中断者支援 ◇ 精神保健アウトリーチ支援事業 ◇ 措置入院患者退院支援	◇ こころまつり ◇ 自主グループ・家族会支援 ◇ ボランティア講座 ◇ 自殺・うつ病の予防対策委員会 ◇ 心神喪失者等医療観察法ケア会議 ◇ 事例検討会
結核・感染症	◆ 結核管理健診 ◆ 結核接触者健診 ◆ QFT検査 ◆ 日本語学校健診 ◆ HIV（エイズ）・性感染症検査/相談 ◆ 肝炎検査/相談	◆ 集団発生時健康教育 ◆ 感染症予防普及啓発 ◆ 出前講座	◆ 感染症発生動向調査 ◆ 結核および感染症患者療養指導 ◆ 積極的疫学調査 ◆ DOTS（服薬支援） ◆ 肝炎陽性者受診勧奨・肝炎陽性者フォローアップ	◆ 結核医療機関連携会議 ◆ 新型インフルエンザ等推進協議会 ◆ 感染症の診査に関する協議会

□別表3 家庭訪問（内訳）

（単位：件）

区 分 年 度		訪 問 世 帯 数	訪 問 件 数	(内訳)							
				感 染 症	結 核	精 神 障 害	心 身 障 害	長 期 療 養 児	成 人		
									生 活 習 慣 病	難 病	そ の 他
2	実数	782	850	31	1	77	6	2	0	3	1
	延数	1,040	1,248	31	23	175	14	2	0	5	1
3	実数	698	974	157	21	71	8	0	0	5	5
	延数	1,045	1,509	157	68	209	13	0	0	11	8
4	実数	665	804	36	20	60	9	0	0	3	1
	延数	887	1,164	36	48	152	15	0	0	5	1
5	実数	775	912	1	56	129	8	5	0	6	1
	延数	1,423	1,505	1	196	246	16	8	0	10	3
6	実数	803	921	10	74	140	8	7	0	6	0
	延数	1,293	1,553	10	127	342	21	9	0	12	0
7	実数	743	885	27	42	141	6	8	1	8	0
	延数	1,242	1,687	27	99	331	9	24	1	35	0
	保健予防課	実数	50	78	27	42	9	0	0	0	0
		延数	107	153	27	99	27	0	0	0	0
	健康推進課	実数	428	461	0	0	76	5	5	1	8
		延数	684	879	0	0	165	8	13	1	35
	長崎 健康相談所	実数	265	346	0	0	56	1	3	0	0
		延数	451	655	0	0	139	1	11	0	0

下表に続く

（単位：人）

（単位：人）

区 分 年 度								面 接 相 談	電 話 ・ 文 書	関 係 機 関 連 絡 お よ び 連 携
		妊 産 婦	乳 児			幼 児	そ の 他			
			未 熟 児	新 生 児	一 般 乳 児					
3	実数	251	26	162	158	102	8			
	延数	287	31	167	436	112	10	1,386	37,298	8,738
4	実数	238	24	146	150	114	3			
	延数	259	24	155	346	120	3	1,648	13,970	9,717
5	実数	245	19	158	150	130	4			
	延数	270	35	161	418	136	5	1,628	13,671	8,219
6	実数	254	16	158	145	99	4			
	延数	285	16	185	376	135	5	1,112	11,461	9,431
7	実数	225	10	141	178	93	5			
	延数	250	12	154	621	114	10	1,377	11,109	10,164
保健予防課	実数	0	0	0	0	0	0			
	延数	0	0	0	0	0	0	445	1,982	2,376
健康推進課	実数	119	2	70	107	67	1			
	延数	131	2	76	365	82	1	548	6,364	5,762
長崎 健康相談所	実数	106	8	71	71	26	4			
	延数	119	10	78	256	32	9	384	2,763	2,026

（注） 家庭訪問（延数）の上位は、①乳児46.7%、②精神障害19.6%、妊産婦14.8%となっている。

22. 保健所実習

[1] 学生実習

医療関係の学校からの依頼により、各課で分担して公衆衛生教育を実施している。

☐ 受入実績

年度 \ 区分			グループ数	実人員(人)	延人員(人)
3			11	34	293
4			9	28	263
5			10	28	242
6			9	25	256
7			12	33	264
保健 予防 課	医学生		3	8	8
	(内訳)	東京医科大学	2	7	7
		東京女子医科大学	1	1	1
	小 計		3	8	8
健康 推進 課	看護系学生		2	6	120
	(内訳)	上智大学	1	4	80
		首都医校	1	2	40
	管理栄養士養成施設学生		3	10	60
	(内訳)	大妻女子大学	3	10	60
	小 計		5	16	180
長崎 健康 相談 所	看護系学生		2	4	46
	(内訳)	首都医校	1	2	40
		母子保健研修センター	1	2	6
		助産師学校			
	管理栄養士養成施設学生		2	5	30
	(内訳)	大妻女子大学	2	5	30
	小 計		4	9	76

[2] 医師臨床研修

☐ 受入実績

医師法第16条の2に規定する臨床研修に関する省令に基づき、可能な範囲で区内の臨床研修病院である東京都立大塚病院からの依頼により臨床研修協力施設として、地域保健研修を希望する研修医の受入れを実施している。

地域保健研修においては、公衆衛生の重要性を実践の場で学ぶことが最重要課題であり、また診断・治療といった臨床的診療行為だけではなくヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進活動等を理解することを目標としている。

年度 \ 区分	実人員(人)	研修期間
3	3	3名 2日間
4	6	2名 2日間
5	7	2-3名 1日間
6	7	2-3名 1日間
7	7	3-4名 1日間

23. 休日・平日準夜診療

休診日における救急患者に対する医療対策として、休日応急診療及び休日調剤を実施している。また、平成19年12月から小児初期救急医療対策として平日準夜間小児初期救急診療事業を開始し、令和元年10月からは文京区と共同実施を開始。名称を「豊島文京（平日準夜間）こども救急」と変更した。

[1] 休日診療

内科及び小児科は、休日（日曜日・祝日及び年末年始）に固定の診療施設において、豊島区休日・準夜診療事業実施要綱に基づき豊島区医師会に委託して実施している。また年末年始には巣鴨地区において輪番制診療所による診療事業も実施している。

歯科は、豊島区休日歯科応急診療事業実施要綱に基づき豊島区歯科医師会に委託して実施している。

令和8年5月7日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
内科・小児科	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋休日診療所	050(3146)4578 (電話予約制)	・休日 昭和55年 4月 1日
	午後5時～ 午後10時	土曜日	(南池袋2-1-1 豊島区保健所2階)		・休日準夜 昭和53年10月15日 ・土曜日準夜 平成 3年 4月 6日
	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区長崎休日診療所 (長崎2-27-18 長崎複合施設1階)	050(3146)4577 (電話予約制)	昭和58年 6月 5日
	午前9時～ 午後5時	年末年始 (12月31日 ～1月3日)	巣鴨地区（輪番制）		
歯科	午前9時～ 午後5時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	豊島区池袋歯科 休日応急診療所 (南池袋2-1-1 豊島区保健所1階 あぜりあ歯科診療所内)	03(5985)5577 (電話予約制)	昭和54年 7月 1日

(注1) 準夜とは、午後5時～午後10時をいう。

(注2) 豊島区長崎休日診療所は、平成3年6月2日に長崎保健所（長崎3-6-24）内から移転。

(注3) 豊島区池袋休日診療所は、平成11年1月15日に豊島区池袋休日診療所（西池袋3-22-16）及び豊島区雑司が谷休日診療所（雑司が谷3-1-7）を統合し、移転開設。

(注4) 豊島区池袋歯科休日応急診療所は、平成11年1月15日に豊島区歯科休日応急診療所から名称変更し、豊島区歯科医師会館（南大塚2-37-1）内より移転。

(注5) 豊島区長崎歯科休日応急診療所（長崎2-27-18、平成3年6月2日開始）は平成13年3月31日をもって廃止。

(注6) 豊島区巣鴨休日診療所（巣鴨4-22-17、昭和56年6月7日開始）は平成17年3月31日をもって廃止。

年末年始の4日間のみ、輪番制（在宅当番医方式による診療）を行なっている。

(注7) 豊島区池袋休日診療所及び豊島区歯科休日応急診療所は池袋保健所の移転に伴い、令和元年10月15日に池袋1-20-9から移転。

(注8)豊島区池袋休日診療所及び豊島区歯科休日応急診療所は豊島区保健所への移転に伴い、令和8年5月7日に東池袋4-42-16より移転

[2] 平日準夜間小児初期救急診療

平成19年12月から、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業実施要綱に基づき、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業を開始した。都立大塚病院、豊島区医師会と協定を結んで実施。

令和元年10月より文京区と協定書を交わし、当事業を共同実施とした。関係団体は、豊島区、文京区、都立大塚病院、豊島区医師会、文京区医師会、小石川医師会の計6団体。事業内容に変更はない。

令和8年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電 話	開始時期
小児科	午後8時～ 午後11時	月曜～金曜 (祝日及び 12月29日 ～1月4日 を除く)	豊島文京(平日準夜間) こども救急 都立大塚病院内 (南大塚2-8-1 1階救急外来診察室)	03(3941)3211	平成19年12月3日 (令和元年10月1日 より文京区と共同 実施)

[3] 休日調剤

休日(日曜日・祝日及び年末年始)に、処方箋による調剤業務を豊島区休日調剤事業実施要綱に基づき豊島区薬剤師会へ委託し、休日調剤業務を実施している。平成25年4月1日より、長崎地区の調剤については、長崎休日診療所にて院内処方を行なっている。

令和8年5月7日現在

区分	時間	診療日	医療機関・地区名	電 話	開始時期
調剤	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	池袋あうる薬局 (南池袋2-1-1 豊島区保健所1階)	03(3984)7540	平成18年12月1日
	午後5時～ 午後10時	土曜日			
	午前9時～ 午後5時30分	年末年始	巣鴨地区(輪番制)		

[4] 利用状況

(1) 休日診療(内科・小児科)実績

(注) 年末年始在宅当番医方式による診療を含む。

区分 年度	休 日 昼 間							休日準夜		土曜日準夜	
	診 療 所				在宅当番医		休日 昼間 合計 (人)	準 夜 数 (日)	池 袋 休 日 診 療 所 (人)	準 夜 数 (日)	池 袋 休 日 診 療 所 (人)
	休 日 数 (日)	池 袋 (人)	長 崎 (人)	合 計 (人)	診 療 日 数 (日)	受 診 者 数 (人)					
3	73	480	314	794	4	49	843	73	208	51	136
4	73	557	339	896	4	85	981	73	248	50	150
5	74	1,008	853	1,861	4	249	2,110	74	556	50	250
6	73	1,002	956	1,958	4	376	2,334	73	575	49	200
7	73	957	811	1,768	4	156	1,924	73	495	50	205

(2) 平日準夜間小児初期救急診療実績

区分 年度	平 日 準 夜			
	実施 日数 (日)	0～4歳 (人)	5～15歳 (人)	合 計 (人)
3	241	244	98	342
4	242	265	122	387
5	242	282	210	492
6	243	152	134	286
7	242	200	119	319

(3) 休日診療（歯科）実績

区分 年度	休日昼間	
	休日 数 (日)	池 袋 (人)
3	73	243
4	73	223
5	74	238
6	73	302
7	73	296

(4) 休日調剤実績

(注) 長崎休日診療所における院内処方数を含む。

区分 年度	休 日 昼 間				休日準夜		土曜準夜		準 夜
	休 日 数 (日)	内 科 系 (人)	歯 科 系 (人)	合 計 (人)	準 夜 数 (日)	内 科 系 (人)	準 夜 数 (日)	内 科 系 (人)	合 計 (人)
3	73	675	104	779	73	248	51	115	363
4	73	741	81	822	73	316	50	146	462
5	74	1,738	95	1,833	74	697	50	242	939
6	73	1,866	101	1,967	73	677	49	188	865
7	73	1,611	86	1,697	73	586	50	186	772

[5] 東京都保健医療情報センターにおける夜間休日連絡通報受理業務

区民等からの緊急の通報に対応できるように、東京都保健医療情報センターに連絡通報受理業務を委託している。

なお、保健所の業務時間外である夜間・休日においては、「東京都医療機関案内サービスひまわり」（電話・FAX）及び医療情報ネット「ナビイ」（インターネット）として24時間案内している。

連絡通報受理業務対象		
・感染症関係	・精神保健関係	・飲料水汚染事故関係
・食中毒関係	・咬傷事故等動物関係	・苦情関係
・予防接種による副反応関係	・光化学スモッグ関係	・その他異例事項

24. 在宅医療の推進

区民が自宅で安心して療養できる体制を整備するため、平成22年度から区内関係団体で構成する会議体を運営し、医療及び介護スタッフの連携強化を図っている。また、在宅医療関係者の連携強化につながる事業及び区民への普及啓発事業を合わせて実施している。

[1] 在宅医療連携推進会議

地域医療連携ネットワークの構築及び課題の解決を目的として、会議を設置・開催した。この会議は下記の職種の委員で構成され、年3回開催している。また、個別の課題解決を目的とした部会を設置し、定例会の他、研修会等を実施している。

構成	学識経験者、医師（診療所、病院）、歯科医師、薬剤師、看護師（病院、訪問看護ステーション）、介護支援専門員、リハビリテーションスタッフ、高齢者総合相談センター職員、在宅医療相談窓口相談員、歯科相談窓口相談員、区民、保健所長
部会	口腔・嚥下障害部会、在宅服薬支援部会、訪問看護ステーション部会、リハビリテーション部会、ICT部会、臨床倫理部会、感染症対策部会（休会中）

[2] 事業実績

(1) 在宅医療コーディネーター研修

在宅医療に関わるスタッフ（主として介護支援専門員）を対象に、在宅医療に関する知識の習得と多職種連携を目的とした研修を実施している。

□研修実績

区分 年度	研 修 名	実施日程	回数 (回)	受講者数 (人)
3	在宅医療コーディネーター研修	令和3年9月～ 令和4年1月	5	12
4	在宅医療コーディネーター研修上級編	令和4年9月～ 令和5年1月	5	14
5	在宅医療コーディネーター研修基礎編	令和5年9月～ 令和6年1月	5	20
6	在宅医療コーディネーター研修基礎編	令和6年9月～ 令和7年1月	5	15
7	在宅医療コーディネーター研修上級編	令和7年9月～ 令和8年1月	5	21

(2) 区民向け講座

区民に対し在宅医療についての知識を普及啓発するために、各種講座を開催している。

□令和7年度実績

開催概要	講 座 名	参加者数 (人)
9月27日(土) 会場：としまセンタースクエア	「グリーフケア～ケアとグリーフと Grievability～」 講師：儀賀理暁氏（埼玉医科大学総合医療センター 緩和医療科・呼吸器外科教授）	48
12月6日(土) 会場：豊島区医師会館	「健康寿命延伸のための糖尿病食事療法」 講師：長谷川久芳氏（豊島区医師会地域医療連携委員会）	45
12月7日(日) 会場：としま区民センター	「趣味と生きる」 講師：高田誠氏（元東京女子学院高等学校教諭） ※講演後にお薬相談会を開催	19
3月7日(土) 会場：豊島区医師会館	「在宅でこそ その人らしく」 講師：平原佐斗司氏（東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所 研修・研究センター長）	45

(3) 在宅医療関係者交流会

区内の在宅医療、介護関係者のネットワークづくりを推進することを目的とし、講演のほか、在宅医療・介護連携の事例検討を実施する。

参加職種：区内診療所及び病院医師、歯科医師、薬剤師、病院看護師、訪問看護師、歯科衛生士、介護支援専門員、リハビリテーションスタッフ、高齢者総合相談センター職員、学識経験者、区民等

区分 年度	開催年月日	参加者数（人）	場 所
3	令和4年3月5日	68	オンライン
4	令和5年3月4日	30	オンライン
5	令和6年3月2日	112	としまセンタースクエア
6	令和7年3月1日	72	としまセンタースクエア
7	令和8年3月7日	60	豊島区医師会館

(4) 在宅医療相談窓口（平成24年10月1日開設）

在宅医療を希望する区民、家族、医療機関、介護事業者などからの在宅医療に関する相談を受けるとともに、必要に応じて在宅医療に必要な医療・介護スタッフの確保・連携調整を行なう、ワンストップ型のサービス窓口を設置することにより、区民が安心して在宅医療を受けられる体制を整備する。

□相談件数

（単位：件）

年度	計	内訳						
		電話	訪問	来所	文書	メール	SNS	その他
3	5,990	1,844	157	129	146	524	2,979	211
4	6,135	1,844	172	111	168	511	3,145	184
5	4,925	1,483	141	109	157	489	2,395	151
6	4,180	1,003	97	101	115	618	2,072	174
7	4,150	1,119	151	114	131	666	1,823	146

(6) 歯科相談窓口（平成26年6月3日開設）

通院による歯科診療が困難なため、在宅または入所施設などで訪問歯科診療や訪問口腔ケアなどを希望する区民、医療機関、事業所などからの相談を受け付ける。また、がん患者の周術期における口腔ケア、その他歯と口腔の健康全般に関する相談も受け付け、関係機関との連絡調整を行ない、歯と口腔の健康づくりを効果的に推進する。

□相談件数

（単位：件）

年度	計	内訳				
		電話	メール	F A X	来所	その他
3	1,536	1,165	5	336	30	0
4	1,204	914	2	259	29	0
5	986	740	0	236	7	3
6	966	708	1	235	22	0
7	704	539	4	144	16	1

(7) 在宅療養後方支援病床確保事業（平成29年6月1日モデル事業開始）

区内の在宅療養者が、病状の急性増悪等のため一時的に入院を必要とする場合に、入院治療を受けるための病床を確保することにより、在宅療養者及びその家族が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を継続できるよう支援することを目的とする。

□件数

年度	入院件数 (延べ人数)	入院日数（日）	協力病院数
3	12	81	12
4	25	166	12
5	14	96	12
6	28	171	11
7	34	224	9

（注）協力金支払上限は1件あたり7日間

(8) 地域医療・介護ネットワーク構築事業（平成30年4月1日事業開始）

区において、在宅療養患者を支える体制を整備するため、I C Tネットワーク等の積極的活用を図りつつ、医療・介護従事者等の連携を推進し、相互に補完し合いながらチームによる24時間の連絡体制、診療体制を構築するための豊島区医師会の取り組みに対し、区が必要な経費を補助することにより、区民の在宅療養生活の質・量的な充足に資することを目的とする。

25. 豊島健康診査センター

医療法人財団豊島健康診査センターは、超高齢社会、介護保険制度に対応した地域医療の基盤整備を目的として区と区医師会において共同設立した。MR I、マルチスライスCT等の高度医療機器を配備し、画像診断及び検体分析の両面において高度な検査体制を供し、地域医療を支援する精密検査機関としての役割を担うことにより、地域医療の高度化を図り、もって区民の健康の推進・増進に寄与するために運営している。

所在地	豊島区上池袋2丁目5番1号健康プラザとしま5～7階
名称	医療法人財団 豊島健康診査センター
面積	1,705.26 m ²
開設年月日	平成11年9月1日

[1] 豊島健康診査センターが担う役割

(1) 地域医療を支援する精密検査機関

区民の身近なかかりつけ医の依頼に基づき、高度な精密検査を迅速に行ない、精度の高い検査結果を提供するなど地域医療の充実、強化に寄与する。

(2) 豊島区が実施する各種健康診査の拠点施設

豊島区が実施する特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診などにおける画像診断や検体検査・細胞診の分析検査を受託している。

(3) 保健指導の実施

豊島区の特定保健指導及び糖尿病重症化予防事業を受託し、地域に密着した疾病予防と重症化防止に注力している。また、東京都共済組合など各保険組合の特定保健指導にも対応している。

[2] 主な検査機能

(1) 画像診断部門

- | | |
|---------------------|------------|
| ・MR I（磁気共鳴断層撮影装置）検査 | ・電子内視鏡検査 |
| ・マルチスライスCT検査 | ・胃部X線テレビ撮影 |
| ・乳房X線検査 | ・胸部X線単純撮影 |
| ・骨密度測定検査 | ・眼底検査 |
| ・超音波検査 | |

(2) 臨床検査部門

- ・血液生化学検査（肝機能、脂質代謝、糖代謝、腎機能等）
- ・血液検査（貧血・炎症・凝固）
- ・便潜血反応検査
- ・細胞診検査
- ・血液血清学的検査（感染症、腫瘍マーカー等）

(3) 保健指導部門

- ・特定保健指導（個別・集団）
- ・糖尿病重症化予防事業（個別・集団）

[3] 事業実績

(1) 画像診断部門

地域の医療機関からの依頼や区の委託事業等により画像診断を実施している。

(単位：件)

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7
MR I 診断	1,006	1,043	922	960	898
C T 検査	8,868	8,942	9,337	9,001	10,161
内視鏡診断	997	923	1,010	1,069	1,158
超音波診断	629	667	623	868	911
骨塩定量検査	2,681	2,972	2,858	2,874	2,808
乳房撮影検査	6,733	6,572	7,321	6,756	7,086
消化管撮影診断	7,314	7,385	7,349	7,056	6,940
一般撮影診断	25,174	26,008	26,116	26,322	28,236
計	53,402	54,512	55,536	54,906	58,198

(2) 自費診療事業

中小企業及び私立学校等から健診を受託している。

(単位：件)

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7
事業所健診（※1）	8,835	9,159	9,368	9,648	10,138
健保家族特定健診（※2）	310	286	306	269	258
個人健診	1,122	1,274	1,098	959	929
私立学校学生・生徒健診	1,053	1,745	726	721	723
自費検査他	72	60	45	291	396
計	11,392	12,524	11,543	11,888	12,444

（※1）事業所健診には、平成20年度から「協会けんぽ」の健診を含む。

(※2) 健保家族特定健診は平成20年度から始まり、人間ドック学会の集合契約（健診センターが参加）及び豊島区医師会の集合契約（医療機関が参加）によりセンターが検査及び情報処理した件数。

(3) 臨床検査事業

医師会員医療機関からの血液・生化学等の臨床検査と、区から受託した健診による検査を実施している。

(単位：件)

年 度 区 分	3	4	5	6	7
血液・生化学検査	208,786	204,982	204,151	204,084	204,729
便潜血反応検査	18,074	18,240	18,020	19,015	18,810
細胞診検査	11,499	10,728	11,878	10,706	10,903
その他	47,427	46,262	45,920	45,281	46,638
計	285,786	280,212	279,969	279,589	281,080
心電図・眼底視力等	35,285	37,110	36,631	37,843	39,414

(4) 保健事業

区が実施した特定・長寿健康診査の検体検査及び各種がん検診、学校保健法による児童・生徒の健診、労働安全衛生法に基づく教職員・区職員の健診等を受託している。

(単位：件)

年 度 区 分	3	4	5	6	7
高齢者医療確保法による 特定・長寿健診・福祉健診	29,758	28,591	28,628	28,191	27,595
区民がん検診等(※1)	55,864	54,851	58,319	55,127	56,322
公害健康被害補償による 健診	145	162	204	154	150
学校保健法による健診	19,334	19,626	19,804	2,286	2,265
教職員健診・がん検診	1,867	1,856	1,852	1,975	1,903
区職員健診・がん検診 特定保健指導(※2)	5,071	5,058	4,942	5,245	5,380
豊島区国保・健保等の委託による 保健指導等(※3)	733	679	676	677	609

(※1) 平成20年度から区民がん検診等に骨密度・肝炎検査を追加している。

(※2) 平成20年度から区職員健診に特定保健指導分を含む。令和6年度から都共済分含む。

(※3) 平成30年度から保健指導等に糖尿病重症化予防事業実施分を含む。

附属機関等

1. 附属機関等一覧

令和8年4月1日現在

名 称	根 拠	所 掌 内 容
1. 保健所運営協議会 委 嘱 区長 年月日 平成一年一月一日 会 長 1名 委 員 29名 計30名 任 期 2年 開 催 年1回	地域保健法第11条 豊島区保健所運営協議会条例(昭和50年3月15日 豊島区条例第31号)	豊島区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項について審議すること (平成15年度から休止中)
2. 大気汚染障害者認定審査会 委 嘱 区長 年月日 令和 7年 4月 1日 会 長 1名 委 員 5名 計 6名 区条例 10名以内 任 期 2年 開 催 月1回	都条例 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 豊島区大気汚染障害者認定審査会条例(昭和50年3月15日 豊島区条例第33号)	都条例に基づき医療費を助成するため、大気汚染に係る健康障害者の認定に必要な調査審議すること
3. 公害健康被害認定審査会 委 嘱 区長 年月日 令和 8年 1月27日 会 長 1名 委 員 8名 計9名 区条例 15名以内 任 期 2年 開 催 月1回	公害健康被害の補償等に関する法律第45条 豊島区公害健康被害認定審査会条例(昭和50年12月24日 豊島区条例第61号)	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者の更新認定及び補償給付に必要な調査審議すること
4. 公害健康被害診療報酬審査会 委 嘱 区長 年月日 令和 8年 4月 1日 会 長 1名 委 員 5名 計 6名 区条例 6名以内 任 期 2年 開 催 月1回	公害健康被害の補償等に関する法律第23条 豊島区公害健康被害診療報酬審査会条例(昭和50年12月24日 豊島区条例第62号)	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する疾病にかかっていると認定された者に関する診療報酬点数について、審査すること
5. 予防接種健康被害調査委員会 委 嘱 区長 健康被害発生時に委嘱 会 長 1名 委 員 7名以内 計8名以内 任 期 調査報告終了まで 開 催 随 時	豊島区予防接種健康被害調査委員会設置要綱 (昭和55年4月1日区長決裁)	予防接種による健康被害もしくはその疑いの発生に際し、医学的な見地から調査すること
6. 感染症の診査に関する協議会 委 嘱 区長 年月日 令和 7年 4月 1日 会 長 1名 委 員 11名 計12名 任 期 2年 開 催 月2回	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 豊島区感染症の診査に関する協議会条例(平成11年3月23日 豊島区条例第20号)	就業制限の通知、入院勧告、入院の期間の延長並びに患者の医療費用負担を審議すること、就業制限、入院の措置の報告に関し、意見を述べること

名 称	根 拠	所 掌 内 容
7. 豊島区健康プラン推進会議 委 嘱 区長 年月日 令和5年7月18日 会 長 1名 委 員 13名 計14名 任 期 2年 開 催 年5回	健康プラン推進会議設置要綱 (平成21年10月1日 健康担当部長決定)	健康プランの推進・評価について意見を述べること、豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画の推進・評価に関すること、その他の健康施策に関し、意見を述べること
8. 豊島区がん対策推進会議 指 名 区長 年月日 令和7年 8月 4日 会 長 1名 委 員 15名 計16名 任 期 就任した年度の末日 開 催 年4回	豊島区がん対策推進会議設置要綱 (平成22年4月1日 健康担当部長決定)	区においてがん対策を推進するにあたり、区の現状の検証、がん対策に関する条例の制定及びがん対策に関する計画の策定等について専門的な見地から検討すること
9. 豊島区在宅医療連携推進会議 指 名 区長 年月日 令和7年 5月27日 会 長 1名 委 員 25名 計26名 任 期 就任した年度の末日 開 催 年3回	豊島区在宅医療連携推進会議設置要綱(平成22年6月1日 健康担当部長決定)	区民の医療に携わる関係機関の連携を強化し、豊島区の在宅医療体制を整備・推進すること
10. 豊島区災害医療検討会議 依 頼 区長 年月日 令和6年 4月 1日 会 長 1名 委 員 23名 計24名 任 期 2年 開 催 年1回	豊島区災害医療検討会議設置要綱 (平成25年9月5日 健康担当部長決定、令和6年2月29日改正)	災害時の救命救急活動や医療体制、搬送体制、保健・衛生体制等に関して意見を述べること
11. 豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会 依 頼 区長 年月日 令和7年 2月27日 委 員 10名 任 期 2年 開 催 年1～3回	豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会設置要綱(平成26年10月3日 健康担当部長決定、令和6年2月21日改正)	新型インフルエンザ等の対策の円滑な推進のため、感染症その他専門的な見地からの意見及び助言を得ること
12. 豊島区難病対策地域協議会 委 嘱 区長 年月日 令和7年 4月 1日 委 員 17名 任 期 2年 開 催 年1回	豊島区難病対策地域協議会設置要綱(令和3年12月7日 池袋保健所長決定)	難病患者及びその家族に対する支援体制の課題を情報共有し、地域における関係機関の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の在り方や支援体制の整備等について協議すること
13. 豊島区小児慢性特定疾病審査会 委 嘱 区長 年月日 令和6年 4月 1日 会 長 1名 委 員 4名 計5名 任 期 2年 開 催 該当案件がある場合に開催	児童福祉法第19条の4第1項 豊島区小児慢性特定疾病審査会条例(令和4年10月24日 豊島区条例第47号)	児童福祉法第19条の3第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費助成の申請に対し、同条第4項に規定する医療費支給認定をしないことに関し審査を行い、意見を述べること

2. 令和7年度財政補助団体一覧

団 体 名	事 業 名	令和7年度 会員数(人)
(公 社) 豊 島 区 医 師 会	地域医療・介護ネットワーク構築事業	454
(公 社) 豊 島 区 薬 剤 師 会	使用済み注射針回収事業 お薬手帳発行事業 在宅医療に関する医療用麻薬管理及び高度管理医療機器等貸出事業	121
豊 島 区 歯 科 技 工 士 会	義歯名入れ・歯科技工啓発事業	18
東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会	覚せい剤等薬物乱用防止推進普及啓発活動事業	10
豊 島 区 救 急 業 務 連 絡 協 議 会	救急業務活動推進事業	10
い け よ ん プ ロ ジ ェ ク ト	いけよん地区住民向け医療・福祉相談事業	26
豊 島 区 食 品 衛 生 協 会	食品衛生の普及啓発と食品衛生自治指導員による巡回指導事業	404
まち・どうぶつと共に生きる会	飼い主のいない猫とペットに係る活動及び地域の見守り活動	15
NPO法人 東京キャッツアイ	地域猫活動及び飼い主への援助護活動	10
と し ま コ ス モ ス の 会	精神保健福祉ボランティアによる「フリースペース」の運営	22

豊島区の保健衛生（事業概要）

令和8年版

令和8年9月発行

発行編集	豊島区健康部・豊島区保健所 〒171-0022
所在地	東京都豊島区南池袋2丁目1-1 電話03(3987)4203